

アジア研究所・アジア研究シリーズ No.101

創設50周年を迎えたASEANの 課題と展望

平成29・30年度研究プロジェクト
「創設50周年を迎えたASEANの課題と展望」

亜細亜大学アジア研究所
2020年3月

アジア研究所・アジア研究シリーズNo.101

創設50周年を迎えたASEANの 課題と展望

平成29・30年度研究プロジェクト
「創設50周年を迎えたASEANの課題と展望」

研究代表者 石川 幸一

目 次

はしがき	1
ASEAN 中心性と ASEAN のインド太平洋構想	石川 幸一 7
太平洋島嶼国への中国の影響力拡大と今後	藤森 浩樹 35
東アジア諸国の供給・調達網への参加度の実態とアセアンの課題 —グローバル・バリュー・チェーン・インデックスの計測に基づいて—	玉村 千治 65
ミャンマー北東部における中国経済の浸透	藤村 学 83
ASEAN の経済統合と AFTA —AEC2025 の進捗と課題—	助川 成也 111
メコン地域における連結性の改善 —越境交通ネットワークの新しい動き—	春日 尚雄 139
フィリピンの条件付現金給付プログラム —発足初期段階のインパクト評価を考察—	野沢 勝美 167
ASEAN 金融統合 —現地銀行による現地通貨建て取引拡充への取組—	赤羽 裕 203

通商公報（領事報告）掲載の蘭領東インド（インドネシア）

関係記事の概要と特徴

—1913年から1924年— …………… 南原 真 223

アジア通貨金融危機後のタイ金融システム改革

—FSMPの変遷過程— …………… 布田 功治 271

創設50周年を迎えたASEANの 課題と展望

は し が き

東南アジア（ASEAN）を対象とする研究プロジェクトは、平成19年（2006年）に「東南アジアのグローバル化とリージョナル化」として開始された。その後、同プロジェクトはIVまで続き、平成27年には「経済共同体創設後のASEANの課題」、平成29年からは「創設50周年を迎えたASEANの課題と展望」が実施されている。

この14年間のASEANの発展および環境の変化は激しい。ASEANは2007年にASEAN経済共同体ブループリントを採択し、経済共同体構築を本格化し2015年末に計画通りASEAN経済共同体を創設した。また、2017年にはASEAN創設50周年を迎え、日本でもASEANがメディアで脚光を浴びた。現在は、ASEAN経済共同体2025を目指し行動計画を実施している。

ASEANを取り巻く国際情勢は大きく変わっている。2008年にリーマンショックが勃発し世界は金融危機に見舞われた。ASEAN各国は世界金融危機の影響を受け、2009年に成長率が大幅に低下した国が多かったが、2010年にV字型の回復を成し遂げている。中国は2010年にGDPで世界第2位に躍進し、習近平政権は2013年に中国から中央アジア、ASEAN、南アジア、欧州、アフリカに至る壮大な地域開発構想である「一帯一路」構想を開始し、2015年にはアジアインフラ投資銀行（AIIB）が発足した。ASEANの10カ国は全て「一帯一路」構想とアジアインフラ投資銀行（AIIB）に参加している。

2010年に始まったTPPは2015年に合意し2016年に調印まで進んだが、トランプ政権は2017年にTPPを離脱、米国を除く11カ国は2018年3月にTPP11に調印し同年12月に発効した。TPP11にはASEANから4カ国が参加している。トランプ政権は中国からの輸入品に通商法301条により追加

関税を発動し、中国側は報復関税を課したことから米中貿易戦争の様相を呈している。2013年に始まったRCEP交渉は難航し、2018年中の合意に至らなかった。

このように激変する国際環境の中でASEANは安定した経済発展を続け、経済統合を着実に進めた。現在は、政治経済リスクが世界の途上国の中でも最も低い新興市場、生産基地として注目されている。一方で、域内格差、中所得の罍、環境問題、インフラ整備の必要性の増大、中国の影響の拡大、ASEAN中心性の確保などの課題に直面している。

本研究プロジェクトを実施した12年間はASEANの発展にとり極めて重要な期間であり、報告書（本書を含め6冊）はこの期間のASEANの発展の軌跡と課題への対応を知るための基本資料となっている。本研究プロジェクトには亜細亜大学を初めとする各大学のASEAN研究者、政府機関、研究所、民間企業のASEAN事業経験者や研究者が参加している。なお、大学以外から参加した4名の委員が現在大学の教員としてASEANの研究と教育で活躍している。

本報告書は、平成29～30年度（2018～19年度）に実施した研究プロジェクト「創設50周年を迎えたASEANの課題と展望」の報告書である。各論文の要旨は下記の通りである。

石川論文「ASEAN中心性とASEANのインド太平洋構想」

ASEAN中心性は、アジアの地域制度枠組みでASEANが中心的な位置を占め、主導的な役割を果たすことを意味している。ASEAN中心性には形式的な中心性と実質的な中心性の2つがある。ASEAN中心性はASEANの利益にとり不可欠であるが、域外大国にとっても利用価値があった。経済統合では、RCEPがASEAN中心性が機能している代表的な事例である。地域協力では、2019年6月に発表されたASEANのインド太平洋構想でASEAN中心性を原則として強調している。

藤森論文「太平洋島嶼国への中国の影響力拡大と今後」

近年、中国からの太平洋島嶼国（以下島嶼国）への影響力は、島嶼国と中国との援助や貿易といった経済関係の緊密化と並行して急速に強まっている。一方、島嶼国に対して従来から政治的・軍事的に影響力を持つ豪州、米国は中国の島嶼国へのアプローチに警戒感を強め、対抗するような姿勢や動きを示している。中国の島嶼国への攻勢は、台湾が国交を持つ島嶼国各国を翻し、中国との国交を開始させ、国際政治上で台湾を牽制するという狙いが含まれている。島嶼国地域全般にて、現状、安全保障面では当面中国が豪州と米国の存在感を上回することは考え難い。ただ、今後中国の存在が必要以上に高まらないように、日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」の枠組みに島嶼国を如何に位置付けるのか考慮すべきであろう。

玉村論文「東アジア諸国の供給・調達網への参加度の実態とアセアンの課題—グローバル・バリュー・チェーン・インデックスの計測に基づいて—」

グローバル・バリュー・チェーン（GVC）への参加度をOECDの概念に基づき2005年と2010年のアジア国際産業連関表（要約1部門表）を用いて計測し、先行アセアン5カ国、中国、韓国、台湾、日本および米国を対象にその特徴をみる。その結果、アセアン諸国相互間の参加度が対域外に比べ低いことが認められた。AECの安定的経済成長のために、「単一市場」と「単一生産地」の形成を加速させ域内産業の競争力向上と外資導入を一層図り、強固な域内付加価値連鎖を図ることが重要だと結論づける。

藤村論文「ミャンマー北東部における中国経済の浸透」

本論文は筆者が2019年3月に実走したマングレー～ピンウールイン～ティーボー～ラーショー～ムセの陸路ルートとミッチナー周辺について、陸路インフラ整備の現状と沿線の工業団地の現状および中国資本の動きなどについて報告・考察する。ミャンマー北東部の和平プロセスが不安定な地域において、中国との陸路貿易の隆盛、経済大国化した中国のプレゼン

スが浸透している現況と国境地帯の様子を報告するとともに、複雑な現地の政治経済事情の整理を試みる。

助川論文「ASEANの経済統合とAFTA—AEC2025の進捗と課題」

ASEAN経済共同体（AEC）が2015年末に創設されて4年が経過した。次なる目標であるAEC2025の期限まで間もなく折り返し地点を迎えようとしている。ASEAN自由貿易地域（AFTA）が2018年1月に完成して以降、産業界のAECでの関心は「通関手続きの円滑化」や「非関税障壁の撤廃」等にシフトしている。これらもAFTAを補強するために重要な取り組みである。ASEAN地域自己証明制度（AWSC）やASEANシングルウィンドウ（ASW）の導入もさることながら、世界的に保護主義が蔓延しつつある中、「真の地域経済統合」を目指すASEANが、「非関税障壁」という保護主義の芽を着実に摘み取ることが出来るか注目されている。AEC2025が目指す「高度に統合し結束した経済」の実現には、一部に痛みも伴うが、ASEAN自らの統合の加速化と深化、着実な成果の積み上げが不可欠である。

春日論文「メコン地域における連結性の改善—越境交通ネットワークの新しい動き」

AECの重要な要素として、ASEAN連結性の強化が進められている。ASEAN越境交通協定の進展により協定の実際の運用が始まりつつある。またサブリージョナルなGMSの枠組みについても、越境交通協定（CBTA）が新しい動きがある。近年の現地調査に基づいた連結性改善の事例を示したい。一方、中国と一帯一路構想（BRI）の影響が拡大しており、ラオスにおける高速鉄道計画などは中国のプレゼンスの拡大であると共に、ASEANやGMSなど既存の枠組みとどのように共存できるのか注視する必要がある。

野沢論文「フィリピンの条件付現金給付プログラム—発足初期段階の評価を考察—」

フィリピンにおいてアロヨ政権下の2007年に条件付現金給付プログラムが着手された。これは貧困世帯の子供就学を奨励する教育支援と貧困世帯各員の健康管理を目的に、当該子供の母親に対し直接現金を給付するプログラムで、貧困率20%とされるなかで画期的な貧困削減策とされた。一方、これにはばら撒き政策などとの批判も展開されている。このため着手から5年後に実施された各種インパクト評価をもとに、実施上の諸課題を述べる。

赤羽論文「ASEAN金融統合～現地銀行による現地通貨建て取引拡充への取組み」

本論文は、域内の貿易自由化や市場統合など幅広い分野を含むASEAN経済共同体のうち、金融分野を中心に考えるもの。具体的には、ASEAN銀行枠組の取組を含めて、ASEAN内の銀行の活動の自由化を進める動きと域内通貨建て取引の利用促進への活動に焦点を当てる。第1節でASEANの金融統合を概観。そのうえで、第2節で焦点を当てる現地銀行の取組内容と計画の進捗状況を先行研究と合わせ確認した。第3節で、そうした現地銀行の活動と現地通貨利用の状況と課題を考えた。そのうえで、金融統合枠組の中心である適格ASEAN銀行と域内通貨利用促進の施策Local Currency Settlement Frameworkを中心に今後の展望を述べた。

南原論文「通商公報（領事報告）掲載の蘭領東インド（インドネシア）関係記事の概要と特徴—1913年から1924年—」

日本の領事報告の中で『通商公報』は、1897年（明治30年）から1913年（大正2年）の『通商彙纂』の後1913年4月から1924年（大正14年）12月にかけて刊行された帝国領事報告であり、発行回数は毎月8～9回であった。報告内容は商業、貿易、農業、財政及経済、関税、外国法規、商品市況、検疫、交通など実に多岐に渡る内容が報告された。

『通商公報』の蘭領東インドの領事報告は、商業、商品市況の紹介、農業を中心としながらも、財政及び経済、関税及び条約、外国法規、工業、鉱業、検疫など多岐にわたる内容が掲載された。主要輸出品である砂糖の生産・輸出動向だけではなく、綿製品や雑貨など各商品のマーケティング情報、対本邦重要貿易商品、鉱業などの産業調査を含む幅広い内容が網羅されている。

布田論文「アジア通貨金融危機後のタイ金融システム改革—FSMPの変遷過程—」

本論文では、アジア通貨金融危機後にタイで実施された金融機関システム開発プラン（FSMP）の第一段階から第三段階までの変遷過程を分析する。そして、危機後の改革プランの類型化を図る国際金融史の分析視角に基づき、構想発端からASEAN金融連携重視に至るまでの変遷過程の特徴を抽出することを目的とする。

本稿の分析で得られた上記の特徴は、下記の5点に整理できる。第一に、危機再発防止策の後に改革に取り組んだこと。第二に、間接金融とりわけ商銀を中心とする金融コングロマリットの立て直しをはかったこと。第三に、实体经济部門への資金供給円滑化を一義的な目的としたこと。第四に、金融インフラとしての金融情報の集中管理に取り組んだこと、第五に、中所得国の罫からの脱却のため、ASEAN金融連携を重視したことの5点である。

本研究プロジェクトに熱心に参加し、充実した論文を執筆された委員の方々に御礼を申し上げる。また、永年にわたり、研究会の運営、現地調査手続き、報告書とりまとめなどプロジェクトを支えてくださった生駒晴美さんに心から感謝したい。

2019年11月末日

石川 幸一

ASEAN中心性とASEANのインド太平洋構想

石川 幸一

ASEAN Centrality and ASEAN Outlook on Indo-Pacific

Koichi ISHIKAWA

はじめに

ASEAN中心性（ASEAN Centrality）という用語はASEAN首脳会議をはじめASEAN関連の会議の公式文書で頻繁に使用されることもあり、ASEANに限らずアジアに関心を持つ方には馴染みのある言葉となっているようだ。アジアの様々な地域制度枠組み（アーキテクチャ）でASEANが中心となることと一般に理解されているが、ASEAN中心性の公的な定義はない。

ASEANが地域制度枠組みで中心になるという考え方はAPEC創設時から主張されているが、ASEAN中心性という用語がASEANの公式文書に登場したのは2006年である。ASEAN中心性は2007年に制定されたASEAN憲章でASEANの目的と原理と規定された。ASEAN中心性はASEAN域外の大国との関係で使われる概念である。域外大国が参加する地域制度枠組みや域外大国が主導するアジアの協力あるいは統合枠組みでASEANのプレゼンスと利益を確保する狙いがある。

本論では、ASEANの公式文書に現れた「ASEAN中心性」をまず検証し、先行研究の成果を踏まえてASEAN中心性とは何かを検討している¹。その上でASEAN中心性の意義、課題などを論じている。次にアジアの地域

協力あるいは地域統合枠組みでのASEAN中心性について検討を行っている。まず、ASEAN中心性が発揮された経済関連の地域制度秩序の例としてASEAN + 1 FTAとRCEPを検討し、次にASEAN中心性が機能不全だった例としてTPPと「一帯一路」構想をとりあげている。最後に最も新しい事例として2019年6月の第34回首脳会議で採択されたASEANのインド太平洋構想（ASEAN Outlook on Indo-Pacific）の内容と意義を検討している。

1. ASEAN中心性とは何か

(1) 公式文書にみるASEAN中心性

1) 2006年に登場

ASEAN中心性という用語がASEANの公式文書で使われたのは2006年からである。しかし、ASEANが地域の協力枠組み（アーキテクチャ）で中心的な役割を果たすという考え方は1989年のAPEC（アジア太平洋経済協力）創設の際にASEANが主張している。1989年豪州が提案したAPECに対して、ASEAN加盟国は当初ASEANが周辺化されることへの懸念から反対あるいは消極的だった。しかし、ASEANが会議で中心的かつ積極的役割を果たす、ASEANの一体性を弱めないようにする、などを条件として賛成に変わる。具体的には、①ASEANの1カ国が隔年で開催国となる、②意思決定はASEANの全会一致方式が認められ、③交渉ではなく協議を行う、④加盟国を拘束しないなどASEANの意向が取り入れられた²。ASEAN中心性という概念はできていなかったが、運営に当たり

¹ 参照した主な先行研究は以下のとおりである。裨益するところ大であり謝意を表したい。山影（2011）、Ho（2012）、Caballero-Anthony（2015）、庄司（2017）、大庭（2017）、Yamakage（2017）、Acharya（2017）、経済分野では、Petri and Plummer（2014）、清水（2017）、清水（2019）、西村（2018）。

² 山影（1997）225-256頁。

ASEAN方式（ASEAN Way）を採用させるなどASEANが影響力を発揮し「中心性」が機能した。

1994年に発足したアジアの安全保障協議の枠組みであるARF（ASEAN地域フォーラム）もASEANが運営の中心となっている。ARFという名称はASEANが中心的な役割を果たすことを確保するために決定された³。第1回会議にはASEAN6カ国に加え、ベトナム、ラオス、パプア・ニューギニアのオブザーバー、7対話国、中国とロシアの18カ国が参加している。ASEAN事務局のARFコンセプトペーパーによると、①ARFではASEANが中心的な役割（pivotal role）を果たし、推進力（primary driving force）となる責任をもつこと⁴、②会議運営はASEANの規範と慣行をベースとすること（多数決は行わず全会一致による意思決定）、③ASEAN閣僚会議（AMM）に合わせて開催しAMM開催国が議長となる、などが明記されている⁵。ARF開催時には小国連合が米日中ロEUなど世界の大国を呼びつける「快拳」と称された⁶。1997年の第30回外相会議の共同声明では「増大するASEANの中心的役割」と述べられ、中心的役割という表現が使われた⁷。

ASEAN中心性という用語がASEANの公式文書に初めて登場したのは、2006年7月の第39回外相会議の共同コミュニケである⁸。同コミュニケでは、「ASEAN共同体の設立という目的の達成を支援するためにASEANに関連した地域制度枠組み（アーキテクチュア）の文脈でASEAN中心性を維持する重要性を強調する」と述べられている。また、同年12月に発表されたASEAN憲章に関する賢人会議報告では、対外関係の対話国に關す

³ Severino (2009) p13.

⁴ 中心的役割を果たすことは「運転席（driving seat）に座る」ともいわれた。

⁵ ASEAN Secretariat (1995)

⁶ 山影 (1997) 299頁。

⁷ 大庭 (2016) 33頁。

⁸ ASEAN Secretariat (2006) Joint Communiqué of the 39th ASEAN Ministerial Meeting (AMM) "Forging a United, Resilient and Integrated ASEAN."

る部分で「ASEANはASEAN中心性を維持し地域協力の推進力（driving force）としての役割を強化することを追求すべきである」と述べられている⁹。このようにASEAN中心性は、地域制度枠組みにおいてASEANが中心となり、推進力になるという意味で使われているとともにASEAN共同体の実現の支援が中心性の目的になっていることに注目すべきである。

2) ASEAN憲章で目的・原則と規定

2007年になると、ASEAN中心性はASEAN首脳会議、東アジアサミットで言及されるとともにASEAN憲章で明記された。2017年1月の第12回首脳会議の議長声明では「我々はASEAN中心性を支持し、地域、国々、人々の直面する挑戦と機会に対する地域イニシアチブと集団的な対応のための効果的な推進力としての位置を強化することを決意した」と述べられており、第2回東アジアサミットの共同声明およびASEAN+3首脳会議の議長声明でもASEANをパートナーとの連携における推進力と述べている。

ASEAN憲章は、2007年11月20日に署名され、2008年12月15日に発効した。ASEAN憲章は「バンコク宣言」に代わってASEANの法的存立基盤となるASEANの基本条約であり、ASEANの目標、基本原則、機構、意思決定、制度などを整理し明文化するとともにASEANに法人格を与え、事務局を含む組織を強化している¹⁰。ASEAN憲章では、第1条目的の第15項で「開かれ、透明で包摂的な地域制度枠組みにおいて対外パートナーとの関係と協力において主要な推進力としてASEANの中心性と積極的な役割を維持すること」と規定されている。第2条の原則の(m)では、「外向きで包摂的、無差別の積極的な関与を維持しながら政治、経済、社会、文化的な対外関係におけるASEAN中心性」が目的の一つと規定されている。第41条の対外関係の第3項では、「ASEANは、地域取決めにおいて

⁹ ASEAN Secretariat (2006) Report of the Eminent Persons Group (EPG) on the ASEAN Charter.

¹⁰ ASEAN憲章については、清水（2009）28-40頁を参照。

主要な推進力になり、地域協力と共同体構築において中心性を創出し、維持する」と規定している。ASEAN中心性とASEANが推進力となることは、地域制度枠組み、共同体構築および対外関係におけるASEANの目的かつ原則として明確に位置づけられたのである。

ASEAN中心性はASEAN経済共同体（AEC）でも基本原則と位置付けられている。2007年に発表されたAECブループリントでは、4大戦略目標の一つである「D. 対外経済関係への一貫したアプローチ」で「ASEANは、FTAおよびCEP（comprehensive economic partnership）協定の交渉を含む対外経済関係でASEAN中心性を維持する」と述べられており、FTA交渉でASEANが中心性を維持し主導権をとることが示されている¹¹。

2015年に発表されたASEAN共同体ビジョン2025では、「我々は、課題に対し効果的に対応する高い能力を持つ平和で安定し強靱な共同体というビジョン、ASEAN中心性を維持しながらグローバルな国家のコミュニティにおいて外向きであるASEANというビジョンを持っている」と述べている¹²。現在実施中のASEAN経済共同体ブループリント2025では、序文の6、ivで「東アジアの経済統合の中心と推進役（facilitator）としてのASEANの役割を維持することにより、新たに作られつつある地域経済制度枠組みでのASEAN中心性を強化する」と述べている¹³。この時期はTPPおよびRCEPの交渉が行われ、東アジアの広域をカバーするメガFTA交渉が行われていた時期である。ASEANの全加盟国が参加しているメガFTAはRCEPであり、RCEP交渉におけるASEAN中心性と主導的役割を強化することを意味していると考えられる。

¹¹ ASEAN Secretariat (2007) ASEAN Economic Community Blueprint.

¹² ASEAN Secretariat (2015) ASEAN Community Vision 2025 in *ASEAN2025: Forging Ahead Together*

¹³ ASEAN Secretariat (2015) ASEAN Economic Community Blueprint 2025 in *ASEAN2025: Forging Ahead Together*

(2) ASEAN 中心性の意義と課題

1) ASEAN 中心性の意味

ASEAN 中心性は ASEAN の公式文書を含め明確な定義はない¹⁴。ASEAN の公式文書での用法からは、ASEAN 中心性はアジア（東アジア、アジア太平洋）の地域枠組みで ASEAN が中心となること、対外関係（とくに対話国との関係）で ASEAN が中心的役割を果たし、地域協力や地域統合において主導的な役割を果たすことを意味していることがわかる。また、ASEAN 中心性は、ASEAN 共同体構築の文脈で使われており、ASEAN 共同体、とくに ASEAN 経済共同体（AEC）構築で ASEAN が中心となり主導的な役割を果たすという含意がある。これは、大きな経済格差や経済構造の相違など統合の障害となりかねない要因がある中で ASEAN が経済共同体構築のイニシアチブをとることの意思表示である。域外との経済関係では、域外国との FTA や RCEP など広域 FTA 交渉で ASEAN が中心となることを意味している。より積極的な意味として、ASEAN が地域の協力あるいは統合の枠組みのモデルになるという指摘もある¹⁵。

(2つの中心性)

ASEAN 中心性は、①形式的な中心性と②実質的な中心性の2つがある¹⁶。形式的な中心性は、ASEAN が ASEAN + 3 のように地域制度枠組みの中心に位置し、会議の場（プラットフォーム）を提供することを指しており、スリン ASEAN 事務総長（当時）は善意の中心性（centrality of goodwill）と呼んでいる。実質的な中心性は、アジェンダの設定、協力や統合の方向性や内容の調整や決定、対立や紛争の解決などイニシアチブを

¹⁴ 黒柳（2015）257頁、西村（2018）289頁、Petri and Plummer（2014）p11.

¹⁵ Acharya（2017）p274.

¹⁶ 庄司（2017）108-109頁、スリン ASEAN 事務総長（当時）は2009年に centrality of goodwill と centrality of substance を区別している、Acharya（2017）p.278。プロセスの進行役と実質的な主導役というとらえ方もある、西村（2018）289-290頁。

発揮することを意味する。AFTAの関税削減方式、原産地規則、CLMVへの特別待遇などがACFTA（ASEAN中国FTA）などASEAN + 1 FTAで採用され、ASEANのスワップ協定がチェンマイ・イニシアチブに発展したことなどは経済統合・協力での実質的中心性の事例である¹⁷。形式的な中心性と実質的な中心性は切り離されたものではなく、ASEANが会議の場を提供することにより加盟国が議長に就任し、イニシアチブを発揮するなど実質的な中心性を可能とする面がある。

2) ASEAN中心性の意義

① ASEANにとっての意義

ASEAN中心性は、ASEANの目的であり原則であるとASEAN憲章で規定されている。地域の制度枠組みおよび対外関係でASEANが実現を目指す目的であるとともに原則として維持する概念となっている。ASEANプラスという地域制度枠組みの会議はASEANの会議に引き続き開催し、ASEAN加盟国が議長となっている。ASEANは会議の場（プラットフォーム）を提供することにより、議長となることにより主導権を確保しようとするのである。

ASEANが主導権をにぎることにより、ASEANはアジアの地域協力と経済統合の中核となりASEANの利益を守りながら地域協力と経済統合を推進することが可能となる。ASEAN中心性の目的は、域外の大国に比べると経済力、政治力、軍事力で弱小なASEAN各国がASEANとしてまとまることにより、コンセンサス方式などASEAN方式（ASEAN Way）の組織運営の採用などASEANの利益を守り、主張を実現することである。従来は、弱小国連合であるASEANを守るという受け身の姿勢が強かったが、AEC2025ではASEAN中心性の維持から強化に表現が変わり、東アジアの経済統合の中核かつ推進役になるとするなど積極的な姿勢に変わつつある。

¹⁷ 清水（2017）48頁。

② 域外国にとっての意義

ASEAN中心性は域外国、とくに域外大国にとっても有用かつ便利である。域外大国はASEAN中心性という概念が存在することによりASEAN各国政府や国民の反対を招くことなく、東南アジア地域への関与を行うことができるのである¹⁸。Acharya (2017) は、域外大国はお互いよりも（たとえば、日本と中国、米国と中国、中国とインド）ASEANを信頼しており、自国のイニシアチブによりアジアの地域主義を進めるよりもASEAN中心性を受け入れていることは驚くべきことではないと指摘している¹⁹。そして、ASEAN中心性という概念がなければ、多国間の安全保障枠組みは成立しなかったし、域外大国がアジア版NATOのような集団的安全保障枠組みを作ろうとしたとすれば、中国やインドは参加しなかっただろうと論じている。

アジアの経済統合はASEANが中心となる形で進展している。日本が主導権を取り進めた場合は韓国や中国の反発があっただろうし、中国が中核となって進めることは脅威論やインドの反発が予想され、経済的にも安全保障面でも各国に脅威とならないASEANが中心となり主導する形が結果的に最も円滑に進んだと考えられる。

ASEANが中心となり主導（ASEAN-led）している地域制度枠組みは、①ASEAN + 1 の会議やFTA：会議はPMC（拡大ASEAN外相会議）、ADMMプラス（ASEAN防衛大臣会議の後に対話国の防衛大臣が参加）、②ASEAN + 3（日中韓）、③ASEAN + 6（日中韓印豪NZ）、④東アジアサミット（EAS：日中韓印豪NZ米露）、⑤ASEAN地域フォーラム（ARF）、⑥RCEP（ASEAN + 6 が参加するFTA）などがある。これらの会議は、ASEANの一連の会議の一環として開催され、議長はASEANの議長国が就任する。東アジアサミット（EAS）は、参加国の資格をASEANが決めている。資格は、①東南アジア友好協力条約（TAC）加盟

¹⁸ Acharya (2017) pp.275-276. 庄司 (2017) 111頁。

¹⁹ Acharya (2017) pp.275-276.

国、②対話国であること、③ASEANと実質的な協力関係を持っていること、である。2010年に米国とロシアが参加し、ASEAN + 8 となった。TACへの参加は、中国、インド2003年、日本、韓国、ロシア2004年、豪州、ニュージーランド2005年、米国2009年である。

3) ASEAN加盟国と中心性

ASEANは中心性を目的と原則としているが、ASEAN加盟国はASEAN中心性に拘束されるのだろうか。FTAでは、シンガポールのようにASEANとして締結するFTA以外に2国間FTAを積極的に結んでいる国がある。RCEP（東アジア地域包括的経済連携）にはASEANの全加盟国が参加しASEANとして交渉に臨んでいるが、TPP（環太平洋経済連携協定）にはシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナムの4カ国のみが参加している。

中国の「一帯一路」構想には全加盟国が参加しているが、カンボジアのように極めて積極的な国とベトナムのように慎重な国との温度差がある²⁰。

2012年のASEAN外相会議では、南シナ海の領域紛争を巡り議長国カンボジアとフィリピンが対立し、ASEAN創設以来初めて声明をまとめることができなかった。このようにアジアの地域制度枠組みにおいて、ASEAN加盟国は必ずしもASEANとして一体となって行動してはいない。ASEANの最も基本的な原則の一つは内政不干渉であり、加盟各国の独自行動を束縛できないことが理由であると考えられる。加盟各国はASEAN中心性に必ずしも拘束されていないことになるが、ASEANが中心に位置し主導権を取れる前提はASEANが一体性（unity）を維持していることであり、この点は課題となろう。

4) ASEAN中心性の課題

ASEAN中心性が機能するためには、ASEANが一体性（unity）を維持していることが前提となる。10カ国がASEANとしてまとまって意思表示

²⁰ 石川（2019）122-134頁。

し行動することが必要である。スリン元事務総長は、「ASEANが団結し、協調を強化し、明確な共通目的をもった結合力のあるグループとして参加することを要求される」と述べている²¹。しかし、前述のとおりカンボジアが中国の意向を受けて行動したことがあった。ASEANでは原加盟5カ国にブルネイを加えた6カ国と新規加盟4カ国との経済格差が大きく、その是正を最重要課題の課題としてASEAN統合イニシアチブ (IAI) などにより取り組んできた。しかし、IAIの資金規模は小さく中国の経済協力に及ばないのが実態である。「一带一路」構想も大規模であり、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピンなどは積極的に「一带一路」構想による中国の協力を受け入れている。特定国に対する中国の影響力が大きくなり、ASEANの遠心力となることが懸念されている。

次に域外大国による大規模な地域制度枠組みの形成への対応である。APECについては、前述のとおりASEANが主張を通すことができたが、TPP、「一带一路」構想、自由で開かれたインド太平洋構想などの域外大国の大規模な構想にASEANがどのように対応し、中心性を実現できるかは大きな課題である。この点については、第2節と第3節で論じる。

3番目に東南アジアを舞台とする大国の対立への対応が課題である。東アジアの経済統合を巡る日中の対立に対してはASEANはRCEPを提案し極めてうまく対応したが、米中貿易戦争への対応が当面重要な課題である。ASEANが地域制度枠組みで運転席に座り、誠実な仲介者の役割を果たすためには中立の立場を維持することが前提となる。

²¹ Petri and Plummer (2014) p13.

2. 経済統合などの枠組みにみるASEAN中心性

(1) ASEAN中心性が機能している事例

1) ASEAN + 1 FTA

東アジアでは、中国、韓国、日本、インド、豪州・ニュージーランドおよび香港がASEANとFTAを締結している。1998年に従来のGATT/WTOを中心とする通商政策に加え、2国間FTAを併せて結ぶという重層的な通商政策に転換した日本は2001年にシンガポールとFTA交渉を開始し、2002年に締結した。2001年に念願だったWTO加盟を果たした中国は、2001年11月にASEANとのFTA交渉を行うことに合意した。日本は加盟各国との交渉を始めたが、中国はASEANとの交渉を選択したのである。加盟国と2国間FTA交渉を行う日本に対してはASEAN加盟国からはASEANを分断するとの声が出た。そのため、日本は2国間FTAをASEANの7カ国と締結し、その後ASEAN全体とのFTA(AJCEP)を締結した。中国に続き、韓国がASEANとのFTAを締結し、2010年までに日本、インド、豪州・ニュージーランドがASEAN + 1 FTAを締結した。

現在は、ASEANを中心に7カ国・地域とFTAが締結されており、ASEANを中心するFTAネットワークができている。ASEAN + 1 FTAには、AFTAの関税削減方式や原産地規則を採用しているFTAがある。AFTAは、センシティブな品目は自由化を遅らせるなど品目により段階的な関税削減・撤廃を行なうとともにCLMVは関税削減・撤廃のスケジュールをASEAN6より長く設定し時期を遅らせるという特別待遇を採用している。こうした関税削減・撤廃方式とCLMVの特別待遇は多くのASEAN + 1 FTAに採用されている。また、40%の付加価値基準と関税番号変更基準の選択方式はACFTA(ASEAN中国)とAIFTA(ASEANインド)以外で採用されている。清水(2017)は、なぜASEAN中心性をASEANが求めるかについて「ASEANは資本の確保と市場の確保が発展のために常に不可欠という政策的特徴が広域の経済統合の枠組みの整備を

表1 ASEAN + 1 FTA の概要

	FTA 目標年	自由化率	原産地規則	特徴
ACFTA	2010年 (2015年)	92.5% 94.6% (中国)	付加価値基準40%および関税番号変更基準	AFTA型協定、自動車、オートバイ、家電製品などを例外とする国が大半。
AKFTA	2010年 (2015年)	89.8% 92.1% (韓国)	付加価値基準40%と関税番号変更基準 (HS 4桁) の選択	AFTA型協定、北朝鮮の開城工業団地の生産品を対象。
AJCEP	2018年- 2026年	89.8% 91.9% (日本)	付加価値基準40%と関税番号変更基準の選択	7カ国とは包括的な二国間協定を併せて締結、サービス貿易協定と投資協定は交渉中
AIFTA	2013年- 2018年	77.0% 74.2% (インド)	付加価値基準35%および関税番号変更基準 (HS 6桁)	AFTA型協定、関税削減・撤廃制度は複雑、サービス貿易協定と投資協定は交渉完了
AANZFTA	2020年- 2025年	93.5% 100% (豪州NZ)	付加価値基準40%と関税番号変更基準 (HS 4桁) の選択	自由化率が最も高い、包括的 (政府調達を含まない)

(注) 概況を示すものであり詳細は協定を参照。日本とのEPAは2国間協定のほうが自由化水準が高い。

目標年次のカッコ内は新規加盟国の目標年。

(出所) 各協定から作成。自由化率は助川成也国土館大教授による。

求める。しかし、広域へ埋没する危険が常に自らの経済統合の深化と広域枠組みにおけるイニシアチブの獲得を求める」と論じている²²。経済統合でASEANが中心性を求めるメカニズムについての極めて的確な説明である。

(2) RCEP

RCEP (東アジア包括的経済連携) は、ASEAN中心性の「最も具体的

²² 清水 (2017) 47-48頁および清水 (2019)。

で野心的な事例」と評価されている²³。RCEPは、2011年にASEANが提案し、交渉を主導しているアジアの広域FTAである。中国提案のASEAN + 3と日本提案のASEAN + 6を統合する形で提案され、内容的には5つのASEAN + 1 FTAをベースにより高い内容の実現を目指している。RCEPのルーツは、1997年のアジア通貨危機勃発後に東アジアの協力を目的に開始されたASEAN + 3首脳会議まで遡れる。東アジア首脳会議で設置された東アジアスタディグループ（EASG）は2002年に東アジア自由貿易地域の創設を提言した。2003年に中国がASEAN + 3（日中韓）で構成されるEAFTA（東アジアFTA）、2006年に日本がASEAN + 6（に中韓印豪NZ）で構成されるCEPEA（東アジア包括的経済連携）を提案し、日中両国の主導権争いの中で交渉は始まらなかった。

しかし、2010年に米国主導でTPP交渉が始まり、東アジアの広域FTAが米国主導で進むことを警戒した中国が姿勢を軟化しEAFTAに固執することを止め、日本と中国が2011年8月にEAFTAとCEPEAを加速させるために共同部会設置提案を行った。今まで対立していた日中の共同提案でイニシアチブを打品会うことを懸念したASEANはEAFTAとCEPEAを統合する構想としてRCEPを2011年11月に提案した²⁴。RCEP交渉は2012年に立ち上げが宣言され、2013年に交渉が始まった。RCEP交渉は歩みが遅く、2018年末までの合意が期待されたが、交渉は2019年にずれこんでいる。交渉の遅れと指摘されているのは、インドが高いレベルの関税撤廃に消極的なことである。RCEPはASEANが提案し、ASEAN以外の参加国はASEANがFTAを締結している国（FTAパートナーズ）である。交渉のベースになるのはASEAN + 1 FTAであり、交渉の作業部会ではASEAN加盟国が議長になるなど交渉を主導しているなど「ASEAN中心性」が基本となっているFTAである。RCEP交渉は開始以来6年目に入り、

²³ Petri and Plummer (2014) p13.

²⁴ RCEPについては、石川（2017）、助川（2019）を参照。

交渉期間はTPPを超えるなど難航している。2019年の合意に向けて実質的なASEAN中心性を発揮できるか正念場を迎えている。

(3) ASEAN中心性が機能していない事例

1) TPP

TPP（環太平洋経済連携協定）は、APECのFTA構想に起源を持ち、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を目指すFTAである²⁵。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイが参加したP4（2006年）がベースとなっている。P4は自由化レベルが高く、包括的なFTAであることに注目した米国が参加し、2010年3月から豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国でTPP交渉が開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコが参加し、2013年には日本が参加、12カ国によるTPP交渉は難航したが2015年10月に合意に達し、2016年2月に署名した。しかし、米国のトランプ大統領は公約通り、2017年1月の就任直後にTPPから離脱した。米国離脱後のTPP11（CPTPP）では、日本とともにベトナムが合意に注力し、同年11月に合意に達し2018年3月に署名、12月には発効した。TPP11には、タイ、フィリピン、インドネシア、韓国、コロンビア、台湾に加え、英国も関心を示している。

オバマ前大統領が「中国のような国にルールを書かせない」と発言したように、TPPには中国の国家資本主義をけん制する意図があった。ただし、米国は表立っては中国もTPPに参加できるとの態度だった。中国はTPPへの賛否を明らかにしていなかったが、参加の検討を真剣に行っていたといわれる。「一帯一路」構想はTPPへの対応策の意味があると指摘されている。

ASEANがTPP加盟国とその他で分断されるという見方があったが、問題にはならなかった。ASEANの4カ国がP4の参加国だったこと、タイ

²⁵ TPPとCPTPPについては、中島（2019）、菅原（2019）を参照。

やフィリピンがTPPに関心を表明したこと、CLMが高いレベルのTPPに参加することは難しかったことなどによる。問題になったのは、TPP参加各国国内での反対や懸念だった。中長期的にはASEAN加盟国の大半がTPP11に参加する可能性がある。TPP交渉を主導したのは米国、日本の参加後は米国と日本だった。ASEANは4カ国が参加したのみであり、ASEAN中心性はTPPでは機能しておらず、そうした議論や動きもなかった。

2) 「一帯一路」構想

中国の「一帯一路」構想（Belt and Road Initiative : BRI）は、2013年9月に習近平国家主席がカザフスタンで提唱した「シルクロード経済帯（Silk Road Economic Belt）」と10月にインドネシアで提唱した「21世紀海上シルクロード（21st Century Maritime Silk Road）」を合わせた中国の総合的な対外経済協力構想（グランドデザイン）である²⁶。「一帯一路」構想は、2015年に第13次5カ年計画（2016-20年）に組み入れられ、16年には全人代で同5カ年計画の要綱に対外経済政策の原則として明記され、2017年10月には中国共産党の規約に編入されたことから中国の長期国家戦略となっている。

「一帯一路」構想の回廊は、シルクロード経済ベルトでは①新ユーラシアランドブリッジ、②中国—モンゴル—ロシア経済回廊、③中国—中央アジア—西アジア経済回廊、④中国—インドシナ半島経済回廊、⑤中国—パキスタン経済回廊、⑥バングラデシュ—中国—インド—ミャンマー経済回廊の6ルートとなっており、④、⑤、⑥を連結して、21世紀海上シルクロードの①中国—インド洋—アフリカ—地中海—ブルー経済ルートを構成する。21世紀海上シルクロードは、ほかに南シナ海から太平洋に伸びる②中国—オセアニア—南太平洋ルートを建設し、③中国—北極海—欧州—ブルー経済ルートを含んでいる。

²⁶ 「一帯一路」構想の詳細については、平川ほか（2019）を参照。本項は石川（2018）の一部を利用している。

「一帯一路」構想の事業は、①交通インフラ建設（鉄道、道路、橋梁、運河、港湾など、買収を含む）、②エネルギーインフラ建設（天然ガスパイプライン、火力発電所、水力発電所など）、③通信インフラ建設）、④工業団地、輸出加工区などの整備（経済貿易合作区、産業園区、経済特区など）、⑤物流整備（物流ターミナル、コンテナ・ターミナルなど）、⑥農業・林業合作区、⑦工場建設（セメント、肥料など）、⑧企業買収・出資、など広範かつ多様である。

ASEANの全加盟国が「一帯一路」構想に参加しており、一帯一路サミットといわれる「一帯一路国際協力サミットフォーラム」にも全ての国が参加している。ASEANは海のシルクロード（一路）の対象地域であり、中国インドシナ経済回廊は陸のシルクロード（一帯）の6大経済回廊の一つとなるなどASEANは「一帯一路」構想で重要な位置を占めている。なお、ASEAN全加盟国はアジアインフラ投資銀行（AIIB）にも参加している。ASEANとしては、ASEAN経済共同体の連結性整備と「一帯一路」構想の相乗効果に期待している。「一帯一路」構想への参加や事業実施は、2国間ベースで行われている。「一帯一路」構想へのASEAN各国の参加状況や受け止め方は国により温度差がある²⁷。

ASEANおよび加盟国はインフラ整備資金が不足していることが「一帯一路」構想とAIIB参加の理由である。アジア開発銀行によると、ASEANの2016年から2030年の期間のインフラ需要予測額（気候変動調整済）は、3兆1,470億ドルで年平均2,098億ドルである²⁸。一方、ASEANインフラ基金（ASEAN Infrastructure Fund：AIF）の出資額は4億8,520万ドルで年間融資額は2億ドル程度に過ぎない。資金調達のための2国間ベースでの参加が理由であり、ASEAN中心性が問題にされてはいない。ただし、

²⁷ 石川（2019a）参照。

²⁸ Asian Development Bank（2017）, 'Meeting Asia's Infrastructure Needs' これは、電力、交通・運輸、通信、水・衛生に4分野を対象であり、基本予測値に気候変動の緩和と適応のためのコスト（温室効果ガス排出軽減など）を上乗せしている。

カンボジアやラオスが大規模に一带一路を含め中国から資金を受け入れており、前述のようにこれらの国への中国の影響力の強まりが懸念されている。

3. ASEANのインド太平洋構想

(1) 他国に遅れた構想の発表

ASEAN、中でも「海のASEAN」と呼ばれる島嶼部は太平洋とインド洋の間に位置している。アジア太平洋地域とインド洋地域を一体としてとらえ、経済開発と地域協力および海洋の安全保障協力を行う「インド太平洋」構想は日本、米国、豪州、インドが提唱していたが、インド太平洋の中心にあるASEANは従来積極的ではなかった。しかし、2019年6月23日の第34回首脳会議でASEAN版インド太平洋構想（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）を採択した。

「自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific：FOIP）構想」は、日本が2016年に提唱した²⁹。インドおよびアフリカを含めた（米国はアフリカを含めていない）地域協力構想であり、中国の海洋進出と「一带一路」構想に対抗（けん制）する意図があるとみられている。日本政府は、中国への対抗について否定しているが、航行の自由、紛争の武力や威嚇によらない解決、質の高いインフラ整備などが主要内容となっていることから中国けん制という狙いがあることは否定できない。

ASEANが独自のインド太平洋構想をこれまで発表していなかった理由は3つある。まず、加盟国のインド太平洋構想への見解が一致していなかったことである。インドネシアは積極的でベトナム、シンガポール、タイは反対ではないが、マレーシア、フィリピン、カンボジア、ラオスは沈黙を守っていた³⁰。次に、日本、米国など域外大国が主導するインド太平

²⁹ 石川（2019b）参照。

³⁰ Lee（2018）p.27、庄司（2018）4頁。

洋構想に参加することでASEAN中心性が損なわれる懸念があることだ。3番目に日米のインド太平洋構想が中国へのけん制という要素を含んでいたためである。

この時期にASEANがインド太平洋構想を採択したのは、日本、米国、豪州、インドという域外大国主導でインド太平洋協力が進められており、地理的には中心に位置するASEANのプレゼンスが低下し、参加しないことによりASEAN中心性が棄損する恐れが強まったこと、豪州やインドが中国を除外しない構想を発表するなど中国けん制の要素が抑制されてきたことが背景にある。議長声明では構想のとりまとめに当たってはインドネシアの役割が大きかったと述べている。

(2) ASEANのインド太平洋構想の概要

ASEANのインド太平洋構想は、全体で5頁という短いもので、①背景と理由、②主要な要素、③目的、④原則、⑤協力分野、⑥メカニズムから構成されている。下記に概要を紹介する。

1) 背景と理由

アジア太平洋地域とインド洋地域が世界で最もダイナミックな経済発展の中心となっており、地政学および地戦略的な（geostrategic）シフトが起きていること、貧困削減と生活水準向上のための協力の機会がある一方で、強国の台頭による不信、誤算、ゼロサムゲーム的な行動パターンを避ける必要がある。東南アジアはインド太平洋地域の中心にあり、ASEANが主導して経済および安全保障上の地域制度枠組み（アーキテクチャ）を形成しこの地域の人々に平和、安全、安定と繁栄をもたらすことはASEANの利益になる。包摂的な地域制度枠組みの発展に関与してきたASEANはインド太平洋の協力ビジョン作りによりリーダーシップを発揮し、中心的な役割を果たす必要がある。勢力が競合する戦略的な環境でASEANは誠実な仲介者であり続ける必要がある。

ASEANの首脳は、ASEAN中心の地域制度枠組みを強化する構想であ

る「インド太平洋に関するASEANの見解（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）」の議論を深めることに合意した。この構想は、新たなメカニズムを創出することや既存のメカニズムに取って代わることを意図していない。この構想の意図はASEAN共同体構築を促進し既存のASEAN主導のメカニズムに新たなモメンタムを与えることである。ASEANのインド太平洋構想は、ASEAN中心性を基本原則とし、東アジアサミット（EAS）などのASEAN主導のメカニズムを対話と協力実施のプラットフォームとする。

2) 主要な要素

東南アジアと周辺地域での地域制度枠組み形成におけるASEANの役割およびASEAN憲章などのASEANの規範と原則に従い、ASEANのインド太平洋構想は次の要素から構成される。

- ・アジア太平洋とインド洋を隣接する領域ではなく、緊密に統合され相互に連結し、ASEANが中心のかつ戦略的な役割を果たす地域として捉える視点。
- ・競争ではなく対話と協力のインド太平洋地域。
- ・全ての関係者にとって開発と繁栄のインド太平洋地域。
- ・海洋領域と地域枠組みの発展の視点の重要性。

3) 目的

ASEANのインド太平洋構想は、既存のメカニズムを支持・安定させ、付加価値を与えねばならない。その目的は、①協力の指針のガイドの見通しを提供する、②共通課題への取り組み、ルールに基づく地域制度枠組みの支持、経済協力推進、信認と信頼強化により、平和、安定、繁栄を可能とする環境を作る、③ASEAN共同体形成プロセスの強化と既存のASEAN主導のメカニズムの強化、④海洋協力、連結性、持続可能な発展目標（SDG）を含むASEANの優先協力分野の実施である。この構想は、EAS、ARF、ADMM+、EAMF（拡大ASEAN）海洋フォーラムなどの既存のASEAN主導メカニズムの強化と最大限の活用を含む。平和、自

由、繁栄の維持への貢献を意図している。

4) 原則

ASEANのインド太平洋構想の原則は、ASEAN中心性、開放、透明性、包摂、ルールに基づく枠組み、良き統治、主権尊重、不干渉、他の協力メカニズムとの補完、平等、相互の尊敬、相互信頼、互惠、国連憲章、1982年国連海洋条約など国際法の尊重、ASEAN憲章およびその他のASEANの協定、EAS互惠的關係原則（2011年）である。

東南アジア友好協力条約（TAC）の重要性と地域の平和と安定の維持への40年以上の貢献を認識し、インド太平洋地域の国々の友好と協力の促進のために紛争の平和的解決、威嚇や武力の使用の放棄、法のルール of 促進を含むTACの目的と原則がASEANのインド太平洋構想の指針となる。

ASEANのインド太平洋構想は、戦略的な信頼とウィンウィンの協力のためのモメンタムを創り出し、TACの目的と原則のASEANによる再確認とインド太平洋地域の国々の関係でTACの目的と原則を適用することにより強化される。

5) 協力分野

ASEANのインド太平洋構想に主要要素の実現のために次ぎの分野で協力をを行う。

① 海洋協力

戦争に発展する可能性のある未解決の海洋領域紛争、持続不可能な海洋資源開発、海洋汚染が主要な問題となっており、これらの問題に焦点をあてて平和的で包括的な方法で解決する必要がある。1982年国連海洋法を含む国際法の普遍的に認められた原則に従い次の海洋協力をを行う。

- * 紛争の平和的解決：海洋の安全と安全保障、航行と飛行の自由の促進、人身売買と違法薬物、海賊、船舶に対する略奪行為を含む越境犯罪への取り組み
- * 海洋資源の持続可能な管理：海洋の連結性の促進、沿海のコミュニティの生活の保護と小規模漁業コミュニティ保護、ブルーエコノミー

開発、海洋商業の発展

- * 海洋汚染、海面上昇、海洋のごみ、海洋環境と生物多様性の保護、環境にやさしい航海
- * 海洋科学研究協力：研究開発、経験とベストプラクティスの共有、能力醸成、海洋災害管理

② 連結性

第2の協力分野は、連結性の連結である。インド太平洋地域の現存および将来の連結性イニシアチブはASEAN連結性マスタープラン（MPAC）2025を補完・支持する。連結性についてのASEANのビジョンと第6回EASのASEAN連結性についての宣言はインド太平洋地域における連結性についてのASEANの見解の指針となる。インド洋と太平洋の統合と相互連結は、物的、制度的、人的なリンケージを含む連結性インフラの建設のための投資と事業を必要とする。そうしたイニシアチブの持続性のために環境およびエコロジカルな配慮が必要である。連結性の連結には次の分野が含まれる。

- * MPACを強化しインド太平洋の繁栄と開発を促進するための協力の優先分野を探る。
- * インフラを含むプロジェクトの資金動員のため官民連携（PPP）の推進
- * IORA、BIMSTEC、BIMP-EAGA、メコン地域協力枠組みなどのサブリージョナルな地域枠組みとのシナジーを探る。
- * 継ぎ目のないASEANスカイの確立。
- * アカデミアとビジネスの間での協力、連携、交換を通じた人と人の連結性。
- * ASEANスマートシティネットワーク（ASCN）を通じた急速な都市化への対処。

③ 国連持続的開発目標（SDG）

SDGはASEAN共同体ビジョン2025とEASビジョンに一致している。

ASEANのインド太平洋構想におけるSDGの実現という共通目標はグローバルコミュニティへの地域の貢献である。

- * デジタル経済を活用したSDG目標の達成。
- * SDGとASEAN共同体ビジョン2025、2030年国連アジェンダなどの補完、調整。
- * ASEAN持続的開発研究対話センターなどとの協力。

④ 経済およびその他の協力分野。

- * 南南協力（南南三角協力を含む）。
- * 貿易円滑化と物流インフラとサービス。
- * デジタル経済と越境データフローの円滑化。
- * 中小零細企業。
- * 科学、技術研究開発、スマートインフラ。
- * 気候変化、災害リスク減少とマネジメント。
- * 活動的高齢化とイノベーション。
- * 経済統合深化、金融の安定と強靱さの確保、AEC2025ブループリントとRCEPを含むその他のFTAの実施の支持による貿易投資の強化促進。
- * デジタル革命の恩恵を享受し課題に取り組むために経験と専門性の共有の促進を含む第4次産業革命に向けた準備のための協力。
- * 零細中小企業を含む民間企業のインド太平洋地域及びグローバルなバリューチェーンへの参加。

6) メカニズム

- * ASEANのインド太平洋構想がASEANのインド太平洋地域への関与の指針となる。
- * ASEANのインド太平洋構想は、EASなどASEAN主導のメカニズムをベースにした革新的かつ補完的アプローチを通じた共通の利益を持つ課題について、インド太平洋における他のメカニズムとの協力の可能性を認識している。

* EAS、ASEAN + メカニズム、ARF、ADMMプラスなどASEAN主導のメカニズムにおいて、戦略的議論と実際的な協力を追求する

(3) ASEAN中心性を二重に確保

ASEAN中心性が原則となり、ASEANの基本条約であるTACの原則と目的が強調されている。注目されるのは、新たなメカニズム（協力枠組み）を作るのではなく、既存のメカニズムを強化しインド太平洋構想を議論し実施していくとしていることである。既存のメカニズムはASEANが主導する枠組みを意味しており、具体的には東アジアサミット（EAS）、拡大ASEAN防衛大臣会合（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム（ARF）などである。つまり、インド太平洋構想の議論や協力はASEAN主導のメカニズムで行うとしている。

ASEAN主導の枠組みは、ASEAN中心性が運営の原則となっており、既存の枠組みでインド太平洋構想を進めることはASEAN中心性を原則として進めることを意味している。従って、ASEAN中心性を原則とするとともにASEAN中心性が確立しているASEAN主導の枠組みで議論や実施を行うことにしており、ASEAN中心性を二重に確保しているのである。

次に、ASEAN主導の枠組みは中国が参加しており、ASEANのインド太平洋構想は中国を排除していないことになる。原則の一つに「包摂」が挙げられているが、インドのインド太平洋構想で示されたようにインド太平洋構想における「包摂」は中国を除外しないことを意味する。競争ではなく対話と協力のインド太平洋地域を目指すとしていることも中国を除外しないということの意味する。

協力分野は、海洋協力では海洋の安全と安全保障、航行と飛行の自由など日米の協力分野と共通する分野もあるが、環境問題や資源管理、小規模漁業コミュニティの保護、災害管理など社会開発分野が多く、連結性ではASEAN連結性マスタープラン2025の補完・支援に重点を置いている。SDGとその他の分野では、貿易円滑化と物流インフラとサービス、中小

零細企業、科学、技術研究開発、スマートインフラ、AEC2025ブループリントとRCEPなどのFTAの実施による経済統合深化、第4次産業革命に向けた準備などASEAN経済共同体と共通する分野が挙げられている。経済開発およびASEAN共同体構築に資する協力分野が中心となっており、質の高いインフラ、海上法執行能力の強化（日本）、安全保障支援、航行の自由作戦の増加（米国）など日米の構想とは異なっている。

ASEANのインド太平洋構想は、モディ首相が2018年6月に発表したインドの「自由で開かれた包摂的なインド太平洋構想」に類似している。インドの構想は、①全ての国を含む包摂的な構想、②ASEANがインド太平洋構想の中心、③分断のどちらかに属することを否定、④連結性の重視などの特徴を持っている。同構想では、米国、日本、豪州、インドの協力枠組みであるQUADについて一度も言及していない。ASEANがASEAN主導の枠組みを強調する意図は、QUADをインド太平洋構想推進の枠組みにすることへの対抗である。

おわりに

ASEANでは、2匹の巨大な象が喧嘩をしても迷惑だし、愛し合っても迷惑だといわれる。2匹の巨象は米中2国を意味し、迷惑を被るのはASEANなどのアジアの国々だからだ。東アジアでは米中の貿易や海洋安全保障をめぐる対立が激しくなっており、巨像が争う事態となっている。そうした中で、ASEAN中心性を維持することは従来に増して重要になっている。

米中貿易戦争では、米中の追加関税と報復関税の相互賦課により、ASEAN各国、とくにベトナムは対米輸出が増加するなどの漁夫の利を得ている。また、ベトナムを中心に中国からの生産拠点の移管が増加している。政府調達などからファーウェイを排除する動きはASEANではベトナムを除き起きていないようである。価格、品質、サービスでファーウェイ

の競争力は強く、他のメーカーに代替することは非現実的との見方が強い。米中貿易戦争は短期的にはベトナムなどASEAN加盟国に利益をもたらしているが、米中両国の輸入減少と景気後退は中長期的にはASEAN各国にネガティブな影響を及ぼすことは確実である。ASEANとしては、中立を堅持しながら米中貿易戦争の話し合いによる解決と自由でルールに基づく貿易を強く主張すべきである。RCEP交渉でASEAN中心性を発揮して合意を主導できるかが注目される。

日本と米国のインド太平洋構想は、「一帯一路」構想への対抗と海洋領域紛争で中国へのけん制を強く意図したものであったが、ASEANがASEAN中心性と包摂を原則とし、経済社会開発協力を盛り込んだ独自のインド太平洋構想を打ち出したことは、ASEAN中心性を実質化する動きとして高く評価できる。

参考文献

- 石川幸一（2017）「RCEPの概要と課題」、石川幸一・馬田啓一・清水一史『検証・アジア経済』文眞堂所収。
- 石川幸一（2018）「ASEANのインフラ整備と中国の一帯一路構想」『アジア研究所紀要』第45号、亜細亜大学アジア研究所。
- 石川幸一（2019a）「ASEANにおける「一帯一路」構想の現況と課題」、平川均ほか編『一帯一路の政治経済学』文眞堂所収。
- 石川幸一（2019b）「自由で開かれたインド太平洋構想—その意義、内容、課題」、平川均ほか編『一帯一路の政治経済学』文眞堂所収。
- 石川幸一・馬田啓一・清水一史（2019）『アジアの経済統合と保護主義』文眞堂。
- 大庭三枝（2016）「ASEAN外交とASEAN諸国外交の間—「中心性」「一体性」と南シナ海問題」、大庭三枝編『東アジアのかたち』千倉書房、所収。
- 黒柳米司（2015）「日米中関係とASEANの中心性」、黒柳米司・金子芳樹・

- 吉野文雄『ASEANを知るための50章』明石書店、所収。
- 清水一史（2009）「ASEAN憲章の制定とAEC」、石川幸一・清水一史・助川成也『ASEAN経済共同体 東アジア経済統合の核となりうるか』日本貿易振興機構、所収。
- 清水一史（2017）「ASEAN経済統合の深化とASEAN中心性」、『国際問題』No. 665、2017年10月、日本国際問題研究所。
- 清水一史（2019）「ASEANと東アジア通商秩序」、石川・馬田・清水『アジアの経済統合と保護主義』文眞堂。
- 庄司智孝（2017）「ASEANの「中心性」—域内・域外関係の視点から」、『防衛研究所紀要』17(1)。
- 菅原淳一「アジアの通商秩序とCPTPP」、石川・馬田・清水（2019）所収。
- 助川成也（2019）「RCEPと日本の東アジア生産ネットワーク」、石川・馬田・清水編（2019）所収。
- 中島朋義（2019）「米中経済摩擦に対するTPPからの政策的示唆」、石川・馬田・清水編（2019）所収。
- 西村英俊編（2018）『アセアン ライジング』勁草書房。
- 平川均・町田一兵・真家陽一・石川幸一編（2019）『一带一路の政治経済学』文眞堂。
- 山影進（1997）『ASEANパワー アジア太平洋の中核へ』東京大学出版会。
- 山影進編（2011）『新しいASEAN—地域共同体とアジアの中心性を目指して—』アジア経済研究所。
- Acharya, Amitav (2017) “The Myth of ASEAN Centrality?” *Contemporary Southeast Asia* Vol. 39, No. 2, August 2017.
- ASEAN Secretariat (1995) *The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper*.
- Caballero-Anthony, Melly (2015) “Understanding ASEAN’s centrality: bases and prospects in an evolving regional architecture.” *The Pacific Review* Vo. 27, No. 4, 563-584, Routledge.

- Ho, Benjamin (2012) “ASEAN’s centrality in a rising Asia.” RSIS Working Paper No. 249, S. Rajaratnam School of International Studies.
- Lee, John (2018), “The “Free and Open Indo-Pacific” and Implications for ASEAN.” Trends in Southeast Asia 2018 No. 3. ISEAS.
- Petri, A Peter and Michael G. Plummer (2014) “ASEAN Centrality and the ASEAN-US Economic Relationship.” Policy Studies 69, East-West Centre, Honolulu.
- Severino, Rodolfo C (2009) *The ASEAN Regional Forum*, ISEAS, Singapore.
- Yamakage, Susumu (2017) “Evolving ASEAN and Changing Roles of the TAC.” in ASEAN@50, Building ASEAN Community: Political-Security and Socio-cultural Reflections.

太平洋島嶼国への中国の影響力拡大と今後

藤森 浩樹

Chinese Engagement in the Pacific Islands

Hiroki FUJIMORI

はじめに

太平洋島嶼国¹（以下島嶼国）において、ここ近年、対中国関係に揺れが生じているほか、中国と中国以外の米国及び豪州といった主要関係各国との間で、政治的な摩擦が発生する様相が見受けられる。その背景には中国が掲げる「一帯一路」²構想がある。この構想は、陸のシルクロード、海のシルクロードという形において、主に中国の西方、南方への対外総合戦

¹ 本稿ではキリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシアの独立している総計14カ国。

² 習近平国家主席が2013年に提唱、第13次5カ年計画（2016年から2020年）で対外政策の基本理念になり、第19回中国共産党全国代表大会（2017年）で党規約に明記された中国の最重要で長期的な対外戦略構想。中国とアジア、中東、欧州を陸路と海路のシルクロードで接続し、広域的な経済秩序の形成を促進するもの。「一帯」とは陸路のシルクロードで「新シルクロード経済帯」（中央アジアを経てロシア・欧州に繋がる各国を結ぶ経済圏）、「一路」とは海路のシルクロードで「21世紀海上シルクロード」（南シナ海からインド洋に向かう海洋とその周辺の東南アジア・南アジア各国との経済圏）。現状では「一帯一路」はアフリカ、中南米、太平洋島嶼国、北極海まで広がっており、明確な地理的なボーダーは無い。

略として進められているが、東南方面にあたる太平洋島嶼国（以下島嶼国）や中南米も含まれる³。特に近年、中国は影響力を高めるべく島嶼国に接近している。中国は島嶼国への貿易や援助を強化し政治・経済両面における一定の関係を築いている。

この中国の影響力の高まりは、貿易とインフラを中心とする資金援助に比例するかのように、2010年以降急速に拡大している。そして、島嶼国全体における中国のインフラ資金援助計画の多くは、東南アジア、インド洋地域及びその他地域で見られる資金援助と同じように懸念を生じさせてきた。この懸念には、いわゆる「債務の罟」⁴（返済不可能な巨額の債務負担）とこれに伴う中国の政治的な圧力に対する反発も含まれている。中国が港湾、空港といったインフラ建設計画に関与し、それを軍事利用していくような動きも生じている。

その一方で、島嶼国地域は、歴史的にこの地域に影響力を保持してきた4カ国（豪州、米国、フランス、ニュージーランド）によって支配下に置かれてきた。このため、これら4カ国は、中国の島嶼国への接近に警戒感を強め、対抗するような姿勢や動きを示している。

本稿では、まず、近年の中国の島嶼国への経済的な影響（貿易・援助）を概観し、中国が島嶼国に積極的に接近し影響力を強化する主な理由を、台湾・中国の外交的な競合も含ませて整理する。その上でこれら4カ国の政治経済的な関係並びに軍事面を含めた関与や援助姿勢をまとめる。さらに、日本にとっての島嶼国の重要性を踏まえて、今後の日本の同地域への外交姿勢と協力の在り方について検討を試みた。

³ 2014年に習近平国家主席がフィジーにて、島嶼国8カ国との首脳会談を開催。同会議で同主席は、「相互尊重・共同発展の戦略パートナーシップ」や「海上シルクロードを中心とした実務協力の深化」などを提案し、初めて公的に「一帯一路」構想と太平洋島嶼国が結びつけられた。

⁴ 二国間の資金援助などの債務により、債務国の政策や外交が債権国側から有形無形の圧力を受け、債権国によって利するような拘束を受ける状態となること。

第1節 中国と島嶼国と経済関係

1. 中国・島嶼国貿易と中国から島嶼国への援助

まず、近年、島嶼国の最大の貿易相手国は中国である（第1表）。2017年の中国・島嶼国間の貿易額は81億9,700万ドルに上り、韓国を除けば主要関係国の中で突出している。中国の島嶼国向け総輸出は2014年の約27億

第1表 中国並びに主要関係国の太平洋島嶼国との貿易

(単位：百万ドル)

		中国	韓国	豪州	日本	フランス	米国	台湾	ニュージーランド
中	クック諸島	13	2	7	21	2	9	0	82
中	フィジー	386	217	460	115	13	288	57	394
	フランス領ポリネシア	65	118	41	113	669	169	8	126
台	キリバス	17	15	19	22	0	9	3	12
台	マーシャル諸島	3,103	6,894	3	1,337	4	610	131	4
中	ミクロネシア	38	52	3	34	1	46	31	3
台	ナウル	1	5	38	7	0	2	0	4
	ニューカレドニア	866	379	326	199	902	124	149	103
中	ニウエ	0	0	0	8	0	0	0	13
台	パラオ	18	10	2	50	0	20	22	1
中	パプアニューギニア	2,839	237	3,888	2,617	73	227	923	140
中	サモア	66	32	39	14	3	43	2	83
台	ソロモン諸島	657	31	101	21	1	13	20	33
中	トンガ	29	4	13	9	3	20	5	52
台	ツバル	18	5	3	21	0	1	0	3
中	バヌアツ	81	16	59	101	8	13	3	33
	合計	8,197	8,017	5,002	4,689	1,679	1,594	1,354	1,086

(注) 中は中国と外交関係を持つ国、台は台湾と外国関係を持つ国、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアはフランス領のため空白

(出所) “China’s Engagement in the Pacific Islands: Implications for the United State” U.S.-China Economic and Security Review Commission June 4 2018より作成

ドルから2017年に約47億ドルに、中国の島嶼国からの総輸入は2014年の約23億ドルから2017年に約35億ドルになり、ここ近年輸出、輸入の貿易両面で急増している⁵。また同年の中国の対島嶼国貿易のうち約7割はマーシャル諸島⁶とパプアニューギニアとなっている。なお、注目すべきは、台湾と国交を結んでいる島嶼国に対する貿易額が台湾の貿易額を上回るか、若しくはほぼ同額程度となっていることである。例えば、台湾と国交のあるマーシャル諸島と中国の貿易額は2017年に31億94百万ドルであり、これに対して台湾との貿易額は1億31百万ドルである。

中国の対島嶼国への主な輸出品は、マーシャル諸島へは船舶（便宜置籍船）、パプアニューギニアへは放送用機材、鉄鋼製品、ゴム製品、建材、フィジーへは商用自動車である。また、中国の島嶼国からの主な輸入品はエネルギーや金属である。パプアニューギニアからは原油、木材、ニッケルを、ニューカレドニアからはフェロアロイ（マンガンなど鉄鋼生産過程で必要な副原料）、ニッケルを、ソロモン諸島からはニッケルをそれぞれ調達している。

次に、近年中国の島嶼国向け援助は急増している。2006年から2014年累計援助額は17億2,900万ドルに達している。この援助額は首位の豪州の46億4,000万ドルに次ぐ規模で日本、米国を大きく上回る。また、特定の国にその援助を集中させている特徴が見受けられる。天然ガス、原油、金などを有し域内最大の経済規模を誇るパプアニューギニア向けの援助額は6億3,200万ドルと他の島嶼国に比べ突出している。また、マグロ・カツオなど水産資源を豊富に持つフィジー向け援助額は3億6,000万ドルとパプアニューギニアに続く規模である。2006年に軍事政権が発足したフィジー

⁵ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018)

⁶ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018)、太平洋諸島センター (2018) マーシャル諸島は、便宜置籍船（税金対策や船員費の削減などの対策のため優遇税制を実施）を誘致しているタックス・ヘイブン。韓国、中国、日本の対マーシャル諸島貿易のうちほとんどが同3カ国から同諸島へ輸出された船舶。特に、韓国・島嶼国間の貿易はその主体が韓国からマーシャル諸島向けの船舶輸出である。

は、民政化を求める欧米から制裁を受けて孤立した。この際、助け舟を出したのが中国であった⁷。フィジーの海外からの援助総額の約半分を中国からの援助が占める⁸。その援助額は豪州からフィジーへの援助額を上回る。中国の島嶼国向け援助総額のうち約6割弱はこれら両国向けであり、中国は両国を最も重視していよう（第2表）。

なお、中国の島嶼国への援助は借款と無償とに大別できる。借款は主に交通・輸送インフラや政府部門の効率化などに充当されており、無償は地震やそれに伴う津波といった災害の際に供与されている⁹。

このほか、観光部門における中国の存在感も目立ち始めている。島嶼国

第2表 主要関係国の島嶼国への援助（2006-2014年累計）

（単位：百万ドル）

	中国	豪州	米国	ニュージ ーランド	日本	台湾	フランス
クック諸島	49.86	29.54	0.07	86.60	1.55	NA	0.00
フィジー	359.80	303.14	15.09	44.00	113.91	NA	6.96
ミクロネシア	40.60	23.72	873.81	1.06	110.68	NA	0.02
ニウエ	0.70	21.76	0.00	106.62	0.56	NA	0.00
パプアニューギニア	632.46	3,435.64	29.39	173.98	0.00	NA	1.12
サモア	230.12	242.61	9.53	122.02	128.45	NA	0.27
トンガ	172.06	180.75	9.49	105.31	101.82	NA	0.01
バヌアツ	243.48	402.93	84.24	122.29	95.82	NA	48.75
援助額	1,729.08	4,640.09	1,021.62	761.88	552.79	NA	57.13

（出所）“China’s Engagement in the Pacific Islands: Implications for the United State” U.S.-China Economic and Security Review Commission June 4 2018

⁷ 畝川憲之（2012、2016）中国はパプアニューギニア、フィジー、トンガに対し兵器供与を含む軍事援助を実施するなど軍事分野も強化している。

⁸ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan（2018）

⁹ 八塚正晃（2018）このほか、中国の援助の特徴として言語や文化を島嶼国へ浸透させようとしている。例えば、フィジーには地域最大の南太平洋大学に孔子学院を設立、中国語や文化の教育普及を実施しており、フィジー、トンガ、バヌアツではCCTV（中国中央テレビ台）の無料放送が存在している。

では、国土面積が狭く人口が少ない上、消費地から遠距離であるため産業立地が有利とはいえない。このため、自然環境を生かした観光部門が主力産業という経済構造を持つ国が少なくない。近年、島嶼国経済の約1割超は観光部門が寄与し、同部門における雇用者数も12万人超となっており、島嶼国経済に占める観光部門は無視できない¹⁰。

足元、中国から島嶼国への観光客数は増加している。2017年に中国人観光客数は約14万3,000人を記録しており、外国人観光客全体の約7.5%を占めるまでに拡大した（第3表）。今後もその増加は見込まれ、2040年までに年20%程度の水準で伸び、2040年には96万5,000人に達すると予想されている。中国の観光客は主にパラオとフィジーに集中しており、両国の外国人観光客総数の8割程度を占めている¹¹。しかも、日本における中国人観光客同様に「爆食」や「爆買い」と呼ばれる滞在期間における消費支出額が、他の国の観光客のそれをかなり上回る水準であり、島嶼国の観光部

第3表 太平洋島嶼国への外国人観光客 2017年

国籍	入国者数	構成比 (%)
豪州	630,669	32.8
ニュージーランド	444,507	23.1
米国	212,948	11.1
中国	143,398	7.5
日本	79,391	4.1
英国	32,784	1.7
欧州（英除く）	190,164	9.9
その他アジア	190,219	9.9
計	1,924,080	100

（出所） South Pacific Tourism Organization, “Annual Review of Visitor Arrivals in Pacific Island Countries,” June 2018, 5.

¹⁰ South Pacific Tourism Organization (2018)

門にプラス効果を与えている¹²。

中国観光客の増加する中で、観光部門に依存する経済構造を持つ島嶼国に対し中国が一定の政治的な影響力を持つような様相が見られる。例えば、中国は、台湾と国交を結んでいるパラオに対して、2010年代前半から主要産業の観光部門への民間を通じた投資や観光客を意図的に増加させてきた。パラオでは経済全体のうち約7割を観光部門が占める。中国人観光客数が急増し、実際その購買意欲の高さや消費支出額の高さがパラオの観光部門を活性化させ、その成長を一気に加速させた¹³。この結果を踏まえて、パラオでは国会議員など政治家らの間にて、親中国派が次第に増えており、査証の優遇などで観光客数を増大させる中国のADS（Approved Destination Status、観光目的指定国）獲得や中国からの投資拡大のために投資協定締結を求める動きが生じている。しかも、従来まで外交関係のある台湾と断交して、中国との外交関係を新たに結ぼうとする議論にも繋がっている¹⁴。

2. 深まる島嶼国の懸念

こうした中国の援助¹⁵が急拡大する中で、経済規模の小さい島嶼各国で

¹¹ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018) ただ、パラオでは中国人観光客が急増し、ゴミの処理、下水・汚水処理の費用が財政負担となり、2018年1月から海外観光客一人あたり100米ドルの環境インパクト税を導入している。このほかに航空便数減もあり、中国人観光客数は2018年にはやや伸び悩んだ。

¹² Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018) このほか、例えば、フィジーでは中国系資本によって、同国最大規模となる総額5億ドルの高級リゾート施設が2018年に完工している。島嶼国全体の観光部門への中国からの投資は増加傾向にある。

¹³ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018)

¹⁴ Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018)

¹⁵ 畝川憲之 (2016) 中国の援助条件は、ガバナンスや価値観を条件と課す豪州、ニュージーランド、米国、日本と違い、「一つの中国」（台湾との関係断絶）の支持以外は付与しないが、償還期間など契約条件が不透明性を帯び、援助の質が担保されない場合もあるといった懸念や不満が島嶼国側から生じている。

は、港湾や空港といった大規模なインフラへの中国の軍事アクセスや対中国債務の増大とその返済猶予に伴う中国の政治的な圧力に対する懸念が高まっている。この懸念には新植民地主義¹⁶とも揶揄される、強引な中国の姿勢への反発や嫌悪感も含まれている。また、豪州や米国など主要関係国からも島嶼国向けの中国の援助に対する疑念が頻発している¹⁷。

懸念が生じた具体例として、バヌアツにおける港湾建設がある。バヌアツでは、エスピリトゥサント島ルーガンビル港埠頭が中国からの借款9,340万ドルにて賄われ、中国国営企業の上海建工集団によって2017年上半期に完工した。同埠頭の長さは約360メートル、深度25メートルにて、南太平洋域内で最長埠頭となり、一度に複数隻の大型貨物船やクルーズ定期船の停泊が可能となった¹⁸。こうした中、バヌアツ政府は埠頭の収益見通しに楽観的な見方を再三示していた。しかし、2018年4月、豪メディアはその収益水準が期待される水準に達せず、貨物船やクルーズ船の頻繁な寄港も期待できないとし、中国が軍事的進出の一環として海軍艦艇の寄港地にすることを視野に入れ、埠頭の建設費を貸し出したと論評している¹⁹。バヌアツの2018年末の対外債務のうち、中国からの借款は1億4,300万ドルであり、その大半がこの埠頭建設資金借り入れ分である。その上、対外債務全体のうち、同じく約半分は中国の債務で膨れ上がっている²⁰ことを鑑みれば、このような指摘も的外れとは言えないであろう。このほか、島嶼国や主要関連国が懸念を示した主な事例は第4表の通り。

¹⁶ <https://timesofindia.indiatimes.com/china/mahathir-fears-new-colonialism-cancels-2-chinese-projects-on-beijing-visit/articleshow/65493634.cms>

¹⁷ Sydney Morning Herald (2018b) 豪州閣僚が中国の援助について「債務の罠」となる懸念したほか、中国から借款の不透明性や政治的な圧力の存在を批判。島嶼国に対しても注意を強く促した。

¹⁸ Asia Maritime Transparency Initiative (2018)

¹⁹ Sydney Morning Herald (2018a) 中国はバヌアツに国会、首相官邸の新築資金を援助済、大統領官邸や財務省建物の新築資金の協力も発表。その後バヌアツと中国は恒久的な基地設置を検討と報道。これに対抗すべく米国、豪州が安全保障関係者を現地に派遣するなどの動きあり。

第4表 島嶼国や米豪で懸念が示された、中国による近年の主な援助案件

1. パプアニューギニアにおけるロングラム基地の近代化
ロングラム基地は1974年に豪からパプアニューギニア（以下PNG）に引き渡され、PNGは定期的な哨戒と漁業監視のために利用。埠頭は短小で老朽化のため補修を要し、中国が2018年前半、同基地を拠点開発として関心を示した。これに慌てた豪州は2018年9月に、自国の太平洋海洋安全保障計画の一環として、同基地の埠頭と関連インフラを改修するべくPNGに360万ドルの資金を援助。
2. サモアにおける国際空港改修
2018年、ファレオロ国際空港の改修が完了（旧ターミナルのほぼ2倍の能力で年最大60万人乗降客利用可能）。改修費総額6千万ドルは、中国輸出入銀行と世銀の借款、上海建工集団が請負。2017年末サモアは対中国債務は1.6億万ドル超で、これは同国の対外債務全体の約半分。
3. ソロモン諸島の海底通信回線
ソロモン諸島は中国と国交がないものの、豪州・ソロモン諸島間の海底通信回線敷設を廉価で請負うことを示した中国企業へ発注。2018年懸念した豪州は、総費用の約6割（推定137百万ドル）を負担し、発注を撤回させ、発注先も仏企業に切り替えさせた

（出所）「中国の太平洋島嶼へ進出と「一帯一路」構想」防衛庁研究所 NIDS コメントリー第73号 2018年5月

第2節 中国の思惑

1. 中国が島嶼国に接近する主な理由

中国が島嶼国に接近する理由は、以下の三点を指摘することができる。既に上述したように、第一には資源確保という狙いがあるだろう。堅調な経済成長を背景として資源需要が増える中国は、エネルギー・鉱物・水産資源を豊富に持つ島嶼国に狙いを定め近づいている。例えば前節でみたように、エネルギー・鉱物を有するパプアニューギニア、マグロやカツオと

²⁰ 八塚正晃（2018）豪州閣僚が中国の援助につき「太平洋が無用の建物であふれている」と批判。中国のパヌアツの港湾開発の動きに対し、ニュージーランド首相が軍事的な開発に反対の旨を言及。

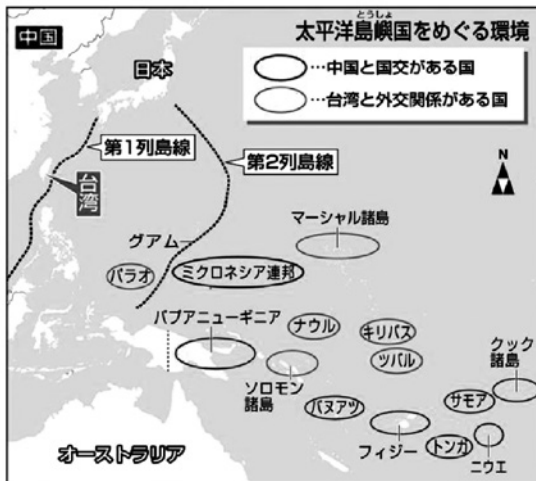
いった水産資源を持つフィジーの両国への援助を重視している。加えて島嶼国地域の大陸棚には、マンガン団塊、コバルト、海底熱水鉱床などの海底資源の存在が明らかになっている。現段階では採掘しても商業ベースでは不採算とされているものの、これらの埋蔵量は豊富であり、将来的には資源獲得競争となっていく可能性がある。中国は、国家海洋局傘下の「大洋鉱産資源研究開発協会」がこれら海底資源の調査を行っており、長期的な視点から資源確保を進める国家的な思惑が見え隠れする。

また、もう一つの理由として挙げられるのが、インド洋における「真珠の首飾り」²¹同様の海洋安全保障戦略である。真珠の首飾り戦略とは、インド洋沿岸都市における港湾を中国が援助する形で整備し、その港湾を結んだ形が首飾り状の形をしていることから名付けられたものであるが、島嶼国への積極的な援助は、これと同様に、中国の政治・経済・軍事の橋頭保となる拠点の構築を睨んだものとも考えられる。いわゆる「債務の罫」として、これまでのインフラ整備の在り方が国際的に批判を受け始めたことで中国は、近年こそ、高い貸付金利を課すといった「援助漬け」を意図するかなのようなインフラ整備は行わず、国際的な標準に従う方向性を見せてはいる。しかしながら、バヌアツの例からも判るように、島嶼国への援助において、こうした意図が全くないと断定することは出来ないだろう。近年、海軍力の強化を進める中国が、長期的な視野において、東アジアを越えて太平洋で活動する海軍の補給基地や中継地点の確保²²を見据えている可能性も否めない。また、太平洋に展開する米軍への牽制の意味もあろう。

²¹ 英名String of Pearls 中国が確保・構築を画する海上交通路確保のための戦略。米国国防省が部内で使用。海上交通要路警護やチョークポイント（細い海峡や航路が集中する要衝）の安全確保を目的に、中国が港湾活動拠点（パキスタン：グワダル、スリランカ：ハンバントッタ、バングラデシュ：チッタゴン）を確保し、これらインド洋沿岸各拠点が競合国インドを囲むような首飾りに見えることから名付けられた。

中国は「一带一路」構想を主に中国の西方、南方への戦略として進めているが、島嶼国も豪州や中南米への海洋ルートやアクセスの一部にあたる。それは第1図を見ても明らかであろう。中国海軍の作戦半径は1980年代、鄧小平政権下で策定され、2000年までに第1列島線（九州から沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオ島にいたるライン）、それを2020年までに第2列島線（伊豆諸島から、小笠原諸島、グアム・サイパン、パプアニューギニアに至るライン）を突破、2050年には世界的な制海権を掌握する構想である。第2列島線のすぐ東に位置する島嶼国との関係を構築しておくことの重要性は、このように中国の海洋安全保障上の戦略においても明らかであろう。そして、第三に挙げられるのが、台湾への牽制である。これが中国の国益という意味では最も重要な点ともいえるが、島嶼国地域においては、

第1図 太平洋島嶼国をめぐる環境（中国・台湾の対外関係）



(出所) 産経新聞 2017年12月17日

²² 八塚正晃 (2018) 具体的に、フィジーのスパ港、パプアニューギニアのアニワ港、モレスバ港、バヌアツのルーガンビル港の4港を戦略的な港湾としている。

1970年代から中国と台湾の外交上の争いが繰り広げられてきた。1970年代後半以降、中国は徐々に台湾との国交締結国を翻意させた。この結果、中国は、パプアニューギニア、フィジー、サモア、バヌアツ、トンガ、ニウエ、クック諸島、ミクロネシアなど8カ国と国交を樹立している（第1図並びに第5表）。

なお、現在（2019年8月末時点）、島嶼国14カ国のうち6カ国は台湾と外交関係を結んでいる。

第5表 中国・太平洋島嶼国との関係

（単位：百万ドル、%、万人）

国	中国との 国交関係	中国から の援助額	構成比	GDP規模	人口	軍の有無
パプアニューギニア	中国（1972-）	632	36.6	20,210	800	有
フィジー	中国（1975-）	360	20.8	4,704	90	有
サモア	中国（1975-）	230	13.3	790	20	無
バヌアツ	中国（1982-）	243	14.1	774	27	無
ミクロネシア	中国（1989-）	41	2.3	330	10	無
クック諸島	中国（1997-）	50	2.9	414	2	無
トンガ	中国（1998-）	172	10.0	402	11	有
ニウエ	中国（2007-）	0.7	0.04	NA	0	無
キリバス	台湾	NA	NA	180	11	無
ソロモン諸島	台湾	NA	NA	1,202	60	無
ツバル	台湾	NA	NA	30	1	無
ナウル	台湾	NA	NA	102	1	無
パラオ	台湾	NA	NA	260	2	無
マーシャル諸島	台湾	NA	NA	230	5	無
合計		1,729	100	NA	NA	

（注） 括弧は中国との国交開始年、世界で台湾国交を持つ国は2018年8月末に17カ国、援助額は2006-2014年累計、GDP規模、人口のうちニウエが2013年、クック、マーシャル、ミクロネシアは2014年 これら以外は2016年、またクックはNZドルベース

（出所） 「China's Engagement in the Pacific Islands: Implications for the United States」 U.S.-China Economic and Security Review Commission June 14 2018、「中国の太平洋諸島への進出と一帯一路構想」防衛研究所 2018.5、外務省より作成

2. 台湾の対抗的な動き

こうした中国の攻勢に対して、台湾は懸命に対抗する動きを続けている。台湾は、1971年に国連での中国代表の座を共産党政権の中国に奪われるという外交的な敗北を喫して以来、自国の独立国としての存在の維持を外交政策の基軸としている。このため、国際政治のアクターとなりにくい発展途上国、新興国、中小国に対して、主として経済的な援助を行うことにより外交関係並びに友好関係を構築・維持する努力を進めてきた。

最近の中国の島嶼国への猛烈な攻勢を受けて、これに対抗すべく台湾は、政治要人が島嶼国を頻繁に訪問している。これは台湾と外交関係のある国計17カ国²³のうち島嶼国が6カ国（キリバス、ソロモン諸島、ツバル、ナウル、パラオ、マーシャル諸島）を占めるためであろう。2016年に就任した蔡英文総統は2017年にツバル、ソロモン、マーシャル諸島の3カ国を、2019年3月には、パラオ、ナウル、マーシャル諸島の3カ国をそれぞれ歴訪している。2019年の歴訪では、蔡総統はパラオとナウルと台湾との間でそれぞれ海上保安協力に関する覚書（MOU）に署名した。この覚書に基づき、台湾はパラオとナウルに小型警備艇供与、海上警察官の訓練といった支援する予定である。蔡総統が未訪問であるキリバスとは、2018年に漁業協力に関する覚書（MOU）を交わし、台湾によるキリバスの周辺海域でのマグロ・カツオ漁の安全操業を確保するなど、友好関係の維持に努めている。このほか、蔡総統は2016年末、大統領就任直前のトランプ氏と電話会談を行い、加えて上記2回の島嶼国歴訪直後にはハワイをいずれも訪問しているが、中国を牽制する動きと考えて良いだろう。

²³ 2019年3月時点：大洋州（6カ国）ツバル、ソロモン諸島、マーシャル諸島、パラオ、キリバス、ナウル。欧州（1カ国）バチカン。中南米・カリブ（9カ国）グアテマラ、パラグアイ、ホンジュラス、ハイチ、ベリーズ、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、ニカラグア、セントルシア。アフリカ（1カ国）エスワティニ。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html>

日本外務省HP 2019.7.29閲覧

²⁴ 八塚正晃（2018）

なお、台湾は島嶼国向け援助額を公表していない²⁴。ただし、外交関係の維持や中国の島嶼国への攻勢を減じるために一定の援助を継続しているとみられる。台湾は独立した主権国家として承認を維持していくために必要な支持国を確保しようとしている。こうした情勢下、米国は、台湾を通じて、中国の島嶼国諸国への勢力拡大の阻止を狙っているとも指摘できよう。

第3節 主要関係国のプレゼンスと関与姿勢（豪、米、フランス、ニュージーランド）

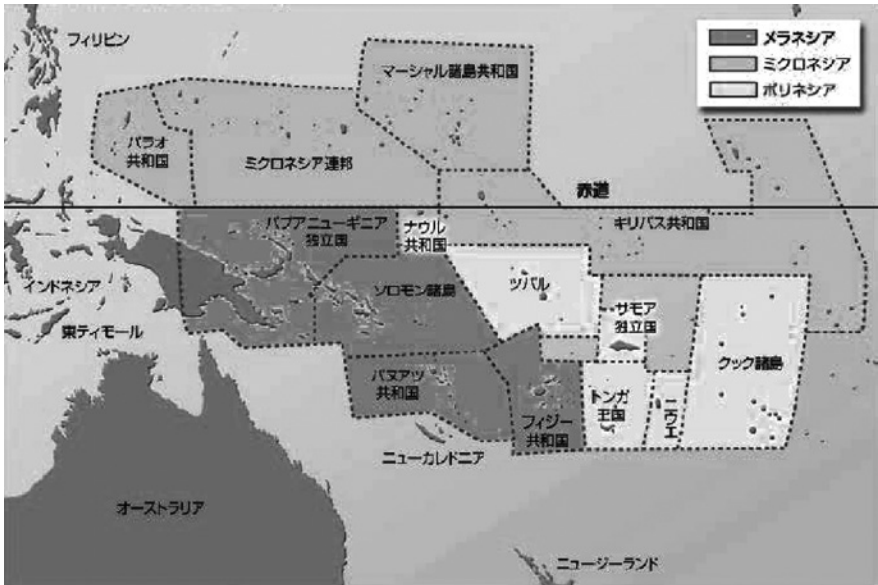
1. 豪州：域内大国として関与を強化、援助はメラネシア向けが中心

歴史的に第二次大戦後から、豪州は米国とともに島嶼国地域における経済的・軍事的なリーダーの役割を果たしてきた。また、域内大国並びに域内先進国として豪州は、島嶼国との密接な経済関係を有する。豪州の島嶼国との貿易額は、2017年で50億200万ドルと中国に次ぐ規模にある（第1表、第2表）。主な貿易相手国は経済規模の大きいパプアニューギニアとフィジー、ニューカレドニアであり、これら3カ国との貿易額は、豪州の島嶼国との貿易額全体の9割を超える。中でも対パプアニューギニアとの貿易は、2017年で38億88百万ドルに達しており、同貿易額全体の約78%を占める。

援助面については、豪州は2006年から2014年の累計の援助額が46億4,000万ドルという最大の援助国であり、豪州の援助は、特に地理的に近い南太平洋のメラネシア4カ国（パプアニューギニア、フィジー、バヌアツ、ソロモン諸島）向けが8割超を占めている。つまり豪州はこれら4カ国との関係が緊密である²⁵。背景には、豪州が第二次大戦後、パプアニューギニ

²⁵ 日本経済研究所（2016）豪州は島嶼国全体への最大の援助国である。豪ドルを通貨とするナウル、キリバス、ツバル、さらにサモアやトンガにも多くの援助を供与している。

第2図 太平洋島嶼国全域図（ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア各地域）



（資料） 日本経済研究所（2016）「太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価」（第三者評価）報告書

アとナウルを独立まで信託統治していたことがある。例えば、2003年から2017年には同国（及びニュージーランド）が、ソロモン地域支援ミッション（RAMSI²⁶）を主導してきた。現在も、豪州軍が島嶼国地域全般の災害救助、訓練及びその他諸活動に関与している。

また、豪州は2018年11月、最大で30億豪ドルに上る「南太平洋インフラ基金」²⁷の創設を発表した。同基金は、情報通信、エネルギー、空港・港湾・道路、上下水道などに関するインフラプロジェクトに優先して活用さ

²⁶ 豪州・ニュージーランド主導の太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟国の警察・軍隊ミッションで、ソロモンの法と秩序回復のために派遣。著しく治安が改善。

²⁷ https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/pr2018_tk22.html
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/14566>

れる。資金援助を梃子として島嶼国に接近する中国に対抗する姿勢を改めて鮮明に示したものと受け止められている。また、中国の島嶼国への外交攻勢により、豪州のそれまでの存在感が低下しているための巻き返しとも指摘されている²⁸。

さらに、2019年5月に当選した同国のモリスン首相は、就任早々から島嶼国との外交を積極的に展開している。翌6月には、同首相は初の外遊先としてソロモン諸島を訪問した。これはモリスン政権が島嶼国を重視する姿勢を鮮明にした一つの証左であろう。モリスン首相はソガバレ首相と会談後、インフラ整備で豪州がソロモン諸島に対し今後10年間で最大2億5,000万豪ドルの資金協力を行うことで合意した。このほか、同首相は、公式の場で再三に亘り島嶼国地域について、「豪州は、太平洋南西部の戦略的安全、経済的安定、政治的独立に関心を持ち続ける」と強調している。

2. 米国：北太平洋ミクロネシアを中心とするものの、全域で関与

米国は、ハワイを併合した1898年から太平洋島嶼国における域内覇権国となった。こうした歴史的な経緯もあり、米国は、北太平洋のミクロネシアとの関係が緊密である。

2017年の米国の島嶼国との貿易額は15億94百万ドルであり、島嶼国側から見て第6位の貿易相手国である。その貿易はミクロネシアがその中心でありながらも、ほぼバランスよく分散している（第1表）。米国の島嶼国向け援助は、2006年から2014年累計で約10億2,100万ドルであり、中国、豪州に次ぐ第3位の援助国となっている（第2表）。このうちの約9割を北太平洋のミクロネシアに配分している。

²⁸ 畝川憲之（2016）中国は意図的に反豪州色の強いメラネシア先鋒グループ（Melanesia Spearhead Group）や太平洋諸島開発フォーラム（Pacific Islands Development Forum）の設立を支援するなど、豪州を島嶼国から引き離し、島嶼国地域における豪州の影響力の低下および相対的な中国の影響力の強化を意図している。このため豪州の対島嶼国外交は転機を迎えている。

また、米国は、島嶼国地域にて10カ所の領土を有している²⁹。このうち、住民が居住しているのはグアム、米領サモア及び北マリアナ諸島自治連邦区のみである。パラオ、マーシャル諸島及びミクロネシアは独立国家であるものの、1986年（パラオは1994年）から米国との間で自由連合盟約³⁰を結んでいる。この盟約に基づいて米国は、これら各国に経済援助を提供し、その住民に対して無制限に近い米国への入国を許容し、同時にこれら各国の防衛面を引き受けている。引き換えに、各国は米国に対して、「戦略的目的」のための自国領とその水域への排他的なアクセスを認めている。例えば、ミクロネシアには2003年から2023年まで約35億ドルの財政支援を確定させている。マーシャル諸島とミクロネシアは2003年に20年間の上記盟約の更新を受け入れ、パラオについても米国議会が2017年に盟約を更新している。

米国は、グアムとハワイに大規模な軍事基地を設置し、その他小規模の飛行場を利用できるため、島嶼国全域をカバーする軍事施設を維持している。2018年、米国は島嶼国向け援助を増加させる姿勢を鮮明にしている。このほか、米国は中国の攻勢に対抗するため、豪州とともに島嶼国への新たな大使館の設置や要員を順次増やしていくとし、今後数年内にパラオ、ミクロネシア、フィジーの大使館の陣容を増強する予定である。豪州、米国は島嶼国地域に軍事施設を持ち、（前者は南太平洋のメラネシア、後者は北太平洋のミクロネシアを中心に島嶼国全般）有事の場合、域内全域に対して軍事力の投入が可能である。豪米両国は島嶼国にとって長年の安全保障面のパートナーであり、今後もこのような役割を維持していこう。

²⁹ 島嶼国における米国領土の分類は、自治領：グアム、北マリアナ諸島。非自治領：米領サモア、（以下無人島）ベーカー島、ハウランド島、ジャービス島、ジョンストン環礁、キングマン・リーフ、ミッドウェー島

³⁰ Compacts of Free Association with the United States：米国の国連信託統治から独立する際、米国との間で締結した自由連合盟約。米国から財政支援を受ける一方で、国防と安全保障の権限を米国に委任。

3. フランス：南太平洋ポリネシアにて関与し、「インド太平洋防衛政策」を発表

フランスは、一連の保護領を獲得し、19世紀半ばから、太平洋における実質的なプレゼンスを維持してきた。南太平洋にて、3つの自治領である仏領ポリネシア、ウォリス・フツナ、ニューカレドニアを所有してきた（第3図）。このほか、太平洋沖合にはクリップarton島³¹も保有している。島嶼国との貿易は、統治している仏領ポリネシア、ニューカレドニアがほとんどである、それでも2017年の貿易額は16億79百万ドルと島嶼国側からみて第5位の貿易相手国である（第1表）。また援助面では、主要国がドナーとなっている国への援助金額は少ないものの、援助全体の約7割以上が海外領土であるウォリス・フツナ向けという特殊性を持つ³²。

軍事面では駐留軍として、ニューカレドニア駐屯仏軍およびフレンチ・ポリネシア駐屯仏軍の2部隊が編成され、小規模ながら艦艇（約5隻）、輸送機（約4隻）が配備されているという。その両軍の配備から判別されるように、フランスは南太平洋を空域から掌握しており、主権の維持、排他的経済水域（EEZ）³³での不法活動（違法漁業取締り、密輸入）のほか、自国領域の周辺海域を越えて監視活動、災害救助および人道支援活動に携わっている。

2012年、フランスは豪州と戦略的パートナーシップを結び、南太平洋地域における緊密な協力関係を推し進めることを確認した。続いて2014年にも、フランス外相が米国、ニュージーランドとの多国間協力を推進する中

³¹ 1858年仏領となり現在に至る。かつて仏領ポリネシアの一部であったものの2007年以降直接統治となった。一時的に軍事や航空機の中継点として利用されるも、2013年以降無人島。

³² 日本経済研究所（2016）ウォリス・フツナは仏領のため援助とは異質との指摘あり。

³³ 領海の基線からその外側200海里（約370km）の線までの海域（領海を除く）並びにその海底・その下。なお、EEZでは沿岸国に次の権利、管轄権は認容。①天然資源の探査、開発、管理等の主権、②人工島、施設及び構築物の設置・利用の管轄権、③海洋の科学的調査の管轄権、④海洋環境の保護及び保全の管轄権。

第3図 フランスの海外領土（一部）



（資料） フランスがアジア太平洋で活動強化のワケ 乗り物ニュース 2018.7.7

で、豪州との防衛協力の強化を強調している。フランスは中国の南太平洋への進出に対応する上で、豪州を重要なパートナーと見なしている。また、2018年にはシンガポールにおける安全保障の国際シンポジウムにて、フランスの「インド太平洋防衛政策」を新たに発表し、その中で中国を名指し、島嶼国を含むインド太平洋にて、秩序を乱す国として指摘している³⁴。さらに、太平洋におけるフランス海軍の艦艇派遣のほか、太平洋地域全般で協力関係にある豪州への潜水艦の納入も決定している³⁵。フランスは中国の島嶼国への動きに関心を向け始めている。なお、2018年にニューカレドニアにて、フランスからの独立を問う住民投票が実施されたものの、残留

³⁴ <https://jp.ambafrance.org/article14617>
在日フランス大使館HP 2019.7.29 閲覧

³⁵ 日本経済新聞（2019）日、独と競合したが、仏と共同開発すると決定、保有潜水艦6隻が老朽化などで修理期間が長期化したため、新たに12隻建造予定。建造費のみで500億豪ドルと同国史上最高額の防衛装備調達となる予定。中国の海洋進出を見据えての動き。

派が僅差で勝利している。

4. ニュージーランド：近隣ポリネシアで影響力を維持

ニュージーランド（以下NZ）は、近隣の南太平洋の島嶼諸国いわゆるポリネシア地域と緊密な関係を維持している。2017年のNZと島嶼国との貿易額は10億86百万ドルで、このうち第一の貿易相手はフィジーでその貿易額は、NZ・島嶼国の貿易額全体の約36%を占める。以下、パプアニューギニア、仏領ポリネシア、ニューカレドニアと続く。貿易相手は近隣のポリネシアを中心するものの、地理的に遠い北太平洋のマイクロネシアの島嶼国との貿易は少額に留まっている（第1表）。また、NZの島嶼国向け援助は、メラネシアとポリネシアにおいては豪州に次ぐドナー国であり（第2表）、豪州に比べてバランスよく各島嶼国に配分されている³⁶。

NZは、独立国であるクック諸島とニウエとの間で自由連合盟約を結んでいる。米国とマイクロネシアと間の自由連合盟約と同じ構図であり、国際連合におけるクック諸島・ニウエの代表権は依然としてNZが有し、ニウエ、クック諸島の住民はNZの市民権を持つ。NZは豪州と一緒にソロモン地域支援ミッションに貢献するとともに、NZ軍は島嶼国地域全域における訓練、災害救助そして海洋安全保障任務に定期的に関与してきた。NZは、この地域へのソフトパワー³⁷と経済外交を促進する「太平洋リセット」政策を公表している。同政策は、島嶼国の経済と独立を支援し、民主主義と人権擁護を推進することを目的とし、NZと島嶼国との関係を強化していくとするものである。

³⁶ 日本経済研究所（2016）ただし、自由連合盟約を結ぶクック諸島とニウエにおいては最大の支援国となっている。

³⁷ ソフトパワーとは、武力や強制力を用いずに相手国を自国の希望に従わせる能力。相手国の態度を友好的に変える能力。https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/listen/interview2/intv_01.html 日本外務省HP

第4節 冷え込む豪州・中国関係

1. 豪州国内で高まった中国への警戒感

近年、豪州では、近隣の島嶼国のほか、中国の豪州企業の買収などの進出を巡って、一般国民の間に反中国感情が高まっている。これも受けて豪州政府は、安全保障の面から中国の影響力を抑える対策を矢継ぎ早に打ち出している。さらに、モリソン首相は2018年11月、「太平洋島嶼国地域の安定と経済的発展は、豪州にとっては根本的に重要であり、国防や治安、国境管理における、同地域にまたがる協力の長い歴史を土台として、豪州は太平洋島嶼国との安全保障協力を強化する」と表明している³⁸。

2017年、豪州では中国企業から献金を受けた政治家らが南シナ海問題や通商政策について、親中国的な方向に誘導した事件が大きく報道された。2018年2月には、大学の研究者の著作「Silent Invasion～China's Influence in Australia（静かなる侵略～豪州における中国の影響）」³⁹が出版され物議を呼び起こした。同書の内容は、政治献金による政策誘導・情報漏洩、大学への寄付、企業買収により、近年中国は豪州を事実上「侵略」しているという指摘である⁴⁰。こうした不正なロビー活動や潤沢な資金力に任せた中国企業による豪州大手企業の相次ぐ買収といった、中国による豪

³⁸ https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/pr2018_tk22.html 「オーストラリア、太平洋諸国へのコミットメントを強化」モリソン首相、ペイン外相、パイン国防相の共同声明の形での発表。

在日オーストラリア大使館HP 2018年11月08日 2019.7.29閲覧

³⁹ 同書は2018年2月に出版。著者チャールズ・スタート大学クライブ・ハミルトン教授。当初、契約した大手出版社から出版拒否され、ようやく出版に漕ぎ付けた。出版側は中国からのサイバー攻撃や在豪中国系市民からの訴訟を恐れたという。

⁴⁰ Clive Hamilton (2018) 豪州に移住した中国系富豪らが豪州与野党の政治家や大学に多額の資金を提供し、こうした政治家の発言や大学の研究が、南シナ海問題や自由貿易協定(FTA)などについて、中国に望ましい方向への政策を誘導しようとした実態を明らかにした。また、富豪らが中国の国政助言機関、全国政治協商会議の代表を務めた点も指摘、中国共産党との緊密な関係にも疑いありとした。なお、富豪らは2019年に永住居住権を剥奪されている。

州の政治経済面への存在感の高まりや影響力の拡大の動きを受け、豪州では反中国感情が噴出し、「中国の排除」という声が高まった。さらに、豪州政府の主要閣僚や与野党幹部は中国を次々声高に批判し、対中関係は一気に冷え込んだ。

2018年前半、豪州政府は国内における中国の影響力抑制を念頭に、関連する法制度の整備に動いた⁴¹。外国からの政治献金を禁止する改正選挙法や内政干渉的な活動を阻止する安全保障改正法⁴²が成立している。中国企業の参入も規制している⁴³。2018年8月に発足したモリソン政権は、同月に次世代高速情報通信「5G」の開発事業から華為技術（ファーウェイ）や中興通迅（ZTE）の排除を発表するなど中国企業への警戒感を示している。

2. 対話を続けざるを得ない豪州

2018年11月、北京では豪中外相会談が開催され、両国外相は、南太平洋島嶼国における共同での協力推進や自由貿易体制の維持で一致したと伝えられた。その一方、ペイン豪外相は、その会談後の記者会見で、長江実業集団（香港）中心の企業連合による豪ガスパイプライン最大手APAの買収案（買収総額130億豪ドル）⁴⁴について「国益に反する場合、許可されな

⁴¹ 日本経済新聞（2018a）

⁴² スパイ行為に対する罰則を強化し、内政に影響や害悪を与えようと企てる秘密工作、欺瞞、脅迫行為などを対象とする新たな罰則が定め、外国による政治干渉を防止すべく、外国の政府や企業の代理人となる個人や団体の登録を義務付けた。中国の豪州への攻勢を抑制しようするものとみられる。

⁴³ 安全保障面における重要度が高いインフラ（電力、ガス、水道、港湾など）につき海外資本への売却を監督する機関を設置。規制の一例：2016年ニュー・サウス・ウェールズ州電力公社オースグリッド運営権の中国企業への売却は不許可となっている。

⁴⁴ 買収を完了するには、Foreign Investment Review Board と Australian Competition and Consumer Commission の承認を要する。APA は15,000km に及ぶ天然ガスパイプラインを持つ、天然ガス産地と消費地を結び、同国ガス供給の半分を担う。

いこともある」と述べた。同20日、豪州政府は、このパイプライン事業における独占化を問題としたほか、長江実業集団を中国の共産党関連の企業と見做して同買収案を却下した。豪州は中国による企業買収の規制強化を継続している。

2018年当初、中国は、豪州への不満を露わにし、ワインなどの一部豪産品の輸入を制限⁴⁵することを示唆したものの、2018年後半、トランプ政権が仕掛けた米中間の貿易摩擦が次第に激しさを増す中で、豪州関係を改善したいとの姿勢に転じている。2019年に入ると、中国は豪州からの石炭輸入の通関を遅らせていると報道されている⁴⁶。一方で、豪州にとっても、中国は最大の貿易相手国⁴⁷であり、対内外国投資の出元の上位国⁴⁸でもあることから、経済面でのマイナス影響を限定的に止めようと対話は継続していく構えである。豪財界も、ビジネス面でのマイナス影響を食い止めた意向を再三滲ませている⁴⁹。

それでも、豪州は、中国への警戒は緩めず、中国の影響力を抑え込む対策も当面変えないと見られる。いずれにしろ、島嶼国にとって関係が深く、域内大国である豪州と中国との冷え込んだ関係は、今後の島嶼国への中国の攻勢について一定の影響が及ぶことになろう。

⁴⁵ <https://jp.wsj.com/articles/SB10422521116668754213104584251462720399886>

⁴⁶ China Delays Coal Imports From Australia Bloomberg News 2019.2.20

⁴⁷ ジェトロ世界貿易投資報告（2018年）によれば、2017年の豪州の中国輸出は総輸出のうち33.0%で、99,552百万豪ドル（前年比21.8増）、主要輸出品は鉄鋼石、石炭。同年の豪州の中国からの輸入は同総輸入の約22.2%で、63,977百万豪ドル（前年比7.8%増）、主要輸入品はコンピューター、通信機器。中国は豪州にとって最大の貿易相手国。

⁴⁸ ジェトロ世界貿易投資報告（2018）によれば、2017年末の中国の豪州向け投資残高は40.6億豪ドル。米、日、英、蘭に次ぐ全体5位で同投資残高全体の5%を占めている。

⁴⁹ 日本貿易振興会（2019）豪州鉱業評議会は「中国との貿易関係は冷静な対応が必要。中略、慎重に解釈すべき」との声明を発表。

第5節 中国の接近に対応する日本の島嶼国外交の方向性

1. 島嶼国の戦略的な重要性

島嶼国地域は、経済規模や人口の少ない小国がほとんどである（第5表）。最大の経済規模と人口を持つパプアニューギニアでさえ、経済規模（2016年名目GDP）で約200億ドル、人口約8百万人であり、開発途上の小国・島国が集まった地域である。とはいえ、日本にとって、太平洋を共有する隣接地域であり、この地域の安定と発展は日本の安全保障と経済発展には不可分な地域でもある。豪州並びに中南米からの金属資源・エネルギー資源の輸送ルート⁵⁰になっており、日本にとって戦略的に重要な地域である。また、島嶼国全体の排他的経済水域（EEZ）の合計面積は1,906万km²と日本のFEZの4倍超という広大な海洋地域を有し、メタンハイドレード、レアアース等の海底資源やマグロ・カツオを中心とした水産資源を豊富に保有している。

現状の日本と島嶼国との貿易は、2017年46億89百万ドルにて、主な貿易相手は第1位がパプアニューギニア（日本は主に天然ガス、原油の輸入元）、続いてマーシャル諸島（日本から主に船舶を輸出先）である。この日本と島嶼国との貿易額は、中国の貿易額の約6割と見劣りする（第1表）。ただし、品目別をみると、日本の液化天然ガスの輸入先のうち、パプアニューギニアは2017年に第7位（輸入金額別）である。また、マグロ（生鮮もの）や冷凍カツオについては、パラオ、マーシャル諸島、パプアニュー

⁵⁰ 日本海事センター（2019、2）によれば、島嶼国海域は日本にとって鉄鉱石・石炭の主要な輸入ルート。

2018年日本の鉄鉱石総輸入 123.9百万トン うち豪州72.1百万トン、ブラジル33.3百万トン

豪州・ブラジルからの輸入は総輸入の約85%

2018年日本の石炭総輸入 189.4百万トン うち豪州116.1百万トン、インドネシア28.9百万トン

豪州・インドネシアからの輸入は総輸入の約76.5%

ギニアなどが2017年の輸入上位国に並んでおり、これら島嶼国は、日本にとって欠かせない水産物の輸入先の一つとなっている⁵¹。

また、日本は、旧宗主国に次ぐ有力な援助ドナー国として第二次大戦後、島嶼国に対して存在感を示してきた。1970から1990年代までは社会インフラ整備、近年では草の根無償資金支援やボランティア事業で各国から高く評価されている。このため、日本とは良好な外交関係にある親日的な国が多い。日本の島嶼国向け援助額（2006年から2014年累計）は、5億52百万ドルと豪州、中国、米国、ニュージーランド（援助金額の多い順）に次ぐ位置にある。しかしながら、その援助額は中国の約三分の一程度であり、見劣りは否めない。

2. 安全保障の懸念を超え、中国も参加する対島嶼国協力体制の構築を

足元では、中国の政治を絡めた援助と経済的な攻勢に対して、島嶼国には警戒感が広がっている。豪州やニュージーランドなどの関係国も改めて警戒を強めており⁵²、その警戒感を島嶼国側に強く伝達しているようだ。2018年9月、日本が提唱し島嶼国が加盟する地域経済協力機構「太平洋諸島フォーラム」⁵³の年次総会では、中国の攻勢を念頭に「地域の安全保障協力と集団行動の強化」が共同声明に盛り込まれた。

現状、「一帯一路」構想に取り込まれた島嶼国では、経済・援助面を中心に中国の存在感は増しているものの、米国、豪州を中心とした中国けん制への動きが生じているため、中国が安全保障面で、米国、豪州など関係

⁵¹ 太平洋諸島センター（2018）例えば、パラオはキハダマグロ、メバチマグロ（いずれも生鮮もの）の輸入先の第2位である。このほか、ミクロネシア、トンガ、フィジーなど多数の島嶼国からマグロ、カツオといった水産物を日本は輸入。

⁵² 八塚正晃（2018）

⁵³ 1971年、第1回南太平洋フォーラム（SPF）首脳会議がニュージーランドに開催されて以来、大洋州諸国首脳の対話の場及び地域協力の核として発展。島嶼国14カ国に豪州、ニュージーランドが加盟。フィジーに事務局。

国を上回ることは当面考え難い。ただし、今後中国の存在が必要以上に高まらないように、日米豪を中心として「自由で開かれたインド太平洋」⁵⁴の枠組みなどに島嶼国をどのように位置付けるのか考慮すべき時期が到来していよう。

また、現段階では、島嶼国地域において、南シナ海や東シナ海のような中国に関する「軍事的なリスク」が明確に存在するわけではない。存在するのは、「将来の危機となり得る蓋然性」である。そのため、中国の攻勢は認識していたとしても、日本における関心は薄いかもしれない。しかし、上述したような現状を鑑みれば、中国の島嶼国への攻勢が地域の安全保障面でのリスクとなる可能性を否定することはできない。

その一方で、中国の影響力をすべて排除することは、現在の政治経済情勢を顧みれば難しい。貿易・援助・観光などにおける中国との関係の深化は、島嶼国経済にプラスに働いているためである。ましてや中国のアプローチは台湾問題を背景としているものでもあるだけに、より積極的な官民が一体となった経済協力攻勢をかけていく場合、現在6カ国ある台湾との外交関係を維持する島嶼国の中から、中国に「宗旨替え」する国がさらに出てくることもあり得よう。

そこで、この地域の安定を最優先とするならば、地域全体の「中国化」を避けるべく、米国、豪州、日本を始めとする関係国が、中国に対し、利益を共有する国としての協調を促す必要がある。米中貿易戦争とも呼ばれるこれら両国関係が長期的に大きな改善が図られないことも想定される中、幸いにも日中両国は良好な関係を維持しており、「第三国協力」という枠組みにおいて、日中が協調する形での途上国への経済支援を始めている。

⁵⁴ 2016年安倍首相が提唱。インド太平洋地域は、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、現状変更等の様々な脅威に直面。このような状況下、日本は、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進を通じ、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものとし、地域における平和、安定、繁栄の促進を目指す。日本外務省資料（2019年6月）

まだ案件こそ少ないものの、今後、島嶼国への協力や支援がその対象となる可能性は十分であろう。台湾という、中国を絡めた政治的な要素が関係する地域だけに、その実現は容易ではないだろう。しかし、協力可能な分野は港湾整備といったハード面のインフラのみならず、水産資源管理、地球温暖化や台風・地震などの自然災害リスクへの対応といった日本が比較的に技術蓄積や知見・経験を有するIT技術を絡めたソフト分野にも多いはずである。また近年、世界的な問題となっている海洋を漂流する有害プラスチックごみの問題は、漁業を主な産業とする島嶼国にとって死活的な問題ともなろう。こうしたソフト分野の課題に対し、中国を巻き込む形での協力体制を構築できれば、徒に地域を不安定化させるような中国の拡張的な動きを一定の程度で抑えられ、島嶼国全体の持続可能な発展にも寄与するのではないだろうか。(2019年8月31日完稿)

参考文献

(和文)

岡崎研究所 (2018)

「中国が太平洋島嶼国の取り込みを狙う理由」

Wedge 2018.6.6 世界潮流を読む 岡崎研究所論評集

片岡真輝 (2018)

「中国の台頭と太平洋島嶼国の独自外交—大国間でしたたかに生きる島嶼国家」

IDEスクウェア 世界を見る眼 日本貿易振興機構 アジア経済研究所

黒崎岳大 (2010)

「太平洋環境共同体に向けて—日本の大洋州島嶼国外交の経緯と課題」
グローバル化のオセアニア アジア経済研究所 2010年

黒崎岳大 (2017)

「太平洋島嶼国からみた中国の太平洋進出」

- パシフィックウェイ第149号 2017年 太平洋協会
畝川憲之 (2012)
「オーストラリアの対フィジー政策の方向性—民主化プロセスへの介入を巡って」
- パシフィックウェイ第139号 2012年 太平洋協会
畝川憲之 (2016)
「岐路に立つオーストラリアの対島嶼国外交」
アジア研ワールド・トレンドNo. 244 2016.2
産経新聞 (2018)
「米、太平洋島嶼国への取り組み強化へ 中国の影響力拡大に対抗」
2018.9.3
- 塩澤英之 (2018)
「新しいステージに向かう日本と太平洋島嶼関係」
国際情報ネットワーク分析 IINA 笹川平和財団 2018年 8月
日本外務省 (2019)
「自由で開かれたインド太平洋に向けて」2019年 6月
日本経済新聞 (2018a)
「豪中関係、急速な悪化 豪で規制法案、中国反発「貿易面の影響も」」
2018.5.22
- 日本経済新聞 (2018b)
「豪州・NZ、太平洋諸国と新たな安保枠組み 中国に対抗」2018.7.12
日本経済新聞 (2019)
「豪、次期潜水艦で仏ナバルと協定締結 交渉難航の末」2019.2.11
日本経済研究所 (2016)
「太平洋島嶼国のODA 案件に関わる日本の取組の評価」(第三者評価)
報告書
- 日本貿易振興会 (2019)
「オーストラリア政府、中国での石炭輸入制限報道に静観の構え」

ビジネス短信 2019年03月11日

太平洋諸島センター (2018)

「統計ハンドブック2018 日本と太平洋島嶼国との間の貿易・投資・観光」

八塚正晃 (2018)

「中国の太平洋島嶼へ進出と「一带一路」構想」

防衛庁研究所 NIDS コメンタリー-第73号 2018年 5月

吉川尚徳 (2011)

「中国の南太平洋島嶼諸国に対する関与の動向—その戦略的影響と対応—」

海幹校戦略研究 2011年 5月

(英文)

Asia Maritime Transparency Initiative (2018)

“Challenging the Pacific Powers: China’s Strategic Inroads in Context”

Center for Strategic and International Studies

<https://amti.csis.org/challenging-pacific-powers-china-strategic-inroads/>

December 20, 2018

Australian Minister for Foreign Affairs (2018)

“Fifth Foreign and Strategic Dialogue, Diaoyutai Guest House, Beijing”

November 8, 2018

https://foreignminister.gov.au/transcripts/Pages/2018/mp_tr_181108.aspx?w=E6pq%2FUhzOs%2BE7V9FFYilxQ%3D%3D

Brant Philippa (2016)

“Chinese Aid in the Pacific”

Lowy Institute for International Policy

Clive Hamilton (2018)

“Silent Invasion~China’s Influence in Australia” Hardie Grant

David Uren (2018)

“IMF Worried over Pacific Islands’ Debt to China,”

Australian, January 16, 2018.

Ethan Meick, Michelle Ker, and Han May Chan (2018)

“China’s Engagement in the Pacific Islands: Implications for the United State”

U.S.-China Economic and Security Review Commission June 4, 2018

South Pacific Tourism Organization (2018)

“Annual Review of Visitor Arrivals in Pacific Island Countries,” June 2018, 5.

Sydney Morning Herald (2018b)

“China eyes Vanuatu military base in plan with global ramifications.”

April 9, 2018

Sydney Morning Herald (2018b)

“Australia does not want the Pacific’s debt burden to increase: Concetta Fierravanti-Wells”

April 11, 2018

東アジア諸国の供給・調達網への参加度の
実態とアセアンの課題
—グローバル・バリュー・チェーン・インデックスの
計測に基づいて—

玉村 千治

The participation state of East Asian economies in the global value chain
and its affection on the ASEAN economy
—Comparative study based on some elaborated
GVC participation index—

Chiharu TAMAMURA

はしがき

近年の企業の成長は、いかにグローバル・バリュー・チェーン（GVC：国際付加価値連鎖網）に参加し深化させ生産工程を最適化させるかに大きく依存している。生産工程の最適化は、付加価値の生産性を一層高めることを目標とする。したがって、その生産工程における中間財の供給・調達網は、効率性を求め国境を跨いだものとなっている。付加価値の高い（品質の高い）ものを可能な限り安価で投入し、高い付加価値をつけて次の工程（国内外の企業）へ可能な限り高価で販売する仕組みをすべての企業が求める中でGVCが構築されている。この付加価値連鎖網は収束点をもつものではなく常に動的で刻々成長していると考えられるが、その進展の方向性を見るために各時点での状況を把握することは重要である。

こうした意義を踏まえて、本稿では、国・地域を1つの企業と考え、国・地域間の中間財供給・調達網の実態をGVCへの参加度という概念を用いて、先行アセアン5カ国、中国、韓国、台湾、日本および米国を対象に把握する。具体的には、第1節でGVCへの参加の概念および参加度についてOECDの定義などに関し内閣府（2014）を参考に整理し、第2節、第3節ではそのOECDの概念に基づき2005年と2010年のアジア国際産業連関表（要約1部門表）を用いて参加度を計測し、対象各国・地域のGVCへの参加度の特徴を引き出している。そして、アセアン経済共同体（AEC）創設後のアセアンの課題という観点から、「アセアン諸国は全体としてのGVCへの参加度はある程度高いものの、中国をはじめアセアン域外への参加度が域内よりずっと高く、2015年末にAECが成立した以降もこのような構図に大きな変化がないとすると、AEC内の付加価値連鎖が細くなり順調な経済成長に支障をきたす懸念が生じるため、AECの目標の一つである「単一市場」と「単一生産地」の形成を加速させて域内産業の競争力向上と外資導入を一層図ることが重要」だという結論を導いている。

第1節 グローバル・バリュー・チェーン・インデックス (GVCI)

グローバル・バリュー・チェーン（GVC）およびその度合いを示すグローバル・バリュー・チェーン・インデックス（GVCI）については、内閣府（2014）で一つの考え方を紹介している。それによると、まずGVCは以下の①～③に要約される。

- ① GVCとは、複数国にまたがって配置された生産工程の間で、財やサービスが完成されるまでに生み出される付加価値の連鎖を表す。
- ② GVCへの参加には、二つの方法があり、一つは、他国の財やサービスの生産工程に自国の生産する中間財・サービスや資本財等の供給

を行うことで、バリュー・チェーンの上流から下流に向けて参加する「前方への参加」であり、もう一つの方法は、自国の生産する財やサービスの生産工程に他国から中間財・サービスや原材料等の供給を受けることで、バリュー・チェーンの下流から上流に向けて参加する「後方への参加」である。

- ③ 比較優位の変化に対応して財やサービスの供給・調達を行い、GVCへの参加度を高めることは、世界経済の活力を取り込みやすくするとともに、国内拠点の生産性向上を促し、企業が付加価値を生み出す力を高めると考えられる。

また、③でいう参加度については、「企業は、中間財・サービスや資本財を海外の企業に供給し、あるいは海外の企業から調達することによってGVCへ参加し、付加価値を生み出す力を高めている」としたうえで、資本財を除き中間財・サービスの供給・調達によるGVCへの参加度について、OECDの定義が④のように紹介されている。

- ④ OECDの定義では、GVCの参加度を示す指標（GVCI）として「前方への参加度」と「後方への参加度」があり、

- ・「前方への参加度（Forward Participation Index）」は、他国の輸出財・サービスの生産に中間投入として使用されている自国の輸出財・サービスの金額が、自国の輸出総額に占める割合を表す。
- ・「後方への参加度（Backward Participation Index）」は、自国の輸出財・サービスの生産に中間投入として使用されている他国からの輸入財・サービスの金額が、自国の輸出総額に占める割合を表す。
- ・そしてこれらの指標は国際産業連関表を用いて作成。

以下ではOECDのGVCIの考え方を踏襲して議論を展開するが、導出する指標の計算方法にも関係するため、本稿でのGVCIのより具体的な捉え方をはじめに示しておく。

GVCIは2つの指標「前方への参加度」と「後方への参加度」からなり、便宜上それぞれをFPI、およびBPIとすると、FPIは自国(A)→相手国

(B)→世界 (B以外) という連鎖における自国(A)→相手国(B)の部分において、Aの輸出のうちBが中間投入する財・サービスの金額ベースの割合であり¹、また、BPIは相手国(C)→自国(A)→全世界 (A以外) の連鎖における相手国(C)→自国(A)の部分において、Aの輸出においてその生産のためにCから調達する中間投入財・サービスのAの輸出に占める金額ベースの割合となる²。

この様にFPIとBPIを捉えて、本稿ではアセアン諸国 (先行5カ国) はじめとする東アジア諸国および米国の供給・調達網への参加度を2005年と2010年のアジア国際産業連関表 (要約1部門表)³を用いて独自に指標を計算し、この地域のバリュー・チェーンの実態の把握を試みる。(これらの指標の計算方法の概略は脚注6に示される。)

第2節 東アジア諸国の供給・調達網への参加度の実態

本節では、アセアン諸国 (先行5カ国) を一つの経済地域として、東アジア地域諸国 (アセアン、韓国、中国、台湾、日本) および米国の供給・調達網への参加度を2005年と2010年で比較してその変化を観察する。

参加度は、前節で説明したFPI (前方への参加度 (Forward Participation Index)) およびBPI (後方への参加度 (Backward Participation Index)) である。

¹ B国の輸出財生産にともなって必要とされる中間財・サービスの自国(A)への生産誘発は、A国の生産物がB国の生産過程に流れるという意味で、自国(A)のGVCへの上流から下流への参加となる。誤謬を覚悟して簡単に言えば中間財供給側からの参加である。

² 自国(A)の輸出財生産にともなって必要とされる中間財・サービスのC国への誘発生産は、川下のA国が川上のB国へ生産を誘発する (生産過程への参加) という意味で、自国(A)のGVCへの下流から上流への参加となる。誤謬を覚悟して簡単に言えば、中間財調達側からの参加である。

³ 桑森・玉村 (2017) p151-152 表5A-11を利用。

1. 日本の供給・調達網への参加度

(1) FPI（前方への参加度）

日本のFPIは、日本を除く各国・地域が輸出のために生産する中間財・サービスを日本から調達（輸入する）金額が、日本の総輸出額に対して占める割合をしめす。これに基づくと表からは、2005年でみれば、日本の輸出のうち「中国が輸出財生産⁴のための中間投入用」が占める金額の割合が3.1%、「韓国が輸出財生産のための中間投入用」が占める金額の割合が1.8%、などと読み取ることができる⁵。

表1-1によると、日本のFPIは2005年、2010年ともアセアンと中国に対し相対的に高く（3%台）、それに韓国と台湾が続き（2%弱）、米国に対しては1%に満たない。この前方への参加度は2005年にくらべ2010年では韓国以外に対して若干の後退を見た。その結果、日本のこの地域全体に対する前方への参加度は11%から10.1%に減少した。

表1-1 日本のGVCへの前方への参加度（FPI）

	中国	韓国	台湾	アセアン	米国	計
2005年	3.1%	1.8%	2.0%	3.2%	0.8%	11.0%
2010年	3.0%	1.8%	1.7%	3.0%	0.5%	10.1%

表1-2 日本のGVCへの後方への参加度（BPI）

	中国	韓国	台湾	アセアン	米国	ROW	計
2005年	0.8%	0.4%	0.3%	1.0%	1.0%	4.8%	8.3%
2010年	1.0%	0.4%	0.2%	1.0%	1.1%	5.8%	9.5%

ROW = その他世界

（資料） 桑森・玉村（2017）p151-152 表5A-11を利用して筆者計算⁶

⁴ 輸出財生産は、輸出財・サービスとすべきであるが、煩雑になるので、単に輸出財とした。本稿では、財とサービスを区別する個所はないため、以下、財・サービスを単に財とする。

⁵ 以下で示される各国のFPIの表の読み方もこれと同じである。

(2) BPI（後方への参加度）

一方、日本のBPIは、日本の輸出財の生産に中間投入として使用されている他国からの輸入財の金額が、日本の輸出総額に占める割合を表す。これに基づき表1-2からは、2005年で日本の輸出額の0.8%が中国からの中間投入額であり、0.4%が韓国からの中間投入額である、などと読み取ることができる⁷。

表1-2によると、日本の対象地域に対するBPIは2005年、10年ともそれほど高い値を示しておらず、相対的に高い値となっている米国、アセアン、および中国に対しても約1%程度である。一方、FPIについては計測できない「その他世界（ROW）」⁸にたいするBPIの値は5%前後となっており、日本の輸出に占める「その他世界」（たとえば、EUやオセアニア、米国を除く北米など）からの中間財の比重が大きいがわかる。しかも、この比重が2005年よりも2010年には増大しており、後方への参加度という意味でグローバル・バリュー・チェーンへの参加度が年々大きくなっていることが推測できよう。実際、日本のBPI全体（計）も増大している。

(3) 全体的な特徴

全体としてみると、日本は中国・アセアンにある程度前方参加（中間財供給）しているが、観察対象地域への後方参加（中間財調達）の度合いは低く、「その他世界（ROW）」への後方参加度の方が相対的に大きくまた拡大している。

⁶ これらの指標の計算は概略次のようになる。非競争輸入型国際産業連関表（脚注3の表）より、国別輸出需要による生産波及額を求め、その生産に必要な各国からの中間投入額を中間投入係数を用いて算出。その額と各国の輸出額の比を求めることで、FPIおよびBPIを求めることができる。各用語は基本的な産業連関分析で用いられるもので、たとえば宮沢（1975）、藤川（1999）などを参照のこと。以下に続く表はすべて同じ計算方法である。

⁷ 以下で示される各国のBFIの表の読み方もこれと同じである。

⁸ 「ROW（その他世界）」からの輸出総額が把握できないため、FPIは計算ができない。

2. 中国の供給・調達網への参加度

(1) FPI（前方への参加度）

中国のFPIは、中国を除く各国・地域が輸出のために生産する中間財を中国から調達（輸入する）金額が、中国の総輸出額に対して占める割合をしめす。

表2-1からFPIをみると、中国の前方への参加度は全体としては高くなく、アセアンへのFPIのみが1%超となっている程度である。中間財供給での参加が小さいことを示唆しよう。さらに、2005年から10年にかけてFPIの低下を見たところも多く、その結果、中国のこの地域全体に対する前方への参加度は4.5%から4.2%に減少した。

表2-1 中国のGVCへの前方への参加度（FPI）

	日本	韓国	台湾	アセアン	米国	計
2005年	0.6%	0.8%	0.7%	1.7%	0.7%	4.5%
2010年	0.5%	1.0%	0.6%	1.3%	0.7%	4.2%

表2-2 中国のGVCへの後方への参加度（BPI）

	日本	韓国	台湾	アセアン	米国	ROW	計
2005年	2.3%	1.8%	1.2%	1.7%	1.0%	10.1%	18.2%
2010年	1.6%	1.3%	0.9%	1.5%	1.0%	10.0%	16.2%

ROW = その他世界

（資料）表1-1、表1-2に同じ。

(2) BPI（後方への参加度）

中国のBPIは、中国の輸出財の生産に中間投入として使用されている他国からの輸入財・サービスの金額が、中国の輸出総額に占める割合を表す。

表2-2からBPIをみると、2005年では日本に対するBPIが2.3%と最も高く、次いで韓国、アセアン、台湾、米国といずれも1%越えであった。

それが2010年には対日本のBPIをはじめいずれの数値も減少となった。「その他世界 (ROW)」に対しても同様で、結果として中国はGVCへの後方への参加度を18.2%から16.2%と縮小させた。

(3) 全体的な特徴

中国は前方への参加度（中間財供給）も後方への参加度（中間財調達）も対象地域に対しては相対的に低いのが、強いて特徴を見出すとすれば日本、韓国、アセアンに対する後方への参加度が若干高いことであろう。より顕著な点は、「その他世界 (ROW)」への後方参加度が高くなることである。

3. 韓国の供給・調達網への参加度

(1) FPI（前方への参加度）

韓国のFPIは、韓国を除く各国・地域が輸出のために生産する中間財を韓国から調達（輸入する）金額が、韓国の総輸出額に対して占める割合をしめす。

表3-1からFPIをみると、韓国の中国に対する前方への参加度が比較的高いことが特筆される。2005年に4.9%、2010年には減少したものの4.4%とやや突出した値となっている。これは、韓国の輸出に占める中国の輸出品生産のための中間財の割合が比較的大きく、これら中間財が韓国と中国両方にとって重要であることを示している。また、こうした関係がアセアンとの間でもある程度みられ、かつそれが増大していることが読み取れる。その他の国・地域に対してはFPIが若干減少しており、結果としてこの地域全体に対する前方への参加度は9.4%から8.8%に減少した。

表3-1 韓国のGVCへの前方への参加度（FPI）

	日本	中国	台湾	アセアン	米国	計
2005年	0.8%	4.9%	1.3%	1.8%	0.5%	9.4%
2010年	0.6%	4.4%	1.1%	2.3%	0.4%	8.8%

表3-2 韓国のGVCへの後方への参加度 (BPI)

	日本	中国	台湾	アセアン	米国	ROW	計
2005年	3.6%	2.2%	0.6%	2.2%	2.4%	11.8%	22.7%
2010年	3.1%	3.3%	0.8%	2.2%	1.9%	14.9%	26.2%

ROW = その他世界

(資料) 表1-1、表1-2に同じ。

(2) BPI (後方への参加度)

韓国のBPIは、韓国の輸出財の生産に中間投入として使用されている他国からの輸入財の金額が、韓国の輸出総額に占める割合を表す。

表3-2からBPIをみると、2005年では日本に対するBPIが3.6%と最も高く、次いで米国、中国、アセアンが2%台で続いたが、2010年には日本、米国に対するBPIは低下した。一方、中国に対するBPIが増大し3.3%で対象地域内では最大となり、また「その他世界 (ROW)」に対するBPIも11.8%から14.9%と大きく増大した。その結果、BPIが示すGVCへの後方への参加度は全体として22.7%から26.2%と大きな増大となった。

(3) 全体的な特徴

先にFPIでみたのと同様に、韓国の中国に対する後方への参加度も高く、このことは韓国の輸出財が中国の輸出財生産の中間財として重要であることと同時に、韓国の輸出財自体の生産も中国からの中間投入に多く依存していることを示している。ただ、中国でみた韓国に対するFPIおよびBPIはそれほど顕著な値を示していなかった。これは韓国にとっての中国が、中国にとっての韓国より生産過程において重要な位置にあることを示している⁹。

⁹ 「中国でみた韓国に対するFPIおよびBPIはそれほど顕著な値を示していなかった」点については、FPIとBPIの2つの指数計算における分母が中国（指数の主体となる自国）の輸出額であるので、中国の輸出額が非常に大きいことに起因している。このことにより、BPIとFPIの値は自国と相手国の関係において対象でないことを確認しておきたい。

4. 台湾の供給・調達網への参加度

(1) FPI（前方への参加度）

台湾のFPIは、台湾を除く各国・地域が輸出のために生産する中間財を台湾から調達（輸入する）金額が、台湾の総輸出額に対して占める割合をしめす。

表4-1からFPIをみると、台湾の中国に対する前方への参加度は非常に高く2005年で4.7%を記録し、2010年にはさらに5%へと増大した。アセアンへの参加度も高く3.1%から3.7%へと大きく増大した。日本と米国に対する前方への参加度は2005年においてもそれほど大きくなく（1%未満）、2010年には一層低下させたが、対象地域への前方への参加度は全体としては10.2%から11.2%と拡大した。このことは、台湾の輸出は、中国やアセアンの輸出品製造のための中間財供給が他地域への供給に比べ高い割合を占めていることを示しているが、実態としては中国やアセアンへ進出した台湾企業が生産のために台湾から中間投入財を輸入するという構図があることも推測されよう。

表4-1 台湾のGVCへの前方への参加度（FPI）

	日本	中国	韓国	アセアン	米国	計
2005年	0.8%	4.7%	0.9%	3.1%	0.7%	10.2%
2010年	0.7%	5.0%	1.3%	3.7%	0.5%	11.2%

表4-2 台湾のGVCへの後方への参加度（BPI）

	日本	中国	韓国	アセアン	米国	ROW	計
2005年	5.9%	2.6%	2.0%	2.9%	2.8%	12.6%	28.8%
2010年	5.1%	3.7%	2.0%	3.3%	4.2%	15.6%	33.8%

ROW = その他世界

（資料）表1-1、表1-2に同じ。

(2) BPI（後方への参加度）

台湾のBPIは、台湾の輸出財の生産に中間投入として使用されている他国・地域からの輸入財の金額が、台湾の輸出総額に占める割合を表す。

表4-2からBPIをみると、2005年では日本に対するBPIが5.9%と他を圧倒していたが2010年にはまだ高いレベルではあるものの5.1%までに減少し、一方で米国をはじめとして中国、アセアンに対するBPIを増大させた。さらに「その他世界（ROW）」へのBPIも12.6%から15.6%と大きく増大させたため、台湾のGVCの後方への参加度は2005年時点においても28.8%と高かったが2010年には33.3%へとさらに増大した。一言でいえば「台湾の輸出は輸入投入に大きく依存している」といえよう。

(3) 全体的な特徴

台湾のGVCへの参加度は前方と後方いずれにも高い。特に对中国では、前方への参加度（中間財供給）が高く、かつ前方への参加度（中間財調達）も高い。また対日本では、前方への参加度は低い、後方への参加度は対中国より高い。日本への中間財供給は大きくないが、日本からの中間財への依存が中国への依存より大きいということである。対アセアンへの参加度は対中国と似た傾向にあり、対米国は対日本と似た傾向にある。全体として、台湾は分析対象国・地域のなかでGVCへの参加度が最も進んでいるといえよう。

5. アセアンの供給・調達網への参加度¹⁰

(1) FPI（前方への参加度）

アセアンのFPIは、アセアンを除く各国・地域が輸出のために生産する中間財をアセアンから調達（輸入する）金額が、アセアンの総輸出額に対して占める割合をしめす。

¹⁰ 本項ではアセアン先行5カ国を一国（一地域）としてのアセアン（AEC）として扱うため、その中に存在する5カ国間貿易は国内取引とされFPIとBPIには繁栄されないことに注意する必要がある。アセアン5カ国については第3節で記述される。

表5-1からFPIをみると、アセアンの中国に対する前方への参加度が相対的に高く2005年で2.9%、2010年には若干増加して3%となった。しかし、この地域全体に対する前方への参加度は7.5%から6.9%に減少した。日本と米国に対する参加度が低くなったからである。

表5-1 アセアンのGVCへの前方への参加度（FPI）

	日本	中国	韓国	台湾	米国	計
2005年	1.3%	2.9%	1.4%	1.2%	0.7%	7.5%
2010年	1.1%	3.0%	1.4%	1.2%	0.4%	6.9%

表5-2 アセアンのGVCへの後方への参加度（BPI）

	日本	中国	韓国	台湾	米国	ROW	計
2005年	4.1%	2.8%	1.1%	1.4%	3.5%	14.8%	27.7%
2010年	3.2%	2.7%	1.4%	1.3%	2.4%	14.3%	25.3%

ROW = その他世界

(資料) 表1-1、表1-2に同じ。

(2) BPI（後方への参加度）

アセアンのBPIは、アセアンの輸出財の生産に中間投入として使用されている他国・地域からの輸入財金額が、アセアンの輸出総額に占める割合を表す。

表5-2からBPIをみると、日本に対する後方への参加度が最も高く、次いで中国と米国も相対的に高い。これらの国に対する中間財調達での依存が高いことを示している。ただ、アセアンの中間財調達での依存は「その他世界（ROW）」に対して圧倒的に高く、台湾と類似している。時間的变化では、韓国に対する値が1.1%から1.4%へと増加しただけで他はすべて減少した。こうした現象は、2005年時点では日本に存在する企業から輸入投入していたものが、その企業のアセアン域内移転によって域内供給に転じたことも要因の一つに挙げられよう。

(3) 全体的な特徴

アセアンのGVCへの参加度は、前方・後方ともに中国に対して相対的に高い。一方、日本と米国に対しては前方への参加は高くないが、後方への参加度は高い。つまり、中国へは中間財供給側および調達側として参加度が高いが、日本・米国には供給側としてよりも調達側としての参加度が高い。しかし、2005年に比べ2010年には日米に対するその傾向は弱まった。

6. 米国の供給・調達網への参加度

(1) FPI（前方への参加度）

米国のFPIは、米国を除く各国・地域が輸出のために生産する中間財・サービスを米国から調達（輸入する）金額が、米国の総輸出額に対して占める割合をしめす。

表6-1からFPIをみると、2005年から2010年にかけて全体として4.1%から4.4%へわずかの増大をみたが、個々にはいずれの値も小さく、2010年時点でアセアンと中国に対し1%をわずかに超える程度であって、米国の東アジアへの中間財供給側としての参加度は低いといえよう。

表6-1 米国のGVCへの前方への参加度（FPI）

	日本	中国	韓国	台湾	アセアン	計
2005年	0.5%	0.8%	0.7%	0.5%	1.6%	4.1%
2010年	0.6%	1.1%	0.6%	0.8%	1.3%	4.4%

表6-2 米国のGVCへの後方への参加度（BPI）

	日本	中国	韓国	台湾	アセアン	ROW	計
2005年	0.4%	0.5%	0.2%	0.1%	0.3%	6.5%	8.0%
2010年	0.3%	0.7%	0.1%	0.1%	0.2%	7.1%	8.5%

ROW = その他世界

(資料) 表1-1、表1-2に同じ。

(2) BPI（後方への参加度）

米国のBPIは、米国の輸出財の生産に中間投入として使用されている他国・地域からの輸入財の金額が、米国の輸出総額に占める割合を表す。

表6-2からBPIをみると、FPIと同様に2005年、2010年とも東アジアに対する個々の値は1%未満と小さく、米国の東アジアに対する後方への参加度つまり中間財調達側としての参加度も低いことが示されている。米国からの距離が遠い東アジアからの輸入投入はコストがかかるため、そうした投入財の生産企業はすでに米国内に生産拠点を移転していることも要因の1つと考えられよう。

(3) 全体的な特徴

米国のGVCにおける東アジア諸国・地域への参加度は前方・後方両面で低い。後方への参加度は「その他世界（ROW）」に対して高くなっているが10%には達していない。ただ、全体の参加度は時間の変化とともにわずかながら拡大している。

第3節 アセアン諸国の供給・調達網への参加度の実態

第2節では先行アセアン5カ国を統合してアセアン（AEC）とし、1国経済として扱ってきた。本節ではアセアンを構成するこれら5カ国を日本や中国と同様1カ国として展開したうえで、2010年のFPI（表7-1）およびBPI（表7-2）にもとづいて各国のGVCへの参加度の特徴を俯瞰的に観察する。以下では、「前方への参加度（FPI）」と「後方への参加度（BPI）」をそれぞれ「中間財供給側での参加度」と「中間財調達側での参加度」とも表現する¹¹。

【特徴1】 中間財供給側（前方）での参加度に着目すると、アセアン諸国もアセアン域外の国・地域も中国への参加度は高い。特に台湾の参加度

¹¹ 脚注1および2を参照のこと。

表7-1 2010年の各国・地域のGVCへの前方への参加度 (FPI)

	日本	中国	韓国	台湾	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	米国	計
日本	—	●	○	○	—	△		○	○	△	11.1%
中国	△	—	○	△		△		△		△	4.7%
韓国	△	■	—	○		△		○	△		9.7%
台湾	△	★	○	—		○		●	△	△	13.4%
インドネシア	◎	◎	◎	○	—	◎		■	○		17.1%
マレーシア	○	■	○	○	△	—		★	○		17.7%
フィリピン	○	●	○	○	△	◎	—	★	○	△	20.4%
シンガポール		○	△	△	△	◎		—	△		7.0%
タイ	△	◎	△	△	△	○		◎	—		8.8%
米国	△	○	△	△		△		△		—	5.0%

(資料) 表1-1、表1-2に同じ。

凡例

0.5~0.9%	1%台	2%台	3%台	4%台	5%台
△	○	◎	●	■	★

表7-2 2010年の各国・地域のGVCへの後方への参加度 (FPI)

	日本	中国	韓国	台湾	インド ネシア	マレー シア	フィリ ピン	シンガ ポール	タイ	米国	ROW	計
日本	—	○								○	5.8%	9.5%
中国	○	—	○	△		△				○	10.0%	16.2%
韓国	●	●	—	△	△	△				○	14.9%	26.2%
台湾	★	●	◎	—	△	○		△		■	15.6%	33.8%
インドネシア	○	○	△		—	△		○	△	△	5.1%	12.1%
マレーシア	●	◎	○	○	○	—	△	●	○	■	11.6%	33.0%
フィリピン	◎	○	○	○	△	△	—	○	○	◎	8.9%	21.5%
シンガポール	●	■	◎	●	◎	■	○	—	○	■	34.6%	62.7%
タイ	★	●	○	○	△	○		△	—	○	12.4%	27.8%
米国		△								—	7.1%	8.5%

(資料) 表1-1、表1-2に同じ。

凡例

0.5~0.9%	1%台	2%台	3%台	4%台	5%台
△	○	◎	●	■	★

は顕著である。日本に対しては高い参加度を示すところはなく、インドネシアが他よりやや大きい状態を示す程度である。

アセアンに対する参加度ではシンガポールへの参加度がアセアン諸国や台湾を中心に高く、次いでマレーシアへの参加度が一定程度みられるが、インドネシア、フィリピン、タイへの参加度は低い。

【特徴 2】 中間財調達側（後方）での参加度では、どの国・地域も日本、中国および米国への参加度が高くなっている。韓国への参加度も一定程度の高さはあるが、これら三国に対するほど高くない。

アセアン諸国への参加度は、シンガポールとマレーシア相互の参加度は高いが、他国・地域からの際立った参加度は認められない。

【特徴 3】 東アジアへの参加度全体¹²でみると、中間財供給側での参加度はフィリピン、マレーシア、インドネシア、台湾、および日本が10%超と高い。一方、中間財調達側での参加度¹³では、シンガポール（28.1%）、マレーシア（21.4%）、台湾（18.2%）、タイ（15.3%）、フィリピン（12.6%）、韓国（11.3%）と高い参加度を示すところが多くある中で、米国（1.4%）、と日本（3.7%）は極端に低い。

【特徴 4】 中間財調達側でのGVCへの参加度をみると（表7-2）、多くが東アジア以外の「その他世界（ROW）」への参加度も高い値を示している。そうした中で東アジアへの参加度と比較してみると、アセアン5カ国や台湾はほぼ同程度の参加度かそれ以上となっており、東アジア地域の重要性が浮き彫りになっている。

まとめにかえて（AEC創設後のアセアンの課題）

第3節から東アジアにおけるアセアン諸国のGVC参加度の特徴を抽出

¹² 表7-1の計

¹³ 表7-2において、東アジア全体への参加度＝「計の値」－「ROWの値」

すると、アセアン域外、特に中国に対する中間財供給側（前方）への参加度が非常に高い。域内ではシンガポールへの参加度は高いが他の国への参加度には顕著な高さがみられない。また、中間財調達側（後方）への参加度でも、日本や中国、米国といった域外国への参加度は高いが、域内ではシンガポール・マレーシア相互間に高い参加度がみられるだけである。

つまり、アセアン諸国は全体としてのGVCへの参加度はある程度高いものの、中国をはじめアセアン域外への参加度が域内よりずっと高いということである。2015年末にアセアン経済共同体（AEC）が成立した以降もこのような構図に大きな変化がないとすると、AEC内の付加価値連鎖が細くなり域内産業の競争力低下にもつながり、順調な経済成長に支障をきたす懸念が生じよう。こうした点を防ぐためにも、AECの目標の一つである「単一市場」と「単一生産地」の形成を加速させて域内産業の競争力向上と外資導入を図る必要がある。アセアン各国はRCEPなどの積極的な取り組みを通じて高付加価値を生み出す企業の一層の誘致を図ることが重要だと考えられる。

参考文献

- 桑森啓・玉村千治（2017）、『アジア国際産業連関表の作成 基礎と延長』研究双書 No. 632 アジア経済研究所
- 内閣府（2014）、「グローバル市場と我が国産業の課題」『平成26年度 年次経済財政報告』第3章第2節（内閣府ホームページからウェブ検索）
- 藤川清史（1999）、『グローバル経済の産業連関分析』創文社
- 宮沢健一編（1975）、『産業連関分析入門』日経文庫227 日本経済新聞社

ミャンマー北東部における中国経済の浸透

藤村 学

Advancement of China's Economic Power in Northeastern Myanmar

Manabu FUJIMURA

過去10年ほどでメコン地域の幹線道路整備が進み、ミャンマーをカバーする経済回廊ルートが増えた。2018年の大メコン圏（GMS）サミットでの「見直し」により、東西経済回廊はミャワディからパアンを經由してヤンゴンまで延伸している。ヤンゴン以北については、ヤンゴンからマンダレーを経てインド国境のタムー方面および中国国境のムセ方面が「南北経済回廊」のサブ回廊に再編成されている（ADB 2018）。

本章では2019年3月に実走したマンダレー～ピンウールイン～ティーボー～ラーショー～ムセ（シャン州）の陸路ルートとミッチーナ（カチン州）周辺について、道路インフラ整備の現状と沿線の工業団地の現状および中国資本の動きなどについて報告・考察する。

1. マンダレーとその郊外

マンダレーには中華系人口が多く、同市の人口の2割に相当する約20万人に上るとも言われる。こうした中華系住民の大半は雲南省やシャン州に居住する中華系少数民族の家系だ。なかには、ミャンマー国籍を持ちながら中国名を併せ持ち、中国語を流ちょうに話す者もいる。マンダレー商工会議所のデータによると、同市への直近の外国投資のうち44%を中国が占

める。一方、日系企業のマンダレー進出は、コマツ以外には、マンダレーブルワリーを買収した麒麟、いすゞとトヨタの販売代理店、IT オフショア系企業の進出がある程度で、駐在する日本人も30人程度である（下田2019）。

マンダレー市街中心部から南へ6～7kmの地点に市内最大のショッピングモール「ミンガラー・マンダレー」が2015年にオープンし、その北隣には高級ホテルPullmanが完成している。このあたりは高所得層向けの condominium など新興住宅地の開発が進んでおり、これらの多くには中国系資本がからんでいるものと推測する。

マンダレー市中心から東方向へ約11km地点に、「福利来集団」という中国資本が開発中のYe'dagun Taung（Waterfall Mountainという意味）Cityという新都市がある。約200haの敷地を2015年にマンダレー市政府から取得した。まずゴルフコース（約120ha）の造成を開始したところで、ミャンマーの政権交代によって開発が足踏みしていたが、2019年に開発を再開した。ゴルフコースのほか、住宅ゾーン、商店街、病院、学校、ホテルなど、生活圏が敷地内で完結するといった青写真である。

ミンゲー・ドライポート：マンダレーから国道1号線を南下し、ザガイン方面の西方向へ分岐する地点に、2019年1月に稼働したミンゲー（Myit Ngee）ドライポートがある。分岐点近くには地場物流会社RG Logisticsが管理する14エーカー（約5.7ha）の敷地があり、その向かいには19エーカー（約7.7ha）の敷地に政府管理のCustoms Control Areaを建設中である。RG Logisticsの敷地のすぐ裏（東側）に整備された新しい道路を北上すると、その先にKerry Logistics（香港系物流企業で、ベトナム北部やダナンにも進出している）の大規模な倉庫と敷地がある。こちらの敷地には、マンダレー市街方向からの線路が進入しており、マンダレーに着く鉄道貨物の増加をにらんだデザインになっている。ヤンゴン方向と中国国境方向からの貨物輸送業者がこのドライポートを利用するものと推察する。

ミョータ工業団地とセミコン港：マンダレーの南西方向58km地点に、

約45km²の広大な敷地（ティラワSEZの1.7倍）に開発中のミョータ工業団地（Myotha Industrial Park）がある。視察とヒアリングから得た主な情報は以下の通り。

- ・ 同団地の所有者はマンダレー管区政府（Mandalay Region Government, MRG）、元請け開発業者はMandalay Myota Industrial Development Public Co., Ltd. (MMID)。MMIDには地場大手財閥のRoyal High-Tech Group (RHTG) が出資しており、事実上のオーナーはこのRHTG。
- ・ MRGとMMIDの合同でミョータ工業団地都市Myotha Industrial Park Cityおよびその敷地につながる西へ約18kmのセミコン港Semmeikhon Port (SMP) に投資・開発することに合意し、2012年12月に投資委員会（MIC）の認可を受けた。
- ・ 物流、ビジネス、住宅、レクリエーション（ゴルフ場など）など7つのゾーンに分けて開発する。
- ・ 現在整地済みのフェーズⅠ～Ⅱ区画における入居企業で確認できたものは以下の通り：Lotus Veneer（中国、合板生産）、RCCG Standard Factory（中国、製靴）、Yunnan Dingwang Food（中国、ビスケット生産）Mandalay Furui（中国、ビスケットとケーキ菓子生産）、JAP-FA Feed Mill（インドネシア、家畜飼料生産）、De Haus Feed Mill（オランダ、家畜飼料生産）、Gold Aya（中国、自動車組み立て）、AIDA Amazing Company（日本とミャンマーの合併、金属材料リサイクル）、タイとミャンマーの合併セメント工場、Mandalay Baoshian Myota Industrial Development（雲南省・保山の企業と現地企業の合併、フェーズⅡ以降の工業団地開発会社）。
- ・ セミコン港はその開発資金の7割をミャンマーの公的機関（マンダレー市開発委員会MCDCなど）が、3割を世界銀行グループの国際金融公社（IFC）が出資した。
- ・ 同港の敷地面積は380エーカー（約154ha）で、最大1,500mまで着岸

施設を開発可能。同港と最短距離で結ぶ高速道路建設が計画されている。

- ・ 浮き棧橋 (pontoon) の建設はJICAが資金援助し、2016年7月に稼働した。雨期・乾期の水位変化に応じて、同棧橋は前後に移動する。
- ・ 同港の需要としては、工業団地入居企業の物流のほか、近くのミンジェン町の鉄鋼工場からの製品搬出、シャン州で採れる石炭の搬出、上ビルマ立地の木材・床材工場からの製品搬出、セメントのヤンゴン方向への運搬需要搬出への対応、およびヤンゴン方向から入ってくるガソリンなど燃料の搬入・貯蔵などがある。
- ・ 同港に寄港する貨物船の航行ルートは、ヤンゴン港～セミコン港～マンドレー港で、平均6日間かかる。

2. マンドレーから中国国境へ

マンドレーからムセ国境までの幹線道路 (Mandalay-Lashio Road および Lashio-Muse Road : 国道37号線) は2012年の実走時と比べ、全般に舗装・拡幅工事が進展している。この幹線道路はすべて Oriental Highway 社 (オーナーは Asia World 社) による BOT 運営であり、道中、頻繁に同社の料金所を通過した。

マンドレー～ピンウールイン間はほぼ全線にわたり片側2車線に拡幅され、低速車を追い越すことができるのでスピードを出せる。ピンウールイン市街のメインストリートへはトラックやバスなど大型車両は入れず、市街をバイパスする迂回路 (Circular Road) を通らなければならない仕組みになっている。この仕組みはその後立ち寄る主要都市も同じであった。発展の速い市街地での交通安全を確保するためには合理的なシステムだと思う。

2.1 ピンウールイン

ピンウールインは英国統治時代に高原地帯に開発された避暑地としての

歴史があり、コーヒー、野菜、花などの栽培が盛んである。ベトナム中南部のダラット高原やラオス南部のボラベン高原に似た農産物の生産環境がある。

市街の商店には中国ブランドの看板の携帯電話ショップが目立つ（その後の沿線都市でもそうだった）。扱うブランドはSamsung以外はViVo, Kembo, Huawei（華為）、Meizu, Xiami（小米）、Techao（小米系）、Honor（華為系）、と中国製スマホが並ぶ。これらの小売価格はブランドによって異なるが10～50万チャット（約8,000円～4万円）。ヤンゴンに本店をもつ各メーカーの販促チームがロゴ付きのショーケースごと売り込みに来るといふ。販売代理の小売店にはそれぞれ販売目標があるようで、販促条件に照らして適宜判断してストックを買い入れるという。

ピンウールインの商業発展の歴史として、市街に卸売兼小売商店を構える華人ビジネスマンのUさん（73歳）にヒアリングした内容は興味深かった。

- ・ Uさんはムセからカチン州のミッチーナへ北上する途中のバンモー Bhamo で長男として生まれた。両親は雲南省から流れてきた移民で、Uさんはバンモーで16歳まで公的教育を受けたが、1962年に始まったネ・ウインの軍事独裁政権下で、反中国人政策の流れでご両親の土地・資産が接収されるなどして家計が苦しくなり、家族の長男として学業を放棄し、働かざるを得なかった。
- ・ その後ピンウールインに流れつき、様々な商売を始めた。今では人口約30万人の中堅都市だが、1960年後半当時、ピンウールインの人口は5万人もなかったのではないかという。
- ・ 木材、砂糖、スイカ、コメ、水産品など多様な中国向け商品を扱っている。
- ・ 中国への緑豆輸出会社を立ち上げ、2013年に市計画財務省投資企業管理局（DICA）へ企業登録した。トマト、ピーマンなど野菜の種子も生産・販売している。トウモロコシ栽培用の化学肥料をタイの技術で

ライセンス生産している。養鶏に使う卵の容器も扱っている。地元農家から注文を受けて農業機械を中国から輸入することもある。

- ・20年余り、アラビカ種のコーヒー豆輸出に携わっていたが、近年はNGOや民間投資家が多数参入し、競争が激しくなったので撤退した。コーヒーの実（「チェリー」）から皮と果肉をそぎ取る機械（cherry pulper）を輸入してパーチメント（灰色の生豆）まで加工していた。ピンウールインのコーヒー栽培は歴史が古く、シャン州政府自身がコーヒー農園を持っているほか、コーヒー開発研究所を運営している。
- ・イチゴ栽培については日本の「G-7アグリジャパン」と地元農家を仲介し、ビニールハウス資材の供給・建設に関与した。

2.2 ピンウールイン～ティーボー

ピンウールインから幹線道路を北東方向へ走る。郊外に出ると、拡幅および修復工事の箇所が増える。走行にさほど問題はないが、低速・重量車両の追い越しが危険で、注意を要する。重量車両の交通量がだんだん増え、ピンウールインから50kmほどのNamghkoという町のあたりまで、拡幅工事中の区間が断続的に続く。

ピンウールインを発って約2時間後、九十九折りの下り坂とその後の登り坂が続く。前方を大型トラックやトレーラーが塞ぎ、スピードが極端に落ちる。運転手によれば、マンダレー～ムセ間の「ビルマロード」の全行程のなかで、この区間が最大の難所で、トラックが1台でも座礁すれば、交通がストップしたままひと晩過ごすこともあるという。

ティーボー市街は狭く、容易に歩いて回れる。メインストリート沿いの左右には中国系の料理屋、ファッション雑貨店、中古電機店などが並ぶ。店主がビルマ語を話せないところもある。中国製のオートバイ、腕時計、スマホなどを販売している商店でヒアリングした結果は以下の通り。

- ・中国製オートバイの小売価格は安いもの（CANDA、RJ Starなど雑多なブランド名）は40～50万チャット（3～4万円）から、比較的高

級なもの（CLICKブランドなど）は90～100万チャット（7～8万円）の範囲。これらは地元で「運び屋」運転手を雇い、瑞麗から姐告経由で調達している。運び屋1人につき、自ら運転するオートバイと荷台に縛りつけて運ぶオートバイの計2台を持ち帰る。ムセからティーボーまで6時間だという。それ以上の詳細は不明だが、個人携帯品として無税扱いなのか、コネのある中国側業者との連絡のうえで非合法ルートでの調達かのどちらかであろう。運び屋の報酬はオートバイの種類によって異なるが、1台あたり2万～3.5万チャット（1,600～2,800円）だという。

- ・各種腕時計はムセからではなく、ヤンゴンからマンダレー経由で入っているものだった。ミャンマー地場の“GP”という流通会社がこれらを小売店へ卸している。小売価格はTophillという本物の外国ブランドが15万チャット（約1.2万円）、カシオの高級時計の偽物が2万チャット（約1,600円）、G-Shockの偽物が1万チャット（約800円）、中国ブランドの腕時計が8,000～9,000チャット（約600～700円）といったところ。

2.3 ティーボー～ラーショー

ティーボー市街から再び幹線道路を走り、ドクタワディ川を東へ渡ると、道路は川沿いを北上する。中央線がない2車線幅の道路だが、路面はさほど痛んでおらず、この区間は起伏も激しくないの、走行はスムーズだった。ただし、低速車両の追い越しは注意を要する。夜間に比べて昼間の交通量は多く、スイカやメロンなど3月が収穫期の果物を満載して中国方面へ向かうトラックが多かった。道路沿線は左右にパイナップル畑やスイカ畑が多い。バナナ畑も見る。このあたりはトウモロコシの産地でもあるが12月に収穫を終えている。

ラーショーの市街は前回2012年に訪問したときと比べ、垢抜けた商店が増え、快適な宿泊施設の数も増え、目に見えて発展している。ただし、漢

字表記の看板を掲げる商店が多く、中国色が強まっている。伝統的マーケットでは多様な中国製日用雑貨に加え、生鮮品売り場では中国産のリンゴ、梨、みかんなども売られている。花を売る露店商で聞くと、中国産をムセ経由で毎週調達しているという。

幹線道路沿いでトラクター、脱穀機、セメントミキサーなど中国製機械を売る商店でヒアリングしたところ、これらはマンダレー経由の輸入であった。こうした機械類は瑞麗＝ムセ国境から陸路輸送するよりも、海運でヤンゴン港へ運び、そこからマンダレー経由で上ビルマ各地に流通させているようだ。部品交換やメンテナンスサービスの拠点がヤンゴンやマンダレーにあるせいだろう。その隣の家電販売店に並んでいる雑多な製品の表示は英語、漢字、タイ語、ベトナム語などが入り乱れている。タイ製（日本ブランドを含む）の洗濯機や冷蔵庫やベトナム製の飲料水サーバーや浄水器などはマンダレーの卸売業者から調達しているという。これら家電品も故障したときに中国からの国境貿易品ではアフターサービスできないようだ。つまり、壊れにくい商品はムセ方面から調達し、アフターサービスの保証付きが必要な商品はヤンゴン・マンダレー方面から調達するという棲み分けのようだ。一方、オートバイ部品販売店で聞くと、その商品はすべてムセ経由で調達するという。中国製オートバイは故障頻度が高いため、こうした部品販売専門店が成り立つのだろう。

2.4 ラーショー～チンシュウェホー国境～ラウカイ

ラーショーからムセ国境へ向かう前に、ムセの東南東約100kmに位置する、中国系少数民族のコーカン（果敢）族による自治区があるチンシュウェホー（Chinshwehaw）国境およびラウカイ（Laukaing）の街を視察した。

ラーショーの中心部から北東方向へ約60kmのテイニ（Thein NiもしくはHseni）というタウンシップに分岐点があり、ここから道なりに北へ進むとムセ国境まで124km、東へ右折して進むとチンシュウェホー国境まで

102kmである。この方面の道路も Oriental Highway 社による BOT 運営で、片側 1 車線、路肩はないが、アスファルト舗装がまだ新しく、路面は良好だった。

テイニの分岐点から約 70km、クンロン (Kunlong) というタウンシップを流れるテンニエン川を渡す橋の前後で、国軍兵士によるチェックポイントがあり、パスポートの提示に加え、非公式な通行料の支払いを隠然と要求された。

クンロンの北に隣接するラウカイのタウンシップの入り口に料金所があり、入境料 500 チャット (約 40 円) を支払う。領収書には「果敢自治区清水河分区」と漢字で書いている。

ここから東方向へ 300m ほど直進すれば国境ゲートに至るが、大型車両が数珠つなぎになって道路の片側を塞いでおり、物流増加に国境インフラが追いついていない。雲南省ほかの中国のナンバープレートをつけたトラック、石油タンクトレーラーなど並んで待っている。徒歩でゲートに向かうミャンマー人女性グループは赤色の一時パス (1 か月用) を持っていた。

次は国境から北方向へ約 35km のラウカイへ向かった。5 分後、国軍兵士 2 人が道路沿いに詰めていて止められ、再び非公式な通行量を要求された。ラウカイまでの山道は路面がかなり傷んでいて、未舗装部分や工事中の箇所も多かった。KK ナンバー、つまり Kokang (果敢) 自治区のプレートをつけた乗用車が目立ち始めた。雲南ナンバーのダンプカーも走っていた。

チンシュウエホー国境から約 30 分後、国軍兵士のチェックポイントがあり再び止められる。彼らに非公式の支払いを 3 度行った (のちの帰り道では兵士に止められなかった)。コーカン (果敢) 族の「自治区」にもかかわらず、国軍兵士が幅を効かせている背景には、1980 年代のキン・ニユン将軍政権下で諜報工作員が各少数民族武装グループに入りこんで陽動作戦を行い、国境近くの少数民族勢力の多くが武装放棄と引き換えに自治権を得るという取引に応じた結果、国境付近の治安維持を国軍が統率しているという事情があるようだ。

さらに15分後、料金ゲートを通過し、「入城管理費」10人民元（チャットでなく）を支払う。領収書には「果敢自治区域鎮開發建設管理局」と書いている。自治区政府のなかの特別開發区の管理局への支払いだ。ここから先は中国資本にお任せ状態の開發特区となる。

料金ゲートから入ってすぐの区域はトンチェン（Tone Chain）という、ラウカイのタウンシップの入り口にあたるブロックで、それまでの農村風景を抜けて忽然と現れたコンクリートの街並みは、福利来集團（上述の、マングレー郊外で新都市を開發中のグループ）が開發している「果敢新天地」と呼ばれる。一帯には完成したばかりのカジノホテル、ショッピングモール、宝石店など中国人向けの施設が並ぶ。巨大な人工池までつくり、そのほとりに海鮮レストラン、重慶火鍋レストラン、スパ、土産物店なども並ぶ。人工池を渡すつり橋の向こうには芝生を配した公園をつくっており、カジノ観光各だけでなく、中国人居住者によるチャイナ・シティを構想しているようだ。

「果敢新天地」から1.5kmほど先にラウカイ（「老街」）の旧市街があり、そちらには「鑫百利大酒店」「百勝國際酒店」と2軒の大きなカジノホテルがあり、どちらも繁盛している様子だった。ただし、ギャンブル客以外は宿泊できない。ホテルスタッフの大半は中国人で、英語もミャンマー語も通じず、同行ガイドは困惑していた。

2.5 ラウカイ〜クツカイ〜ムセ

ラウカイから国境沿いにムセへ至る直接のルートがないため、いったんテイニの分岐点まで戻り、そこからムセへ北上した。

テイニの分岐点から北へ26kmのクツカイ（Kutkai）という町で1泊したが、そこまでの途中の道路はかなり難路だった。路面の痛みが激しく、カーブの多い登り坂の山道であった。途中から拡幅工事の区間が始まり、舗装がはげた箇所は走り難かった。ただし、クツカイ手前の最後の10kmほどは拡幅工事が完了し、片側2車線のアスファルト道路はスムーズだった。

クッカイから北へ向かう道路はしばらく片側2車線で舗装は良好。しかし、徐々に前を行く大型トラックやバスを追い越す回数が増える。拡幅工事中の区間と工事済みの区間が交互に現れる。

クッカイから1時間半余りで「105マイル」ポイント（正式名称はMinistry of Commerce, Department of Trade, 105 Mile Trade Zone）に到達する。「105マイル」とはラーショーからの約170kmの距離を指している。ここにはゲートが4つあり、ミャンマーから輸出される貨物はExport Inから入って検査を受けて輸出ライセンスを発行してもらい、イミグレ・通関手続きを経てからExport Outから出てムセの国境ゲートへ向かう。中国から入る輸入貨物はImport Inから入って検査を受けて輸入ライセンスを発行してもらい、イミグレ・通関手続きを経てからImport Outから出てミャンマー国内各地へ向かう。

中国からの輸入品を検査するレーンは28（お尻を付け合っているので幅は14レーン分）、ミャンマーの輸出品を検査するレーンは20ほど。後述するように、農産品専用の取引所・輸出検査場は別の敷地にあるので、ここは農産品以外の輸出貨物を扱っているものと推測する。輸出検査場の基礎部分は中国の援助による寄付だという。

クッカイから105マイルポイントを通過してムセ市街までの107kmを実質約2時間で走った。この区間は軍によるチェックポイントもなく、ラウカイ方面と比べれば、拍子抜けするほどに簡単だった。ただし、ラーショー～ムセ間は依然として治安上の不確定要素が多く、外国人が無警戒に通過できるわけではない。

2.6 「105マイル」ポイントの農産物取引所

「105マイル」ポイントのメインの敷地の裏には広い高台が造成されており、そこに農産品に特化した大規模な屋外取引所がある。おびただしい数のトラックが忙しく動き回っている。敷地の中央に3階建ての事務所棟があり、その2階からコンクリートの渡り廊下突き出っていて、その下で、

トラックが出入りする合計14のレーンが交差している。競馬場の出走ゲートを巨大にした構造をイメージすればよい。

スイカ（ラグビーボールをひと回り大きくしたサイズ）とメロン（黄色のもので都市部の小売店ではSuper Melonという名前がついていた）を満載したトラックが次から次へと出入りする。

この取引所を運営しているNorth East Gate Public Co., Ltdという会社の幹部にヒアリングした内容な以下の取り。

- ・約3年前にできたこの取引所では、毎朝午前3時間半ほどの時間帯に平均400～500台のトラックをさばく。筆者が視察した日は700台ほどで繁忙日だった。最大1,200台ほどまでさばくキャパシティがあるという。
- ・バイヤーは全員中国人で、遠くは海南省、チベット自治区、東北各省からやってくる者もいる。1日当たり400～500人のバイヤーが参加している。
- ・果物の売買交渉から検査終了まで5～6ステップあり、第1～12レーンで「トラック1台あたり5分以内」（という規則を掲示している）で売買交渉し（不成立の場合はまた列の後ろに並ぶのだろう）、取引終了後、外側に2レーンある輸出検査レーンに回る。
- ・そうした一連の動きをスムーズに回転させるために、Broker Agent Centerと呼ばれるエージェント・グループが85グループあり、彼らは1グループあたり、1日10～15台のトラックをさばく。各グループのなかでそれぞれのメンバーは大まかに4つの役割分担をしている：
 - ①入ってくるトラックを仕分けして自分のレーンに誘導する役、
 - ②輸出検査や通関に必要な書類書き込みをサポートする役、
 - ③バイヤーに対して必要な情報を補完する役、
 - ④検査場を出てから中国国境の積替え場まで付き添い、スムーズに貨物移管できるようにサポートする役。
- ・ムセ・姐告の国境ゲートが混雑し、トラックの待ち時間が長くなったため、農産品は105マイルポイントから北東に向かい、ジンサンチョー Jin San Kyawt（漢字表記は「金三角」）国境か、そのさらに東のパン

セン (Pang Hseng) 国境へ向かう。ただし、後者のルートは治安が悪いため、輸出果物の大半は現在、ジンサンチョーへ向かう。

- ・ジンサンチョーへ向かう道路は中国の援助で補修された。同国境は中国側では公式の貿易ゲートに格上げされたが、ミャンマー側は非公式の状態のままで、国境ゲートには貿易を管轄する当局は存在せず、ミャンマーの各行政区の役所の「総務部」に相当する General Administration Department (GAD) に貨物通過を報告するだけ。ただし、治安維持のために国軍が国境を警備している。

2.7 中国のプレゼンスが浸透するムセ

筆者は2012年3月に雲南省の瑞麗市内から姐告貿易区に入り、3つの国境ゲートを視察したが、今回はミャンマー側から、北側の軽自動車用ゲート、東(メイン)の歩行者用ゲート、南のトラック用ゲートの順に視察した。

軽自動車用(オート3輪、バイク、歩行者が通っている)ゲートは正面の道路に長い列ができていた。歩行者とバイクはおそらく中国側での出稼ぎ者が大半で、オート三輪は中国側からムセへ物資を運んだ帰りだろうと推測する。ゲート中央の窓口ではミャンマー人渡航者へ一時パスを発行している。緑色のパスが有効期限1週間、赤色のパスが同1年である。こうした一時パスは、原則ゲートが立地する州の州民に発行される。シャン州に位置するムセではシャン州民に、カチン州に位置するルウェジェではカチン州民に発行される。

次はメインストリートに出て西へ進み、歩行者専用ゲートへ。7年前は人の流れはまばらだったが、今回は中国側に大勢の観光客が観光バスから降りてきて記念撮影しているのが見えた。

最後はメインストリート沿いにさらに西へ進み途中で北方向へ折れたところにトラック用ゲート(乗用車も通っている)がある。中国へ向かうトラックやトレーラーが長い列を作っている。メインストリートの停車余地のある300mほどではとても収まらず、車列はムセ市街へ導線となるバイパ

ス道路でも待機させられている。ムセ市街の道路が手狭なので、早晚、トラック用ゲートを別の場所に移さなければ渋滞が悪化することは明らかなだ。

中国化するムセ近郊：姐告貿易区の北方向に隣接し、瑞麗（ルイリ）市街から国境の瑞麗川を挟んだ対岸のムセ近郊一帯が中国化しつつある。中国資本が背景にあると推測されるマンダレー拠点の不動産開発会社が「木姐中央商务区（Muse Central Business District）」と呼ばれる約120haの広さのニュータウンを開発し、商業地区、公共インフラ施設、住宅地区、レクリエーション地区などゾーニングしている。その一画の姐告との境界地点に「ミンガラー・ムセ」という大規模なショッピングモールが完成している。マンダレーの上述「ミンガラー・マンダレー」と同じ資本による開発であろう。モールの南端には姐告へ直接つながる新しい第4の国境ゲートが完成しており、オープン間近であった。開発会社の事務所でヒアリングしたところ、住宅ゾーンの宅地単価もモールのテナント料も、ミャンマーの一般物価からはかけ離れたもので、需要も供給も中国人の資金力が前提であることは明らかなだ。

増大する国境貿易：マンダレー～ムセ間の中緬間の商流と規模とスピードは、ヤンゴン～ミャワディ間の泰緬間のそれをはるかにしのぐ（国境貿易額は5対1以上）。国境貿易額はミャンマーの貿易総額の約3割を占め、そのなかでもムセ経由の対中貿易が突出して大きい（表1）。ミャンマーから中国への主要輸出品はコメ、豆類、ゴマ、種、トウモロコシ、野菜、果物、乾燥茶葉、魚介類、ゴム、鉱物など、一方中国からの主要輸入品は機械類、プラスチック原料、電子機器などである。貿易関係の深まりに加え、中国側が呼ぶところのこの「中緬経済回廊（CMEC）」に沿って、パイプライン（建設済み）、道路改良工事（進行中）に加え、高速鉄道計画、インターネット基地局建設や瑞麗—バモー河川港を結ぶ計画など数多くのインフラ計画がある。一方で、中緬関係には中国資本投資に伴う（下記に述べるような）土地接収や環境悪化、違法な樹木伐採や翡翠の採掘への中国人関与など、ミャンマー国民の反中感情を引き起こす問題も多い

表1 ミャンマーの国境貿易額内訳

(2016年度、100万ドル、%)

国境ゲート	相手国ゲート	輸出	輸入	合計	構成比
カンバイディ (カチン州)	保山市・猴橋	64	42	107	1.4
ルウェジェ (カチン州)	徳宏傣族景頗族自治州・章鳳	186	16	202	2.6
ムセ (シャン州)	徳宏傣族景頗族自治州・姐告	3,704	1,658	5,362	69.5
チンシュウエホー (シャン州)	臨滄市・清水河	516	58	573	7.4
対中国雲南省計		4,470	1,774	6,244	80.9
チャイントン (シャン州)	メーサイ (チェンライ県)	2	2	4	0.1
タチレク (シャン州)	メーサイ (チェンライ県)	14	67	81	1.1
ミヤワディ (カイン州)	メーソート (ターク県)	60	868	929	12.0
コータウン (タニンダーリ地方域)	ラノーン (県)	69	65	134	1.7
メイッ (タニンダーリ地方域)	プラチュアプキリカーン (県)	157	52	210	2.7
ティキ (タニンダーリ地方域)	プーナムロン (カンチャナブリ県)	11	1	12	0.2
対タイ合計		317	1,057	1,374	17.8
タムー (ザガイン地方域)	モーレ (マニプー州)	38	10	48	0.6
リー (チン州)	ミゾラム州	25	15	40	0.5
対インド合計		63	24	88	1.1
国境貿易合計		4,860	2,855	7,716	100.0

(出所) 水谷・掘間 (2017) p.101に筆者加筆・編集

(Kyaw 2019)。

2.8 ムセ周辺の国境群

雲南省と国境を接するムセのタウンシップは東西に約70kmの広がりがあり、その西隣のナムカン (Namkhan) のタウンシップも東西に約40kmの広がりがある。これらのタウンシップと国境を成す瑞麗川 (Shwe Li River) を挟む対岸は、徳宏傣族景頗 (ジンポー) 族自治州の瑞麗市とその東隣の畹町 (ワンディン) 鎮となっている。この一帯にはムセ以外に陸路でアクセス可能な国境が少なくとも3か所ある (図1)。

1つ目は、上述した通り、農産品が向かうジンサンチョー国境である。105マイルポイントから幹線道路を北上して7分後、北東方向への分岐点を右折するとそのすぐ先に、牛をたくさん飼っている「キャンプ」のような場所をいくつも見た。ミャンマー北中部の農家から買い集められた家畜であろう。「猛洪公司」などという漢字表記があり、国軍と何らかの共生関係をもつ現地武装グループが運営し、中国人バイヤーとの取引を仲介する拠点のようだ。国境地域ではこうした密輸が野放しになっている。105マイルポイントを出発して約20分後、小高い丘の地点から国境方面とその先の中国領土を見下ろす展望箇所がある。中国国境から登ってくる優先走行のトラックと、下り坂で待たされるトラックの長い列がよく見える。ゲートにはミャンマー国軍の監視塔があり、不用意に近づくと尋問される可能性があるので、150mほど手前で引き返した。ミャンマー側の簡易ゲートのすぐ向こうに「中国」の文字が入った建物が見えた。中国側には大規模な国境施設が完成しているようだ。

2つ目の国境は105マイルポイントから北東方向へ約16km地点にあるパンセン国境である。こちらは合法貿易ルートにも関わらず、複数の特定困難な武装グループが強盗などを働くらしく危険だと地元の案内役に聞いた。道路は舗装部分が1車線分ほどしかなく、しかも痛みが激しい悪路だった。道程の約3分の1を走ったところでリスク回避のために引き返した。筆者は2012年にこの国境の中国側で畹町鎮の中心の畹町国境ゲートに立ち寄ったことがあるが、小規模なローカル国境という印象だった。

3つ目の国境はムセ市街から幹線道路を西へ約40kmのナムカン国境である。そこに至るまでの瑞麗川沿いには非合法貿易を行う船着き場が5～6か所あるという。ミャンマー国旗の代わりにシャン州旗を掲げ、堂々とボート貿易を行っている。タイ国境のモエイ川と同様の治外法権的な国境貿易風景である。ナムカンへの道路は、未舗装か舗装が剥がれた箇所が多く、かなりの悪路だ。夜になると真っ暗で治安が悪くなるという。

ナムカン市街からそれて農道の先の川幅が狭くなった箇所に赤土のアク

セス道路をつくり、その先に乗用車2台とバイク数台を乗せられる簡易フェリーボートが着けられる船着き場がある。雨期になれば洗い流されるのではないかと思うほど粗末なものだ。ここは上述の主要貿易ルートとは対照的に、ミャンマー国軍の監視ポストはなく、のんびりとしている。出入国手続きを取らず、丸太を組んで造った簡易フェリーに乗り、対岸の中国領土に短時間だけ「記念」上陸した。対岸には中国製の肥料満載のトラックが数台待機しており、これらは多少規模が大きいがやはり丸太を組んだフェリーで2台ずつミャンマー側へ向かって行った。川の兩岸とも出入国をチェックする係員はいるようだが、税関らしき施設はなさそうで、これらのフェリーによる往来は非公式貿易と思われる。中国領土に上陸後、畑を突っ切る砂利道を走り、中国側の入国ゲートの100mほど手前で引き返した。中国側ゲートには軍の監視塔があり、訊問される可能性を避けた。

以上で見てきた各国境と陸路実走について図1および表2に整理する。

図1 ムセ周辺のタウンシップと国境群



(注) カッコ内の数字は各タウンシップの人口 (2014年のセンサス)

(出所) Myanmar Information Management Unit作成地図に筆者加筆

表2 陸路実走まとめ（市街～市街ベース、2019年3月時点）

区間	距離 km	実質走行 時間	平均時速 km/h	当面のボトルネック
マンダレー～ ピンウルイン	69	1時間15分	55	なし。山道だが舗装・拡幅済み
ピンウルイン～ ティーボー	142	3時間20分	43	急勾配、拡幅工事中の箇所多い
ティーボー～ ラーショー	67	1時間半	45	道路幅が狭く追い越し困難
ラーショー～ ムセ国境	183	約4時間	46	テイニ・クツカイ間の悪路、ムセ国境ゲート手前の渋滞

3. ミッチーナーとその周辺

ミッチーナー（Myitkyina）はマンダレーの北約420kmに位置するカチン州の州都で、エヤワディ川沿いに発展した街である。マンダレーからは鉄道で13時間以上（2019年1月に運行開始した急行列車で）、バスで約18時間かかり、途中の治安状況も不明であるため、外国人の訪問は通常空路利用となる。

カチン州の人口169万人（2014年センサス）のうち約20万人が住むと推定される。ジンポー（景頗）族をはじめとする6つの少数民族を総称としてカチン族と呼ばれる。カチン州の過半を占めるジンポー族が多数派なのはミッチーナーだけで、他の民族が多数派を占める地方都市も多いという。例えば最北端に近いプータオPutaoはラワン族、ワイモー（Waimaw）はラワンワ族、パケン（Hpakant、翡翠の産地）、モエニン（Moeniong、翡翠の産地）、タナイ（Tanai、琥珀の産地）は庶民族のごった煮だそう。ミャンマーの他の辺境州にも共通するが、キリスト教会が多く、住民はキリスト教徒が多い。街には小学校レベルからキリスト教グループが運営するインターナショナルスクールが5～6校あり、富裕層は子息をそうした学校に通わせ、英語圏へ留学させることを理想と考えるが、非富裕層家計にはそうしたオプションは縁遠いとのこと（以上、現地ガイド情報）。

エヤワディ川に近い通りでは夕方から150mほどの路上マーケットが賑わっている。地場産の野菜や果物に加え、マンダレーやピンウールイン方面から運ばれてきた蘭などの花が売られている。ミッチーナー駅前の大通りは、州都にふさわしく片側3車線の立派なもので、そこから北へ歩く両側の数ブロックには商店が建ち並ぶ。カチン族の伝統衣装店が2軒あり、そこだけが他と比べて女性客で賑わっていた。4月10日の水かけ祭りに備えて衣装を準備する女性たちだった。

3.1 カチン産の宝石集積地

ミッチーナーのメインストリートを北上して約5kmを右折し、やや狭い舗装道路を1kmほど走るとGems & Jewelry Trade Centerに着く。主に翡翠jadeと琥珀amberを扱うマーケットだ。個別店舗群とそれに囲まれた野外マーケットから成る。敷地面積はヤンゴンのボージョーアウンサン市場の宝石コーナーより広いのではないか。

翡翠の主要産地はカチン州パケン（Hpakant）タウンシップ、琥珀の主要産地はその北のタナイ（Tanai）とさらにその北のカンティ（Kanti）タウンシップだという。訪問客は、ミャンマー人以外では中国人が圧倒的に多いようだ。マーケットを1時間物色するうちに500万チャット（40万円弱）も買い物する客もいるそうだ。

個別店舗の1軒を覗くと、翡翠や琥珀の原石をガラスケースに展示しており、客はそこから原石を指定して購入し、店の設備で研削・加工を含めて注文する仕組みになっている。野外マーケット部分で琥珀の半原石を売っている女性に聞くと、Kantiタウンシップの政府所有の琥珀鉱区で40フィート四方のプロットの採掘権を購入し、そこで取れた原石を半加工してこのマーケットで売っているのだという。現地に行ったことがあるガイドによれば、こうしたプロットに200フィートまで地下を掘り、そこからさらに横に坑道を掘るのだとう。人間1人がようやく入れるスペースだから、酸素不足や穴の崩壊の危険がとても高く、死亡事故が多いそうだ。

ミャンマーでは採掘ライセンスなしに商業目的で宝石類を所持したり輸送したりするのは違法だが、パケンやタナイから原石を都市部に運び込む慣行がはびこっているため、幹線道路のあちこちで警察や国軍が摘発しようとチェックポイントを設けているという。また、パケンから翡翠を直接中国へトラックで密輸するドライバーも多く、彼らはチェックポイントごとに賄賂を払いながら進んでいくのだそうだ（ガイド情報）。

3.2 ミツソン

ミッチャナー市街から北へ43kmのミツソン（Myitsone）は、2012年、中国の援助でエヤワディ川の出発点付近に大規模ダムの建設を計画していたところ、地元住民の反対を受けて当時のテイン・セイン政権が建設中止を通告したという経緯がある。

ミツソンまでの道路は中国の援助で建設されたもので、片側1車線だが道路幅に余裕があり、路面は良好、交通量も少ないのでスムーズに走行できた。沿線には中国向けと思われるゴム植林を散見する。

途中に中国の国営「中国電力建設」（China Power）の現地駐在所や、その子会社でダム建設を担当するState Power Investment Corporation（SPIC）の作業現場への入り口ゲートを過ぎる。

ミッチャナー市街から1時間少して、マリ川とンマイ川が合流してエヤワディ川が始まる合流地点に着く。1994年のミャンマー国軍とカチン独立軍（KIA）の停戦（その後2011年に停戦破棄し闘争再開）をきっかけに、風光明媚なこの地は観光化した。土手には土産物屋が並び、河原に降りると、カチン族の民族衣装を試着して自撮りしている中国人観光客で賑わっている。

この合流地点から観光ボートが発着しており、チャーターして下流のダム予定地へ行ってもらった。15分後、上述のダム工事会社SPICが建設しようとして中断したままの橋の橋桁の間をくぐる。ダム湖をモニターする橋にする予定だったのだろう。その先の下流は立ち入り禁止とされていて、

ボートは反転して引き返す。行きの川下り15分に対し、帰りの川上りはその3倍の時間がかかったので、川の流れが速いということだ。

土手を登ったところにある露店屋台を覗くと、ダム水没予定村の住民女性たちが作った様々な工芸品や加工食品を売っている。地元のNGOやNPOの技術支援を得たものだという。「No Dam」と主張するTシャツも売っている。ミッソンダムに対する地元住民の反対が強固なのは、合流地点にはカチン族（ジンポー族のことだと思う）の間で彼らの先祖代々の精霊が宿るといふ信仰があり、ここがダム湖に水没するのは許されないという感情があるからだという。土産物街のはずれに2015年に地元住民が建てた石碑があり、この地に暮らす住民は代々この地を聖なるものと見なしてきた伝承を刻んでいる。

水没予定地から強制立ち退きさせられた村民を代表する1人にヒアリングしたところ、タン・シュウエ政権末期の2010年11月～2011年3月にかけて、ダム湖予定地から13村、約3,000人の住民が、China Power社が（ミャンマー人名義で）準備した2つの新しい村に移住させられたという。村の行政官が脅迫したり、国軍の北ミャンマー担当司令官が説得にやってきたり、最後は水没予定村周辺の学校や病院を閉鎖して兵糧攻めにし、移住を余儀なくさせたのだという。移住に際して金銭的補償はなく、移住先の村で用意された住居はしばしば粗末なもので、移住民自身が建て替える必要があったと訴える。

ミッソンからミッチーナ市街へ戻る途中、その住民移住先の村の1つに立ち寄った。1,000人余りがここに移住して住んでいる。China Powerは村の中に、キリスト教会と仏教寺院を1つずつと、屋根付マーケットの施設を建設寄付した。これといった産業はないが、Twin Brothers Chopstickという看板の箸工場があり、オーナーは中国人だった。

3.3 中国資本進出と土地問題

中国資本が経営するバナナ農園にからむ、いわゆる land grabbing（土

地収奪)の現場を視察した。市街北部でエヤワディ川を渡り、南東方向への幹線道路31号線を走る。途中で中国との国境Kanpiketiへ向かう道路(中国の援助で建設された)に入り、約10分後、未舗装の砂利道にそれてからしばらくしてWaimawタウンシップの西端に位置するLamyaung村に到着する。ミッチーナ市街から南東方向へ7~8kmの地点だ。

地元弁護士のアレンジで紹介された、強制立ち退きさせられたという地元農民を代表するメンバー数人に案内してもらった。Lamyaung村のほか、近隣のNamwa村とMukchaik村の3村でバナナ農園に抗議する農村グループを組織し、2014年から抗議活動を本格的に開始したという。

Lamyaung村のバナナ農園の広さは588エーカー(約238ha)。1998年という早い時期に、ここに住んでいた合計136家族が強制的に別の村へ移転させられたという。彼らが農業を営んできた土地は国家所有の「空き地」だという理由で、国軍がやってきてブルドーザーなどを使って力づくで立ち退かされたという。農民たちが土地利用権を証明する地図入りの文書を持っているにも関わらず、立ち退きが実行されたと彼らは訴える。少数の農民は補償金をもらったが、ほとんどは移住先の村の用意以外は補償がなかったという。

農園労働者の大半は地元民ではなく、ラカイン州やザガイン管区など上ビルマの乾燥地帯からの出稼ぎ者だ。収穫作業の労賃は、収穫場所から洗浄およびトラック詰め込み場所まで100~150m運ぶ作業で一束あたり350チャット。一束20kgはありそうなバナナの束を天秤棒の前後にして肩にかけて籠かきの格好で運ぶ重労働だ。これを午前7~11時と午後12~4時にそれぞれ20回余りこなし、1日平均8,000チャット(約650円)の報酬とのこと。

3~5月がバナナの収穫がピークだとのことで、忙しい流れ作業を目の当たりにした。収穫労働者が担いでくるバナナの束から一房ごと幹から切り落とし、幹は廃材として捨てるか燃やす。一房ごとに水洗い→消毒液に浸し→不良品の選別→箱詰め→トラック荷積みという流れだ。荷役作業以

外は男女半々ほどの比率だ。作業場の近くに簡易台所と簡易宿泊所（あばら小屋）がある。料理担当の女性たちも出稼ぎ労働者だろう。

段ボールには「High Quality Banana 雲南騰沖雲恵商貿公司」と印刷があるので、雲南省向けだ。作業場に散らかっている包装材を見ると、化学肥料は中国石油化学（CINOPEC）の製品を使っている。箱詰めの内側には福建省の「友誼集団」とうメーカーの「高級BOPP封箱胶带」という商品名のビニールシートを使っている。

農業について詳細はわからないが、この農園から流出する残留農薬が周辺の30超の村を通るNam Lone川に流れ出て、魚が大量に死んだという。やはり中国資本が関与するラオス北部のバナナ農園ではかねてより農業が労働者に健康被害を与えたことがメディアで話題となり、ラオス政府は2016年に中国向けバナナ栽培を禁止する方向に動いたが、ミャンマーでも同様の問題がすでに起きているのだろう。

農民らの強制立ち退きが中国資本によるバナナ農園のためだとわかったのは2010年のことだという。カチン州政府が（おそらく国軍のお墨付きを得て）中国資本に土地利用権を与えていたところ、中国でのバナナ需要が増大して利益を見込めるようになったため、バナナ農園を始めたのだろう。ここの土地はカチン州議会議員でもある人物が所有する会社の登記となっており、その父親が1970年代はビルマ共産党に属するという話だから、かなり根深い利権に基づく「名義貸し」だろう。

もう1つ、land grabbingの見られるケースは、ミッチーナ市街の北西方向約15kmの地点に予定されている“China Industrial Zone”の敷地であった。2018年2月、カチン州政府と雲南省の中国企業が覚書を結び、4,700エーカー（1,200ha弱、ティラワSEZ指定地域の約半分）の土地開発権を得て、30億ドル規模を投じて工業団地を開発し、「新都市」造成を図ろうとするものらしい。現地を視察したところ、まだ開発は始まっておらず広大な原野に見えたが、測量に来たと思われる中国車両とすれ違った。現場近くのある村の商店で聞き取りしたところ、敷地全体のうち、大規模

な面積を所有する地元有力者5人は名義貸しによって利益を得たと思われるうえに政府から補償金を得ているが、約650エーカーを小口で所有していた120人ほどは、所有の正当な証拠文書がないとして、補償なしに取り上げられたという。

以上のような状況について、地元弁護士の説明は以下の通りであった。

- ・土地収奪問題は典型的にカチン族（腐敗）ビジネスマンが自分の名義を中国資本に貸す形で生じる。しかもその半分ほどには武装勢力が絡んでいるという。
- ・ミャンマーの現行の土地法では、ミャンマー国籍者1人あたり最大300エーカー（約122ha）まで5年間の農地利用が許される。その5年間に300エーカーの農地利用が確認されれば、次の5年間には500エーカー、さらに次の5年間には1,000エーカーと利用面積が拡大する仕組みになっている。この仕組みが問題を悪化させている。
- ・中国資本が投資してカチン州で栽培している tissue culture（組織培養）バナナは、中国で農薬多用のため禁止されているものがこちらに持ち込まれ、収穫物はKanpiketi国境から「合法的に」中国へ輸出されている。
- ・明らかに illicit（常識に照らして不法）だが、法規上「非合法」ではない慣行がはびこっている。中国当局の立場は「外国の国内問題で関知しない」というもの。
- ・土地収奪に対してとくに脆弱なのは、国軍とKIAの武力紛争に伴い生じる国内避難民（IDP）が住んでいた土地である。避難したまま戻る見込みのない土地は、慣行として与えられてきた所有権（英語表現なら customary tenure）を譲渡しても問題ないという論理が使われている。紛争地域にもかかわらず中国企業が治安を心配する必要がないのは、国軍と関係を結んでいるからである。
- ・国軍、武装グループ、役人などが癒着して起きているこうした構造問題に対し、地元弁護士としてできることは、州の首席大臣に抗議した

り、大統領に直接抗議文書を送ったり、NGOなどと連携し現状を広報することだという。

以上、ミャンマー北東部の少数民族武装勢力との和平プロセスが不透明な地域において、経済大国化した中国の資本が浸透している状況を見た。「メコン地域の経済統合は地域全体としてプラスの経済効果を生む」という優等生的議論では割り切れない、いびつな構造が存在する現状を報告することになった。

最後に、今回と過去の視察および関連情報から、筆者が理解する限りの中緬陸路国境とその特徴を、表3の通り、整理しておく（北から南の順）。

表3 ミャンマーの各陸路国境の特徴（2019年3月時点）

カチン州 国境ゲート	治安管轄	雲南省国境ゲート	国境の特徴
Kanpiketi	国軍、カチン州第2特別区（SR-II）	保山市・猴橋（Houqiao）	中国側・国家1級ゲート ミャンマー産バナナの対中輸出拠点。
Panwa	NDA-K、カチン州第2特別区（SR-II）	保山市・滇灘（Diantan）	中国側・国家2級ゲート
Laiza	旧カチン州第2特別区（SR-II）→KIA	徳宏傣族景頗族自治州・那邦（Nabang）	中国側・国家2級ゲート ミャンマー側にあったカジノは2011年の武装衝突再開で破壊されたとのこと。
Mai Ja Yang	同上	？	？
Lweje	カチン族BGF、カチン州第2特別区（SP-II）	徳宏傣族景頗族自治州・章鳳（Zhangfeng）	中国側・国家2級ゲート
シャン州国境 ゲート	治安管轄	雲南省国境ゲート	国境の特徴
Namkham	国軍、政府直轄地域	徳宏傣族景頗族自治州・弄島（Nongdao）	中国側・国境通路
Muse	同上	徳宏傣族景頗族自治州・姐告（Jiegao）	中国側・国家1級ゲート ゲート3つあり。4つ目オープン近い。
Jinsankyawt	同上	徳宏傣族景頗族自治州・混板か（畹町鎮）	中国側・国家1級ゲートか ミャンマー産果物の対中輸出拠点
Pang Hseng (Pan Saing-Kyu Koke)	同上	徳宏傣族景頗族自治州・畹町（Wangding）	中国側・国家1級ゲート ミャンマー産果物の対中輸出拠点 地元 militia が複数跋扈し治安悪い

Laukkaing	コーカン族MNDAA BGF、北部第1特別区 (SR-I)	臨滄市・南傘 (Nansan)	中国側・国家2級ゲート カジノ都市「ミニ・マカオ」
Chinswheahaw	同上	臨滄市・清水河 (Qingshuihe)	中国側・国家1級ゲート ミャンマー産サトウキビの輸出拠点
Pangwaun	ワ州連合軍UWSA、北部第2特別区 (SR-II)	臨滄市・滄源 (Cangyuan)	中国側・国家2級ゲート
Pangkham/ Pangsang	同上	普洱市・勐阿 (Menga)	中国側・国家2級ゲート 2013年訪問時は静かな国境の印象
Mongyawng	同上	普洱市・芒信 (Mangxin)	中国側・国家2級ゲート
Mongla	東シャン州軍 (コーカン族NDAA)、東部第4特別区 (SR-IV)	西双版纳傣族自治州・打祿 (Daluo)	中国側・国家2級ゲート 2015年ごろからカジノ街が復活
シャン州国境ゲート	治安管轄	タイ国境ゲート	国境の特徴
Tachileik	国軍、政府直轄地域	Mae Sai	ヒトの往来激しい。2007年ごろ、貨物専用第2ゲート開通
カイン州国境ゲート	治安管轄	タイ国境ゲート	国境の特徴
Myawaddy	カレン族BGF、南部第4特別区 (SR-IV) ?	Mae Sot	ヒトの往来激しい。貨物車専用第2ゲートが2019年開通予定

(注)

- ・中国側の国境ゲート名は畢 (2008) p.179を参照
- ・BGF = Boarder Guard Force。少数民族武装グループが国軍と和平協定を結び、治安維持を国軍に移管して国軍傘下のBGFに再編する代わりに、自治を保障された地域での国境警備隊
- ・SR = Special Regionは2008年憲法に基づいてそうしたBGFが設置されている国境が属する地域で、州ごとに番号が付けられている。

(補足情報)

- ・カチン州の国境地域は治安上の懸念が大きく、部外者の立ち入りは困難。
- ・NDA-KはKIAから分離した武装勢力でKanpiketi国境近くのPanwa国境でBGFに編入されている。
- ・Kanpiketi国境を事実上統治してきた人物は元ビルマ共産党員で鉱山開発などの利権で財をなしたといわれる。
- ・現地英字紙報道によれば、カチン州とシャン州では中国によるEconomic Cooperation Zone計画があり、Kanpiketi、Muse、Chinswheahawの3か所が最初の導入対象となっており、ティラワSEZのような機能を想定しているようだ。2016年8月にスー・チャー氏が訪中した際にこの3か所について合意され、2017年5月にMOUに署名した。
- ・Laiza国境近くのMai Ja Yang国境は2011年の武装闘争再開で破壊されたという。
- ・筆者が2012年にマインラMonglaを訪れたとき、カジノ群は国境地帯から撤退して内陸部の村落に移動していたが、2016年ごろからカジノ街が再興しているもよう。
- ・ミャワディMyawaddyにもカジノ施設が集積しつつあり、ミャンマー人の名目を借りた中国資本により3か所の新都市建設が計画されているという。

参考文献

Asian Development Bank (ADB) (2018) “Review of Configuration of the GMS Economic Corridors” Manila.

<https://www.adb.org/documents/review-configuration-gms-corridors>

Kyaw Aung (2019) 「ミャンマーから見た中国との連結性～現状、課題、展望～」『国際貿易と投資』 No. 116、pp.43-58.

<http://www.iti.or.jp/kikan116/116Aung.pdf>

下田聡 (2019) 「マンドレーを巡る日中両国の開発競争」『ジェトロ地域・分析レポート2019年2月1日付』

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/3e91532b8090ffff.html>

畢世鴻 (2008) 「第6章 ミャンマーと中国の経済協力関係」『アジア経済研究所『ミャンマー経済の実像—なぜ軍政は生き残れたのか—』アジア研選書12、p.167-200

水谷俊博・堀間洋平 (2018) 「第6章 ミャンマーの物流事情と今後の課題」石田正美・梅崎創編『メコン地域の輸送インフラと物流事情』『アジア経済研究所調査研究報告書2018年3月』

ASEANの経済統合と AFTA —AEC2025の進捗と課題—

助川 成也

Economic Integration and Free Trade Area in ASEAN
—Progress and challenges toward AEC2025—

Seiya SUKEGAWA

はしがき

ASEAN 共同体が2015年末に創設されて既に4年が経過した。ASEAN 共同体は、政治安全保障共同体（ASEAN Political-Security Community : APSC）、社会文化共同体（ASEAN Socio-Cultural Community : ASCC）、そして経済共同体（ASEAN Economic Community : AEC）の3つの分野別共同体で構成される。3つの分野別共同体のうち、最も具体的で、かつ企業のASEANでの事業展開に直接的または間接的に影響を与えるのがAECである。

ASEANは2015年末のAEC設立に先立ち、同年2月末から3月にマレーシアで行われたASEAN非公式経済相会議において、2015年末のAECの発足は、「真の地域経済統合に向けた重要なマイルストーン」と表現、2015年以降も統合作業を継続するとした。そして2015年11月の第27回首脳会議で、10年後の2025年を目標年次とし、経済共同体を含む「ASEAN 共同体ビジョン2025」を採択した。同ビジョンには、添付文書として統合工程表「AECブループリント2025」が含まれた。

経済統合作業は2015年末の経済共同体設立を目指したAEC2015から、2025年末を新たな目標として更なる統合の深掘りを行うAEC2025に引き継がれた。AEC2025では次の10年におけるASEAN経済統合の戦略的方向性として「より深く、広範囲に統合した地域経済」¹を目指すとしている。

AECが2015から2025に引き継がれ、統合はより深化することが期待される。ASEAN域内での関税撤廃を目指し、1993年に始動したASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：AFTA）が2018年1月に完成して以降、在ASEAN日系産業界がAECの深化で最も期待しているのは、「さらなる通関手続きの円滑化」で、これに「非関税障壁の撤廃」、「製品基準、認証手続きのさらなる調和」、「技術者・専門職のより自由な移動」が続く（第1表）²。

第1表 ASEAN経済共同体（AEC）の深化に期待する事項（上位5項目）

（単位：％）

順位	有効回答社数	ASEAN	先発加盟国					後発加盟国				
			インド ネシア	マレー シア	フィリ ピン	シンガ ポール	タイ	カンボ ジア	ラオス	ミャン マー	ベトナ ム	
		2,428	344	216	105	355	510	67	30	119	682	
1	さらなる通関手続きの円滑化	53.4	59.3	50.0	45.7	42.5	53.1	64.2	63.3	65.5	55.0	
2	非関税障壁の撤廃	32.9	36.6	31.5	25.7	31.3	33.9	37.3	46.7	35.3	31.4	
3	製品基準、および認証手続きの更なる調和	17.4	21.2	19.4	12.4	18.0	16.7	22.4	6.7	21.0	15.2	
4	技術者・専門職のより自由な移動	17.0	14.2	21.3	22.9	18.0	16.3	7.5	23.3	26.9	15.1	
5	一般ワーカー・一般スタッフ・事務員のより自由な移動	15.5	8.4	23.1	15.2	20.3	16.5	17.9	13.3	20.2	12.5	

（資料） アジア・オセアニア日系企業実態調査（2018年、ジェトロ）

¹ “more deeply-and widely-integrated regional economy”

² ジェトロ（2018）。

詳細は本文に譲るが、域内関税減免恩恵を享受するために必要な第三者による原産地証明書発給に代わるASEAN地域自己証明制度（ASEAN-Wide Self Certification：AWSC）の導入やASEANシングルウィンドウ（ASW）の本格稼働およびASEAN10カ国の早期導入が期待されている。一方で、AFTAの完成（関税障壁の撤廃）に合わせる形で非関税障壁を導入するなど、自由化と逆行する動きが出ている。ASEANは引き続き統合のモメンタムを維持し、投資家から注目を集めるには、保護主義の芽を小さくても着実に摘み取ることが肝要である。

これら状況を踏まえて本稿では、AEC2015とその成果、AEC2025の全体像を概観し、ASEANが目指す統合の形を明らかにした上で、特にAEC2015の4本柱の核に位置付けられた「単一の市場と生産基地」、AEC2025で引き継がれた「高度に統合し結束した経済」を中心に、重要な自由化および統合措置を抽出し、これまでの取り組みと成果、課題を検討する。

第1節 ASEANが目指す経済統合

1. AECの核「AFTA」構築の背景

ASEAN自由貿易地域（AFTA）の構想は、もともと1990年の第22回ASEAN経済相会議で、セメント、肥料、パルプを含む特定の工業製品について、ASEAN共通で効果的な特惠関税³を適用する概念の採用に合意したことに始まる⁴。翌年7月にタイで開催された第24回ASEAN閣僚会議で、アナン首相が正式にAFTAを提案した⁵。以降、対象範囲や内容について調整が行われ、1992年1月28日に開催された第4回ASEAN首脳会

³ 協定の名称が、そのまま「AFTAのための共通効果特惠関税（CEPT）協定」となった。

⁴ ASEAN (1990).

⁵ Severino (2006), p.223.

議で、「ASEAN経済協力の強化に関する枠組み協定」を採択、この中で貿易分野について、AFTAの15年以内での形成が明記された。

関税の引き下げや非関税障壁の撤廃に関する具体的な措置については、1992年1月28日に「ASEAN経済協力の強化に関する枠組み協定」と並んで採択された「AFTAのための共通効果特惠関税（Common Effective Preferential Tariff：CEPT）協定」（AFTA-CEPT協定）によって定められている⁶。AFTA-CEPT協定は、ASEAN域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す構想である。AFTAの主要な目的は、①ASEAN域内における水平分業体制を強化し、ASEAN諸国の地場企業の国際競争力を高めること、②市場規模を拡大しスケールメリットを確保し、外資を呼び込むこと、および③世界的な自由貿易体制への準備、の3点であった⁷。

①について、91年にアナン首相がAFTAを提案した際、タイ政府が作成・配布したディスカッション・ペーパーは「ASEANの域内貿易自由化は、多国籍企業が工業品生産のグローバル化に対応した複数の工場運営により、投資を誘致し、工業製品輸出を増加させる」と記載されていた⁸。

②について、中国最高指導者であった鄧小平が1992年初めに深圳、珠海、上海等を訪問し、社会主義市場経済への転換を提唱したいわゆる「南巡講話」により、外資導入の本格化や市場経済の加速化に期待が集まり、中国投資ブームが起こった。外資を梃子に経済成長を狙うASEANは、この動きに危機感を募らせた。

③について、当時、世界は地域経済圏構築の潮流にあった。南米ではメルコスール（南米南部共同市場）が1991年3月に合意、欧州ではマースト

⁶ AFTAの下で付与される特惠関税は当初、AFTA-CEPT協定による関税であったため「CEPT関税」、2010年にAFTA-CEPT協定がASEAN物品貿易協定（ATIGA）に置き換わって以降は「ATIGA関税」と呼ばれる場合もある。本章では混乱を避けるため、「AFTA特惠関税」または「AFTA関税」と称する。

⁷ 林（2001）、36頁。

⁸ Severino（2006）、p.223。

リヒト条約が1992年2月に調印され、欧州連合（European Union：EU）が誕生した。これに対して北米では、米国とカナダとが1989年に自由貿易協定を締結、1990年のメキシコとの予備交渉を経て、1991年に三国間での北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：NAFTA）交渉を開始し、翌1992年12月に調印した。

これら世界情勢の大きなうねりを受け、ASEANは「大規模且つ統合された地域市場化によって効率性を実現しない限り、ASEAN加盟国が市場と投資の面で効果的に立ち向かう能力が大幅に阻害される」⁹と危機感を強めたことが、ASEANがAFTAを構築した理由である。

2. 経済統合への移行とAEC2015

ASEANは1993年にAFTAを始動させ、着実に関税削減を進めていったが、1997年7月にタイの現地通貨バートの急落からASEAN全域に広がったアジア通貨危機は、ASEANに対しより広範囲の経済統合に歩を進めさせた。これがASEAN経済共同体（AEC）である。AECはアジア通貨危機発生直後の1997年12月にクアラルンプールで行われたASEAN首脳会議に起因する。同首脳会議では「ASEANビジョン2020」¹⁰が採択された。同ビジョンの中でASEANは2020年までの域内中期目標として、「物品、サービス、投資の自由な移動、資本のより自由な移動、平等な経済発展、貧困と社会経済不均衡の是正が実現した安定・繁栄・競争力があるASEAN経済地域の創造」を目指すとした。

AECという名称は、1993年に開始され、2003年には域内関税5%以下を実現したAFTAの次の段階の経済統合として、2002年にシンガポールのゴー・チョクトン首相が提案したものである¹¹。この名称は、2003年10月の首脳会議で採択された第2 ASEAN協和宣言（バリ・コンコードII）

⁹ Severino (2006), p.223.

¹⁰ ASEAN (1997)

¹¹ Severino, C. (2006) pp.343-344.

で正式に登場した。ここではAECについて、ASEANビジョン2020が提唱する経済統合という最終目標を実現するものとされており、ASEANを「単一の市場と生産基地」化することが掲げられている。

AEC2015における統合工程表であり、2007年に策定されたAECブループリントは、米国の国際開発庁（U.S. Agency for International Development：USAID）の協力のもと作成された。具体的には、米国は「国家協力と経済統合を進めるためのASEAN開発ビジョン」（ASEAN Development Vision to Advance National Cooperation and Economic Integration：ADVANCE）の下、ASEAN事務局に対し、ブループリント作成に際し、専門家による技術協力、教育訓練、時間を考慮した政策評価および助言を与えた。

ASEANは2008年以降、AECブループリント2015に基づき統合作業を行ってきた。AEC2015では4つの戦略目標を掲げた。具体的には、A）単一の市場と生産基地、B）競争力のある経済地域、C）公平な経済発展、D）グローバルな経済への統合、である。同ブループリントには、戦略的日程（Strategic Schedules）が添付され、同日程には戦略的対応事項（Strategic Approach）が記載されている。具体的には、2008年から15年までの8年間で2年毎4つの期間に分け、各々の期間で実施すべき優先行動が示された。措置によっては、各期間で達成すべき水準を数量的に明示したものもあった。このブループリントを見れば、ASEANが2015年の統合に向けてどのような時間軸で各種措置を構築・実行していくのか概要を把握することができた。

ASEANは2015年11月、マレーシアで開催された第27回ASEAN首脳会議において、ASEAN共同体が同年12月31日に正式に設立されることを宣言した。AEC2015の4本柱の下、実施すべき措置として全611措置が掲げられていた。特に経済・ビジネスに影響を与え、且つ15年末までに成果が求められるものを優先重要措置（Prioritised Key Deliverables：PKDS）として506措置が抽出されていた。2015年末のAEC設立時点で報告された

PKDSの進捗率は93.9%（475措置を実施）、全611措置の進捗は82.3%（503措置を実施）で、ASEANは概ね当初の目標は達成されたと評価している。AEC2015で期限までに達成出来なかった措置に加えて、経済統合の深掘り作業はAEC2025に引き継がれた。

AEC2015最大の成果は、AFTAの実現である。またサービスや熟練労働者の漸進的な自由化等も、当初予定されていたスケジュールからは遅れたものの、着実に実施されてきた。域内経済格差は依然として大きいものの、物理的・制度的・人的連結性の強化により、ASEAN後発加盟国の中にはGVCに組み込まれる国も出てくるなど、統合の恩恵を実感しはじめている。また、2010年までに5つのASEAN + 1 FTAを構築したことは、ASEANの地域ハブ機能強化に寄与していると評価できる。

3. AEC2025の工程表「統合戦略行動計画」（CSAP）

2015年11月の第27回ASEAN首脳会議ではASEAN共同体の設立を発表するとともに、「ASEAN2025に関するクアラルンプール宣言」を発表、「ASEAN共同体ビジョン2025」を採択した。ASEAN共同体2025は、政治安全保障、社会文化、経済の3つの共同体の基本構成を継承した。この付属文書としてAEC2025ブループリントが添付されている。

AEC2025の戦略目標は、2015の4本柱から1本増えて5本柱になった。具体的には、A) 高度に統合し結束した経済、B) 競争力のある革新的でダイナミックなASEAN、C) 高度化した連結性と分野別協力、D) 強靱で包摂的、人間本位・人間中心のASEAN、E) グローバルASEAN、である。うちC)が新たに加えられた目標である。C)にはAEC2015で「単一の市場と生産基地」に含まれていた優先統合分野、及び「競争力のある経済地域」から移行されたものが大半を占める。

AEC2025ブループリントは2つの機関が作成に関与した。シンガポール大学東南アジア研究センター（Institute of Southeast Asian Studies：ISEAS）サンチャタ・バス・ダス経済問題主任研究員によれば、東アジア版

OECDとして日本政府主導で2008年に設立された東アジアASEAN経済研究センター（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia：ERIA）と同研究員が所属するISEASであった¹²。

AECブループリント2025はAEC2015と異なり、戦略的日程が添付されていない。同ブループリントは「長期ビジョンを示す首脳文書としては細かすぎる」、また「首脳文書になった場合、措置を柔軟に追加等変更出来ない」などの問題が存在した¹³。その影響から、AEC2025ブループリントに記載された政策や措置は抽象的な表現のものが多く、投資家をASEANに惹きつけるに足る具体的措置はあまり見当たらなかった。

AEC2025における、より具体的な実行計画が2017年2月に経済相で構成されるAEC評議会承認された「AEC2025統合戦略行動計画」（CSAP）である。AEC2025では、電子商取引、貿易円滑化、グローバル・バリューチェーン（GVC）、良き規制慣行（GRP）など近年のグローバル経済の動向に即した新たな分野を加え、全23分野で作業計画を策定している。各々の分野の主要な措置を抜き出したのがCSAPである。

この計画は、5つの戦略目標（A～E）で計30の主要分野（Key Element）、153の戦略的措置（Strategic Measures）、511の主要行動計画（Key Action Line）で構成されていた。更に各々にはスケジュール、分野別作業計画と分野別担当組織が明記されている。CSAPは2018年8月に改訂版を採択、公表されている。そこでは戦略措置数は153で変わらないが、主要行動計画数が554へと44措置増えている¹⁴（第2表）。第2節、第3節でCSAPをもとに、戦略目標「高度に統合し結束した経済」の下でのASEANの取り組みを概観する。

¹² 日本アセアンセンター・ASEAN研究会主催ASEANミッション（18年9月2日～8日、タイ、シンガポール、インドネシア）でのヒアリングによる。

¹³ 福永佳史（2016）、311頁。

¹⁴ 主に措置数が増えたのは「A1：物品貿易」（33→40）、「B7：効果的、効率的、整合的、対応力のある規制および公平な規制慣行」（1→15）、「C5：食料、農業、林業」（20→26）である。

第2表 AEC2025統合戦略行動計画（CSAP）における戦略的措置数と主要行動計画数

戦略目標	主要分野		戦略的措置	主要行動計画	
				2017.2	2018.8
A	高度に統合し結束した経済		26	98	106
	A1	物品貿易	3	33	40
	A2	サービス貿易	6	9	10
	A3	投資環境	4	15	15
	A4	金融統合、金融包摂、金融安定化	6	33	33
	A5	熟練労働者および商用訪問者の移動の促進	2	2	2
	A6	グローバルバリューチェーンへの参加強化	5	6	6
B	競争力のある革新的でダイナミックなASEAN		47	88	115
C	高度化した連結性と分野別協力		51	223	233
D	強靱で包摂的、人間本位・人間中心のASEAN		23	88	87
E	グローバル ASEAN		6	14	13
合計	主要分野数：30		153	511	554

（資料） AEC2025統合戦略行動計画（2017年2月、2018年8月改訂版）

第2節 物品貿易自由化措置の実施状況と成果

1. 物品貿易自由化の進展状況

ASEANの数ある措置の中で、産業界が最も注目していたのは物品移動の自由化、いわゆるAFTAの実現である。もともとAFTA-CEPT協定は10条しかない極めて短い協定であった。同協定発効後、アジア通貨危機など経済環境の変化もあり、経済相会議や首脳会議等を通じて対象範囲の拡大、特惠税率削減の加速化など様々な制度変更を背景に、数多くの議定書が採択されてきた。また、各種措置の中には、AFTA評議会や首脳会議での合意、共同・プレス声明に盛り込まれただけで法的根拠が曖昧な措置もあった。この状況を踏まえASEANは、これまでの関税・非関税面での域内貿易に関する全ての取り組み、義務、約束を一つの包括的な文書とし

て統合、ASEAN物品貿易協定（ASEAN Trade in Goods Agreement：ATIGA）として刷新した¹⁵。同協定は全11章98条を有し、制度的に国際水準のFTAに昇華した。

AFTAの目標は、ASEAN先発加盟6カ国については2010年に、後発加盟国は総品目数の7%を除き2015年、更に残る7%についても2018年に、それぞれ関税を撤廃することである。ただし、センシティブ品目（Sensitive List：SL）や高度センシティブ品目（Highly Sensitive List：HSL）に指定されてきた一部の未加工農産品や、一般的除外品目（General Exception List：GEL）に分類される武器及び銃砲弾等は除かれる。

ASEAN後発加盟国が7%分の関税残存品目の関税を撤廃し、AFTAは2018年1月に完成した。FTAの実施状況やその水準をみる場合、概して自由化率¹⁶、そして平均特惠税率を用いる場合が多い。2019年9月に実施されたASEAN経済相会議（ASEAN Economic Ministers Meeting：AEM）において、AFTAの自由化率は先発加盟6カ国で99.3%、後発加盟国で97.7%、ASEAN全体で98.6%であることが報告されている。日本が最も自由化率が高いと誇るTPP11¹⁷の95.1%を大きく上回り、AFTAは例外が極めて少ないアジアを代表する高水準のFTAである。

また単純平均AFTA特惠関税率の推移を概観することで、加盟国の関税削減に向けた取り組みを振り返ることが出来る。AFTAが始動してからAFTA完成までの25年間のうち、重要な6時点で単純平均特惠関税率を計測した。1993年は先発加盟6カ国がAFTAを始動、2003年はASEAN第2協和宣言で初めてAECを打ち出し且つ関税削減・撤廃（Inclusion List：IL）対象品目について0～5%化を実現した年である。2008年にはAECブループリントに基づき統合作業が開始された。また2010年は先発

¹⁵ ATIGAは2009年2月に署名され、2010年5月に発効した。

¹⁶ 自由化率とは総品目数に占める関税撤廃品目数の割合をみたもの。

¹⁷ 正式名称は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）。

加盟国の、2015年は後発加盟国の、それぞれの関税撤廃期限であった。最後に2018年はAFTAの完成年である。ASEANは25年間に亘り、懸命に関税削減に取り組んできたことがわかる（第3表）。

第3表 AFTAの単純平均特惠税率推移

(単位：%)

	1993年	2003年	08年	10年	15年	18年
先発加盟6カ国	12.76	1.51	0.79	0.05	0.02	0.02
後発加盟国	—	6.64	3.69	2.61	0.53	0.12
ASEAN10	—	2.99	1.95	1.06	0.21	0.06

(資料) ASEAN事務局資料より著者作成。

AFTAの利用状況について、ASEAN加盟国の多くは関連情報を公開していない。しかし、タイは輸出において、FTAの原産地証明書を発給した輸出額を公表している。域内関税の着実な削減を踏まえて、タイのASEAN域内向け輸出におけるAFTA利用率は上昇している。タイのASEAN域内向け輸出に占めるAFTA利用率は、2000年で1割にも満たなかったが、関税削減とともに利用率は向上、直近では4割前後である（第4表）。タイのAFTA利用の主力製品は、自動車関連が主である¹⁸。

特に、人口規模が多いASEAN加盟国向けにFTA利用が進展している。具体的には、インドネシア向け、フィリピン向けで約7割、ベトナム向けで2015年に一旦は65%程度まで上昇したものの、17年では6割である。AFTAは域内輸出に不可欠なインフラと認識されている。

しかし、課題も出てきている。無税品目や関税減免対象外の品目を除いた実質FTA利用率を算出すると、2018年のAFTAの同比率は70.3%で

¹⁸ 商務省外国貿易局によれば、2018年の主要AFTA利用輸出品は、総車両重量5トン以下の商用車、小型冷蔵庫、石油および歴青油、砂糖、乗用車（排気量1,500-2,500cc）、乗用車（同1,000-1,500cc）、窓・壁掛け用エアコン、UHTミルク等その他の飲料、乗用車（排気量2,500-3,000cc）、グアバ・マンゴー・マンゴスチン。

第4表 タイの対ASEAN向け輸出におけるAFTA利用率推移 (単位：%)

	2000	2005	2010	2015	2017	2018
ASEAN	6.4	21.5	31.6	35.9	40.1	39.7
インドネシア	20.8	45.9	61.3	66.0	70.8	n.a.
マレーシア	12.7	22.4	28.6	30.8	30.7	n.a.
ベトナム	6.3	41.5	53.2	64.8	60.8	n.a.
フィリピン	14.5	41.8	55.9	61.8	69.6	n.a.
シンガポール	0.2	2.7	4.9	8.3	7.5	n.a.
ラオス	0.0	2.8	4.3	4.4	11.5	n.a.
ブルネイ	0.7	3.9	8.4	16.4	93.0	n.a.
ミャンマー	0.0	0.2	1.0	16.0	15.2	n.a.
カンボジア	0.0	0.0	3.7	8.2	13.7	n.a.

(資料) タイ商務省外国貿易局、タイ税関資料をもとに作成

あった。これはタイが締結しているFTAのうちインド (59.9%)¹⁹に次いで低く、ASEAN向け課税品輸出額のうち3割が何らかの理由でAFTAが使われていない。ASEANはTPP11に並ぶ高水準のFTAにも関わらず実質FTA利用率が低いのは、特に中小企業や小口貨物を扱う企業を中心にFTA制度の周知・理解不足や、輸出金額の割に手続きコストや手間が見合わないと考えている企業があると思われる。

2. 自由化から円滑化にシフトする物品貿易

AEC2025における最も重要な柱である「高度に統合し結束した経済」は6つの主要な分野から成る。1) 物品貿易、2) サービス貿易、3) 投資環境、4) 金融統合・金融包摂・金融安定化、5) 熟練労働者および商用訪問者の移動の促進、6) グローバル・バリューチェーン (GVC) への参加強化、である。

¹⁹ インドはアジア域内でも最も厳しい原産地規則が課されていることが要因と考えられる。

AFTAが完成した現在、物品貿易の重点は「自由化」から「円滑化」へと舵が切られている。AEC2025統合戦略行動計画（CSAP）では、物品貿易について3つの戦略的措置を打ち出している。まず①ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の強化、②原産地規則の簡素化・強化、③貿易円滑化措置実施の加速化・深化、である。物品貿易全体で主要行動計画は40措置あるが、そのうち③の下に32措置が設けられるなど、物品貿易の重点が関税削減・撤廃から貿易円滑化に移っている。

①には、AFTAで残された一部の関税削減・撤廃が含まれる。現在、ベトナムとカンボジアは石油製品について、特例的に関税削減・撤廃の猶予措置を受けている。これら石油製品は2024～25年に関税撤廃が予定されている。また、「ASEANの中心性」定着のための規定の強化の一環で、自動MFN（最恵国待遇）の適用可能性の調査・検討が掲げられている。加盟国はASEAN + 1 FTAに加え、ASEANの枠組み以外でも二国間で独自にFTAを締結してきた。関税が残存している未加工農産品が中心であるが、AFTAの特恵関税率よりそれらFTAの特恵関税率が低い場合もある（第5表）。ごく一部の品目に限られるが、自動MFN条項があれば、

第5表 AFTAとASEAN + 1 FTAの関税率逆転例（ベトナム／HS0105.99.20）

FTA	国名	カテゴリー	基準 レート	FTA 特恵税率		備考
				2015年	2018年	
AFTA	ASEAN域内	スケジュール H	5%	5%	5%	旧センシティブリスト（SL）
ACFTA	中国・ASEAN	ノーマルト ラック	5%	0%	0%	
AKFTA	韓国・ASEAN	ノーマルト ラック	5%	5%	0%	公開されている関税率は2014年まで。
AJCEP	日本・ASEAN	B10*	5%	5%	0%	関税削減時期は4月1日
AIFTA	インド・ASEAN	ノーマルト ラック 1	5%	3%	1%	ただし2018年末に0%
AANZFTA	豪NZ・ASEAN	—	5%	5%	0%	

（注） AKFTAの2018年の関税率はASEAN Tariff Finderを参照。

（資料） ASEAN + 1 FTA協定書、ATIGA協定書、ASEAN Tariff Finderをもとに著者が作成

AFTA利用企業は最も低い特惠税率が自動的に適用されることになり、企業のFTA利用上の負担が軽減され、AFTAの魅力は増すことになる。

また、ATIGAの通知プロセスの強化も目指している。ATIGA附属書1では加盟各国に届出を求める13の措置を明示している²⁰。現在は、それら措置を実施する加盟国がASEAN事務局と高級経済事務レベル（Senior Economic Officials Meeting：SEOM）に通知することを求めているが、それが徹底されていないため、他の加盟国からの通報を可能にするべく規定の見直しが進められている。

3. 原産地規則の簡素化・強化

AEC2025のCSAP下での物品貿易における3つの戦略的措置の一つが「②原産地規則の簡素化・強化」である。ここには3つの主要な行動計画が示されている。a) 原産地規則（Rule of Origin：ROO）の強化、b) 原産地決定における証明手続きの簡素化、c) 既にある貿易円滑化プラットフォームの活用促進、である。c)については、ASEANシングルウィンドウ（ASEAN Single Window：ASW）、ASEAN貿易収納庫（ASEAN Trade Repository：ATR）、ASEAN投資・サービス・貿易解決システム（ASEAN Solutions for Investments, Services and Trade：AS-SIST）等を指す。

「a) ROOの強化」については、ASEANはTPP11で採用した完全累積規則についてATIGAへの導入可能性について調査・検討している。AFTAではこれまで部分累積ルールを有していた。締約国原産が得られない中間財のうち、締約国内の付加価値が「20%以上40%未満」の場合、「部分累積」と呼ばれる救済ルールが受けられる。これは、中間財価額の

²⁰ 具体的には、a) 関税、b) 割当、c) 追加料金、d) 数量制限、e) その他の非関税措置、f) 税関評価、g) 原産地規則、h) 標準・技術規則および適合性評価手続き、i) 衛生植物検疫（SPS）措置、j) 輸出税、k) ライセンス手続（輸出入）、l) 輸出入関連為替管理、m) 8桁を超えるASEAN統一関税品目コード（AHTN）、である。

うち原産価額分のみを抽出、累積できるものである。「完全累積」とは、閾値を超えた品目はこれまで通り「締約国原産」とされ、中間財価額全体が累積できる「ロールアップ」が適用されるとみられる。閾値に満たない品目は、締約国内での付加価値の割合に関係なく、中間財価額のうち原産価額分のみが累積できる。つまりAFTAの部分累積で適用される締約国内の付加価値の下限を、「0%超」に拡大したものである。

またAFTA利用のための原産性審査で域内原産割合（Regional Value Contents：RVC）を算出する際、これまで当該国がFTA毎に控除方式と積上げ方式のいずれを用いて原産性を証明するかを決めていた。控除方式は本船渡し（Free on Board：FOB）価格から非原産材料分を控除して原産割合を算出する方式、一方、積上げ方式は原産と見做される材料や当該工場での付加価値を計算し、原産割合を算出する方式である。サプライヤー等からの原産情報の提供の有無に応じ、いずれの方式を用いるかを企業側が選択出来れば、利用者にとって柔軟性の高い規則となろう。

「b）原産地決定における証明手続きの簡素化」については、原産地証明書フォームDや運用上の証明手続き（Operational Certification Procedures：OCP）の更なる簡素化に加えて、ASEAN地域自己証明制度（AWSC）の実現が目標に掲げられている。自己証明制度はフォームD発給手続きが不要であり、コスト削減効果に加えて、これまで、近隣諸国向け輸出や航空輸送輸出、週末輸出、等の場合、輸入通関時までにはフォームDの発給が間に合わないこともあった。輸入時にフォームDが間に合わないまま通関してしまうと、後日、フォームDを提示しても支払い済関税が戻らない国もある。また、フォームD到着まで貨物輸入手続きをせずに保税蔵置場等での保管も可能であるが、倉庫保管料など追加コストが必要になる。AWSCは自社で原産性を宣言出来ることから、これら問題の解決に寄与する。

AWSCの正式導入に先立ち、ASEANではこれまで性格が異なる2つのパイロットプロジェクト（PP）が行われてきた。現行のAFTA第三者証

明制度に準じた第1 SC、製造業者以外は利用できないなど利用制限的な第2 SCの二つのPPである。AECが創設される2015年末までの一本化を目指していたが、遅れてスタートした第2 SCのPPで十分な事例が集まっていないこと、OCPの改定が必要なこと等から導入が先延ばしされてきた。

2018年8月のAEMにおいて、AWSCの実施を踏まえたATIGA改定第一議定書が調印された²¹。全加盟国の署名後180日後に発効する。また、AWSCの利用条件等が記載されたOCPについて、19年9月のAEMにおいて原則として承認（endorsed in principle）された。OCPには現行のAFTAの利用条件に近い第1 SCの要素が数多く盛り込まれている模様である²²。AEMは、2020年3月までにAWSCを実施出来るよう加盟国に国内手続きの着実な実施を求めている。

「c）既にある貿易円滑化プラットフォームの活用促進」の代表例がASWである。ASWとは、貿易関連書類や情報を電子的に一元的に受け付け、一括処理されるとともに、通関にかかる一元的意思決定を経て、それらが輸入相手国の一元的窓口を通じて瞬時に関係機関に電送されることで、通関手続きに要する時間やコストを大幅に削減する取り組みである。ASWについては、2018年1月からインドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナムの5カ国でe-ATIGA フォームDの交換が開始されたが、遅れてブルネイが19年4月から、カンボジアが19年7月からそれぞれ参加し、合計7カ国で実施されている。今後、ASWでe-ATIGA フォームDの交換に続き、ASEAN電子税関申告書（ACDD）と電子衛生植物検疫証明（e-Phyto）についても、順次、交換テストを開始する予定である。

²¹ タイ商務省貿易交渉局ロンナロン副局長によれば、同日に署名できたのは7カ国であった（2018年9月3日インタビュー）。最終的に全加盟国の署名が終了したのは2019年1月22日である。

²² 2018年9月6日ASEAN事務局にてインタビュー。

4. 物品貿易自由化最大の課題、非関税措置・障壁の削減・撤廃

2018年1月にAFTAが完成し、関税の撤廃を通じた物品貿易自由化はASEANにとって大きな成果である。しかし「真の自由化」にはまだ課題がある。AFTA自体はCPTPPにも劣らない高い自由化水準にも関わらず、前述の通り、例えばタイでは実質利用率が7割程度で、他のFTAに比べて使い漏れが多いこともその一つである。最大の課題は、非関税措置(Non-Tariff Measures: NTMs)・障壁(Non-Tariff Barriers: NTBs)の削減・撤廃である。関税が撤廃されても、NTBsが新たに導入されれば、AFTAの下で推進してきた物品の自由な流通を妨げることになる。

ベトナムでは2018年1月の関税撤廃に先立つ17年10月、商工省が政令116号を告示、輸入ロット(1船)毎に、車種別で排気ガス検査や安全性検査の義務付けとともに、生産国政府発行の型式認可証(Vehicle Type Approval: VTA)の提出を求めた。関税撤廃を進める傍ら、国内産業の保護を目的にNTBを導入したのである。ベトナム当局はこれら規制導入の目的を「消費者保護および環境保護」としているが、自動車の輸入制限が目的であることは明白である。

この規制について、日系大手自動車会社のASEAN地域統括事務所関係者は、「政令116条は寝耳に水であった」と話している²³。規定改定を強く求めてきたインドネシア・ルキタ貿易相は、これまで規制改正に応じない場合、世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)に提訴する意向を明らかにしていた(18年2月28日付発言)²⁴。これに対し、タイとインドネシア政府は輸出支援の一環で、輸出者の要請に応じ特別にVTAの

²³ 2019年9月1日付筆者インタビューによる。なお、日本政府はVTAを発給していない。

²⁴ 2019年9月20日現在、WTO紛争解決一覧に本案件は登録されておらず、未通報。ただし、2019年7月17日付週刊タイ経済速報によれば、タイ工業省ワンチャイ工業製品規格事務局長の話として、19年6月にジュネーブで開催されたWTO「貿易の技術的障害に関する委員会」(TBT委員会)に本件を報告した。

発給を受諾、両国からのベトナム向け完成車輸出は約4カ月後に再開した。

本案件についてタイ政府はベトナム政府に対し、ベトナム国内の検査・試験施設が不足しており、検査まで長期の期間を要するとして輸出国での試験と認証が輸入国でも有効性を持てるよう枠組み作りを提案、その結果、2019年4月23日に開催された非公式ASEAN経済相会議（AEM）で「ASEAN自動車製品形式認証相互認証協定」（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Type Approval for Automotive Products：AP-MRA）を承認、同年9月のAEMで署名されることになった。しかし、具体的な理由は明らかにされていないが、AEM直前で急遽、署名が延期になった²⁵。共同プレス声明では、AP-MRAについて1年以内²⁶に署名するとしている。

ASEAN域内の主要自動車輸出国であるタイやインドネシアが早々にVTAを発給し、再び自動車輸入が軌道に戻り始めると、ベトナム政府は新たな措置の検討に入った。その一つが特別消費税（Special Consumption Tax：SCT）制度の見直しである。SCTは排気量別に税率が定められていたが、商工省は同税率を引き上げる一方で、課税ベース（車両価格）から現地調達部品価額分を除くことを検討している²⁷。SCT自体が事実上の輸入関税と見做される可能性があり、その場合、WTOの内国民待遇原則違反に問われる可能性がある。

ASEANがベトナムのこれら措置導入を放置すれば、今後、他の加盟国も同様の措置採用で追従する懸念がある。実際、インドネシアは18年秋に事実上の自動車輸入数量制限を打ち出した。長年、自由貿易を推進し、自らもその恩恵に与ってきたをASEANに保護主義措置が連鎖的に拡がれば、

²⁵ タイではAEMを目前に控えた2019年9月3日の閣議に提案、AEMでの署名が承認されていた。

²⁶ 共同プレス声明での表記は、“signing within the year”と表記。

²⁷ ベトナム・ネット。詳細は、<https://vietnamnet.vn/vn/oto-xe-may/tin-tuc/xe-noi-thua-xe-nhap-gia-re-2-nam-de-xuat-uu-dai-thue-tieu-thu-dac-biet-o-to-van-dam-chan-569347.html>。

自由貿易推進の姿勢に呼応した直接投資を成長のエンジンに据えてきたASEAN自体の評価や直接投資に対する求心力を失いかねない。

これまでASEANは、AEC2015の下で期限を設けNTBsの撤廃を訴えてきた。しかし実際には、NTMs/NTBsは年々増加の一途を辿っている。AEC2025のCSAPでは、ATIGA強化の一環で、主要な行動計画として「非関税措置の貿易歪曲効果への対処による貿易保護の影響とコンプライアンスコストの最小化」を掲げている。この中には、手順・ガイドラインの作成、ATIGAでより強い規律の調査・検討、NTMsの更新と見直し、企業や利害関係者の関与強化、等が打ち出されているものの、即効薬としての効果は期待出来ない。ASEANは、措置導入前に予め通知するとともに、加盟国内外の利害関係者の声を聞くように促している。具体的には、18年8月の第32回AFTA評議会で承認された「NTM/NTBに関するガイドライン」に示されている。

NTM/NTBに関するガイドラインは、2017年8月の第31回AFTA評議会で経済相がSEOMに策定を指示し、2018年8月の同評議会で承認されたものである。ガイドラインの目的はATIGAとWTOの権利・義務に従い、a) ASEANにおけるNTMの透明性と管理を改善し、そしてb) NTMの貿易歪曲効果を最小限に抑えながら、ASEAN加盟国が正当な政策目標を追求できるようにする一般的な枠組みを提供することである。ここでは5つの原則を打ち出している。1) 必要性と均整、2) 協議と関与、3) 透明性、4) 非差別と公平性、5) 定期的レビュー、である。

この中で、1)では、正当な公共政策目的を達成する上でNTMが必要以上に制限的ではないことを確保すること、法案を準備している加盟国は、規制影響評価手法または同様の手法に基づいて、事前審査手続きの実施に努めなければならないことが記されている。また2)では、自国並びに他の加盟国の利害関係者に対し、提案されたNTM草案に意見出来る適切な機会および時間枠を提供するよう努めること、影響を受ける国内関係者と協議すること。3)では、措置導入や修正の際に、高級経済事務レベル会

議（SEOM）とASEAN事務局に発効の60日前までに通知すること、措置の採択前に他の加盟国との事前協議の機会を提供すること、である。

しかし、これはあくまでガイドラインに過ぎず、法的拘束力はない。同ガイドラインでNTMs/NTBsの増加に歯止めがかかるか注目される。ASEANはATIGAでより強い規律の導入を目指し検討することになっているが、2016～25年の長期で検討されるとしており、未だ具体的な削減方法と方向性は見えない。依然としてNTMs/NTBsは真のAFTA実現において最大の課題である。

第3節 サービス貿易自由化措置の実施状況と成果

1. サービス貿易自由化の進展状況

ASEANのサービス分野の自由化への取り組みは、1995年に締結された「ASEANサービス枠組み協定（ASEAN Framework Agreement on Services：AFAS）」をベースに行われている。AFASはWTOにおけるサービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services：GATS）での約束を上回る自由化をASEAN加盟国に提供する「GATSプラス」である。

サービス分野の自由化の中で最も注目されているのは外資（ASEAN加盟国資本）出資規制の緩和である。AFASでは完全自由化（外資出資比率100%）を目指しているわけではないが、ASEAN企業であることを条件に、少なくとも「同比率70%以上」の実現を目指していた。加盟各国はパッケージ毎に定められた業種数だけ外資規制緩和対象業種を抽出、他の加盟国に提示する²⁸。但し、加盟国が自由化を約束した業種であれば、例外な

²⁸ 但し、自由化が求められる業種数のうち、15%に相当する分野数は柔軟性（例外）を容認している。2009年8月の第41回ASEAN経済相会議で「全般的な柔軟性」として自由化約束業種数ベースで全体の15%について柔軟性を持たせることで合意した。

く外資規制が緩和されるとは限らない。当該業種内の極めて限られた一部であっても「外資出資比率70%」を認めれば、当該業種は「自由化約束を果している」と見做される²⁹。そのため加盟各国では保護を主張する国内産業界に配慮し、当該業種を細分化し、自由化への影響が限られる業種を抽出する誘因が働いている。ASEANのサービス自由化が「見せかけの自由化」と批判されている理由である。

2008年から始まったAEC2015では、第7から第10の計4パッケージで漸進的に自由化し、最終的に全128業種の自由化を目指していた。AECの設立が宣言された2015年末までに、何とか第9パッケージ（128業種のうち104業種を自由化）の署名に漕ぎつけたが、最終の第10パッケージはAEC2025に引き継がれた。

第9パッケージ合意から3年が経過した18年8月のAEMで、第10パッケージ³⁰の署名プロセスが開始されたことが成果として報告された。AEM時に署名できたのは6カ国であったが、最終的に2018年11月11日に全加盟国の署名が終了、署名後90日となる19年2月9日に発効した。

ASEAN加盟国は柔軟性（自由化からの除外）措置を考慮し、第10パッケージで少なくとも99業種での外資出資比率70%以上を他の加盟国に認める必要がある。問題はこれらパッケージが利用可能な法人の定義である。AFASには第6条に「利益の否認」がある。ここでは『非加盟国の自然人』や加盟国の法令のもと規定される『非加盟国民保有・支配される法人』は対象とはならない」と記載されている。そのため対象となるASEAN法人は、国毎に異なることになり、投資先国に応じてサービス投資の難易度が大きく変わるなど混乱を招く可能性がある。ASEAN事務局経済共同体部

²⁹ 例えば、タイは「卸売」を自由化しているが、自由化の対象は「薬の卸売」に限っている。

³⁰ 第10パッケージでは、内国民待遇制限について、分野横断的なものも含めて業種毎に1つ容認される。また、柔軟性として、1モード最大29業種で例外（自由化からの除外）を容認している。

市場統合総局サービス・投資課タン・タイン・ヒオン課長は、「サービス企業の原産地規則とも言えるが、もともと加盟国間での議論の対象にすら含まれていない。加盟各国で対象を規定することになろう」とした³¹。

2. サービス自由化はAFASからASEANサービス貿易協定(ATISA)に

ASEANはサービス貿易自由化の法的枠組みについて、AFASをより国際水準の包括的なサービス貿易協定に昇華させるべく、ASEANサービス貿易協定(ASEAN Trade in Service Agreement: ATISA)を策定した。既に物品貿易ではAFTA-CEPT協定や関連する議定書をASEAN物品貿易協定(ATIGA)に、投資ではASEAN投資保護促進協定(ASEAN Investment Guarantee Agreement: AIGA)とASEAN投資地域枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on the ASEAN Investment Area: AIA)をASEAN包括的投資協定(ASEAN Comprehensive Investment Agreement: ACIA)に、それぞれ発展改組していた。

ASEAN + 1 FTAや東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)等でもサービス自由化交渉やルール作りが進められてきたが、ATISAはそれらの要素を踏まえた形で策定されていると見られている。ASEANのサービス貿易自由化は、今後はATISAの下で新たなフェーズに入る。ATISAについて2019年4月のAEMリトリートで署名プロセスが開始された³²。現在、準備が整った国から順に署名しているが、9月のAEMでは19年中に全ての加盟国の署名を求めた。

ATISAでのサービス自由化は、これまでのポジティブ・リスト方式からネガティブ・リスト方式に変更される。ポジティブ・リスト方式は自由

³¹ 日本アセアンセンター・ASEAN研究会主催ASEANミッション(18年9月2日～8日、タイ、シンガポール、インドネシア)でのヒアリングによる。

³² 署名プロセスが開始されたものの、19年9月時点で協定自体は公表されていない。加盟国全ての署名終了後、公表されるとみられる。

化分野を特定する一方、ネガティブ・リスト方式は、自由化義務の例外分野を特定する。そのため一般的にポジティブ・リスト方式に比べ自由化の範囲がより広く、より透明性があるとされるが、2018年11月に調印されたAFAS第10パッケージの約束表は、ATISAに統合されることになるため、どのような形で自由化が上積みされるか注目される。

3. 人の移動の自由化措置の実施状況と成果

ASEANは、人の移動の自由化について「実業家・熟練労働者および才能ある人材」に絞って推進している。主に2つの方法で推進している。第一に「専門サービスの相互承認取極め」(MRA)により、専門サービス人材における資格の相互承認の推進、第二に、「ASEAN自然人移動協定」(Movement of Natural Persons : MNP)の下で物品・サービス貿易、投資に従事するASEAN人、その他加盟国がAFASの下での約束スケジュールで特定した者について、業務出張や企業内転勤、契約サービス提供などの一時入国・滞在の際、ビザ、労働許可などの手続きの合理化・透明性化を図るものである。

まずMRAはエンジニア、建築士、測量技師、会計士、看護師、開業医、歯科医、観光専門家の計8分野で策定されている。そのうちASEAN公認職業エンジニア、ASEAN建築士、ASEAN公認(勅許)職業会計士の3分野について資格登録が始まっている。加盟10カ国から各々3,350人³³、416³⁴人、3,537人³⁵が登録している。しかし、国毎に訓練・教育水準やそれ

³³ ASEAN Chartered Professional Engineers Coordinating Committee ウェブサイト (2019年1月25日最終アクセス、<http://acpecc.net/v2/>よりダウンロード)。ただし19年9月現在、接続不可。

³⁴ ASEAN Architect Council ウェブサイト (2018年11月8日最終アクセス、<http://m.aseanarchitectcouncil.org/>よりダウンロード)。ただし19年9月現在、接続不可。

³⁵ ASEAN Chartered professional Accountants (ASEAN CPA) のウェブサイト (2019年9月21日最終アクセス、<http://acpacc.org/>よりダウンロード)。登録者数は19年8月末現在。現時点で登録を開始している国は、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイの6カ国。

に伴う当該資格者の技能自体が異なる。このことからASEAN専門資格に登録すればそのまま域内で自由に就業出来るとは限らない。各国は就労に際し資格登録の条件や手続き等を独自で決定出来、またビザ、労働許可証の発給などについても受入国側が各々規定するなど、他国での就労のハードルは高い。熟練労働者の移動について、ASEAN加盟国が直面している3つの課題として、①資格認証プロセスが複雑なために、域内を移動する専門職が職業上の資格や学歴の評価・認証を受けようとする意欲が事実上阻害されていること、②特定の職業を国民に限定する旨を定めた憲法の条項や、複雑かつ曖昧な就労ビザ取得の要件や手順などといった国家レベルの障壁によって、専門職はASEAN労働市場へのアクセスを制限されていること、③文化や言語、そして社会経済的な違いを認識しているため、域内の移動に余り関心のない専門職が多いこと、が指摘されている³⁶。

また、熟練労働者の移動自由化に資するもう一つの柱「ASEAN自然人移動協定」(MNP)は、AEC2015の下で2012年11月に締結、約3年半が経過した2016年6月に漸く発効した。同協定によって、これまでの各国の手続き自体がなくなるわけではないものの、域内で広く事業や拠点を展開する多国籍企業にとって、現地従業員の出張・転勤手続きが簡素化されるメリットは大きい。ただし、全ての熟練労働者が対象となるとは限らない。MNP本文に加え、加盟10カ国がどのサービス分野で約束をしているか、またその範囲を約束表で確認する必要がある。個別約束表では、分野横断的約束のみを規定する加盟国もあれば、個別のサービス分野毎に約束する国もあり、その約束水準は国毎に大きく異なる。2019年9月現在、MNPにおける加盟各国の約束スケジュールについて2020年までに見直しを行うとしている。

³⁶ Demetrios G. Papademetriou, Guntur Sugiyarto, Dovelyn Rannveig Mendoza, and Brian Salant (2015).

おわりに

ASEAN共同体が2015年末に創設されて4年目を迎えた2019年、同年のASEAN議長国タイはテーマとして「持続可能な社会のための連帯高度化(Advancing Partnerships for Sustainability)」を掲げ、3つのASEAN、具体的には、デジタルASEAN、シームレス(継ぎ目のない)ASEAN、持続的なASEAN、を目指した。AEMリトリート(2019年4月)、AEM(2019年9月)で、その進捗が報告された。ここではAEC2025の「高度に統合し結束した経済」において、本文でも折に触れて述べてきたが、関連措置の2019年における進捗状況を振り返ることで本章を締めくくりたい。

「物品の自由な移動」については、2018年に全加盟国のAFTA構築作業が完了して以降、その重点は貿易円滑化に移っている。在ASEAN日系産業界はAECの深化において最も現行のビジネス上に影響する「さらなる通関手続きの円滑化」に期待している。2018年以降、5カ国³⁷でASWの下でe-ATIGAフォームDの交換が行われてきたが、19年に新たにブルネイ(4月)、カンボジア(7月)が参加し、計7カ国で電子的交換が行われるようになった。現在はATIGAのみで原産地証明書の電子的交換が行われているが、将来的にはASEAN+1FTAに拡大していくことが期待される。

企業が一刻も早い導入を求めているのがASEAN地域自己証明制度(AWSC)である。2010年11月以降、2種類の制度が併存する形でパイロットプロジェクトが行われてきたが、PPの結果を踏まえて制度を見直し、全加盟国で導入するのがAWSCである。19年9月のAEMは同制度と原産地証明方法を規定するOCPについて原則として承認した。AEMでは2020年3月までにAWSCが実施出来るようATIGA改定第一議定書の国内批准手続きの早期完了を求めた。現時点で利用条件等が明記されているOCP

³⁷ インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム。

は公表されていないが、現行のATIGAを踏襲する制度の導入が期待されている。

税関統合の一環で、ASEANはAEO認定業者を他の加盟国でも承認し、税関手続きの簡素化を実現するASEAN認定事業者（AEO）MRA策定を目指し、小作業部会を設立した。同MRAは2020年までに「パスファインダー・アプローチ」³⁸で行われる予定である。

越境輸送の円滑化に向けた取り組みも徐々に進展している。ASEANでは、ASEAN税関貨物通過システム（ACTS）について、2020年4月までに法的枠組みの整備と南北経済回廊（タイ、マレーシア、シンガポール）および東西経済回廊（カンボジア、ラオス、ベトナム）での「Go live」と称する実試験運用（フル・ライブ・オペレーション）実施を目指している。ACTSは荷主が自ら税関に電子申請が可能で、銀行保証が不要、今まで不可能であった荷受人への直接配送が可能であるなどの点で優れており、従来に比べて効率化、簡素化されている³⁹。2020年末までにはミャンマーの参加も予定されている。

「サービスの自由な移動」については、AFASに取って代わる予定の「ASEANサービス貿易協定」（ATISA）が19年4月に署名プロセスに入った。19年内の署名手続完了を目指している。約束表がポジティブ・リスト（約束表）方式から、より自由化範囲が広いと言われるネガティブ・リスト（留保表）方式に変更されるなど、自由化手法が大きく変わる。AFASの下での金融サービス自由化に向けた第8パッケージも、2019年4月のASEAN財務大臣会合（AFMM）で署名された。またこれまで貿易投資関連の課題について企業が直接提起できる枠組みであった「ASEAN投資・サービス・貿易解決システム」（ASSIST）について、今後はサービス貿易分野も対象範囲となる。

³⁸ 加盟国の一部が参加してプロジェクトを先行実施し、他国は後から参加する手法。APECやTPPでもこの方式が採用されていた。

³⁹ 春日尚雄（2019）。

「投資の自由な移動」では、「ASEAN包括的投資協定」(ACIA)の改定第4議定書策定が完了、19年中の署名を目指している。ここでは加盟国がより良い待遇を受けられるよう、①「TRIMSプラス」のパフォーマンス要求の禁止義務をACIAに盛り込むこと、②ACIAの留保表を2023年末までに2つの付属ネガティブ・リスト (two-annex negative list)⁴⁰に移行すること、が決まった。

2015年末のAEC創設以降、世界の関心は10年後のAEC2025を含めた「自由化」や「グローバル化」の推進から、BREXIT、米中貿易戦争など「保護主義」への対応に向けられるようになった。その結果、これまで自由貿易の恩恵を受けながら経済成長を果たしてきたASEANにも不透明感が漂っている。ASEANはRCEPやEUとのFTAなどによる質の高い経済圏構築を通じ、FTAのドミノ現象の起点となることが出来れば、世界のベクトルを再びグローバル化に戻す大きな役割を果たすことが出来る。

AEC2025まで残り5年、その胎動を起こすには、まずASEAN自らの統合の加速化と深化、着実な成果の積み上げが不可欠である。

参考資料

石川幸一 (2019)、「サービス貿易協定と投資協定などで前進—AEC2025の2019年央までの進捗状況」国際貿易投資研究所。(URL : <http://www.iti.or.jp/flash433.htm>. 最終アクセス2019年9月21日)。

石川幸一・清水一史・助川成也編 (2009)、『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか』日本貿易振興機構。

石川幸一・清水一史・助川成也編 (2013)、『ASEAN経済共同体と日本—巨大統合市場の誕生』文眞堂。

⁴⁰ 石川幸一 (2019) によれば、2付属書方式は、第1付属書 (first annex) で現在の規制 (適合しない措置) を列挙し、第2付属書 (second annex) で将来必要があれば採用される規制などの措置を提示する方式である。2付属書方式は、単一付属書方式に比べ透明性や予測可能性が高い。

- 石川幸一・清水一史・助川成也編（2016）、『ASEAN経済共同体の実現と日本』文眞堂。
- 春日尚雄（2019）、「タイ・マレーシア陸路通関24時間体制へ」世界経済評論 IMPACT No. 1415（URL：<http://www.world-economic-review.jp/impact/article1415.html>。最終アクセス2019年9月22日）。
- 助川成也（2019）、『ASEANの自由貿易協定（FTA）—AFTAを中心として』九州大学経済学府。
- 林哲三郎（2001）、「AFTAとは」青木健編『AFTA（ASEAN自由貿易地域）—ASEAN経済統合の実状と展望』日本貿易振興会。
- 福永佳史（2016）、「ASEAN経済共同体2025ビジョン」『ASEAN経済共同体の創設と日本』文眞堂、311頁。
- ジェトロ（2018）、『2018年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』。
- ASEAN（1990）、Joint Press Statement of the 22nd ASEAN Economic Ministers' Meeting, Denpasar, Bali, Indonesia on 29-30 October 1990（URL：<https://cil.nus.edu.sg/wp-content/uploads/formidable/18/1990-22nd-AEM.pdf>。最終アクセス2019年9月24日）。
- ASEAN（1997），“*ASEAN Vision 2020*”（URL：https://asean.org/?static_post=asean-vision-2020。最終アクセス2019年9月21日）
- ASEAN（2019），“*ASEAN Economic Integration Brief, No.05/June 2019*”。
- Demetrios G. Papademetriou, Guntur Sugiyarto, Dovelyn Rannveig Mendoza, and Brian Salant（2015），“*Achieving Skill Mobility in the ASEAN Economic Community: Challenges, Opportunities and Policy Implications*”，Asian Development Bank。（URL：<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/178816/skill-mobility-asean.pdf>。最終アクセス2019年9月21日）
- Rodolfo C. Severino（2006），“*Southeast Asia in search of an ASEAN COMMUNITY: Insight from the former ASEAN Secretary-General*”，Institute of South East Asia Studies, Singapore（ISEAS）。

メコン地域における連結性の改善 —越境交通ネットワークの新しい動き—

春日 尚雄

Improvement of Connectivity in Mekong Region
—New Trend of Cross-Border Transportation Network—

Hisao KASUGA

はじめに

ASEAN 地域統合が進む中で ASEAN 経済共同体（AEC）が2015年12月に形成されたが、AECの重要な要素として ASEAN 連結性（connectivity）の強化があげられてきた。ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC2010）およびブルネイ行動計画において、交通インフラに関するプロジェクトや各セクターにおけるさまざまな推進がなされ、さらに2025年を目指す AEC2025グループプリントと、クアラルンプール交通戦略計画（KLTSP）、ASEAN 連結性マスタープラン2025（MPAC2025）が次期計画の具体化に向けて示された。その中で ASEAN 越境交通協定が進展を見せ、トランジット輸送に関する実際の運用が始まりつつある。加えて、メコン地域におけるアジア開発銀行（ADB）が推進したサブリージョナルなプロジェクトである GMS 経済回廊計画についても、越境交通協定（CBTA）が新しいフェーズに入ろうとしている。

メコン地域については CLMVT（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ）と表記されることが多くなったように、タイを中核とする

ASEAN 5 カ国の連結が重視されている。筆者の近年の調査を通じてベトナム、ミャンマー、ラオスの連結性改善と企業立地・企業物流などに触れたい。一方、同地域に対しては中国と一帯一路構想（BRI）が大きな影響を与えており、経済全般への影響のみならず積極的に中国が越境インフラを整備しており、ラオスにおける高速鉄道計画は典型的な例となっている。これまでのASEANとGMSの枠組みによる秩序に対しての中国による挑戦とも捉えられる。こうした動きがどのようなインパクトを最終的にASEAN、メコン地域にもたらすか、慎重に見極める必要があるだろう。

第1節 ASEANとGMSイニシアティブによる連結性改善

1. AEC2025と連結性

東南アジアにおける地域統合であるASEANの枠組みによる連結性への取り組みについて触れてみたい。AECは経済統合だけではなく広範囲な目標を含み、さまざまな分野別の実行計画が推進されている。AECはASEAN域内における「連結性」を強化することを目指してきており、創設10年後のAECを見据えて公表されたAEC2025ブループリントと統合戦略的行動計画（CSAP）では、柱の一つとして「C. 高度化した連結性と分野別協力」を新たに加え、AEC2015に比べて連結性については大幅に概念を拡大しており、交通運輸に限らず含む広い分野となっている。具体的にはC. にあげられている分野として、交通運輸、情報通信技術、電子商取引、エネルギー、食糧・農業・林業、観光、ヘルスケア、鉱物資源、科学技術）、となっている¹。これまで連結性の主要分野となっている交通・運輸分野に焦点を絞れば、2010年の連結性マスタープラン（MPAC2010）と2015年のAEC2025ブループリントによれば、対象となる協力は交通・輸送インフラ（ハードインフラ）と、それに関連する交

¹ ASEAN Secretariat (2017).

通や貿易の手続きなどの円滑化（ソフトインフラ）が大きな柱とされている。ASEANにおける連結性強化の概念は、AECの成否にも直結するものとして重要視されるようになり、これはAFTAの関税削減・撤廃の成果と共に、インフラ整備を主とする連結性の強化が密度の高い生産ネットワークの構築を通じてASEANへの外国投資を誘致する競争力強化の柱として考えられた。

これまでのASEAN2025の交通分野に関する主要な目標や計画の概要を時系列に整理しておく、AECブループリント2025の後に発出された2015年12月のクアラルンプールASEAN交通戦略計画（KLTSP）で、①陸上輸送、②航空、③海上輸送、④交通円滑化、に加えて⑤持続可能な交通、が追加された。2016年9月の連結性マスタープラン2025（MPAC2025）では従前のMPAC2015に5つの戦略目標が追加された。5つの戦略目標としては、①持続可能なインフラ、②デジタルイノベーション、③シームレスな運輸、④規制の優越、⑤人の移動の5項目であるとし、MPAC2015で未完成の52イニシアティブを完了させることを示している。2017年2月のAEC2025統合戦略的行動計画（CSAP）で、C1交通運輸の内容をさらにみると①陸上輸送（23）、②航空輸送（10）、③海上輸送（22）、④輸送円滑化⁽¹²⁾、⑤持続可能な輸送（10）（カッコ内はCSAPの主要行動計画数）となっている。

2. 陸上ASEAN交通円滑化協定類とACTSの実施状況

陸上交通に関しては、ソフトインフラが相対的に遅れているとされているが、越境道路網を整備した際、国境における通関、トランジット手続きや貨物の積み替えの必要など、円滑な越境交通を阻害する課題がある。ASEANでは、「通過貨物円滑化に関する枠組み協定（AFAFGIT）」が1998年12月にハノイで署名され、2000年10月には全加盟国で批准され発効している。但し越境交通路の指定など、その実施に必要な事項の詳細は9つの附属議定書（Protocol）において定めることとされている。

長らく最終化が遅れていたこのトランジット協定である AFAFGIT の 9 つの附属議定書であるが、この 2 年ほどで進展したのは、① Protocol 1 (越境交通路の指定と施設) について全加盟国が批准し発効した、② Protocol 2 (国境交易所・事務所) について 2018 年 5 月に加盟国の署名がされた、③ Protocol 7 (トランジット通関) について批准国が 9 カ国となった、ことである。Protocol 2 は、隣国との国境交易所・事務所が隣り合うことで、貨物検査などを合理的、円滑に行えるよう努めることとしている。Protocol 3 は、自国内で越境運送を行うことを認めるべきことが定められており、その際に使用できる道路運送車両の種別及び数を定めている。

図表 1 ASEAN 交通円滑化協定の署名・批准状況

附属議定書		署名	批准・発効
AFAFGIT	(通過貨物円滑化に関する枠組み協定)	1998年12月 署名	2000年10月 発効
Protocol 1	Designation of Transit Transport Routes and Facilities (越境交通路の指定と施設) (輸送)	2007年2月 署名	全加盟国が批准 2018年発効
Protocol 2	Designation of Frontier Posts (国境交易所・事務所) (通関)	2018年5月 署名	-----
Protocol 3	Types and Quantity of Road Vehicles (道路運送車両の種別及び数) (輸送)	1999年5月 署名	全加盟国が批准 2010年4月発効
Protocol 4	Technical Requirements of Vehicles (車両の技術的要件) (輸送)	1999年5月 署名	全加盟国が批准 2010年4月発効
Protocol 5	ASEAN Scheme of Compulsory Motor Vehicle Insurance (強制車両保険) (輸送)	2001年4月 署名	全加盟国が批准 2003年10月発効
Protocol 6	Railways Border and Interchange Stations (鉄道の国境駅・積替え駅) (ACTSパイロット除外)	2011年4月 署名	ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピンが未批准
Protocol 7	Customs Transit System (トランジット通関) (輸送)	2015年2月 署名	9カ国が批准
Protocol 8	Sanitary and Phyto-sanitary Measures (衛生植物検疫措置) (ACTS/パイロット除外)	2000年10月 署名	全加盟国が批准 2011年1月発効
Protocol 9	Dangerous Goods (危険物) (ACTS/パイロット除外)	2002年9月 署名	マレーシアが未批准
AFAMT	(マルチモード輸送に関する枠組み協定)	2005年11月 署名	ブルネイ、マレーシア、シンガポールが未批准 2008年8月発効
AFAFIST	(国際輸送円滑化に関する枠組み協定)	2009年12月 署名	マレーシアなど4カ国が未批准 2011年12月発効

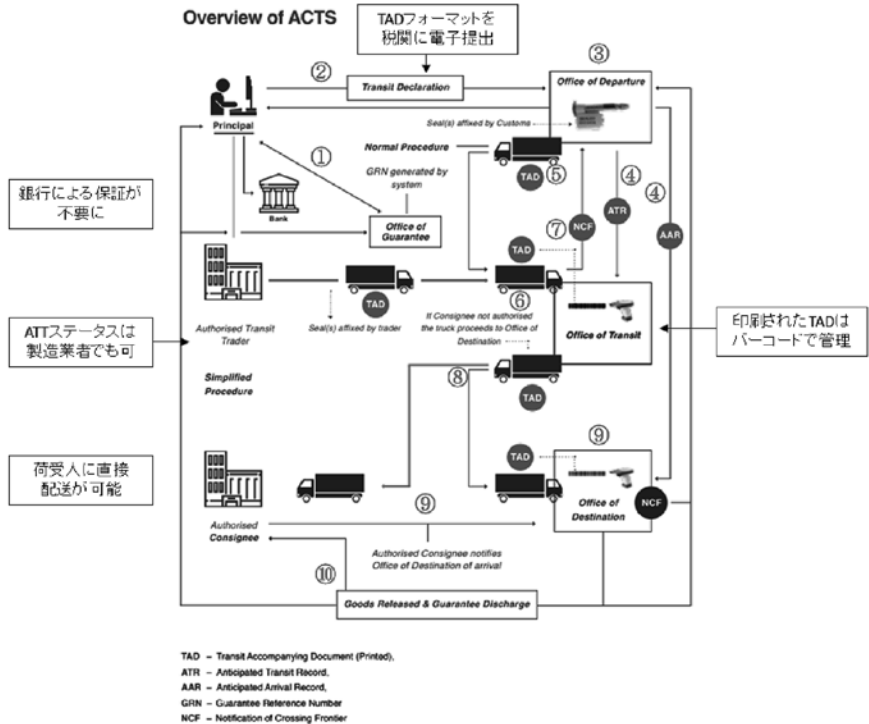
(注) 2018年5月現在。ACTSパイロットフェーズはタイ、マレーシア、シンガポールの間で2016年11月～2017年4月まで実施。

(資料) ASEAN事務局など。

Protocol 7は、トランジット越境時の税関システムを定めるとしている。これによって、AFAFGITの基本的な輸送に関する附属議定書（Protocol 1, 3, 4, 5）がすべて署名、批准、発効が完了したことになる。

こうしたAFAFGITに代表されるASEAN交通円滑化協定の進展を受けて、ASEAN税関貨物通過システム（ACTS）の構築を目指している。ACTS開発計画はフェーズ1とフェーズ2に分かれているが、フェーズ1は南北経済回廊を延伸したタイ、マレーシア、シンガポールのルートであり、フェーズ2は東西経済回廊を延伸したベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーのルートが想定されている。試験運用を兼ねてパイロット

図表2 ACTSによるトランジット通関手続きの簡素化



(資料) ACTS Information Portalから筆者作成。

フェーズが2016年11月から2017年4月の6ヶ月間であるが、タイ、マレーシア、シンガポールの3カ国間で実施された。但し、パイロットフェーズではProtocol 6, 8, 9は運用の対象外とされた²。

ACTSによるトランジット手続きは、従来に比べて効率化、簡素化されており、荷主（メーカーなど）が自ら税関に電子申請ができ、銀行保証が不要、今まで不可能であった荷受人への直接配送が可能であるなどの点で優れている（図表2参照）。バーコード管理で印刷物を使うという保守的な面も見られるが、CLM3カ国における導入のハードルを下げるという意味では現実的な選択かも知れない。

報道によれば、タイ南部ソクラー県サダオとマレーシア北部ケダ州ブキットカユイタムの国境で、大型トラックの通関、出入国、検疫の24時間対応が始まったことが明らかになっている。これまで同国境における開庁時間はタイ時間の午前5時から午後11時だった。24時間対応の対象は大型トラック、トレーラーで、乗員は運転手と助手の計2人までであり、2019年9月16日まで試験運用する、とされている³。タイにとって同国境は貿易量の多いメジャー国境とは言えないが、ASEAN交通円滑化協定の進展とそれを見越して準備されてきているACTSが背景にあり、マレー半島からタイにかけての陸路物流改善が実務面で着実におこなわれていることを示している。

3. GMSプログラムと経済回廊ルートの見直し

大メコン圏（GMS）における経済協力を目的としたGMSプログラムは、1992年タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国（雲南省のちに広西チワン自治区も参加）の地域6カ国でスタートした。アジア開発銀行（ADB）のイニシアティブが大きく、ADBは多くの開発資金の投

² ASEAN Customs Transit System (ACTS) <https://acts.asean.org/>を参照。

³ 「newsclip.be」2019年6月30日付け。

入と事務局としての役割を果たした。GMSプログラムにおける主要プロジェクトは道路インフラ整備であり、沿海部の開発も含まれてはいるが基本的に内陸部の開発に主眼をおいている。そして参加国の積み出し港につながる3大経済回廊が中心となって整備されてきた。こうしたGMS経済回廊による道路開発と地域へのインパクトについては、藤村（2016）、石田（2019）において詳述されている。

サブリージョナル・イニシアティブであるGMSプログラムとASEANとの関係については、GMS第1回首脳会議が2002年11月にプノンペンで開催されたが、同会合の直前に開かれたASEAN首脳会合、ASEAN+日中韓（ASEAN+3）首脳会合においては、「ASEAN統合のためのGMS計画との協調」が表明された経緯がある。これによってGMSプログラムで進められてきたインフラ整備が、ASEAN統合のための要素として融合される流れとなり、これ以降AECの交通・運輸に関する目標・計画においても包含されることになる。近年においては、2017年9月のGMS閣僚会議で採択されたハノイ行動計画（HAP）（対象期間2018-2022年）において、2018年以降の主要な取り組みの方向性を再定義したが、ASEANとの連携強化などをめざし、総額635億ドル、222事業からなるRIF2022が定められた⁴。ここではAEC2025に向けて進められている統合措置と連携を深めつつ、個別案件を実施する事務局機能を強化する、とされている。

またこれまで整備対象のGMS経済回廊の路線は何回にも渡って見直されており、当初計画に比べると支線の増加と延伸が反映されてきている。2018年3月のハノイで開催された第6回GMSサミットを経て、これまで名称を含めて複雑化していた路線の見直しがGMS経済回廊CBTA指定ルートと呼称変更と拡大として承認された。

GMS経済回廊には、これまでの「南北経済回廊」と「南部経済回廊」

⁴ JETRO ビジネス短信 2017年10月5日。RIFとは「GMS地域投資枠組み」(Regional Investment Framework : RIF)。

図表3 南北経済回廊（NSEC）および南部経済回廊（SEC）ルートの見直し

	新名称	ルート
1	NSEC 1	昆明－ラオスおよびミャンマルート－チェンライ－バンコク
2	NSEC 2	昆明－ <u>ボートン</u> － <u>ルアンパバン</u> － <u>バンビエン</u> － <u>ビエンチャン</u> － <u>ノンカイ</u> － <u>ウドンタニ</u> － <u>ナコンラチャシマ</u> － <u>レムチャバン</u>
3	NSEC 3	昆明－ハノイ－ハイフォン
4	NSEC 4	南寧－ハノイ
5	NSEC 5	昆明－ムセ－ <u>マンダレー</u> － <u>ヤンゴン</u> － <u>ティラワ</u>
6	NSEC 6	<u>マンダレー</u> － <u>タム</u>
7	NSEC 7	レムチャンバン－バンコク－ <u>ナコンラチャシマ</u> － <u>ウドンタニ</u> － <u>ナコンパノム</u> － <u>タケーク</u> － <u>ナーパオ</u> － <u>ヴンアン</u> －ハノイ
8	NSEC 8	ビエンチャン－ <u>バクサン</u> － <u>ヴィン</u> －ハノイ
9	SEC 1	ダウエイ－バンコク－ <u>ブノンベン</u> － <u>ホーチミン</u> － <u>ヴンタウ</u>
10	SEC 2	バンコク－ <u>シエムリアブ</u> － <u>ストウントレン</u> － <u>ブレイク</u> － <u>クイニョン</u>
11	SEC 3	バンコク－ <u>トーラート</u> － <u>カムボット</u> － <u>ハーティエン</u> － <u>ナムカン</u>
12	SEC 4	シハヌークビル－ <u>ブノンベン</u> － <u>ストウントレン</u> － <u>バクセー</u> － <u>サワナケート</u>

(注) 下線は新たに設定された区間。

(資料) ADB (2018)。

以外の支線にもさまざまな名称が付けられていたが、それらをナンバリングしたのが特徴である。南北経済回廊（NSEC）では、中国国境からの延伸が主なものになっている。雲南省昆明からラオスに入るR3Aルートがあるが、これをビエンチャンからタイ・ノンカイに渡し、レムチャバン港までに至るルートをNSEC2号線として設定するなど、ルートを整理、再構築（リコンフィグレーション）している。またGMS経済回廊で、フラッグシップ路線とされてきた東西経済回廊（EWEC）についてはミャンマー区間で延伸されている。これまでEWECの西端であった港町であるモーラマインから、モーラマイン－バゴー－ヤンゴン－パテイン区間が追加された。

4. GMS越境協定の見直しとGMS各国の通関制度・手続き状況

GMSの越境交通協定（CBTA）は、サブリージョナルな枠組みにおい

て1999年11月にタイ・ラオス・ベトナム3カ国で結ばれた越境交通協定がベースとなり、その後GMS参加6カ国すべての多国間合意まで拡大され、2015年にタイ、ミャンマーが批准したことで効力をもつことになった。2007年3月に署名されたこのCBTAは、欧州の交通協定をベースとした条文に添付資料が加わった膨大な協定書となっている。これによってASEANでもGMS域内においては、同様の目的のための2つの越境交通協定が併存することになった。GMSのCBTAとASEANの越境協定との関係について、ADBではCBTA（CBTA2.0）はASEANの枠組みでの物流円滑化の「サブセット」という位置付けにしたいとの話があった⁵。両協定を比較すると以下ようになる。

ASEAN交通円滑化協定類は、基本的に「ASEANマイナスX」方式を採用している。これに対してCBTAは、国境措置の詳細については国境ごとに2国間（あるいは3カ国）の覚書（MoU）が結ばれ、デンサワン（ラオス）＝ラオバオ（ベトナム）国境、サバナケット（ラオス）＝ムクダハン（タイ）国境、河口（中国）＝ラオチャイ（ベトナム）国境で現在MoUが結ばれている。これによってCBTA実現における課題の一つである越境手続きの簡素化の取り組みについて、出国時・入国時と2回必要であった手続きを2カ国が共同で検査を行うことで入国側での1回の手続き、すなわちシングルストップ検査（SSI）で通過すること、さらに入出国・税関・検疫（CIQ）の手続きを複数の窓口から一つの窓口を集約するシングルウィンドウ化、相互の貨物、乗用車の乗り入れ台数などについて定めることになっている。

CBTAの内容の一部が古くなり、実態に合わなくなり始めているということからオーストラリア国際開発庁（AusAID）の支援を得て、現状のCBTAをCBTA2.0への全面的な改定を進めており2019年実施を目標としている。暫定的に相互乗り入れることのできる車両の台数増やすCBTA

⁵ 2019年9月14日 ADBバンコク事務所における聞き取り調査。

のアーリーハーベスト措置の導入がはかられているが、現状交通権の交換は2国間、3国間協定で実施されている。しかし関係国の交通権交換によるライセンス発給数が複雑であり、いわば「スパゲティボウル」状態とも言える。このアーリーハーベスト措置は、2016年12月に開催された第5回越境交通協定合同委員会で採択され、車両の一時的進入措置については、各国500台を上限に、ミャンマーを除く加盟国間で、「一時許可書類(TAD)」と呼ばれる書類を携行することで車両の一時輸入という形で相互通行が可能となるというものである⁶。ミャンマーのみ暫定的に100台で合意している。また既存の2国間、3国間の交通権交換協定は有効であり、アーリーハーベスト措置の効果は限定的なものであろう。現状におけ

図表4 GMS諸国の通関制度・手続きの導入状況概要

	タイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー
電子通関申告システム	E-Customs 導入済み	VNACCS (日本無償援助)	ASYCUDA (UNCTAD)	ASYCUDA (UNCTAD)	MACCS (日本無償援助)
電子通関 導入ポイント	全国	全国	11カ所 (2018年)	67カ所 (2018年)	2港湾とヤンゴン 空港(2018)
NSW	あり	あり2020年全 省庁導入予定	一部のみ (税関—銀行間)	実質なし	実質なし
ASW	試験運用中	試験運用中	接続未実施	接続未実施	接続未実施
港湾EDI	導入済み	導入済み	(港湾なし)	シハヌークビル に導入計画	ヤンゴン港に導 入実施中
陸上SSI	メーソット＝ ミャワディで 検討中+ラオ ス参照	ラオバオ＝デン サワンでCCA 実施中+ラオ ス参照	サバナケット＝ ムクダハンで CCA実施中	ポイバト＝ア ランヤプラテ ートで実施準 備中	ミャワディ＝ メーソットに て検討中
AEO制度	あり	類似制度あり	不明	類似制度あり	2018年に導入 の通達あり

(注) NSW：ナショナル・シングルウィンドウ、ASW：アセアン・シングルウィンドウ、SSI：シングル・ストップ検査(CCA共同検査)、AEO：Authorized Economic Operator(認定事業者)

(出所) JICA(2018)、大和総研(2017)その他資料から筆者作成。

⁶ JETRO ビジネス短信 2017年9月26日。

る各国のライセンス配布の状況として、TADをタイは500枚すべて配布済み、中国は150枚程度、ベトナムは少数、カンボジアとラオスは不明であり、合計600枚強が配分済みと推定される⁷。

中国を除くGMS 5カ国の通関制度や手続きの概要については、図表4の様になる。例えば、輸出入をおこなうにあたって貿易手続きに多くの省力化をもたらす電子通関申告システムは、タイが自国で開発した以外は、ベトナム、ミャンマーが日本のシステムを元にした無償援助により立ち上げ、ラオス、カンボジアはオープンソースのASYCUDAを使うなど、各国で状況が異なっている。また陸上の国境におけるシングルストップ検査（SSI）は、CBTAに基づいてCCAで輸出側・輸入側両国の係官が共同で貨物を検査するという仕組みであり、国境通過の通関手続きの簡素化・短時間化につながる極めて効果的な手段と考えられているが実施への移行が遅れている。GMSにおいてCCAを用いた共同検査をとまなうSSIが実施されているのは、前述のデンサワン＝ラオバオ、サバナケット＝ムクダハンの2国境の他は、メーソット（タイ）＝ミャワディ（ミャンマー）、ポイペト（カンボジア）＝アランヤプラテート（タイ）の2国境が準備・検討中であるだけで、陸上交通円滑化についてはSSIの実施の遅れが目立っている。

5. コールドチェーン物流に見るASEAN・メコン交通円滑化の新しい流れ

日系企業がコールドチェーン・低温食品物流事業への参入が近年多くなっている。これはASEAN各国が経済成長によって中所得層が厚みを増し、それに伴う消費市場拡大によりコールドチェーン物流の重要性が高まりつつあることが背景にある。これまでASEAN各国では、地場の食品メーカーや小売業者、地場財閥グループなどが低温物流網を構築してきた

⁷ 2019年9月14日 ADBバンコク事務所における聞き取り調査。

が、配送・保管時の温度指定や湿度管理の徹底といった低温物流の高度化のニーズへの対応が不十分であるとの指摘があった。2018年の「日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン」は日本の支援により、コールドチェーン物流に要求される倉庫事業や輸送事業の質を上げることを目指している。ガイドラインでは、基本的にB to Bを対象とした冷蔵・冷凍保管と保冷輸送を行う際の技術的内容や、各国のコールドチェーン物流に関する法制度やインフラ整備等を行う際の事項が入っている。同ガイドラインの日本側のカウンターパートである国土交通省は、ここまでASEAN域内における低温保冷輸送の実証実験として、メコン地域におけるクロスボーダーでの複合一貫（トラック＋鉄道）冷温輸送などのパイロット事業の実証運行をおこなってきた⁸。

また日本主導の小口保冷配送サービスの国際規格がPAS1018として認定されており、今後は国際標準化機構（ISO）などにおけるサービス規格化の流れの中に入ってくる可能性がある。昨今のeコマース（EC）市場の急拡大は、日本で一般化している小口保冷配送（クール宅急便など）の新興国における需要を押し上げる効果があり、PAS1018の対象領域としてはB to Cも含んでいる⁹。こうした規格面における動きも、ASEANにおける高品質な物流基準の普及にも影響を与えられられる。ASEANの拡大する消費財市場の中で、低温食品物流などの新しい事業の展開はこれまでやや停滞していたASEAN・メコン地域の交通円滑化措置の高度化の後押しにもなることが期待される。

⁸ 国土交通省「日ASEANコールドチェーン物流プロジェクト。http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/attach/pdf/1130haifu_gfvc-6.pdf

⁹ 「日刊CARGO」2018年3月30日付け。

第2節 ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける交通インフラ整備事例

1. ベトナム

1-1 ハノイ周辺における交通インフラ整備

ハノイは首都であることもあり、各種インフラ整備が優先的に進められているが、ハノイ首都圏の公共交通を中心とした都市交通、周辺都市との接続、港湾整備、貿易円滑化を目的としたシステム開発などについて触れる。まずハノイにおける都市交通整備は、発展途上国であるベトナムの経済発展と都市集中化の早い段階で着手されている。また交通インフラについての大半のプロジェクトで円借款を始めとした外国援助を「活用」している点が特徴的である。

ハノイでは高架式を中心とした市内鉄道の計画が、①都市鉄道1号線（円借款）BOT方式、②都市鉄道2号線（円借款）BOT方式、③都市鉄道2A号線（中国ODA）BOT方式、④都市鉄道3号線（仏ODA、ADB融資等）BOT方式、以上の4路線が建設中であり、加えて4号線～8号線は計画中、となっている。道路整備については、環状線道路整備が1つのポイントでもあり、①環状2号線（円借款、世銀融資）、②環状3号線（円借款）が供用中、③環状4号線は計画中、となっており、環状線がハノイ圏では早期に整備されつつある。

ハノイから東に100kmにはハイフォン市があり、河川港を中心とした港湾があることから、ハノイ圏の主要な積み出し港となっている。そのためロジスティクスの面からもハイフォンの近くには企業立地が増えており、ハノイ、ハイフォンの一体化が産業ベルトのように進んでいる。交通インフラの面からは、この両都市を結ぶ従来の国道5号線のバイパスとしてハノイーハイフォン高速道路が建設された。2015年12月に完成し、6車線仕様のBOT方式で運営されている高規格の高速道路である。但し、この高速道路の利用が通行料金の面から少ないという問題がある。道路など交通

インフラの建設、運営にPPPを活用することが増えているが、収益性を勘案した通行料が現地の実態に合わず利用が増えないことは大きな課題である。

ハイフォン周辺の港湾整備であるが、ラックフェン港は沖合を埋め立て円借款で建設されている水深14mクラスの大型港である。従来の河川港であるハイフォン港、ディンブー港は、水深7-8mクラスであるが拡張中である。またハロン湾にあるカイラン港は、やや小規模で水深10mクラスであるがこれも拡張中となっている。

1-2 ベトナムの交通円滑化推進とVNACCS

ベトナムにおける交通・運輸にかかわるソフトインフラとして、貿易円滑化に貢献するベトナム電子税関申告システム（VNACCS）が2014年4月から稼働していることが特筆される。これは日本で使われているNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）をベースに開発されたもので、日本の無償ODA案件で供与され、ベトナムにとってはNSW（ナショナル・シングルウィンドウ）に相当するものになる。可能な業務は、①輸出入通関関連（46）、②入出港関係（29）、③マニフェスト関連（32）、④保税運送（12）、⑤共通業務関連（13）、⑥他省庁手続き関連（17）（括弧内はコード数）である。VNACCSの導入による貿易実務の主な改善点としては、①輸入申告から許可までの処理時間短縮、②輸入許可書の提示が不要でペーパーレス、③HSコード入力だけでインボイス作成が可能、④他省庁における申請手続きの完了が確認可能、などの点があげられる。製造業、物流業を中心とした日系企業のヒアリングでは、システムの稼働から5年以上を経て、通関手続きの時間短縮効果が大きいことを中心に、高く評価されている。

1-3 ハノイ周辺の工業団地とエレクトロニクス系企業進出

ハノイ市周辺の工業団地では、この地域のエレクトロニクス産業で先鞭を付けたキャノンやパナソニックが2000年代初頭に進出し、ノイバイ空港に14kmと近いタンロン（Thang Long）工業団地（住友商事が出資）が、

日系としては良く知られている。この他にエレクトロニクス企業が立地する工業団地としては、サムスン電子が最初に進出したベトナム系のイエンフォン（Yen Phong）工業団地（市内から35km）、ほぼ同時期に台湾のEMS大手のFoxconn（鴻海・ホンハイ）が立地したクエボ1（Que Vo 1）工業団地（市内から35km）、サムスン・グループ各社が追加で立地したイエンビン（Yen Binh）工業団地（市内から60km、空港から北に16km）、キャノンの分工場が立地したティエンソン（Tien Son）工業団地（市内から35km）などがある。加えて、立地の少ないハノイ市の西側に位置するベトナム政府系のホアラクハイテクパーク（Hoa Lac Hi-Tech Park）（市内から30km）があげられるが、現時点ではベトナム資本のソフトウェア大手FPT社などが進出している（図7-2）。

これらの工業団地は市内から20～30km圏で、主に東と北方向への放射状道路および環状2、3号線の道路の整備によって、市内からの利便性が高まっている。特に空路をサプライチェーンの主要な輸送手段としている企業にとっては、ノイバイ空港への近接は大きなメリットである。一方、ハイフォン市とのアクセスが5号線改修と新高速道路完成で改善されつつあることから、海路でハイフォン港を利用する企業の進出が今後さらに増えることが予想される。

ハイフォン方面の工業団地で日系が開発したものとしては1994年野村證券が投資した野村ハイフォン（Nomura Hai Phong）工業団地が以前から知られており、多くの日系企業が入居している。従来ハイフォン方面で工業立地の多いのは国道5号線沿いの地域である。ベトナム系のフックディエン（Phuc Dien）工業団地にはキャノン同様、プリンター生産をおこなっているブラザー工業が立地しており、隣接するようなダイアン（Dai An）工業団地にはSumidenseo（住友電装）が立地しているなど、この沿線には日系、非日系の企業が数多く操業している。最近の大型工業団地は5号線から離れている場合も多く、ハイフォン市北部に位置するVSIPハイフォン（VSIP Hai Phong）工業団地（ベトナム・シンガポール合弁、三菱商

事も出資)にはFuji Xerox、京セラといった日系プリンターメーカーが入っている。加えて近年エレクトロニクス分野で影響の大きい韓国勢の中では、LG電子が10号線(5号線の南)沿いにあるチャンズ(Trang Due)工業団地に非常に大きな投資をしている。同工業団地にはLG電子、LGディスプレイ、韓国系のサプライヤーと思われる企業群が立地しており、2017年8月の現地調査時に筆者も視察したが、さながら韓国系エレクトロニクス企業の集積が形成されつつある。LG電子はサムスン電子の約四分の一の事業規模ではあるが、家電製品、スマートフォン、液晶有機ELパネル関連分野の単独の生産拠点としては東南アジア最大級の規模であろう。この工場の本格稼働は2018年以降であろうが、韓国エレクトロニクス企業のベトナム集中投資を実感させられる。

また空路については、小規模ではあるがハイフォン市南に位置するカットビ空港が2015年から稼働しており、国内線が主体ながら、国際線としても韓国の仁川空港との路線が運行している。ハイフォン方面進出企業でノイバイ空港からの空輸を利用している企業は、将来カットビ空港の利用が増え利便性が高まる可能性がある。

2. ミャンマー

2-1 ミャンマーの道路インフラ改善と周辺国との連結性強化

ミャンマーにおける道路インフラ整備の遅れが長らく指摘されてきた。GMS東西経済回廊(EWEC)の延伸部を含む、ミャワディーヤンゴン—マンダレー—タムーのルートで、道路インフラを中心に2018年8月に現地調査をおこなった。モーラミヤイン以遠の延伸によりヤンゴンに到達し、ミャンマーとタイの間で連結性がより強化されつつある。

・ミャワディー—モーラミヤイン区間

ミャワディはミャンマーとタイとの国境であり、両国間の国境貿易では最大となっている¹⁰。モエイ川をはさんだメーソット=ミャワディ国境は1つの経済圏を形成している。タイ政府によってターク経済特区がSEZ

指定されており、ミャンマーからの出稼ぎ労働者は経済特区内で一定期間働くことができる。モエイ川にかかる第1友好橋が国境となるが、この橋は老朽化のため重量制限のため大型トラックが通過できない。そのためタイ政府によって貨物専用の第2友好橋が建設されており、貨物の通過が分離される予定となっている。

ミャワディから85号線で西に向かうと、ドーナ山脈を越えるため片側交互通行を余儀なくされた山岳の難所があったが、これを避けるためコーカレイ・バイパスが2015年にタイ政府によって完成し、これまでのボトルネックが1つ解消されている。しかしながら、当初計画で建設が予定されていたトンネルはなく、すべて急峻な地形を切り通しで道路を通しているため、すでに法面からの土砂や石の落下が見られており、このバイパス道路のメンテナンスについては懸念がある。

ミャワディから約90km地点でジャイン・コーカレイ橋があるが、老朽化による重量制限のため、この橋と平行して仮設の浮き橋が設置されており、貨物車などは1車線のみの浮き橋を交互に通過しなくてはならない。コーカレイ問題が解消された現在では、この橋の通過がこの路線で最大のボトルネックであろう¹¹。

発表されたGMS東西経済回廊延伸ルートによれば、85号線からパアンに向かい8号線の通っているタトンに達する計画であり、これまで東西経済回廊の西端であったモーラマインをショートカットする形になる。しかしながら、今回の走行調査時は雨期のため特にひどい冠水であったこともあり、本来の道路でパアンに向けて北に向かえず川沿いの迂回路を通った。モーラマインに向かうが、ジャイン・ザタピエン橋とアトラン橋を

¹⁰ 報道では、2018年10月1日～19年1月18日の同国境における貿易額が10億ドルを超え、前年同期4億5,590万ドルから倍増している。(NNA 2019年2月5日)。

¹¹ タイーミャンマーは1,800kmにわたって国境を接し、税関事務所を置いているのは10カ所。

通過する¹²。どちらの橋も老朽化が進んでおり、通過速度が制限されている。

・モーラミヤインーヤンゴン区間

モーラミヤインから北に向かうと、2005年完成のタルウィン（モーラミヤイン）橋を渡る。この橋はミャンマー最長の橋で重量制限は60tとなっており、鉄道橋が併設されている。この橋ができたことによって8号線の南北の連結性が大きく向上した。新しい東西経済回廊延伸ルートが8号線と合流するのは、85号線との分岐点でもあるタトンである。この地域の道路状況は比較的良好であり、タトンから北へ向かうと道路の舗装状況はさらに良くなる。

国道8号線は北上しながら西に回り込むようにヤンゴンに向かい、ミャンマー三大河川のシッタン川に架かるシッタン橋を通過するが、JICAによれば新シッタン橋の建設を支援する予定である¹³。ヤンゴンから120kmの地点から国道1号線になり道路は大幅に広がる。それにともない交通量が多くなり、バゴ市街を通過すると片側3車線となる。バゴ市にはハントワディ新空港の計画があり、現在ヤンゴン市街に近い現空港の移転が構想されていたが、現時点ではこの計画は棚上げされている。国道1号線をヤンゴン方面へ南下すると、ネーピードー・マンダレー方面への高速道路との分岐がある。ヤンゴン市内に入ると、幹線道路の高架化で市街の渋滞は若干緩和されているが、基本的に道路インフラと公共交通機関の整備は自動車の増加に追いついていない。

2-2 ティラワ経済特区に見られる外国投資拡大の兆し

ティラワ経済特区（SEZ）はミャンマー初の本格的なSEZであり、日本が官民をあげて開発支援し完成した。ヤンゴン市街から南東約25kmに位

¹² ジャイン（ザタピエン）橋は、完成1999年、重量制限30t、全長884m、方式は吊橋。アトラン橋は完成1998年、重量制限30t、全長433m、方式は斜長橋。

¹³ JICA ミャンマー事務所、2018年8月。

置し、2014年1月設立の Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD社) が運営している。同社の出資構成は日本連合49%、ミャンマー側51% (SEZ法による) であるが、日本側出資明細としては民間出資が39%、政府出資が10% (JICA) となっている。同SEZに指定された総面積約2,400haのうち、Zone-A (405ha) が完売、開発済みであり、Zone-B (262ha) が造成中となっている。

・ティラワSEZ周辺のインフラ整備状況

ティラワSEZはヤンゴンの市街から距離的には非常に近接しているが、SEZに通じるアクセスの道路インフラ整備が遅れており、既存のタンリン橋は片側1車線であり老朽化し重量制限がある。2018年時点で、タンリン地区の渋滞や悪路もあり、ヤンゴンから車で1時間以上かかる状況にある。このためタンリン橋の下流に並行した片側2車線の新バナー橋を建設しており、円借款を利用し2021年完成予定となっている。これによって最大75tの車両が通過可能になるとされ、SEZに通じるアクセス道路も片側1車線から2車線に拡張される。

電力はSEZ内に50MWのガス火力発電所と変電所が建設され、配電網が整備されている。水はヤンゴン市内では地下水汲み上げのため地盤沈下が問題となっており、約40km北のラグンビンダム浄水場からダゴン橋経由でSEZまで給水ラインが確保された。

港湾はSEZ西側の河川港のコンテナターミナル港整備がおこなわれており、2018年12月に新たなコンテナターミナルの第1期が円借款により完成し日系企業により運営されると報道されている¹⁴。同ターミナルは、2019年4月からの運営開始を予定しており、2万載貨重量トン (DWT) の船舶が接岸可能で、取扱能力は年間約20万~24万TEUとされる。さらに拡張を進めれば、現在のミャンマー全体の貨物取扱量に相当する100万TEUに達する見通しとされる。この背景として、ミャンマーはコンテナ

¹⁴ NNA 2019年1月31日。

貨物取扱量が年率20%ペースで伸びているが、現時点で約90%の貨物量を取り扱うヤンゴン港は、拡張余地が限られ水深も浅いため、水深がより深く大型船の着岸可能なティラワ港へのシフトが必要となっている。

・ティラワSEZに操業する日系企業事例

現時点でティラワSEZへ進出をした日系企業は、ASEAN各国の発展段階で見られた輸出志向型企業が先行するパターンではなく、ミャンマー国内市場（内需）を優先するビジネスモデルが多くなっている。このうちスズキはティラワSEZにおいてミャンマーで2カ所目になる現地生産をおこなっている。2012年に20万m²の敷地を取得、2018年から軽トラック（Carry）、ミニSUV（Eltiga）、セダン（Ciaz）の3車種のセミノックダウン（SKD）生産を開始した。主要部品はタイ、インドの自社工場からほぼ全量輸入していると考えられる。中古車輸入制限政策もあり、ノックダウンではあるが現地生産が有利になり、ミャンマーにおける2018年以降のスズキの販売は、新車総販売台数に占めるシェアは60%近い驚異的な数字になった¹⁵。スズキのティラワSEZの工場はすでにフル生産が続いており、この状況を受けてスズキは工場の拡張を表明し、タイから自動車部品メーカーの誘致を促しているとされる。

3. ラオス

3-1 中国が主導する高速鉄道建設

ラオスにおけるインフラ建設に現在最も影響力が大きいのは中国である。ASEANと中国が推進する一帯一路構想（BRI）については石川（2019）に詳しいが、特にメコン地域の交通に関するBRIとの接点については「広西チワン族自治区をASEANへの国際回廊を構築し、21世紀海上シルクロードとシルクロード経済ベルトを連結する国際的なゲートウェイとし、

¹⁵ NNA 2019年1月24日。

雲南省をGMSの新拠点とし南アジア、東南アジアへの拠点とする¹⁶、とされている。このうち昆明からボーテン国境を通過し、ビエンチャン経由でタイの交通網と接続させるべく、インフラ建設が想像以上に急ピッチで進められていることを2019年8月の現地調査でも確認した。

このうちラオス国内における「ラオス中国鉄道建設事業」であるが、総事業費は60億ドル（374億元）、合弁企業（Laos-China Railway Co. Ltd）出資についてはラオス政府が7.2億ドル¹⁷、中国政府が16.8億ドルの計24億ドル（総事業費の40%）、融資についてはラオスの鉄道会社から10.8億ドル¹⁸、中国国営企業3社から25.2億ドルの計36億ドル（総事業費の60%）という内訳になっているが、実質中国側が出資・融資のほぼ全てを握っている状況である¹⁹。

ラオスにおける高速鉄道計画は、総延長417km、駅数32、トンネル数75（総延長の48%）、橋梁数167となっており、2021年末に完成する予定となっている。また施工を請け負っている中国企業は6社であり、工区別に北部から①中国第5局鉄道建設会社（中鉄5局）、②中国国際鉄道建設会社、③中国第8局鉄道建設会社（中鉄8局）、④Sino Hydro、⑤Power China、⑥中国第2局鉄道建設会社（中鉄2局）、となっている。現在の進捗状況は2019年6月末時点で73%であるとされており、土木工事は2020年6月に完了予定、レール、電気設備は2021年3月に完了予定となっている²⁰。メコン川架橋はラットハン、ルアンパバンの2カ所である。筆者はボーテンからビエンチャンまでの工区を北から南へ順に視察したが、壮大な工事であるにも関わらず建設は順調に進んでいることを確認した。

¹⁶ 石川（2019）p.48。

¹⁷ 但しラオス政府予算からは2.5億ドルであり、中国輸出入銀行が4.7億ドル融資し、担保としてカリウム塩、ボーキサイト鉱山からの配当金を充てている。

¹⁸ 中国輸出入銀行からの融資を充てている。

¹⁹ JICA ビエンチャン事務所による。

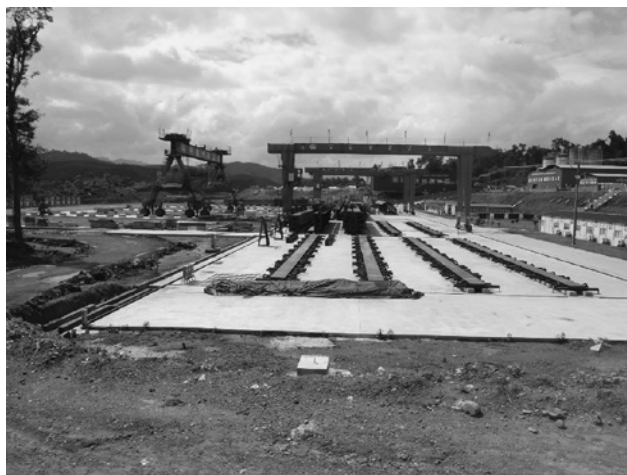
²⁰ 同上

図表5 ボーテン工区におけるトンネル（導坑）掘削



(出所) 2019年8月筆者撮影。

図表6 中国企業による大規模な鋼材加工センター



(出所) 2019年8月筆者撮影。

図表7 ルアンナムターウドムサイ間的高速鉄道橋脚建設状況



(出所) 2019年8月筆者撮影。

3-2 ボーテンSEZに見る中国のプレゼンス

ラオスと中国の国境であるボーテン国境で大規模な開発が進んでいる。雲南省の民間企業である雲南海誠実業集団が99年のコンセッションを得て、面積1,640haのHappy Land Specific Economic Zoneの開発をおこなっており「国際金融SEZ」として位置づけられている。商業地区には大型ホテル、商業ビルが完成し始めており、居住区には高層コンドミニウム、高速鉄道がSEZに停車する駅舎が計画されている。すでにコンドミニウムの販売を目的としたショールームが設置されており、従業員が中国語しか解さなことからバイヤーは中国人のみであろう。ボーテンSEZは失敗例とも考えられてきたが、この経緯として2010年に起きた賭博をめぐる犯罪事件をきっかけに2011年中国政府がビザ発給の厳格化を要求、結果カジノホテル「黄金城」は破綻しゴーストタウン化した（筆者が以前調査した際にもこれを確認している）。その後、雲南海誠実業集団が株式の85%を取得していたが、近年の高速鉄道計画の進展により同地域の重要性が見直さ

図表8 ボーテンSEZにて稼働中のホテル



(出所) 2019年8月筆者撮影。

図表9 ボーテンSEZで建設が進むビルディング群



(出所) 2019年8月筆者撮影。

れ、現在急速に開発を進めているところであるという。ショールームにおける聞き取りによると、このSEZの現在の住民は5,000人、将来的には30万人であるとのことであるが、開発の規模からみて十分あり得ると思われる。

おわりに

AEC2025ブループリント、MPAC2025によりASEAN連結性の分野がより拡大されており、交通運輸に関しては従来の延長、あるいは積み残しの解決をはかることが中心となっている。そうした中で、遅れていたASEAN交通円滑化協定の中核であるAFAFGITに進展があることから、ACTSのように一部ではあるが実際に運用される機運が高まっている。一方、GMS越境交通協定であるCBTAがCBTA2.0へのアップグレードを控えており、その一部である交通権交換がアーリーハーベスト措置として先取りされており、ASEANでもとりわけメコン地域の陸路交通について連結性の改善が新しいステージに入りつつあることを感じる。

一方でこの地域は中国の一带一路構想において重要であり、今回取り上げたラオスにおける高速鉄道計画は中国の国家的意図の元に、事業資金から建設に関わる技術、人材、資材までほぼ全てを中国に依存している。これによって常識では考えられないスピードで建設が進んでいるが、同時にラオスの山々が大きく削られ地形まで変わる大規模工事によって国全体の環境破壊をもたらしていることに驚くばかりである。国境地域においてもボーテン国境、ゴールデントライアングル（木棉島：Don Sao島）で中国による大規模開発がラオス領内で進行しており、中国による中国のための租界地であるとの印象しかない。こうした中国によるあまりにも速い進出に対して、中国に経済的に依存してきたASEANの国はあまりに無防備であり、国民の意識の中で今後どのような変化が起きるのか注目されるころではないか。

参考文献

- 石川幸一（2017）「AEC2025とASEANの新たな挑戦」ITI 調査研究シリーズ No. 61、国際貿易投資研究所（ITI）。
- （2019）「ASEANにおける一帯一路の現状と課題」『アジア研究所紀要』第45号、亜細亜大学アジア研究所。
- 石川幸一・清水一史・助川成也（2016）『ASEAN経済共同体の創設と日本』文眞堂。
- 石田正美（2019）「メコン地域3つの経済回廊の道路インフラ」トラン・ヴァン・トゥ／刈込俊二（2019）『メコン地域開発とアジアダイナミズム』文眞堂。
- 藤村学（2016）「メコン地域における経済回廊と日系企業の展開」『季刊国際貿易と投資』2016年春号、国際貿易投資研究所（ITI）。
- 春日尚雄（2014）『ASEANシフトが進む日系企業—統合一体化するメコン地域』文眞堂。
- （2018）「ティラワSEZの現状と課題」ITI ミャンマー研究会現地出張報告(5)、国際貿易投資研究所、フラッシュ：399。
<http://www.iti.or.jp/flash399.htm>
- 蒲田亮平（2018）「タイの物流事情」石田正美・梅崎創『メコン地域の輸送インフラと物流事情』調査研究報告書、アジア経済研究所。
- JETRO（2012）「タイ東西経済回廊と周辺開発の現状と課題」JETRO海外調査部アジア大洋州課。
- JICA（2014）「ミャンマー国 全国運輸交通プログラム形成準備調査 東西経済回廊関連道路事業ファイナルレポート」JICA。
- （2018）「ミャンマー国連結性強化に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」JICA。
- Asian Development Bank（ADB）（2018）.“Review of Configuration of the GMS Economic Corridors” Manila.
<https://www.adb.org/documents/review-configuration-gms-corridors>

ASEAN Secretariat (2010). *Master Plan on ASEAN Connectivity*, ASEAN Secretariat.

ASEAN Secretariat (2015a). *ASEAN2025: Forging ahead Together*, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2015b). *Kuala Lumpur Transport Strategic Plan (ASEAN Transport Strategic Plan 2016–2025)*, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2016). *Master Plan on ASEAN Connectivity 2025*, ASEAN Secretariat.

ASEAN Secretariat (2017). *ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan*.

フィリピンの条件付現金給付プログラム —発足初期段階のインパクト評価を考察—

野沢 勝美

Conditional Cash Transfer Program in the Philippines
—Overview of Impact Evaluation Survey at Early Stage of the Program—

Katsumi NOZAWA

序 節

貧困家庭の子供は就学率が低くまた受けられる保健サービスの質が悪く、これは多くの開発途上国で普通のことである。このことは貧困が世帯を超えて続くメカニズムでもあった。もともと学校教育が低水準にある国では当初は不平等を拡大させる傾向があったか、今日では途上国の多くはこれが反転し、教育の普及が所得の不平等を減少させることが期待される¹。1990年代に至り開発研究では、ターゲッティングされた奨学金は条件付現金給付 (conditional cash transfer : CCT) として知られるようになった。CCTの考えは貧しい親達に子供に就学をさせる誘因を与えるというものである。

一方では、世界各地において経済のグローバル化のもたらす格差拡大への対応が課題となっている。先進国や国際機関における貧困政策の転換があり、新興国や開発途上国においては貧困の世代間連鎖を阻止すべく社会

¹ ラヴァリオン (2018)、751頁。

的資本・人的資本への投資というアイデアが現金給付に関連して影響力を持つに至っている。

CCTの導入が近年目立つようになっているのは中南米の各国であり、とりわけブラジル、メキシコでの適用は注目されてきた。具体的にはブラジル、メキシコで貧困削減プロジェクトが条件付現金給付で採用されている。アジアの中では、フィリピンが2007年にアロヨ政権下でCCTが導入されている。

ところが、フィリピンにおいてCCTとして導入された「フィリピン家族渡し船プログラム」(Pantawid Familyang Pilipino Program、頭文字から以下「4Ps」)が発足しているが、この4Psの評価に正しい理解を得るには多くの難点があった。事実、4Psに対する評価については、これをばら撒き政策であり縮小、廃止すべきとの経済界、あるいはメディアからの否定的論評が多い。とりわけ経済界からは、受益の効果が不確かである。メディアからはターゲティングが恣意的になされ不正が発生しているなどである。援助機関関係者からも、CCTは参加型支援からはほど遠く、その援助効果は理解し難いとの見解も多い。

加えて公的機関によるプログラム評価の取組みの遅れもある。政府機関の社会福祉開発省(DSWD)によるプログラム実行過程における人材、組織、財政上など諸課題の解決に課題が残されたことによる。また、利用すべく基本データである家計調査(Family Income and Expenditure Survey:FIES)は3年に1度実施され、その公表の遅れなどの現実がある。このため4Psに関わる評価は民間研究者によるものが中心である。

筆者は2016年に現地研究機関を訪問し、資料収集、研究者からの意見聞き取りを行った²。本稿では4Ps発足から5年を経過した時点を中心にと

² 筆者は以下の研究者から意見聞き取りなどを実施した。改めて謝意を呈する次第である。しかし本稿記述の内容に関してはすべて筆者の責に帰属する。Dr. Aniceto C. Orbeta, Senior Research Fellow, Philippine Institute for Development Studies (PIDS).

のようなインパクト評価がなされたかその概要を明らかにするものである。

この場合、研究者による4Psの評価を非4Psとの対比において、政策参加率が近い家計を計量経済学的に検出する傾向スコアマッチング(propensity score matching: PSM)法、あるいはランダム化比較実験(randomized controlled trial: PCT)評価法の結果を記述し、4Ps発足から5年後のインパクト評価を明らかにする。

加えて、インパクト評価結果を受けて今後のプログラム実施に向けの提言を紹介する。

以上のとおり、フィリピンにおける条件付現金給付に関し、発足から5年後の時点におけるインパクト評価に関しその概要を述べる。

第1節 条件付現金給付プロジェクトの沿革、目的、分類

最初に、なぜ条件付現金給付が注目されるのかその沿革をみると、これには以下の4点があると考えられる³。①先進国では第2次世界大戦後に成立した福祉国家が想定していた正規雇用を対象とする社会保障制度が失業の長期化や雇用の非正規化の拡大により社会保険制度が限界に達し、社会扶助、とくに現金給付のニーズが拡大した点である。②中東欧では共産主義体制が崩壊し、失業、雇用の非正規化に対し、労働と結び付かない現金給付のような新たな制度を制定する必要性が考えられるようになったこと。③新興国や開発途上国では、先進国や国際機関における貧困政策の転換があり、単なる救貧から貧困の原因を除去し貧困の世代間連鎖を阻止するという社会的・人的資本への投資というアイデアが現金給付に関連して影響力をもつにいたったという点である。④1980～1990年代の世界銀行、IMFなど国際金融機関主導で途上国に対し構造調整がはかられたが、貧困削減には寄与しなかったため、社会的保護の概念が注目されるに至った

³ 宇佐見ほか(2015)6、7頁。

点である。かくして、社会的保護の意味合いが世界銀行や国際連合に用いられ、その政策に反映され、影響を持つにいたった⁴。

現金給付政策は通例、受益者を限定するため何らかのターゲティングを伴う。ターゲットの絞り方としては、代理資力調査（proxy means test：PMT）、カテゴリーによる限定、自己選択の3種類が想定される。①PMTとは、一定の生活水準以下の人々（個人または世帯）に給付を絞るために所得や資産を調査することである。②カテゴリーによる限定とは、社会的に脆弱とみなされる集団、例えば子供、高齢者、障害者などに給付対象を限定することである。カテゴリーによる給付に、資力調査を伴うことが多いが、特定カテゴリーのなかでは資力調査なしに普遍的に（＝全員に）給付を行う場合もある。③自己選択とは、労働を提供しなければ給付を受けられない勤労福祉制度のように真に支援を必要とする人だけがプログラムに参加するように仕向けることをいう。なお、ターゲティングを伴わず、だれもが支給対象となるような現金給付はベーシックインカム（最低生活保障）とよばれる。ベーシックインカムは国家がすべての市民に対して必要最低額のサービスや給付を保障する普遍主義の考えを究極まで突き止めたものであるが、ベーシックインカムが制度化された国はない。

現在、30カ国を超える発展途上国でCCTプログラムが導入されており、その数は増え続けている。CCTの考えは、貧しい親たちに子供が適切に学校に出席し、何らかの検診を受ければそれを条件に現金の給付が行われる。貧困層の子供がすでに就学していると仮定すればプログラムによる押上げの利益は給付が貧しい家族に確実に届くかどうかにかかっている。押上げの利益の大小はプログラムがなければ達成されないような就学水準を条件として課すような設計がなされているかどうかにも依存する⁵。途上国において大きな影響力をもったCCTの初期の代表例はメキシコのPro-

⁴ 宇佐美ほか（2015）6、7頁。

⁵ ラヴァリオン（2018）752、753p。

gresa（現在はOportunidadesとよばれている）とブラジルのBolsa Escolaである。ブラジルの場合には、貧困層を対象とした一連のCCTがボルサ・ファミリア（Bolsa Familia）の下に統合され、その過程で、就学のみでなく検診も条件に加えられた⁶。

第2節 フィリピンにおける条件付現金給付

(1) 構造調整による経済再建と貧困の深化

フィリピンにおいてかかる条件付現金給付プログラムが導入された経緯をみる。その発端は1986年マルコス旧政権が崩壊後の構造調整政策にある。1980年代後半はフィリピンは、コラソン・アキノ政権のもと国際金融機関、パリクラブ参加国、民間銀行団との巨額の債務負担軽減を目的とし、構造調整下での規制緩和政策による経済再建を最優先してきた。GDP比による財政収支をみると、マルコス政権末期（1981-85年）の政治と経済の複合的混乱期にあっては、中央政府の収支をGDP比でみると年平均-2.8%で、利子支払を除くと-1.3%であった。これがコラソン（C）・アキノ期（1986-92年）には同-2.8%が、利子支払を除き2.8%にプラスに転換した。この基調は後続政権に継続し、ラモス政権期（1993-98年）に同-0.2%、3.8%、エストラダ政権期（1990-2000）に同-3.9%、0.0%、アロヨ政権期（2001-05）に同-4.0%、1.1%であった。これらには利子支払がコラソン・アキノ期、アロヨ期にはそれぞれ5.6%、5.1%であった（表1）。1990年代後半に経済再建は軌道復帰に向ったもののフィリピン経済は1997年アジア通貨危機に直面したのである。

かくして中央政府支出の構成比をみると、社会サービスの改革は先送りされたのである。社会サービスのうち、平均基礎教育支出のうち生徒1人当たりの支出をみると名目価格で、各政権期の年平均伸び率は、マルコス

⁶ ラテンアメリカにおけるCCTプログラムに関しては、Reyes et al (2015) pp11-16.

表1 歴代政権期における財政収支のGDP比（年平均）

（単位：％）

区 分	1981-85 マルコス 政権	1986-92 C・アキノ 政権	1993-98 ラモス 政権	1999-2000 エストラダ 政権	2001-2005 アロヨ 政権
A. 歳入	11.7	15.9	18.7	15.7	14.8
1. 税収	10.3	13.1	16.2	14.1	12.8
直接税	2.6	4.1	6.0	6.1	5.9
間接税	3.6	4.8	5.6	4.8	3.9
国際貿易関連	3.6	4.1	4.5	2.9	2.6
その他	0.5	0.2	0.1	0.3	0.4
2. 税外収入	1.4	2.7	2.4	1.6	2.0
B. 歳出	14.5	18.6	18.9	19.6	18.8
1. 経常支出	9.0	14.8	15.3	15.9	16.0
人件費	3.5	5.2	6.2	6.8	6.2
運営維持支出	3.1	2.7	2.3	2.4	1.9
利子支払	1.5	5.6	4.0	3.9	5.1
国内	1.0	4.1	3.0	2.7	3.3
対外	0.6	1.5	1.0	1.2	1.8
地方交付金	0.6	0.6	2.2	2.5	2.5
石油価格安定化基金	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
補助金	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2
税支出	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0
2. 資本支出	4.9	3.1	3.5	3.6	2.8
インフラ、その他資本支出	2.6	2.4	2.7	2.9	2.0
その他	2.2	0.6	0.8	0.7	0.8
3. 純貸付	0.6	0.8	0.1	0.1	0.1
C. 中央政府収支	-2.8	-2.8	-0.2	-3.9	-4.0
D. 支出（利子支払除く）	12.9	13.1	14.9	15.7	13.7
E. 基礎収支（A-D）	-1.3	2.8	3.8	0.0	1.1

（出所） Diokno (2010). p.45.

（原典） Department of Budget Management.

政権期が13.7%であったものがアロヨ政権期には同1.5%にまで低下しているのである（表2）。

次に社会サービスのうち、健康支出について中央政府と地方政府の支出額を統合した各政権期年平均で、アロヨ政権期には総額は2000年価格での変化は-3.2%で、1人当たり伸び率では同-5.4%を記録する（表3）。これ

表2 歴代政権期における基礎教育支出（1981-2005）

区 分	1981-85 マルコス 政権	1986-92 C・アキノ 政権	1993-98 ラモス 政権	1999-2000 エストラダ 政権	2001-05 アロヨ 政権
I. 基礎教育支出					
A. 総支出（億ペソ）					
1. 名目価格	5,653	21,875	54,651	89,773	104,370
2. 2000年価格	30,042	52,626	69,969	91,484	90,086
B. 生徒1人当り支出（ペソ）					
1. 名目価格	565	1,836	3,847	5,720	6,207
2. 2000年価格	3,027	4,478	4,959	5,830	5,363
II. 増減率（%）					
A. 総支出					
1. 名目価格	15.6	23.2	17.9	5.4	3.0
2. 2000年価格	-5.7	13.4	9.0	0.5	-2.2
B. 生徒1人当り支出					
1. 名目価格	13.7	19.5	14.5	3.0	1.5
2. 2000年価格	-7.3	10.0	5.8	-1.9	-3.6

（出所） Diokno (2010) p.59.

（原典） Department of Budget Management, National Statistical Coordination Board.

らはC・アキノ政権期には2000年価格で10.0%、同7.5%と最大であったものが、アロヨ政権期にはいずれも最低を記録したのである。この低下要因は中央政府による健康支出額の減少であり、地方分権化政策で地方政府により修復されてきたが、2000年価格ベースではアロヨ政権期の地方政府の支出額は総額、1人当たりでも減少しているのである。

加えて、2008年のリーマンショックによるグローバル経済危機の影響は、教育、健康支出に対する全面的対処を問われることになった。2006年時点のフィリピンの貧困率でみると21.1%であり、これが2009年に20.5%と2006年比-0.5%、2012年に19.7%と2009年比-0.8%と僅かながら減少したものの基本的な解決には至ってない。一方では貧困世帯は2009年に2006年比6.0%、2012年に2009年比4.4%と増加しているのである。貧困世帯数では2012年に4,214,921世帯に達し、貧困世帯数の地方別分布をみると、2009年はミンダナオが全国の38.3%と最大となっている（表4）。

表3 歴代政権期における年平均健康支出（中央政府・地方府の統合支出）
（1981-2004）

区 分	1981-85 マルコス 政権	1986-92 C・アキノ 政権	1993-98 ラモス 政権	1999-2000 エストラダ 政権	2001-04 アロヨ 政権
I. 総支出額					
A. 統合健康支出					
1. 名目価格（100万ペソ）	2,293	6,945	17,382	26,791	27,715
a. 中央政府	1,931	6,187	8,586	11,835	10,837
b. 地方政府	362	757	8,797	14,956	16,878
2. 2000年価格（100万ペソ）	12,416	16,637	22,357	27,315	24,609
a. 中央政府	10,480	14,803	11,096	12,081	9,631
b. 地方政府	1,936	1,834	11,263	15,234	14,977
B. 1人当り統合健康支出					
1. 名目価格	44	115	249	354	343
a. 中央政府	37	102	123	156	134
b. 地方政府	7	13	126	197	309
2. 2000年価格	240	278	321	360	303
a. 中央政府	203	247	160	159	119
b. 地方政府	37	31	161	201	184
II. 増減率（％）					
A. 統合健康支出					
1. 名目価格	12.9	20.1	15.9	5.9	1.4
a. 中央政府	13.3	21.1	6.4	0.6	0.2
b. 地方政府	12.3	14.5	68.8	10.6	2.5
2. 2000年価格	-6.4	10.0	7.0	0.9	-3.2
a. 中央政府	-5.8	11.0	-1.5	-4.2	-4.4
b. 地方政府	-8.0	4.6	54.8	5.5	-2.2
B. 1人当り統合健康支出					
1. 名目価格	10.4	17.4	13.2	3.5	-0.7
a. 中央政府	10.8	18.3	4.0	-1.6	-1.9
b. 地方政府	9.8	11.8	65.0	8.1	0.4
2. 2000年価格	-8.5	7.5	4.6	-1.4	-5.4
a. 中央政府	-8.0	8.4	-3.7	-6.4	-6.6
b. 地方政府	-10.1	2.2	51.3	3.0	-4.4

（出所） Diokno (2010) p.60.

（原典） Government authorities.

表4 ルソン・ピサヤ・ミンダナオの貧困世帯率、貧困世帯数、貧困世帯数分布 (2006、2009、2012年)

主要地方別	貧困率 (世帯) (%)						貧困世帯数				貧困世帯数構成比 (%)		
	2006	2009	2012	増加/減少		2006	2009	2012	増加/減少		2006	2009	2012
				2006/2009	2009/2012				2006/2009	2009/2012			
全 国	21.1	20.5	19.7	-0.5	-0.8	3,809,283	4,036,915	4,214,921	6.0	4.4	1,000	1,000	1,000
ルソン	13.5	12.9	11.7	-0.6	-1.2	1,408,146	1,466,493	1,451,101	4.1	-1.0	37.0	36.3	34.4
ピサヤ	28.2	27.0	27.1	-1.2	0.1	999,418	1,025,537	1,107,955	2.6	8.0	26.2	25.4	26.3
ミンダナオ	33.8	34.3	33.8	0.5	-0.5	1,401,719	1,544,885	1,655,865	10.2	7.2	36.8	38.3	39.3

(出所) 2012 Full Year Official Poverty Statistics, National Statistical Coordination Board, 2013.

(2) 条件付現金付給付プログラムの導入

前項で述べたような貧困問題の顕在化のなか、アロヨ前政権下の2007年に条件付現金付与プログラム「4 Ps」がパイロット・プログラムとして発足しており、翌2008年に正式発足し、後続のニノイ・アキノ政権、ドゥテルテ政権にと引継がれたのである。

4 Psの目的は2点あり、1つは世帯子供の就学率向上で、今1つは世帯全員の健康維持で子供と妊婦の健康管理である⁷。このため当該世帯の母親に子供の就学支援、保健衛生を目的に直接現金を給付する画期的なもので、子供労働の減少をも意図している。

現金給付額は、①教育給付として、6才から14才までの就学中の子供1人につき月300ペソ（1ペソ=2.23円）で年10回3,000ペソを1世帯3人まで、②健康栄養給付として、1世帯あたり月500ペソ、年6,000ペソである。したがって、1世帯当たり最大給付額は、年1万5,000ペソに達する。

4 Psのガイドラインによると受益世帯の代表は母親⁸で、現金給付の相手も母親に限定している点である。母親は子供の世話、学校の就学の責任者であるとの認識による。

受益者は2007年のパイロット・プログラムの4,459世帯から⁹、2019年現在には対象は4,164,788世帯、実行は3,955,413世帯、実行率は94.9%に達する¹⁰。この受益者数は、表4の貧困世帯数2012年の421万世帯に近く、貧困世帯のほぼ全数をカバーしていると言える。4 Ps対象地域は81州、145市、1,489ムニシパリティ、42,044バラングイ（村）に達している¹¹。4 Psの予算規模は12年時点で394億ペソで、うち給付額は354億ペソ額で総額の89.87%相当である。これまで10年から5ヵ年の給付額ではフィリピン政

⁷ ガイドラインは以下を参照。DSWD (2015).

⁸ DSWD (2015).

⁹ Fernandez et al (2011) p.3.

¹⁰ DSWD (2019a)

¹¹ DPWH (2019a) p.3.

府が78%、ADBが12%、世銀が10%を拠出するとしてきた。日本の政府開発援助はこれに加わっていない。プログラム別の給付額総額を2018年（2017・2018年6期）についてみると教育部門給付が277.3億ペソ、健康部門給付が240.0億ペソ、米補助給付が297.1億ペソ、合計815.5億ペソ¹²に達している。

2016年6月に就任したドゥテルテ大統領は同年7月に経済政策アジェンダ10項目を公表し、貧困世帯に対する救済策として条件付現金給付の継続を確約し、経済開発計画（2017-22年）でもこの実行を明記している。

(3) 現金給付はLBPが母親に給付

現金の給付に関し、特色は次の3点にまとめられる。最初に、現金給付は個々の受益世帯への支給を一括してDSWDがフィリピン土地銀行（LBP）に委託している点である。受益世帯は毎月地元のLBP支店でキャッシュカードまたは協同組合窓口で現金で引き出す。前者が52.91%、後者が58.72%である¹³。重要なことは、この間に他の中央・地方政府が介在してない。DSWDが事業を直接に運用し、政治家のパトロネージ介入を排除しているのである。

2019年3月時の受益件数では、教育参加が6,428,299件、健康参加が482,675件、後述の家族開発セッション（Family Development Session：FDS）参加は3,739,714件である。FDS参加件数は貧困世帯数であり、前述の全国の貧困世帯数に等しく、4Psを把握していると考えられる。

(4) 受益世帯の義務と家族開発セッション参加

4Psの受益世帯の義務は次の4点である。

第1に、受益世帯の子供就学義務で、毎月の授業出席率は85%以上を達

¹² DSWD (2019a) p.4.

¹³ DSWD (2019a) p.4.

成する。

第2に、妊婦の保健衛生の管理で、産前産後の受診、分娩時に専門的助産婦の立会いである。受益世帯家族の衛生管理があり、5歳以下の幼児の定期健診、ワクチン受診、および6～14歳の児童は虫下剤を年2回服用する。

第3に、世帯の代表は月1度の家族開発セッション（FDS）に参加義務である。FDSは、前述の義務履行の確認と貧困から自立に備えての研修受講機会である。このFDSは4Ps事業の基本組織である。1単位のFDSは平均25から30世帯で構成され、これをまとめるのがペアレント・リーダーで活動の母体となる。このFDS指導するのはムニシパル（またはシティ）・リンクと呼ばれる人物で、ムニシパリティに在籍するDSWDの派遣職員である。

(5) ターゲティングおよび適格性

4Psの実行に際して重要なことは、4Psの受益世帯の選定の適格性を図ることである。4Psの本来目的である貧困削減に向けて、プログラムによるインパクトの効率を高く維持することである。このため、家計消費の経済分析、現金給付のマクロ経済分析など総合的、かつ総合的な評価が望まれるところである。

4Psの受益者となるのは、いくつかの条件を満たさねばならない。
 ①最貧のムニシパリティに居住すること、②世帯の状況が所属州の貧困線以下であること、③世帯の認定時0-14才の子供、または妊婦がいること、④4Psプログラムの設定する諸条件を遵守することである。

これまでは、DSWDが統計調整委員会（NSCB）が設定した2003年小規模地域推計（Small Area Estimates：SAE）結果によりムニシパリティを選定し、当該ムニシパリティの貧困者率が50%以上であれば、所属の全バランガイ（村）が選定の対象となる。貧困者率が50%以下であればバランガイ選定基準は当該ムニシパリティの社会経済プロファイルをもって「貧

民地域」(pockets of poverty)と規定する。

そして貧困世帯をムニシパリティから選ぶに際し、DSWDは貧困削減のための家計選定システム(National Household Targeting System for Poverty Reduction : NHTS-PR)を使用する。NHTS-PRは貧困世帯の認定に代理資力テスト(proxy meas test : PMT)モデルを2006家計調査(Family Income and Expenditure Survey : FIES)、および2006労働力調査(Labor Force Survey : LFS)のデータを使う。PMTにおいては、所有資産、家屋の形態、世帯主の教育・雇用形態、上下水道の利用可能性などをもって一定の代理変数である所得を予測する。

第3節 条件付現金給付プログラムのインパクト評価

(1) Chaudhury et al (2013) 論文：世界銀行の評価

Chaudhury et al (2013) 論文は、世界銀行研究者によるフィリピン4Psに関わるインパクト評価であり、いわば4Ps評価の定番に位置するものである。インパクト評価の対象となる地理的にターゲッティング対象となる地区に居住し、家計調査、労働力調査からなるNational Household Targeting System for Poverty Reduction (NHTS-PR)により貧困ラインが決まり、PMT所得がそれ以下となれば貧困世帯と選定される。

4Psの評価の手法は、ランダム化比較実験(randomized control trial : RCT) 評価法が適用されている¹⁴。

¹⁴ この手法は「社会実験的政策評価」とも呼ばれている。RCTは潜在的な政策介入のターゲットから一部を無作為に取り出して、「処置群」と「対照群」に割り振り、前者にのみ政策介入を施し、後者には実施せず、2つのグループのアウトカム変数に統計的に有意な差が生ずるかどうかを検定するアプローチ。無作為に割り振ることによりそもそも条件のいい者が率先して政策介入に反応するがそれ故に生じる内生バイアスや、介入を行う政府やNGOなどが意図をもって介入地域や対象グループを選択するが故に生じる内生バイアスを避けることができる。黒崎他(2017)166-167頁。

まず、代理資力調査（PMT）を用いて貧困ラインを導き出し、貧困ライン以下の世帯を貧困世帯として選出し4 Psの受益者とし、同じアウトカムで非4 Ps受益者とを比較する。

インパクト評価の対象となったのは、8 ムニシパリティに居住している4 グループで①3,742世帯で1,418世帯が子持ちまたは妊婦で貧困世帯4 Psと指定、②1,137世帯が子持ちまたは妊婦で非貧困世帯、③556世帯が貧困世帯で子なしの妊婦、④631世帯が非貧困世帯で子なしの妊婦とした。

インパクト評価の結果は、PMTによる3,742家計が8 ムニシパリティから無作為に選定され、うち1,418家計が4 Psの受益者であり、残余が非4 Ps受益者で、2009年に編成され、評価は2011年に実施されている。評価対象者は2年間のプログラム参加の治験があった。

① Chaudhury et al (2013) 論文によるインパクト評価の結論

以下のインパクト評価はランダム化比較実験（RCT）によるものであるが、本文に添付の別表等（pp.35-80）に詳細にわたり記載されておりここでは割愛する。なお、インパクト評価の内容は、世界銀行冊子¹⁵にて公表済みである。

第1に、子供の就学に関しては、非4 Ps受益者であり就学率65%の地区に居住する貧困世帯に比較し、就学率は入学前では10.3%高い。小学校レベルでは4.5%高く、これは全国水準に近い。6-11才の就学率は基礎的
就学率の91%よりも3.8%高いとの評価であり、12-14才の子供の就学率では4.9%上昇した。これは同じ年齢で就学率は95%となっており、これが非4 Ps受益世帯では90%となっている。15-17才の年長児にはCTT支援はなされてないものの4 Ps地域内において同様のインパクトがみられ就学率は7.6%上昇した。研究者によると、若年生徒に対する支援の強化がすでに年長の子供に好ましい波及効果があるのではとしている。しかしこ

¹⁵ WB. Stragic Impact Evaluation Fund (SIEF), July 2014, *from EVIDENCE to POLICY*, "Philippine: Are Cash Transfer Programs Effective"?

の年齢の子供そのものの全般的就学率は62%と変化はない。

第2に、世帯の認識として就学生1人当たり毎月300ペソの給付は、就学に必要な支出である衣類、教科書、食料などは高学年になると高価となり、給付額は不十分である。確かに4Ps受益世帯では、教育支出に1人当たり非4Psより38%増、医療費支出には同じく34%増であった。なお、4Ps受益者の給付額は、最大毎月給付額1,400ペソは受益者所得の23%に相当し、この給付額は類似の他国のCTTと比較し比較的多い部類とされ、メキシコのOportunidadesの23%と同じである。

第3に、世帯員の健康では、子供の成育不足の改善については4Ps受益世帯における6か月から3才までの子供の成育不足が10.1%減じた。これは非4Psにおける基準値は24%であった。この要因は子供の食生活改善で、若年児童が蛋白質を採る機会の増加による。また、妊婦の産前産後の検診も受診率が向上したとする。

第4に、現金給付がなされたにも関わらず、インパクト評価では受益者の1人当たりの消費支出は、一部の州での事例を除き、総体的に増加していないとする。

② Chaudhury et al (2013) 論文による提言

第1に、評価の結果として、政府に4Psプログラムにおける学齢の高い子供の就学促進を進行する方向に現金給付を拡大する方針を促すべきとしている。

第2に、現金給付は受益者に到達していても、消費水準は総体的には増加していないのである。4Psの受益者、非受益者ともに1日46ペソ、80%の貧困世帯が2か月で1,740ペソである。現金給付額は1人当たり消費の11%に過ぎず、この水準は国際比でメキシコのOportunidadesでは消費で20%にあたる。さらなる家計調査(FIES)の検討が不可欠となる。

第3に、4Psプログラムの評価に際しては受益者グループによる差異が存在することがあきらかになった。これらの差異はおかれた地域、状況の特異性(heterogeneity)に起因するもので、州別の特異性、身内の貧

困関連事項、先住山岳民族（IP）、遠隔地性、受益世帯の男女差によるものがあつた。これらに関してさらに調査が必要になる。

第4に、上記に関連することであるが、地域性を代表とする特異性に関してはより明快に推論が可能である。この場合に。州別の指標に関しては統計的には重要度が低いものであつても、4Ps地域における禁止条項が非4Ps地域では厳しく、有効なインパクトを形成する。ミンダナオのイスラム教徒州のラナオ・デル・ノルテの例が明らかである。

(2) Reyes et al (2015) 論文：子供の就学促進効果を評価

Reyes et al (2015) 論文は民間研究者による分析で、内容的には前出の Chaudhury et al (2013) 論文におけるインパクト評価の結論である4Ps受益世帯の子供の就学好転を追認するものであるが、記述面では表の添付により理解が早まる成果がある。

傾向スコアマッチング（propensity score matching：PSM）法によるインパクト評価がなされた¹⁶。これにより政策介入の受益者と非受益者を比較する際にマッチングが用いられた。政策を利用した家計である「処置群」と比較すべき「対照群」を構築する方法としては家計調査データを用いて政策参加率が近い家計を計量経済学的に検出するもので頻繁に用いられる。ただしPSM法には、政策参加基準を計算する基準となるのは観察可能な変数（observable）だけであるがゆえに、観察不可能な家計調査データ固有の効果がもたらす政策参加の内政バイアスをコントロールできないという限界がある。

Reyes et al (2015) 論文では、2011年貧困指標調査（Annual Poverty Indicators Survey：APIS）は、4Ps指標を含む全国的家計調査（FIES）データでDSWDが保有し、パネルデータにアクセス権のない研究者が利

¹⁶ 政策介入の受益者と非受益者を比較する際に計量経済学的アプローチであるマッチングが用いられた。政策を利用した家計である「処置群」と比較すべき「対照群」を構築する方法。黒崎他（2003）33-46頁。

表5 世帯の就労、就労分野、労働の種類、就労形態（2011）

（単位：％）

区分	4 Ps	非4 Ps
（職業）		
勤務員・監督・支配人	6.8	16.1
専門職	0.6	4.9
技術職	1.0	2.9
事務職	4.6	5.7
農民・木材加工・漁師	34.4	15.8
商業	6.2	8.5
運転	3.9	6.9
日雇労働、未熟練労働	41.6	28.5
特別職	0.3	0.5
（分野別）		
農業・林業・漁業	64.7	29.5
工業	10.2	16.1
サービス産業	25.1	54.4
（雇用の区分）		
賃労	39.0	57.1
民間歌人会社	3.5	5.0
民間企業	31.3	42.8
公務員	4.2	9.1
日雇労働	0.0	0.2
自営業	46.0	36.2
自家労働	43.9	32.1
被雇用者	2.1	4.0
無給家族労働	15.1	6.7
（雇用形態）		
常勤雇用	78.1	80.9
非常勤雇用	17.4	18.6
個人の非雇用	4.6	2.5

（出所） Reyes et al (2015) p.29.

（原典） Matched APIS 2011, July 2011.

用できる観察可能な (observable) なデータであり、4 Psによる子供就学のインパクト評価に用いる。これに2011年労働力調査 (LFS) データを加え2011年 APISによる大量のサンプルとの共変関係を有している¹⁷。

なお4 Psモデルの独立変数の明細として列挙したものは、例示すると、世帯主の輪郭・家族の教歴・家族の職歴・住居の特性・家の設備・所有資産・住居の場所、である¹⁸。本稿では、上記のうち、家族の職歴、子供の就学率、子供の不就学率、就学しない理由などについて順次記述した。

評価対象時の2011年に APIS対象となったのは42,063世帯で4 Psの受益者となったのは3,066世帯で全体の7.3%で、受益者の居住地は17地方に及んだ。

Reyes et al (2015) 論文では、最初に4 Ps受益世帯主の職業・分野別・雇用の区分・雇用形態についてみる (表5)。雇用区分では4 Ps受益世帯の43.9%が自家労働に従事しているのが特徴である。これが非4 Psでは32.1%と減少する。無給家族労働をみると4 Psでは15.1%であるが、これが非4 Psでは6.7%と少なく半分になる。雇用形態でみると4 Psで常勤就労が78.1%と圧倒的に多い。これは非4 Psでも同様に80.9%に達する。雇用分野をみると4 Psで特徴的なのは農業・林業・漁業の一次産業が64.7%と圧倒的に多く非4 Ps世帯の2倍である。非4 Psでは逆にサービス産業が多く54.2%と4 Psの2倍である。ここでの特徴は職業分類にも反映しており、4 Psでは、農民・木材加工・漁師が34.4%である。これは非4 Psの15.8%の2倍である。同じく職業別で4 Psは日雇労働・未熟練労働は41.6%で、多くが家族労働に従事し、最低額の賃金水準である。これが非4 Psでは28.5%になる。かくしてこの4 Ps受益世帯の職業分野での記述にみるように、彼らの教育水準は低レベルなのである。高学歴である少ない人数の4 Ps受益世帯主がむかえられる現実がある。ここで散見するよ

¹⁷ Reyes et al (2015) p.42.

¹⁸ Reyes et al (2015) p.43.

うに4Ps受益世帯はCCTを受給されており非4Ps世帯よりもネットでは所得は少ないのである。このことは4Ps受益世帯就業分野の一次産業従事に加え自営業、無給家族労働従事に反映していることでも分る。

次に4Psのプログラムの重点である受益世帯の子供就学率の現況をみる(表6)。ここで特徴的なのは受益世帯の6-11才では92%から98%にある。就学率は12-14才では順次低下しており、15-18才(プログラム対象外である)になると80%以下に減少し、18才では33.8%にまで減少する。これらの傾向は非4Psにおいても同様で就学率は15-18才以降急速に低下する。

世帯における子供数と就学率をみる。一般的には子供数が少なくなれば、子供が多い世帯よりも就学率は高くなる。ところで実際には4Psの子供数3人以下では、6-14才の子供の就学率は92.2-91.2%に達している。これが17才では43.9%、18才で32.0%になるのである。ところが子供数が4

表6 4Ps受益世帯および非4Psの年齢別
子供就学率(2011年)

(単位: %)

年齢	4Ps	非4Ps
6	92.6	92.0
7	98.0	97.2
8	98.4	98.4
9	98.9	98.2
10	98.8	98.1
11	98.3	97.8
12	96.4	97.0
13	93.6	93.9
14	89.7	90.7
15	77.5	86.2
16	80.0	71.3
17	43.6	58.7
18	33.8	48.2

(出所) Reyes et al (2015) p.34.

(原典) APIS 2011, NSO

表7 4 Ps 受益世帯の子供数別就学率 (2011年)
(単位：%)

年齢	4 Ps 世帯子供の年齢 6-18才	
	子供数 3 人以下	子供数 4 人以上
6	92.2	93.1
7	98.6	97.0
8	99.4	97.1
9	98.9	98.8
10	99.1	98.5
11	98.2	98.3
12	96.6	96.1
13	93.7	93.5
14	91.2	87.9
15	77.8	77.2
16	62.5	58.2
17	43.9	43.4
18	32.0	35.0

(出所) Reyes et al (2015) p.37.

(原典) APIS 2011, NSO

人以上となっても就学率は6-18才までは子供数3人以下と比べてほとんど変化しない(表7)。これは子供数が多い4 Ps 世帯においては家計財政的に前向きで教育投資を減らさない傾向があるからとされる。

ところが4 Ps 下で条件を課せられた世帯の不就学率においては、子供数をもて13才と14才の子供の不就学率は48.5%と全数の半分を占めている。(表8)。なぜ子供の数が少ないのに学齢が増大すると不就学が増えるのか。一般的には子供の数が増えると就学率が低下するのは貧困に起因するとされている。これは特に中学校レベルでは顕著とされている。

それではなぜ4 Ps 世帯において子供数が少ないのに不就学がふえるのか。子供が就労しているようが、そうでなかろうが、不就学の一般的な理由は個人的な関心の不在である(表9)。2008年以来、APISの調査においてはこれを理由としてきた。不就学の子供にとっては、個人的関心には世帯

表8 4 Ps 受益世帯の世帯サイズ別子供不就业率 (2011年)
(単位: %)

年齢	世帯の子供数		
	子供数 3 人以下	子供数 4 人以上	全世帯
6	19.4	18.5	19.1
7	6.8	3.9	5.8
8	3.1	6.9	4.4
9	3.0	3.2	3.1
10	3.5	3.8	3.6
11	5.6	5.0	5.4
12	10.9	8.9	10.2
13	21.2	17.8	20.0
14	26.6	32.1	28.5
合計	100.0	100.0	100.0

(出所) Reyes et al (2015) p.38.

(原典) APIS 2011, NSO

表9 4 Ps 世帯の子供が就学しない理由

(単位: %)

理由	不就業				就業中			
	6-14才	6-11才	12-14才	15-18才	6-14才	6-11才	12-14才	15-18才
個人的関心の不在	57.4	57.6	57.2	34.4	57.0	66.7	56.3	38.2
高い教育費用	9.6	9.2	10.0	35.2	19.2	33.3	18.1	25.1
病気	14.4	12.6	16.5	5.5	0.0	0.0	0.0	0.4
就労中	0.6	1.1	0.0	4.4	14.7	0.0	15.8	25.7
家事に専念・兄弟の介護	1.6	0.0	3.4	7.6	1.6	0.0	1.7	0.9
遠距離通学	4.8	7.7	1.4	0.6	1.3	0.0	1.4	1.9
居住村落に学校不在	1.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
津学用の公共交通機関不在	0.0	0.0	0.0	1.1	1.6	0.0	1.7	0.8
授業に就いて行けない	4.6	4.0	5.3	1.2	2.9	0.0	3.1	1.9
就学記録に問題	0.5	0.0	1.1	0.7	0.0	0.0	0.0	0.5
出生証明に問題	0.4	0.8	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.4
学齢に達せず	1.8	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結婚	0.5	0.0	1.1	7.7	0.0	0.0	0.0	1.6
卒業している	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.7	1.6	4.0	0.5	1.7	0.0	1.8	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Reyes et al (2015) p.33.

(原典) APIS 2011, NSO

の財政事情が含まれ、これに両親の支援不足、家族のための就労などが含まれてきたとされる。この理由は就労中の子供の理由としても同様であった。次なる不就学の理由は高い教育コストである。4 Ps世帯は多くが貧困であり子供を学校に通わせる資力に乏しい。家計における最大の経費支出は食品、日常の必需品であり、教育用に残される部分は少ない。こうした特殊事情は中学校レベルの子供にとって顕著である。これには世帯主が子供は小学校までは通わせられると認識するからである。しかしながら、6-11才で、就労中の33.3%は、高い教育コストを主なる理由とした。また一方では、世帯は日常の最低必需品用の所得を得ていないため、子供に若いうちから家族のため就労するように圧力をかける。6-14才で不就労の子供にとっての理由は病気で14.4%である。また不就労とは申告しても就職先を探している子供も含まれる。また不就労の年長15-18才の子供に一般的なのは家事に専念や、兄弟の世話で不就労は7.6%に達する。上述の15-18才の就労中が25.7%にも達するのは、子供年齢の上昇につれ就労にむけた機会費用が急増するためである。児童労働の発生の原因がここにある¹⁹。

① Reyes et al (2015) 論文によるインパクト評価の結論

Reyes et al (2015) 論文の4 Psの評価に関しては、以下のとおりPSM法を適用して4 Psもって非4 Psのスコアの有意を示している。

第1に、4 Ps世帯における年齢別就学率は、内生バイアスの影響はなく、4 Ps世帯の子供に関し6-14才の期待値の差は3.0%となるのである。すなわち6-14才における就学率は、非4 Ps世帯の就学率に比較して統計的に

¹⁹ ラヴァリオンによれば、子供の就学の価格は、子供の労働の賃金率 (w) と CCT の給付水準 (b) の差が親の選択にかかる誘因効果モデルであり、親は消費と就学の限界代替率が就学の価格 ($w-b$) と一致するように就学水準を選び、消費と余暇の限界代替率が余暇の価格 (w) と一致するよう余暇を選ぶ。かくして子供就学と余暇に関する派生需要関数が導かれ、結果として子供が市場に供給する労働量が決まる。バングラデシュの FSSP では就学の増加があっても子供労働は減少しなかったとする。ラヴァリオン (2018) 754、755頁。

表10 マッチ後4Ps受益世帯の子供グループ別就学率（2011年）

（単位：％）

年齢グループ別	4Ps	非4Ps	差異	Significance ($\alpha=0.05$)
6-14	96.3	93.3	3.0	significant
6-11	97.8	95.5	2.3	significant
12-14	93.2	89.2	4.0	significant
15-18	57.2	55.1	2.1	not significant

（Note：Figures are estimates from kernel matching（normal, bandwidth = 0.01）

（出所）Reyes et al（2015）p.45.

（原典）Matched files of the APIS 2011 and LFS July 2011, NSO

有意（significant）である（表10）。これが4Ps世帯の子供における6-11才の就学率の差は2.3%であり、12-14才の場合には4.0%となる。

一方ではプログラムの対象範囲を超えた15-17才の子供の就学率に関しては4Ps世帯と非4Ps世帯の子供の就学率との差には統計的に有意ではなかったとする

かくして4Psは、6-14才の子供の就学率の3.0%増に貢献した。非4Ps世帯では子供就学率は93.3%であったが、4Ps世帯ではこれが96.3%に達したのである。

第2に、以上を換言すれば、このCCTと学校施設の改善をもって、10万人の子供が就学することになったのである。このことは貧困削減の視点からは、当該の子供にさらなる教育投資の機会、賃金増、将来就業機会の構築による貧困削減との認識から、4Psはフィリピン経済の包摂的成長に連動するとされる。

第3に、検討を迫られる事項も生じている。4Ps受益者のうち推定される脱漏（leakage）は29%であり、100人の受益世帯のうち29世帯が貧困になく、本来受益者ではないのである。

- ② 提言としていくつかの点が列挙されているが、重要な指摘とみられるのは以下の4点である。

第1に、対象範囲の拡大よりも対象の深化をはかること。これには就学中の16-18才の高校生に対する4Psの対象延長で高校終了による高度の教歴で稼得賃金増が可能となる。

第2に代理資産調査(PMT)の改変である。現行の家計調査(FIES)は毎3年の更改で、PTMにおける社会経済状況の変遷を適格反映したものではない。例示すれば一部の家庭の電気機器所有は貧困の認定には有意ではない。

第3に、ターゲティングコスト削減目的で、特定地域のバランガイを「貧民地域」(pockets of poverty)と位置づけその居住世帯を貧困者に選定することの見直しをする。貧困者選定は地域住民センサスから個別に認定すべきである。

第4にターゲティングの改良であり、とりわけ検討を要するのは慢性的貧困には貧困状況から転出に難点が多い。とくに教育水準が低く望ましい就労機会もない。このため慢性的貧困者に対してはより長期的支援が必要で4Psは有効である。また、一時的貧困に関しても、天災で不作に直面した農家など直面した一時的貧困者に対する、当該世帯の子供就労に対する救援も必要となる。

(3) Tutor (2014a) 論文：家計消費を比較調査

Tutor (2014a) 論文は傾向スコアマッチング法(propensity score matching: PSM)を導入し、APISを利用して4Ps消費に対するインパクト効果を分析している。この調査手法は、前出のReyes et al (2015)論文と同じく、同規模の対照群において4Psのインパクトを比較するもので、元のデータは、4Ps受益者プログラムで集めた全国的なクロスセクションデータであり、他方は非4Psの家計調査によるものである。

前出のとおり3年に1度実施のFIESデータを利用した。APISの主目的は所得以外の貧困に関連する指標のモニターであり、貧困に関連する社会経済指標を含んでいる。2011年APISのモジュールには4Psのモニターが

加えられている。これは4 Ps受益者と非4 Ps受益者の区分に役立つ。ここでPSMの適用に際して重要なことは4 Ps受益者とし、自身が過去6か月に給付を受けたとの点である。総標本のうち3,066世帯が4 Psの受益者であり、4 Ps受益者の89%が下位40%の所得分配を受け、4 Ps受益者の1人当たり平均所得は1,544.63ペソで貧困線の1,529.28ペソを若干上回った。4 Ps受益者はデータセットでは代理資力調査(PMT)により認定されたものである。

4 Psの実施とおかれた状況とに強く影響する参加と変化に共変する事項と関連は、傾向スコアの推計に使用される。利用されるAPISデータセットに含まれる変数は23であり、1人当たり1か月支出の関しては12項目である。また、PSM法における4 Ps受益世帯の従属変数には、世帯人数、世帯主・配偶者の特徴、住居の特徴、飲料水、世帯の所有資産、その他の世帯の特徴、などが使用される。

あわせて4 Ps受益者3,051世帯と非4 Ps受益者2,201世帯の特徴の性向にかかわる傾向スコアのマッチングの手法に関するバランステストが実行され両グループにおける共変手法は問題はないとする。

ところが、Tutor (2014a) 論文では、4 Ps世帯家計は下位40%ではなく、下位20%に区分される貧困者を対象とした方が4 Psプログラム遂行に好ましいとの判断で、下位20%としている。メキシコのProgresaの例にみるように貧困度合が深まれば貧困家計での消費増があるとの事例もある。この結果、4 Ps受益世帯家計において月次1人当たり消費支出が42.60ペソから76.03ペソに増大した。これは4 Psプログラム支出では3-5%増で平均世帯員が6人の場合である。このうち最大なのは食料支出で1人当たり月28.03ペソから49.18ペソに増えるとした。このカテゴリーのうち4 Ps受益者が配分したのは炭水化物が25.82ペソから30.96ペソ増になる。蛋白質は9.88ペソから10.80ペソに、果物・野菜は3.04ペソから4.89ペソに増加する。ところが教育は総支出シェアで0.3%から0.4%となったが有意でない。また、医療は変化はなく支出増のインパクトはない。衣類は有意が高く6.90

ペソから7.79ペソに増え、総支出シェアでは0.5%になる。

今一つの注目すべき貯蓄の総支出に対するシェアは-5.0%であったものが、下位20%に属する4Ps受益者にとってはこれが-1.6%の減少となったのである。これは4Ps受益家計にとっては借金減少を意味し、好ましい結果ともなる。

総じて言えることは、下位20%に所属する4Ps受益世帯に対するインパクトは期待できるとする。下位40%の結果よりもプログラムの進捗に多くを期待できるからである。

① Tutor (2014) 論文によるインパクト評価の結論

4Psの家計に対するプログラム効果インパクト推計としPSM法を導入するが、4Ps受益者世帯を所得が下位20%について区分される世帯を対照に推計をした。この場合貧困度合が深まれば家計支出は増大する。

第1に、総支出は月次1人当りで42.60ペソから76.13ペソに増大し、最大なのは食料支出で28.03ペソから49.18ペソに増えるとした。このカテゴリーのうち4Ps受益者が配分したのは炭水化物が25.82ペソから30.96ペソ増になる。

第2に、本来は最も重要な、教育と健康支出支出であるが、総支出シェアに関して0.3%か0.4%に変化したのみである。

第3に、ここで注目すべき貯蓄の総支出に対するシェアが下位20%に属する4Ps受益者にとっては1.6%ポイントの減少となったのである。これは受益家計にとっては借金を減少するから、好ましい結果ともなる。

② Tutor (2014a) 論文による提言

第1に、誤謬 (error)、漏洩 (leakage) を減ずることであり、Reyes et al (2015) 論文でも指摘があったが特定地域のバラングイを「貧民地域」(pockets of poverty) とし貧困者認定することは見直す。これはターゲティングの問題である。

第2に、現金贈与の決定の透明性、および贈与給付日程の改正が世帯のよき消費判断を支援するのである。現金給付の持続性と支払の定期性は家

計の所得に対するショックに家計の消費に対する影響度合いを示し、4 Ps世帯に観測された消費行動の分析結果が示された。

(4) Quimbo et al (2015) 論文：国内資源からの移動額に注目

Quimbo et al (2015) 論文においては、4 Psにより新たな国内資源が投入されたことにより貧困者、非貧困者の支出、所得にどのような影響をもたらされたかを対象とした。このため、貧困者のターゲティングに際しては2003年小規模地域推計 (SAE) によって与えられた貧困発生をベースとして地域的に貧困と規定されたムニシパリティの世帯を対象とした。分析に際しては、家計調査はNHTS-PR利用した。これら受益者になるのはPMTにより2003年労働力調査 (LFS) を利用し、変数として資産所有、住宅、生活状態、衛生、教育、世帯主の職業、家族の所得の源泉を利用する。

Quimbo et al (2015) 論文では、前Reyes et al (2015) 論文、Tutor (2014a) 論文と同様に傾向スコアマッチング (PSM) 法を取り入れCCTが他の品目について、とりわけ一時期における貯蓄、投資、融資返済、融資残高についての影響を与えているかを対象とした。このため特別に全国を対象とした2014年4-5月実施のフィリピン大学経済学部が運営のPhilippine Center for Economic Development (PCED) 調査のデータによった。この主たる目的は、家計の体験したショックの側面を明らかにするのが主目的で、このショックに対し社会保護プログラムが家計に対しどのように対応したかをインパクト評価した。上記PCEDによる社会保障調査ではサンプル数3,100家計のうち500サンプルを抽出したが、これにはCCT世帯、非CCT世帯が含まれている。

PSM法による推計に関しては、以下の3比較グループによるマッチングによる平均処置効果 (average treatment effect on the treated : ATT) 推計を行う。

〈i〉「全CCT世帯vs非CCT世帯」においては、全ての4Ps受益者は

収入で1人当たり年18,946ペソとなり非受益者比で2,991ペソ減で有意になり賃金、事業収入の減、国内送金の増があった。賃金面では受益者は家族開発セッション（FDS）参加で時間労働を継続し、労働機会で不利になるとしている。受益者賃金は非受益者比2,239ペソ減である。支出面では受益者は20,109ペソで非受益者比1,954ペソ減で有意、うち教育は非受益者比115ペソ減であり有意でない。貯蓄は非受益者比691ペソ減、債務は同2,786ペソ減で有意でない。国内資源が流入すれば、貧困世帯はプログラムの漏洩がある。また、4Ps受益者にとって社会的保護の恩典受給機会もあり、所得は減少し、賃金も減少するものの支出は家事に必需の材に集中する事実がある。追加的アウトカムとして鶏・豚の飼育に有意とする。

〈ii〉 貧困CCT世帯vs貧困非CCT世帯」においては、収入では貧困4Ps受益者は年収10,100ペソで非受益者比で268ペソ減で、賃金は364ペソ減、事業収入は39ペソ増となったがいずれも有意でない。国内送金51の増でこれは有意であった。支出では受益者は17,555ペソで非受益者比2,791ペソ減で有意、うち教育は非受益者比21ペソ減であるが有意でない。運輸・通信は232ペソ減、美容は232減、また家屋修理も155ペソ減で有意である。貯蓄は貧困4Ps受益者でネガティブ7,111ペソで非受益者比プラス2,867ペソと有意で、債務は106ペソの微減で有意でない。受益者、非受益者ともに貯蓄引出しの余地はない。CCT受給者と非受給者がともに貧困で、区分の必要はなくなる。受益世帯は個人ベースで就労し支出しても申告しない。他からの流入があってもプログラム適格を優先し支出は減少する。CCTが十分な額となると家屋修理の意欲はなくPMTプログラムの適格性を主張する。追加的アウトカムとして養鶏・養豚の所有に有意とする。

〈iii〉 「非貧困CCT世帯vs非貧困非CCT世帯」においては、非貧困4Ps受益者は年収31,936ペソで非受益者比収入面では4,771ペソの減で、うち賃金は3,856ペソの減は有意である、ところが送金は1,060ペソ減

であった。支出は受益者は24,744ペソで非受益者比219ペソ減で、うち教育は295ペソ減で有意となった。特徴的なのは貯蓄は4 Ps受益者であるが7,545ペソでこれは非受益者の11,743ペソより4,199ペソ減で、債務は受益者は373ペソで非受益者より637ペソ減となっている。非貧困CCTがこのグループに含まれるのは誤謬 (error) と位置付ける。非貧困CCTはこの分類にない。または、就労せず受益者に意図的にとどまることである。教育支出減で有意なのは、調査では教育支出の内容を求めず、意味としてCCT世帯は子供を私立校から公立校に転校させプログラム持続性を維持する。また、追加的アウトカムとして養鶏・養豚の所有に有意とする。

① Quimbo et al (2015) 論文の結論

調査結果では、特別な、かつ全国を網羅する範囲の調査であり、マッチング結果に誤謬、遺漏を含むことになるから、調査結果によってはより4 Psに広範な結果をもたらすとし、以下のような行動を明らかにする。

第1に、4 Ps受益者にとっては追加的国内原資を受取るわけだが、貧困者は困窮からの浮上で一般的な社会的保護プログラムを利用するが、非貧困者は借金を減らし貧困者に比較し、より多くの給付を受けることを意味し、これは4 Psの誤謬を意味する。このことは、「お金はどこに行ったのか」とCCTのインパクトに関し否定的見解を示している。

第2に、貧困者も非貧困者も時間を通じて支出が順調に進行していると見て取れる。このことは直接的な貯蓄であるとも、あるいは代理資力調査としての家畜にみられように貯蓄になる。このことは、貧困者はより少なく貯蓄しているが、一方で非貧困者は債務を少なくすることでプログラムを享受することになるとする。このことは対象がもたらす溢出は4 Psの誤謬を拡大するとみられる。

第3に、調査によると貧困者の所得や労働の結果はプログラムの影響を受けたとはみられない。つまり多くの消費パターンは仕事量を少なくする。これに付随して4 Psの受益者である貧困者は輸送 (交通)、個人的身辺に

関する支出は減少している。

一方、調査によると非貧困者、富裕世帯においては戦略的行動があり、より少ない所得を報告することで、プログラムの適格性を維持する。このことでは教育に対する支出を減少させる。事例として、非貧困者は子供を私立学校から公立学校に転校させている。これは就学を継続し条件達成が目的である。また貧困者家計においても家屋の維持修理を減少している。これは戦略的手段としてプログラムの持続性を持続する目的である。これは家屋の性格がPMTと共変関係があるからである。

② Quimbo et al (2015) 論文の提言

4 Psの分析に際しては、現金給付に対応する複雑な対応関係の幅を理解する必要があるとしている。このことは4 Psのコストの有効性についての重要な意味を有するものとする。

終 節

本稿では、条件付現金給付である4 Psに関し、2007年のパイロット・プログラム、2008年の本格的着手から5年後の2012、2013年前後になされた評価を明らかにした。4 Psは画期的な貧困世帯の保護であり、その発足時において諸課題が取り組みがどのように展開され、どのような基本問題があるかを明らかにしている。

4 Psの着手5年後の評価に関しては一定の成果を示している。4 Psでフィリピン政府援助を資金的にその10%を分担を約束している世界銀行によるインパクト評価を担当したChaudhury et al (2013) 論文は注目に値する。この他のTutor (2014a) 論文およびQuimbo et al (2015) 論文の2論文は、Chaudhury et al (2013) 論文が掲げた評価ではなく、消費支出の問題、金融・貯金の在り様などについて論究している。そしてまた評価の4論文においては、今後の4 Ps運営が直面する基本課題に提言をしている。

本論文の結論としては、4 Psにおける貧困世帯における子供の就学率はCTTで好転したとする。Chaudhury et al (2013) 論文においてはRCT評価法により、4 Ps受益世帯においては非4 Ps受益世帯に比べ入学前で10.3%、6才-11才は同じく3.8%高い。12才-14才では4.9%上昇した。Reyes et al (2015) 論文ではPMS法によると、同じ4 Ps受益世帯と非4 Ps受益世帯の比較では、比6-11才で3.0%高く、12-14才ではこれが4.0%の差となる。なお、Chaudhury et al (2013) 論では15-17才はCTT給付の外であるが、0.6%上昇したがこれはそれ以下の波及効果としている。Reyes et al (2015) 論文では15-17才は統計的に有意でないとした。

受益世帯員の健康に関しては、成育不足の改善はChaudhury et al (2013) 論文でインパクト調査の結果を示しているが、6か月から3才は10%好転とした。これは子供の食生活の改善で蛋白質摂取の増によるとし、また、妊婦の産前産後の検診も増えたとする。

インパクト調査における指摘は、Chaudhury et al (2013) 論文以外においても多くが論じられている。Tutor (2014a) 論文では下位20%以下に区分した貧困者を対照群とする方が4 Ps執行に好ましい判断を採るとしている。この場合、世帯家計の総支出は月次1人当りで42.60ペソから76.13ペソに増大し、これは4 Psプログラム支出で3-4%増加となる。推計で最大なのは食料支出で28.03ペソから49.18ペソに増えるとしたが、このカテゴリーのうち4 Ps受益者が配分したのは炭水化物が25.82ペソから30.96ペソ増になる。これは家族開発セッション (FDS) 研修でのリンク指導員による支出パターンの生活指導が作用し家計を管理する母親の保存重視、腐敗防止などの意向を反映しとしている。

蛋白質、果物・野菜の支出はそれぞれ10.80ペソに、4.89ペソに増加する。ところが本来は最も重要な、教育と健康支出支出であるが、総支出シェアに関し0.3%か0.4%に変化したのみである。

Quimbo et al (2015) 論文によると、一時期において貯蓄、投資、融資返済、融資残高についての影響を与えているかを、全国を対象とした

PCED 調査データをもって家計ショックの側を明らかにする。このショックに対し社会保護プログラムが家計に対しどのように対応したかを明らかにしたのである。すなわち、4Ps 受益者は追加的国内原資を受取るわけだが、貧困層は困窮からの浮上で一般的な社会的保護プログラムを利用するが、非貧困層は借金を減らし貧困層に比較し、より多くの給付を受けることを意味するとし、CCT のインパクト評価では否定的見解を示した。

以上のインパクト評価の各論文においては、より今後のより効果的な 4Ps 運営の提言がなされている。その多くはターゲティングの適格性で、経費節約を意図した一括しての貧困者指定の「貧民地域」(pockets of poverty) の再検討である。すなわち、プログラム実施過程における誤謬 (error)、遺漏 (leakage) の発生とその除去が不可欠とする。

また、4Ps プログラムの評価に際しては受益者グループによる差異が根源である。これらの差異はおかれた地域、状況の特異性に起因する、域性を代表とする特異性 (heterogeneity) に関する事項である。非 4Ps 地域では一般的で、有効なインパクトを形成することがある。先住山岳民族 (IP)、遠隔地性、受益世帯の男女差によるものでさらなる調査が必要になる。地域性を代表する事項に関する考察が不可欠とされている。

参考文献

(日本語文献)

宇佐見耕一・牧野久美子編 (2015) 『新興諸国の現金給付政策—アイデア

ア・言説の視点から—』、研究双書 No. 618、アジア経済研究所
絵所秀紀・山崎幸治編 (1998) 『開発と貧困—貧困の経済分析に向けて』

研究双書 No. 487、アジア経済研究所

大塚啓二郎・黒崎卓編著 (2003) 『教育と経済発展—途上国における貧困削減に向けて—』、東洋経済新報社

黒崎卓 (2009) 『貧困と脆弱性の経済分析』、勁草書房

黒崎卓・山形辰史 (2017) 『増補改訂版 開発経済学—貧困削減へのアプ

ローチー』、日本評論社

関恒樹 (2013) [スラムの貧困統治にみる包摂と非包摂—フィリピンにおける条件付現金給付の事例から—] 『アジア経済』 55- 1、日本貿易振興会アジア経済研究所

中西徹 (1971) 『スラムの経済学—フィリピンにおける都市インフォーマル部門—』、東京大学出版会

山形辰史 (2008) 『貧困削減戦略再考—生計向上アプローチの可能性—』、岩波書店

(英語文献)

Baker, Judy L. (2000) *Evaluating the Impact of Development Projects on Poverty: A Handbook for Practitioners*. World Bank, Washington, D.C.

Chkraborty, S. (2013) Philippines' Government Sponsored Health Coverage Program for Poor Households, UNICO Studies Series 22, World Bank. Washington DC.

Chaudhury, Nazmul., Friedman, Jed. and Onishi, Junko. (2013) *Philippine Conditional Cash Transfer Program: Impact Evaluation 2012*, Report Number 755343-PH, World Bank.

Chaudhury, N. (2012) *Philippines-PH Social Welfare and Development Reform: P082144-Implementation Status Results Report: Sequence 04*, Accessed 20 August 2013, World Bank.

Department of Social Welfare and Development (2019a) *Pantawid Pamilyang Pilipino Program, Program Implementation Status Report, First Quarter of 2019*.

Department of Social Welfare and Development (2019b) *Pantawid Pamilyang Pilipino Program, Second Wave Impact Evaluation Result, Executive Summary*.

- Department of Social Welfare and Development (2017) *Gabay Sa Pagpa-paunlad ng Pamilyang Pilipino.; Guide to Filipino Family Development*.
- Department of Social Welfare and Development⁸ (2015) *Pantawid Pamilyan Pilipino Program Operation Manual December 2015 Edition*.
- Das, Jishnu, Do, Quy-Toan, and Ozler, Berk (2004) *Conditional Cash Transfers and the Equity-Efficiency Debate*, World Bank.
- Diokno, Benjamin E., (2010), "Philippine Fiscal Behavior in Recen History", The *Philippine Review of Economics*, Philippine Economic Society, Vol. 47, No. 1,
- Estudillo, Jonna, Mano, Yukichi, Sawada, Yasuyuki and Otsuka, Keijiro. (2014) "Poor Parents, Rich Children: the Role of Schooling, Non Farm Work, and Migration in Rual Philippines", *Philippine Review of Economics*. Vol. XLI, No. 2, Philippine Economic Society.
- Fernandez, Luisa and Olfindo, Rosechin (2011), Overview of the Philippines' Conditional Cash Transfer Program: The *Pantawid Pamilyang Pilipino Trogram (Pantawid Pamilya)*, Philippine Social Protection Note, May 2011 No. 2., World Bank.
- Fiszbein, Ariel and Schady, Norbert with Ferreira, Francisco H.G., Grosh, Margaret, Killcher Nial, Olinto, Pedro, and Skoufias, Emmanuel (2009) *Conditional Cash Transfers —Reducig Present and Future Poverty—* World Bank.
- Ntional Statistics Authority (2015) *Regional Domestic Product (2012–2014)*.
- Ntional Statistics Office (2010), *2010 Annual Poverty Indicators Survey Final Report*.
- National Statistical Coordination Board (2016), *Philippine Poverty Statistics Portal, About the Poverty Statistics*.

- National Statistical Coordination Board (2012), *Full Year Poverty Statistics Portal, About the Poverty Statistics*.
- Orbera Aniceto, Jr. and Paqueo, Vicente (2013), *Does Pantawid Foster Dependence or Encourage Work? —Evidence from a Randomized Experiment— Philippine Institute for Development Studies*.
- Paqueo Vicente, Orbeta Aniceto Jr., Castanda Tarsicio, and Spohr (2013), *After Five Years of Pantawid, What Next?*, Philippine Institute for Development Studies, Discussion Paper Series No. 2013-41.
- Philippine Statistical Authority (2015), *Official Poverty Statistics of the Philippines*, First Semester 2015.
- Quimbo S., Capuno J., Kraft A., Molato R., and Tan C. (2015) *Where Does the Money Go? Assessing the Expenditure and Income Effects of the Philippines' Conditional Cash Transfer Program*, UP School of Economics, Discussion Paper No. 2015-02.
- Ravalillion, Martin (2016) *The Economics of Poverty: History, Measurement, and Policy*, Oxford University Press. (マーティン・ラヴァリオン、『貧困の経済学 (上下)』、柳原透 [監訳] (2018)、日本評論社。
- Reyes, Celia M., Taguga Andrey D., Mina Christian D., and Asi Ronina D. (2015), *Promoting Inclusive Growth through the 4Ps*, Philippine Institute for Development Studies, Research Paper Series No. 2015-01.
- Son Hyun H., and Florentino Jhiedon (2008) Ex-ante evaluation of Conditional Cash Transfer Program on School Attendance and Poverty: The Case of the Philippines, ADB Economic Working Paper Series No. 142.
- Tutor, Melva V. (2014a) “The Impact of Philippines' Conditional Cash Transfer Program on Consumption”, *Philippine Review of Economics*. Vol. 51, No. 1, Philippine Economic Society.
- Tutor, Melva V. (2014b) The Impact of Philippines' Conditional Cash

Transfer Program on Consumption, UP School of Economics, Discussion Paper No. 2014-05.

ASEAN金融統合 —現地銀行による現地通貨建て取引拡充への取組—

赤羽 裕

ASEAN Financial Integration
—Action for Expanding of Local Currencies' Transaction by Local Banks—

Hiroshi AKABANE

はしがき

ASEANは、2015年末に経済共同体（以下、AEC：ASEAN Economic Community）を発足させたが、そのさらなる統合・深化を目指して、ブループリント2025を発表した。AECは、域内の貿易自由化や市場統合など幅広い分野を含むが、本稿では金融分野を中心に考えたい。具体的には、ASEAN銀行枠組（以下、ABIF：ASEAN Banking Integration Framework）の取組を含めて、ASEAN内の銀行の活動の自由化を進める動きと域内通貨建て取引の拡充への活動に焦点を当てたい。

各節においては、第1節でASEANの金融統合を概観する。そのうえで、第2節で焦点を当てる現地銀行の取組内容と計画の進捗状況を先行研究と合わせ確認したい。第3節で、そうした現地銀行の活動と現地通貨利用の状況と課題を考えたい。そのうえで、考察と展望を述べたい。

なお、本稿の内容・見解は個人的なものであり、本務先、その他いかなる組織とも無関係である。

第1節 ASEAN金融統合の概観

1. 金融分野ブループリント2015の進捗確認と2025の計画

金融分野について、AEC2015では、①金融サービスの自由化、②資本取引の自由化、③資本市場の発展の3分野に区分して進めてきた。2015年のASEANの統合レポートにおける各分野の評価は以下のとおりである。①では、ASEAN域内の銀行、証券会社、保険会社などの金融機関が、徐々に域内他国での活動を可能とするための規制緩和を目指すとしている。そのうえで、本稿で焦点を当てるABIFをはじめ、保険分野での同様の枠組を進めるとともに、サービス分野全般の自由化交渉の中で交渉がなされているとされた。②では、域内国間での規制緩和により、經常取引、海外直接投資、証券投資など資本移動のさらなる自由化が目指されている。各国の資本取引に関する開放性レベルを評価する国ごとの「資本取引自由化ヒートマップ¹⁾」が作成された点には注目すべき。③ではASEANの資本市場発展のために、能力開発とインフラ整備に主眼が置かれている。それとともに、長期目標としてのASEANの市場間でのクロスボーダーの協力実現が目標となっている。具体策としては、域内各国の資本市場の監督トップを構成メンバーとするASEAN Capital Markets Forum (ACMF)が2004年に創設され、そこで各種の取組の検討・実施がなされている。金融分野は当初のブループリントより、2020年までを見通した計画となっており、2015年末は通過点である色彩がより強い分野であるといえる。

それを受けて、AEC2025年では、金融・資本分野として、「金融統合、金融包摂、金融安定化」と題し、3項目に記載され、大方針の記載につづき、中項目として6件、うち4件にはそれぞれ3～5件の小項目として方向性や具体的な施策が謳われている。こうした方針、方向性、施策をふまえ、ASEANでは2016年にAEC2025の金融統合に向けた「戦略行動計画」が発表された。事項では、その中のABIFを中心に内容を確認したい。

2. 金融統合に向けた戦略行動計画

上記の戦略行動計画は、金融統合では9つの最終目標と政策的なアクション、金融包摂では4つの最終目標と7つの政策的なアクション、金融安定化では6つの最終目標と6つの政策的なアクションが掲げられている。そして、政策アクションそれぞれに、2016年～2025年の10年間で4期間、または2期間に区分された期間ごとの目標とマイルストーンが設定されている。その中で、ABIFに関わるものが表1である。

ABIFとは、ASEANにおける金融がこれまで銀行中心であり、その重要性に鑑み、2014年12月の中央銀行総会で認められた枠組である。ASEAN域内の自由化に関するペースを保ち、持続可能な金融システムとすることを重視し、平等なアクセス、平等な待遇、平等な環境を銀行業界

表1 ABIFに関する金融統合戦略行動計画

最終目標	政策的なアクション	2016-2017	2018-2019	2020-2021	2022-2025
		目標			
ASEAN域内の貿易・投資の促進に関する適格ASEAN銀行（以下QAB）の役割強化	ASEAN銀行枠組（ABIF）下の契約書完成	ABIF下の取決めの進捗のモニタリングと報告に関するガイドライン	最低2件のABIFの取決め完了と最低2行の適格ASEAN銀行の認証	最低2件のABIFの取決め完了と最低2行の適格ASEAN銀行の認証	
		マイルストーン			
		ABIF下の取決めの進捗のモニタリングと報告方法に関するガイドラインの立案 基本的な域内の指標の決定 (例：QABを通じたロスボーダーの貿易、投 資フロー、中 小企業融資への 貢献)	ABIF下の取決めの進捗のモニタリングと報告に関するガイドラインの施行	域内の指標の進捗の評価	ABIFのレビュー実施
		ABIFのガイドラインに沿って最低2件の協議開始		ABIFのガイドラインに沿って追加的に最低2件の協議開始	

(出所) 掲題資料から抜粋

に適用する原則を求めている。そのために、「適格ASEAN銀行（Qualified ASEAN Banks, QAB）」を指定し、そのネットワークを中心に銀行セクターの地域統合を進める取組である。2019年は、上記の前半となり、その進捗状況が注目される。次節では、QABの内容・位置付けの整理と計画の進捗状況を確認する。合わせて、ABIFとは別建てで、現地通貨の利用促進の取組である、Local Currency Settlement Framework (LCSF) の概要も説明したい。

第2節 現地銀行の取組

1. 先行研究

本節では、具体的な現地銀行の取組を確認したい。それにあたって、まず先行研究を参照したい。清水（2018）は、ASEAN金融統合の全体感として、国内金融サービスと資本取引の自由化を進め、さらに規制の調和等によってASEAN全体の金融資本市場の統合を図ることが基本方針と評している。言い換えて、「自由化と調和による統合の実現」により、単独では小さいASEAN諸国の金融資本市場が、規模の経済を得ること。また、域内市場相互間の競争により、金融システムや金融機関の強化が期待できることとしている。そうした結果、資金配分の効率化、域内のクロスボーダー取引を含めさまざまな経済活動に対する適切な金融サービスの提供が可能となる流れを構想している。そして、域内金融統合推進の目的としては、域外資本・金融システムへの依存度を引き下げ、「域内の貯蓄を域内の投資に充当すること」であると論じている。1997年のアジア通貨危機の原因のひとつとされた「ダブル・ミスマッチ²⁾」の解消策とも通じるものである。当時から20年以上経過して、域内各国における外貨準備の増加など、通貨危機への耐性は高まったものの、こうした課題は残存しているのである。

今後、QABの指定を受ける計画である域内の銀行に関しては、シンガ

ポール、マレーシア、タイの主要銀行1～2行ずつ程度が候補となり得るとしている。一方で、インドネシアやフィリピンは、金融サービスの不足感から、そうしたASEAN域内の先進銀行も含めて、外銀の進出を受ける立場と整理している。QABは強固で優れた経営が行われている銀行、かつASEAN域内に本部を有し、域内諸国の国民が過半を所有が前提とされている。合わせて、域内の金融市場の発展度の違いや銀行ごとの違いなどから、その格差をどう埋めていくかが重要なポイントとしている。

後述するが、ASEANの先行5ヶ国間でも3グループに分かれ、さらに他のBCLMV（ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）諸国の銀行もそれより低位に位置することは、ABIFを進めるにあたり留意すべき点である。

つづいて、Rillo（2018）を確認したい。ここでは、ASEANにおける域内の金融サービスの質が年々向上していることを示し、域内金融統合をさらに進めていくことが正しいとしている。一方で、国際協力レポートのデータも示し、「クレジットへのアクセスのし易さ」や「銀行の健全性」など、域内の金融サービスのアクセス／品質指標のグローバルランキングは大幅に改善しているものの、ブラジル、インド、中国、南アフリカなどの他の新興市場には劣後している点を指摘している。そのためASEAN諸国は、金融のグローバル化の恩恵を十分に受けるために、金融サービスの質をさらに高める必要があると論じている。そのうえで、本稿で焦点を当てているABIFにおけるQABについては、以下のように解説をしている。ホーム国（各国）はQABの基準に従い自国のQAB候補を指定しなければならない。指定されたQABは、ASEAN諸国の中央銀行と金融当局者で構成されるABIFのタスクフォースにより評価され、ホーム国と国際基準に基づいて承認される。当該基準は、指定されたQABが国内銀行トップ3の一つであること、安定的に良好な実績があること、バーゼルⅢ基準に相当する適切な資本水準を有すること等。選定されたQABに基づき、ホーム国とホスト国（当該QABの活動を認める側の国）の双方が、市場

アクセスと内国民待遇、健全性および監督規制に関する相互取決めを含む、QABの国内銀行としての運営条件を両国間で交渉を行う。合わせて、これまでASEANはABIFに拠る二国間取決めの進捗に関するメカニズムを監視し、報告するためのガイドラインを策定するとともに、進捗を監視するためのベースラインの域内指標についても策定をしていると説明している。計画としては、2019年末までに少なくとも2つのABIF取決めに締結し、少なくとも2つのQABが設立されることとしている点は、前述の「戦略行動計画（表1）」と整合的である。

2. QABとLCSFの動向

つづいて、具体的なQABとLCSFに関する動きを見てみたい。まず、戦略行動計画におけるABIFの中心であるQABだが、表2がこれまで確認できている国レベルでの2ヶ国間契約である。マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンの4ヶ国で、なんらかの形式で2ヶ国間における契約がなされている。そのうち、マレーシア—インドネシア、マレーシア—フィリピンの間の契約は最終合意となっている。これは、ASEANとして2019年までのABIFの計画における「最低2件のABIFの取決め完了」を満たすものと考えられる。残りの各2ヶ国間の交渉も、それぞれ最終合意に向けて進められていると考えられる。また、最終合意にどの国とも至っていないタイが、唯一ミャンマーと基本合意（letter of Intent）を結んでいる点は興味深い。

国ベースでの取決めは相応に進んでいるのに対して、その取決め下で指定されるQABに関しては、まだ正式なアナウンスはなされていない。2017年に、インドネシアのBank Mandiriが、同国とマレーシアの中央銀行間の合意により、マレーシアにおける初のQABとなる見込みとの報道がなされた。また、同銀行がASEAN域内でも初のQABとなる見込みであるとの表現もなされた。だが、その後、QABの指定を受けたとの正式な発表は確認できていない。これは、ABIF下の国ベースの取決めが2ヶ

表2 適格ASEAN銀行に関わる2ヶ国間契約状況

契約日	契約国	契約書類名(注)
2014/12/31	マレーシアーインドネシア	heads of agreement
2016/3/14	マレーシアータイ	heads of agreement
2016/3/14	マレーシアーフィリピン	heads of agreement
2016/3/31	タイーインドネシア	letter of intent
2016/8/1	マレーシアーインドネシア	Agreement (**)
2016/11/27	タイーミャンマー	letter of intent
2017/4/6	タイーフィリピン	letter of intent
2017/4/6	マレーシアーフィリピン	D.C.N (***)
2017/6/4	インドネシアーフィリピン	letter of intent

(注) **と***を除き、基本合意書。■表示は最終合意分。

(**) Agreement under the ABIF

(***) Declaration of Conclusion of Negotiation under the ABIF

(出所) 各国中央銀行、当局のPress Releaseより作成

国間でなされるのに対して、QABについては、当該2ヶ国間での合意のみで十分と言えない可能性があることが理由として推定される。付言すると、QABはあくまでABIFの枠組でASEAN域内での「適格銀行」であることが期待される。そのため、2ヶ国間でのABIFに関する取決めが完了しても、その取決め下で相互に指定したQABがASEAN域内の第3国でもQABとして認証される必要が生じる。前述のとおり、QABを指定し、そのネットワークを中心にASEANとして銀行セクターの地域統合を進める計画であるなら、個別の2ヶ国間で互いに認証しただけでは当該銀行がASEAN域内全体でのQABとはならない可能性がある。この点をクリアするためには、ABIFのタスクフォースによる「お墨付き」が必要となるのではないだろうか。インドネシアのBank Mandiriに関して、仮にインドネシアーマレーシア間では認めることに合意できていたとしても、タスクフォース、すなわち、ASEANとしての認証を与える規準あるいは合意に至ってなかった可能性がある。

一方、個別銀行を指定する動きで、着実に進んでいる取組がLocal Currency Settlement Framework（以下LCSF）である。これは、2ヶ国間で相互に指定した複数の銀行を通じて、それぞれの自国通貨をその2ヶ国間における貿易取引、サービス取引で使用できる取決めである。具体的には、2016年3月にタイとマレーシア間で相互に3行ずつの銀行を指定することで合意された。その合意の発表は、当該2ヶ国間のQABに関する基本合意書の締結と同じタイミングである。貿易取引、サービス取引での相互の通貨の利用を認めるとともに、為替リスクヘッジも可能とした。また、そのために銀行間取引においてはTHB-MYRの直接取引も開始されることとなった。この取組にインドネシアが2017年12月に参加して、各2ヶ国間の取引で指定された銀行は、表3のとおりである。

注目できるのは、QABが各国の国内銀行のトップ3であることを前提としているのに対しては、LCSFにおいては5～7行が指定されている点である。また、QABでは「ASEAN域内に本部があり、域内諸国の国民が過半を所有」という前提があるが、ASEAN域外の三菱UFJ銀行（含む系列のタイのアユタヤ銀行）がLCSF指定銀行になっている点は注目できる。2019年4月には、上記の3ヶ国のLCSFの取組にフィリピンも加わった。具体的には、フィリピンと各国の中央銀行間での基本合意書（Letter of Intent）を結んだ段階である。今後、各2ヶ国間（フィリピンータイ、フィリピンーマレーシア、フィリピンーインドネシア）で、相互にLCSF指定銀行を選定することとなろう。富沢（2019）は、QABをその計画に抱えるABIFによる「域内銀行の相互進出を促す取組」について歩みが遅いと評するとともに、LCSFに関しては、上記のフィリピンの動きとともに、タイの中央銀行がその枠組をラオスやカンボジア等の周辺国にも持ちかけているらしいと述べている。

ASEAN経済共同体の枠組における金融統合の取組であるABIFおよびその具体策であるQABは表1のとおりであり、2025年までの計画である。前述のとおり、QABをASEAN全体で活動させる観点で考えると、具体

表3 Local Currency Settlement Framework 指定銀行

国組み合わせ	各国	LCSF 指定銀行	
タイ —マレーシア間	タイ (7行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bangkok Bank PCL ① ・ CIMB Thai PCL (相) ① ・ Krung Thai Bank PCL ・ United Overseas Bank (Thai) PCL(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank of Ayudhya PCL(3) ・ Kasikornbank PCL ① ・ Siam Commercial Bank PCL
	マレーシア (7行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIMB Bank Berhad ① ・ Public Bank Berhad ・ Bangkok Bank PCL (相) ① ・ United Overseas Bank Berhad (3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Malayan Banking Berhad ① ・ RHB Bank Berhad ・ Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Malaysia Berhad(3)
インドネシア —マレーシア間	インドネシア (6行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank Rakyat Indonesia (Persero), TBK ・ Bank Central Asia, Tbk ・ Bank CIMB Niaga, Tbk (相) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank Mandiri (Persero), Tbk ・ Bank Negara Indonesia (Persero), Tbk ・ Bank Maybank Indonesia, Tbk (相)
	マレーシア (5行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIMB Bank Berhad ・ Malayan Banking Berhad ・ RHB Bank Berhad 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HongLeong Bank Berhad ・ Public Bank Berhad
インドネシア —タイ間	インドネシア (5行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank Rakyat Indonesia (Persero), TBK ・ Bank Central Asia, Tbk ・ Bangkok Bank PCL (相) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank Mandiri (Persero), Tbk ・ Bank Negara Indonesia (Persero), Tbk
	タイ (5行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bangkok Bank PCL ・ Kasikornbank PCL ・ Siam Commercial Bank PCL 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bank of Ayudhya PCL(3) ・ Krung Thai Bank PCL

(注) ①は、タイ—マレーシア間の2016年3月合意時点での先行指定銀行。(相)は、相手国系銀行。(3)第3国系銀行。

(出所) 各国中央銀行、当局のPress Releaseより作成

的な銀行の指定はゆっくり進むと考えられる。一方で、上記のLCSFの取組を先行させたタイ、マレーシア、インドネシアは、自国通貨の域内取引での利用を早期に進める意向も強く、ABIFの枠組に縛られない枠組を進めたことが考えられる。こうした、ある意味、二本立ての動きではあるものの、金融統合という目標に着実に進んでいくことも、“ASEAN WAY”でASEANらしいと考えられるのではないだろうか。

QABおよびLCSFの動きを観た際に、留意しておくべき国としてはシンガポールであろう。清水(2018)も指摘しているように、域内の銀行の

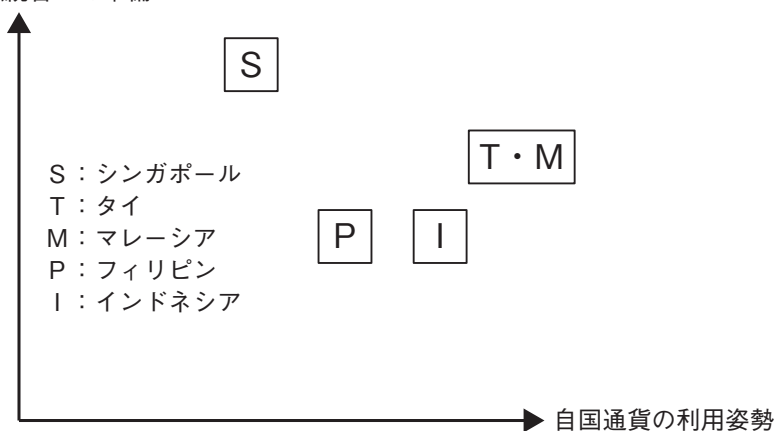
中では、トップクラスの銀行を複数抱えているにもかかわらず、今のところはQAB、LCSFとも他国との間で国ベースでの取決めは交わしていない。一方で、タイ・マレーシア間のLCSFではUnited Overseas Bank (UOB)が指定銀行となっている。国際金融センター化している金融市场を持つシンガポールの立場であれば、おそらくQABの枠組を他国と取決めすることは、難しくないと考えられる。それが進んでいないのは、相手国側がシンガポールの銀行を自国でQABとして認定した場合、自国の銀行の競争力を危惧している可能性はある。一方で、LCSFの取決めにおいては、タイ・マレーシア間で前述のとおりUOBを指定銀行としている。こちらは、LCSFの取組が両国間で自国通貨であるTHBとMYRの利用を促進する目的であることから、すでにUOBは両国に進出済であり、当該銀行のタイ・マレーシアそれぞれの国内での競争力を危惧するよりも、上記の目的に向けたメリットが大きいと判断された可能性が高いと考える。前述の三菱UFJ系がASEAN域外本部の銀行でありながら、LCSFで指定されたことも同様の狙いと整理可能である。また、タイ側のアユタヤ銀行は資本系列はいまは三菱UFJ系になったとはいえ、元々タイ地場の銀行であることから、タイにとっては外資系銀行としての色彩が薄く、インドネシアとのLCSFにおいても指定されたと推測できる。そのLCSFの枠組自体をシンガポールがどの国とも取決めていないことは、QABと同様に他国が自国の金融機関の競争力の問題を意識している可能性はある。

それに加えて、シンガポール自体が、自国通貨を利用することに消極的であることもあげられる。シンガポールドルは、為替管理としては「通貨バスケット制」を採用している。具体的には、主要な貿易相手国通貨を貿易量で加重平均を行い、それに対してシンガポールドル(S\$)の為替レートを安定させる運営を行っている。合わせて、金融政策でも金利ではなく、為替レートの切り上げ・切り下げを主な手段としている。そうした自国通貨の為替レートの安定のため、「非居住者金融機関に対するS\$貸出規制(過去は「S\$の非国際化政策」と呼ばれていた)」を行っており、国外で

のS\$取引市場の発生と拡大を制限している。為替レートの安定を優先しており、敢えて自国通貨建て取引を増やすことを目指しておらず、LCSFも他の先行ASEAN 4ヶ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）ほど積極的ではないと考えられる。

QABとLCSFへの取組状況や金融市場の発展度や銀行規模からASEANの先行5ヶ国の金融統合への準備状況と自国通貨利用への姿勢を整理すると図1のように考えられる。その他の後発5ヶ国については、情報が少ないため図のどこに位置づけてよいかは不明ながら、2項目とも先行5ヶ国に比べ、より原点に近いところにあると考えられる。すなわち、金融統合への準備も進んでおらず、自国通貨の利用姿勢も高いとは言えないのではないだろうか。BCLMV諸国のうち、ベトナムについて付言しておきたい。ベトナムは、それまでの自国通貨安の動きに苦慮し、2013年以降、国内取引での原則ベトナムドン利用を明確化した。これにより、ベトナムドン買の動きを強める方向での為替規制といえる。同様に内容は国ごとに異なる点はあるが、2015年にインドネシアが、2016年にマレーシアが、それぞ

図1 先行ASEAN 5ヶ国の金融統合への取組状況
金融統合への準備



(出所) 筆者作成

れ自国通貨買いを強める規制を導入している。

以上のような状況を考えた場合、2019年中の最低2行のQABの認証という目標が困難になる可能性が高い。QABのASEAN全域での活動を展望しつつ、よりLCSFの指定銀行に近いレベルで認証するかどうか、ABIFのタスクフォースにおける判断が注目される。

第3節 現地通貨建て取引の意義

1. 取引増加に向けた課題

本節では、QABを中心とするASEANの金融統合の中で、LCSF等もふまえて今後、取引の増加が予想される域内通貨建て取引の意義について考察したい。また、それを増加させるうえでの課題も整理しておきたい。

それにあたって、まずは、世界におけるアジア通貨、その中でもASEAN通貨のシェアを為替取引から確認したい。

表4は、BISが3年に1度行う、外国為替取引に占める通貨の金額およびシェアの推移を示したものである。アジア通貨においては、基軸通貨米ドル(88%)、欧州のユーロ(31%)につづき、主要通貨として日本円が20%超のシェアを占めている。米ドル・ユーロ・日本円とともに、IMFのSDR(特別引出権)の構成通貨である英ポンドがそれに続く(13%)。国際化を進め、2016年10月よりSDR構成通貨に加えられた人民元は、増加傾向ながら、まだ直近では4%に過ぎない。また、本稿で取上げているASEANについては、先行5ヶ国を合計しても3%というレベルである。こうした状況であることから、ASEANは金融統合を進め、域内通貨建て取引を増加させることを展望していると考えられる。

前述の清水(2018)でも述べられていたとおり、単独では規模の小さな金融資本市場であるASEANが、金融統合をすることにより、規模の利益を目指すことは理解できる。それにより、域外依存度を引き下げることが重要となる。この場合の域外依存度を引き下げるとは、1997年のアジア

表4 為替シェア推移

外国為替取引通貨別取引高 (1995年4月-2016年4月)																
日次平均 (単位10億ドル・%)																
通貨	1995		1998		2001		2004		2007		2010		2013		2016	
	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%
USD	981	83	1,325	87	1,114	90	1,702	88	2,845	86	3,371	85	4,662	87	4,438	88
EUR	470	38	724	37	1,231	37	1,551	39	1,790	33	1,591	31
JPY	291	25	332	22	292	24	403	21	573	17	754	19	1,235	23	1,096	22
GBP	110	9	168	11	162	13	319	16	494	15	512	13	633	12	649	13
AUD	31	3	46	3	54	4	116	6	220	7	301	8	463	9	348	7
CAD	40	3	54	4	56	4	81	4	143	4	210	5	244	5	260	5
CHF	85	7	108	7	74	6	117	6	227	7	250	6	276	5	243	5
CNY	0	0	0	0	2	0	15	0	34	1	120	2	202	4
SEK	7	1	5	0	31	2	42	2	90	3	87	2	94	2	112	2
NZD	3	0	3	0	7	1	21	1	63	2	63	2	105	2	104	2
(2016年4月、11位以下のアジア通貨)																
SGD (*)	5	0	17	1	13	1	18	1	39	1	56	1	75	1	91	2
HKD	13	1	15	1	28	2	34	2	90	3	94	2	77	1	88	2
KRW	2	0	10	1	22	1	38	1	60	2	64	1	84	2
INR	1	0	3	0	6	0	24	1	38	1	53	1	58	1
TWD	2	0	3	0	8	0	12	0	19	0	24	0	32	1
THB (*)	2	0	2	0	4	0	6	0	8	0	17	0	18	0
MYR (*)	1	0	1	0	1	0	4	0	11	0	21	0	18	0
IDR (*)	1	0	1	0	2	0	4	0	6	0	9	0	10	0
PHP (*)	0	0	1	0	1	0	4	0	7	0	8	0	7	0
Total	1,182	200	1,527	200	1,239	200	1,934	200	3,324	200	3,973	200	5,357	200	5,067	200
アジア通貨合計	309	26	373	24	353	28	500	26	809	24	1,087	27	1,703	32	1,704	34
ASEAN5通貨(*)合計	5	0	21	1	17	1	25	1	57	2	88	2	130	2	145	3
アジア通貨合計 (除く円)	18	2	42	3	61	5	98	5	236	7	333	8	468	9	609	12
ASEAN+3 (含むHKドル)	309	26	370	24	346	28	486	25	774	23	1,030	26	1,626	30	1,614	32

(注) 為替取引は2通貨のペアのため、シェアは合計で200%の表示。

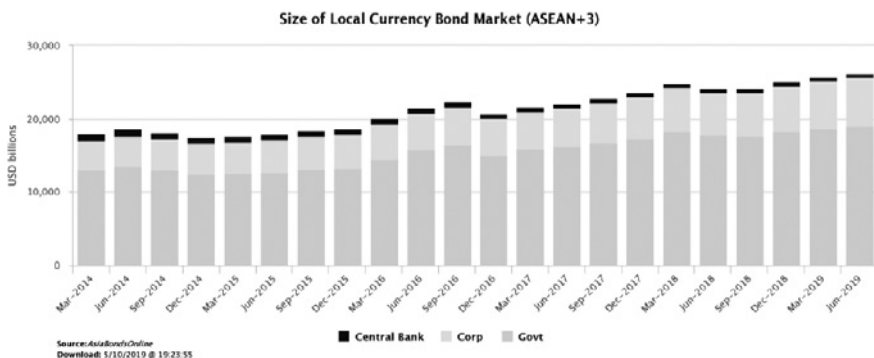
(出所) 各年BISサーベイより筆者作成

通貨危機発生時より課題となった米ドル依存からの脱却とかなり近い。すでに20年以上経過したが、グローバル化の進展の中、基軸通貨米ドルの基軸通貨としての位置付けは、リーマンショック前後に若干の揺らぎを見せたものの、今も不変である。それは上記の為替シェアの推移からも明らかである。そうした中、ASEAN諸国が、対外取引を現地通貨建てで行う意義は大きい。アジア通貨危機時に、米ドル建て債務が大きい状況で、自国通貨の暴落により、自国企業の債務増加、通貨危機、経済危機が各国に伝播したことを考えれば、自国通貨利用を増加させることには意味があるだろう。

そのためには着実なQABの運用開始が好ましいものの、その実現が難しい場合は、LCSFによる現地通貨建て取引の増加ならびに銀行間取引における現地通貨間の直接の為替取引による対応が次善策としては適当であろう。その場合の課題としては、各ASEAN通貨の流動性や為替取引におけるコスト、各国でバラツキのある為替・資本規制の存在などがあげられる。経済規模や成長段階が異なる10ヶ国の集合体であるため、いきなりの統一は困難であろうが、少なくとも金融統合を先に進めることが期待される先行5ヶ国間での、規制の調和などを進めていくことが課題への解決策となるであろう。

つづいて、アジア通貨危機以降、ASEAN + 3で整備を進めてきた債券市場の状況を確認したい。ASEAN + 3において、アジア債券市場育成イニシアティブとして取組んできたのは、域内資金の運用先が不足していたことが主因である。欧米に一度資金が流れ、それが米ドル建てで域内に還流し、米ドル建て債務を増加させたことが、アジア通貨危機を招いた反省に立ち、域内通貨建て債券市場を伸ばしてきたのが、その取組である。ここ5年のASEANの現地通貨建て債券市場の伸張具合を示したものが図2である。2014年3月から2019年3月までの直近5年間でも31%の増加と大きなものがある。しかし、ASEAN + 3におけるシェアを見ると直近の2019年6月でも、わずか6%程度であり（表5）、日中も存在するアジア

図2 ASEAN現地通貨建て債券市場



(出所) ASIAN BONDS ONLINE

表5 ASEAN + 3 債券市場に占めるASEANのシェア

(単位：10億米ドル)

対象国	日付	国債	社債	中央銀行債	合計
ASEAN	2019-06-30	792	477.83	233.5	1503.33
ASEAN + 3	2019-06-30	19059.71	6600.81	572.24	26232.76
ASEAN シェア		4.16%	7.24%	40.80%	5.73%

(出所) ASIAN BONDS ONLINE

域内における経済規模は小さいと言わざるを得ない。さらに、その債券市場もASEAN各国が自国通貨建てで発行しているものの合計であり、通貨ごとに観ればさらに小さいこととなる。この規模の問題をASEANとして意識しながら、どのように現地通貨建て取引を増加させていくことが大きな課題である。その際には、ASEAN域内通貨間の為替レートの安定も必要となるであろう。

2. 考察と展望

本稿の最後に、ASEANにおける現地通貨建て取引に関する考察と今後の展望を述べたい。ASEANは、アジア通貨危機以降、ASEAN + 3の枠

組でチェンマイイニシアティブ³⁾(以下CMIM)などのセーフティネットを構築してきた。一方で、ASEANとして経済共同体を創設し、一体性を高める中で、金融資本市場の統合も進めてきている。域内の銀行の成長を促しつつ、ABIF下でのQAB認証を目指している。それと並行して、貿易やサービス取引などの経常取引に関して、域内通貨建て取引を増加させるべく、LCSFの枠組も2ヶ国ベースでQABよりも前倒しで進めている。こうした取組は今後も進めていくであろう。

域内のセーフティネットであるCMIMに関しては、2019年5月のASEAN + 3財務大臣中央銀行総裁会議で注目される動きがあった。具体的には、従来米ドルの融通を前提としていたCMIMにつき、「現地通貨を使ったCMIMの支援の在り方に関する一般的ガイドライン」が承認されたのである。その制定にあたっては、AMRO⁴⁾(= ASEAN + 3 Macroeconomics Research Office)連携による調査も行われた。発表されたガイドラインの概要は以下のとおりである。

- (1) クロスボーダー取引における現地通貨利用ニーズ増加、現地通貨利用のためのCMIMの増加、準備通貨としての現地通貨の役割増大から、現地通貨によるCMIM支援は、一つの強化すべき選択枝。
- (2) CMIM支援に利用する現地通貨の適格資格は、その規模とともに、将来的にCMIMメンバー国により合意される使用にあたっての基準や手順が示されるべき。
- (3) クロスボーダー取引での現地通貨使用の拡がりやCMIMにおける流動性供給ニーズがメンバー国ごとに異なることを考慮すれば、現地通貨によるCMIM支援は、そのニーズ主導でなされ、支援要請側と支援側双方の自発的な計画と実施による。
- (4) 現地通貨によるCMIM支援は、段階的に進められ、その方法はさらなる研究をふまえて検証される。
- (5) 現地通貨によるCMIM支援がなされる際には、適性な金利水準が支援者側のマネーマーケットあるいは債券市場を基準として、調達

コストとして適用される。為替レートは、2通貨間レートあるいは関連するクロスレートをもとに個別に合意される。

(6) 現地通貨によるCMIM支援がなされる際には、支援者側、支援要請側双方で、国内ルールや規制に沿い、スムーズかつ確実に資金の受け渡しを行う。かつ、そのスキームは事務的に可能なものとする。一般的なガイドラインであるとの前提であり、現地通貨の具体名までは言及されていない。しかし、CMIMの資金拠出割合が日中韓：ASEANで8：2である現行を勘案すると資金支援側は日中韓が中心であろう。中でも香港合算ベースでの中国と日本が同割合で最大であることを考えれば、日本円と人民元での外貨融通が中心に想定されていると考えられる。これは、ASEAN+3ベースでセーフティネットにおいて、米ドル脱却を図るものである。この検討にあたっては、AMROとの連携があるとされており、具体的にはAMRO(2019)において、日本円と人民元での外貨融通が記されている。合わせて、シンガポールドル、タイバーツ、それにつぎ他の先行ASEAN3ヶ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン)の通貨での外貨融通の可能性も触れられている。

ASEANは、経常取引、資本取引に加えて、CMIMのようなセーフティネットでも自国通貨の利用が議論されるまでに至った。しかし、前述のとおり為替取引シェアにしても、債券発行残高でも、日本や中国と比べるとまだまだ小さく、各国ベースで考えるとさらに小さい。そのため、ASEANでの金融統合の議論の延長線で、通貨統合などの議論も、将来的にはあり得ると考えている。前項で触れた域内通貨間の為替レートを安定させることも密接に関連する分野でもある。通貨統合といっても、欧州のユーロのようにASEAN域内で単一共通通貨を創出するのではなく、既存の通貨のバスケット通貨をASEAN Currency Unitなどの形式で、既存通貨と並存させることから考えることが現実的である。それをASEAN+3の枠組に拡げていくことをASEAN主導で呼びかけることも将来的な可能性として探っていくてもよいと思料する。また、日本の立場でも、高い

経済成長が望めない状況となったいま、ASEANあるいは中国・韓国も合わせたASEAN + 3 でのバスケット通貨を一つの選択枝として検討してもよいと考える。

注

- 1) CAL (= Capital Account Liberalisation) Heat Map。資本取引の自由化レベルを域内各国が評価したもの。域内各国の資本取引制度の開放性レベルを評価する手段であり、定期的に更改される予定となっている。2016年4月採択の工程表でも、その完成・活用が言及されている。
- 2) 「通貨」・「期間」のミスマッチ。1997年に発生したアジア通貨危機の原因とされる、当時のアジア諸国の資金の調達構造を指す。インフラ整備等に充てるため、「長期・自国通貨建て」の資金が必要だったにもかかわらず、「短期・外貨（主に米ドル）建て」の資金調達が主だった。
- 3) 「ASEAN + 3」が最初に取り組んだ域内国間での外貨融通の仕組。アジア通貨危機の際に、域内各国の通貨が市場で売り込まれ暴落したことをふまえ、そうした際に各国通貨当局が自国通貨を市場介入により、買い支える（自国通貨『買い』、外貨（主に米ドル）『売り』）ための資金を供給するのが目的。そのための資金を、各国が通貨スワップの形式で米ドルを必要とする国に対して、当該国通貨とのスワップ契約で資金を提供する。2000年5月に、タイのチェンマイで合意したのが契機。2010年にはマルチ契約化され、2012年には金額も総額2400億円へと増額されている。
- 4) ASEAN + 3 の域内各国のマクロ経済状況をモニターできる、域内機関として立ち上げられた。2011年にシンガポールに設立。当初は、シンガポール法人として立ち上げられたが、2016年2月に国際機関化が実現した。AMROの役割としては、CMIMの発動にあたり、IMFとリンクせずに外貨供与を判断するための、各国のマクロ経済のサーベ

イランス機能と実際のCMIM実施に関する支援機能が主となる。

参考文献

- 赤羽裕 (2016) 「金融サービスと資本市場の統合」石川幸一・清水一史・助川成也編著『ASEAN経済共同体の創設と日本』第8章 文眞堂
- 赤羽裕 (2019) 「アジア地域通貨協力への展望—アジア通貨危機の教訓と各国通貨制度の課題」小川英治編『グローバル化と基軸通貨ドルへの挑戦』第8章 東京大学出版会
- 清水聡 (2018) 「ASEAN金融統合と銀行の動向—域内進出を重視するシンガポール・マレーシア・タイの銀行—」三重野文晴編『東南アジアにおける商業銀行部門の変容と現状』調査研究報告書 アジア経済研究所
- 富沢克行 (2019) 「東南アジアの『10+1化』とどう向き合うか。」『ファイナンス』令和元年9月号 財務省
- Aladdin D. Rillo (2018) “ASEAN FINANCIAL INTEGRATION: OPPORTUNITIES, RISKS, AND CHALLENGES” *Public Policy Review*, Vol. 14, No. 5, September 2018 Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan
- AMRO (2019) “Local Currency Contribution to the CMIM” AMRO Singapore
- (参考 web)
- ADB Asian Bonds Online <http://asianbondsonline.adb.org/>
- ASEAN+3 Macroeconomics Research Office <http://www.amro-asia.org>
- BIS (BISサーベイについて) <http://www.bis.org/publ/rpfx16.htm>

通商公報（領事報告）掲載の蘭領東インド（インドネシア）関係記事の概要と特徴 —1913年から1924年—

南原 真

A Summary of Topics in Japanese Consular
Reports on Indonesia 1913-1924

Makoto NAMBARA

日本の領事報告の中で『通商公報』は、1897年（明治30年）から1913年（大正2年）の『通商彙纂』の後1913年4月から1924年（大正14年）12月にかけて刊行された帝国領事報告であり、発行回数は毎月8～9回であった。報告内容は商業、貿易、農業、財政及経済、関税、外国法規、商品市況、検疫、交通など実に多岐に渡る内容が報告された。『通商公報』は復刻版が刊行されており、またその目録は、復刻版の『通商公報 解説・総索引 全4巻』、不二出版、1997年が利用できる。

1. 報告件数の概要と推移

外務省の資料によれば、蘭領東インドでバタビア（ジャカルタ）領事館が開設されたのは、1902年（明治42年）である¹。外務省令1号（明治42

¹ 外務省編纂（昭和40年）では、上巻176頁の年表に開館日は3月1日、下巻99頁の附表4の開設日では2月14日と記載されている。

年3月6日)の同領事館の管轄区域は、蘭領東印度、「ボルネオ」島中英領北「ボルネオ」並英国保護領「サラワック」及「ブルネー」、英領「ラブアン」島、「チモア」島中葡領「チモア」であった²。

日本領事館はジャワ島のバタビアから1920年代にスラバヤとスマトラ島のメダン、1930年代にスラウェシ島のメナドとマカッサルの5か所に設置された³。

『通商公報』の記事はバタヴィア領事館とスラバヤ領事館の2領事館からの報告で構成されている。スラバヤ領事館からの報告は、1920年の7月からなされた。スラバヤはジャワ島東部北海岸の港湾都市で、後背地に東部ジャワの農業地帯をかかえ、砂糖、タピオカ、ゴム、タバコ、コーヒーなどが輸出された⁴。スラバヤはジャワ島の中で、バタビア(ジャカルタ)を上回る重要な経済拠点として発展した。

1913年4月から1924年3月までの両領事館からの報告件数は、972件に達している(表1を参照)⁵。年度別の報告件数の多寡はばらつきがあるものの、1914年の89件、1915年の95件、1922年の113件、1923年の155件、1924年の139件でこの5年で全体の報告件数の6割の591件を占めている。全体の報告件数のバタヴィア領事館とスラバヤ領事館の内訳は、前者が730件、後者が242件である。

報告件数が多い内容は、表1の商業の199件(全体の20%)、商品市況の161件(同17%)、電報の136件(同14%)、農業の129件(同13%)、紹介の76件(8%)と続く。多岐に渡る商品と商業情報、特定の商品の輸入業者や取り扱い業者を記載した紹介が多いことが特徴となっている。また蘭領

² 角山栄編著(1986、p.505、pp.517-18)なお、外務省令2号(明治43年2月10日)により、英領「ラブアン」島は削除された。角山栄編著(1986、p.520)

³ 外務省編纂(昭和40年)の上巻の年表で各領事館の開館日を見ると1920年(大正9年)の3月11日にスラバヤ開館(241頁)、1928年(昭和3年)3月20日にメダン設置(39頁)、1937年(昭和12年)12月18日にメナド開設(110頁)、1941年(昭和16年)2月22日にマカッサルに開館(146頁)となっている。一方、同下巻の附表4の領事館開設日時表(99頁)では、バタヴィアは2月14日、スラバヤは3月13日、メダンは3月26日、メナドは12月18日、マカッサルは2月22日と記載されている。

表1 通商公報内容別報告件数

(1913年-1924年)

(大正2年4月-大正13年12月)

年度	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	合計
内容（掲載欄）	大正 2年	大正 3年	大正 4年	大正 5年	大正 6年	大正 7年	大正 8年	大正 9年	大正 10年	大正 11年	大正 12年	大正 13年	
商業	22	29	23	17	19	6	5	11	17	34	16		199
商品市況											65	96	161
農業	11	15	14	12	15	15	11	12	13	9	1	1	129
交通及通信	1	3	5	3	7	1	4						24
交通及港湾									1				1
交通										3		1	4
交通、保険、倉庫及港湾								2					2
鉱業		1	2		2	2	1			1			9
採掘業									1				1
工業	1		1		1			2	1	4	1	1	12
企業												1	1
林業	2		1										3
水産業		1											1
財政及経済		1	3	1	1		2	2	5	4	7	3	29
経済									2	1	1		4
移民労働及社会								5					5
移民及労働						1	1						2
労働									2		1		3
検疫並衛生	2	2	1		1								6
検疫									1	1			2
衛生									1		1		2
外国法規									1	1	4	1	7
貿易一般											7	4	11
関税及諸法規	3	4	11	4	6	1							29
関税及外国諸法規						8	5	1					14
関税及条約									3	1		3	7
関税										2	9		11
博覧会及各種会議	5	7	2	1	3	1	1						20
紹介	7	4	16	6	7	1	2	4	11	9	6	3	76
各地事情		2		1									3
電報	1	17	12	2	5	11	4	1	9	22	30	22	136
速報									8	17	2		27
産業機関											3	2	5
各種産業機関							2	1	1	1			5
雑報	1	2	3			2		1		1			10
雑録									1	1	1		3
附録		1	1	1	1	1	1			1		1	8
合計	56	89	95	48	68	50	39	42	78	113	155	139	972

(注) 表1の件数は、バタビヤ領事館とスラバヤ領事館からの報告件数である。件数と分類は著者の目次・索引（館別掲載欄）からの計算による。電報は当初館別の掲載欄には表記されていなかったが、1915年から表記されたため電報の掲載欄を入れている。1913年と1914年の電報は索引には掲載されていないが、電報欄に報告記事があったため電報に分類した。

(出所) 外務省通商局、通商公報各年度版。

東インドの主要輸出品目である砂糖、護謨などの農産物の生産、輸出、市況動向や米や綿製品などの輸入の報告が多い。一方、報告件数は多くないものの石油などの鉱業、工業、金融、経済動向を伝える財政及経済、関税率の変更や関連法規の関税及諸法規、博覧会及各種会議など実に多岐に渡る内容の記事があるので、巻末のリストを参照されたい。

2. 主な記事内容の特徴

論文末には表1の973件に外務省通商局の27件とオランダ公使の11件を追加した目録を作成した。これらの報告の中でジャワ（爪哇）を中心とする商業、商品市況、農業を中心に主な記事の傾向と特徴をいくつか見ていきたい。

商品の中では主要輸出品目である農産品の記事が多いことが特徴となっている。その中でも砂糖に関しては、1920年からスラバヤ領事館から「爪哇糖市況」、「爪哇糖商況」、「爪哇糖週報」、「砂糖週報」など継続的に数多くの報告がなされた。商業では本邦品の販路拡張や競合する欧米製品との比較調査などがある⁶。輸入品ではセメント、燐寸（マッチ）、綿製品な

⁴ 東南アジアを知る事典（2008、p.229）を参照。同事典には、スラバヤを以下のように記述している。1743年スラバヤはオランダ東インド会社領となり、1830年以降東ジャワでサトウキビ農園が発展すると、植民地行政の中心地、広大な農業地帯を後背地に持つ貿易港、製糖業や鉄道輸送に関連する商工業の集積地としての重要性を高めた。

⁵ 領事報告の蘭領東インドの報告件数は、通商公報に所属する四半季毎の「索引」の掲載欄から主に作成した。「索引」には掲載されていない記事は、各年度の通商公報の各号の目次と記事を確認して、なるべく多く追加した。分類は掲載欄と類別の2つに分かれている。復刻版を利用したが、一部「索引」の掲載欄には記事題目が掲載されているが、復刻版には記事が欠落していた数件は、本リストには掲載していない。また、外務省通商局が作成した記事と在オランダ帝国特命全権公使の報告で蘭領東インドに関係するものは、追加してリストに入れてある。

⁶ 例えば、「本邦製品と競争せる欧米製品の需要状況『スーラバヤ』」通商公報、16号（大正2年5月26日発行）、746-59頁、「本邦製品と競争せる欧米製品の需要状況『バタビヤ』」通商公報、17号（大正2年5月29日発行）、812-16頁、「蘭領東印度に於ける日本品販路拡張の方法」通商公報、81号（大正3年1月19日発行）、178-90頁を参照。

どが比較的多く報告されている。その中で1920年代に日本から徐々に輸出が拡大し始めた綿製品は、「綿絹織物輸入状況（爪哇）」が1923年から毎月毎に報告されるようになった⁷。

農業では人口過密なジャワ島に於ける重要な米に関する報告が最多で、「爪哇米作状況」、「爪哇稲作状況」の記事題目で継続的に頻繁に報告された。一方、ジャワ島の住民のみならずサトウキビ農園や護謨農園などの労働者などの食料事情から暹羅（タイ）、英領ビルマ、仏領インドシナの近隣諸国からの米の輸入状況に関する報告もある⁸。

交通及通信では、海運状況、爪哇輸出入船舶状況、貨物運賃、航路、港湾、無線電話など詳細な内容を伝えた⁹。

検疫並衛生ではベスト、コレラなどの伝染病の情報、博覧会各種会議では展覧会や茶業会議なども含まれている。

外務省通商局の報告は表1には含まれていないが、巻末のリストには掲載している。その中で「南洋の水産」は、1914年に15回の連続で東南アジア諸国の水産業を横断的に調査していることが特徴となっている¹⁰

おわりに

『通商公報』の蘭領東インドの領事報告は、今まで考察してきたように商業、商品市況、紹介、農業を中心としながらも、財政及び経済、関税及び条約、外国法規、工業、鉱業、検疫など多岐にわたる内容が掲載された。

⁷ 綿製品の概況を報告している記事として、以下がある。「蘭領東印度に於ける綿製品市況」通商公報、398号（大正6年3月12日発行）、829-32頁。

⁸ 「爪哇輸入米近況」通商公報、343号（大正5年8月21日発行）、649-50頁、「蘭領東印度輸出入米概況『大正五年』」通商公報、431号（大正6年7月5日発行）、51-53頁、を参照。

⁹ 海運状況は、「蘭領東印度ニ於ケル海運状況」通商公報、749号（大正9年7月29日発行）、1524-36頁、港湾は、「蘭領東印度に於ける港湾の改築及擴張」通商公報、406号（大正6年4月9日発行）、129-31頁、を参照。

¹⁰ 巻末のリストの第5巻大正3年4-6月の外務省通商局の報告を参照されたい。

主要輸出品である砂糖の生産・輸出動向だけではなく、綿製品や雑貨など各商品のマーケティング情報、対本邦重要貿易商品、鉱業などの産業調査を含む幅広い内容が網羅されている。

領事報告は日本経済史研究にとって不可欠で重要な史料であるばかりではなく、海外各地の経済史研究・地域研究においても貴重である。最近になり東南アジアでの領事報告の目録と解説がフィリピンとタイの2カ国で作成され、領事報告を利用しやすい環境が整備されつつある¹¹。また、『海外経済事情』のシンガポール、蘭領東インド、仏領インドシナ、英領ビルマについては、関係記事の概要と特徴が作成されている¹²。香港に関しては、濱下武志・李培徳（2014）による領事報告記事目録がある¹³。

参考資料

- 外務省編纂（昭和40年）、『日本外交年表並主要文書 上下』、原書房
- 清水元（2006）、「近代日本の海外通商情報戦略と東南アジア」末廣昭編『「帝国」日本の学知』岩波書店
- 高嶋雅明（1979）、「領事報告制度と『領事館報告』について」『経済理論』（和歌山大学経済学会）168号（1979年3月）62-85ページ。
- 高嶋雅明（2005）、『日刊 海外商報 別冊 解説・総目次』復刻版 不二出版。
- 角山栄編著（1986）、『日本領事報告の研究』、同文館。
- 中村宗悦（1994）、「戦間期日本の通商情報—“東南アジア新市場”に関する「領事報告」の分析」『杉野女子大学・杉野女子大学短期大学紀要』（通号31）37-54ページ。
- 中村宗悦（1996）、「戦間期東南アジア新市場における在外公館とその機

¹¹ フィリピンに関しては、早瀬晋三編（2003）、タイは南原真編（2019b）を参照されたい。また、東南アジアの領事報告の分析として、中村宗悦（1994、1996）がある。

¹² シンガポールは南原真（2015）、仏領インドシナは南原真（2016）、英領ビルマは南原真（2018）、蘭領東インドは南原真（2019a）を参照。

¹³ 濱下武志・李培徳（2014）の領事報告記事目録は1882-1924年までとなっている。

能」松本貴典編『戦前期日本の貿易と組織間関係』新評論。

南原真（2001）、「日本領事報告掲載のタイ関係記事の概要と特徴」『東京経大学』第225号 237-253ページ。

南原真（2015）、「日本領事報告掲載のシンガポール関係記事の概要と特徴—海峡植民地と英領マラヤ：1928-1940年—」『東京経大学』第287号 3-22ページ。

南原真（2016）、「日本領事報告掲載の仏領インドシナ関係記事の概要と特徴—1928-1940年—」147-188ページ『東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ』亜細亜大学アジア研究所。

南原真（2018）、「日本領事報告掲載のビルマ関係記事の概要と特徴—1928-1943年—」161-204ページ『経済共同体創設後のASEANの課題』アジア研究所・アジア研究シリーズ No. 95、亜細亜大学アジア研究所。

南原真（2019a）、「日本領事報告掲載の蘭領東インド（インドネシア）関係記事の概要と特徴—1928-1942年—」『東京経大学』第301号 109-190ページ。

南原真編（2019b）、『「領事報告」掲載タイ（暹羅）関係記事目録 1885-1943年』、三恵社。

早瀬晋三編（2003）、『「領事報告」掲載フィリピン関係記事目録 1881-1943年』、龍溪書舎。

濱下武志・李培徳監修・解説（2014）、『香港関係日本外交文書及び領事報告資料』香港都市案内集成 第12巻 ゆまに書房。

『[新版] 東南アジアを知る事典』（2008）』、平凡社

本文の末に掲載されている記事目録は、表1の972件にオランダ公使の11件、外務省通商局の報告27件、写真の挿画、口絵を追加している。記事の題名や分類等は原文の通り旧字体を利用したが、一部常用漢字になっている。原文の年号月日は漢字表記であるが、報告者欄はアラビア数字に統一した。目録の分類は表1の分類と同じにした。

通商公報

1913年(大正2年)						
第1巻						
大正2年4-6月						
(自第1號至第26號)						
号數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類	
2	大正2年4月7日	96-98頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇米作状況「一月中」	農業	
8	大正2年4月28日	389-400頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける日本製浴衣の需要	商業	
11	大正2年5月8日	513-515頁	帝國領事浮田郷次報告	革製品需要状況「ハタタビヤ地方」	商業	
11	大正2年5月8日	538-42頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇島スマラン市場民地展覧會開催計畫	博覧會各種會議	
11	大正2年5月8日	553頁	帝國領事浮田郷次報告	ハタタビヤ地方革製品取扱商	紹介	
12	大正2年5月12日	590頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇渡航者に對する注意	關稅及諸法規	
14	大正2年5月19日	696頁	帝國領事浮田郷次報告	ハタタビヤに於ける糖採取指商	紹介	
16	大正2年5月26日	746-59頁	帝國領事浮田郷次報告	本邦製品と競争せる歐米製品の需要状況「スーラハヤ」	商業	
17	大正2年5月29日	812-16頁	帝國領事浮田郷次報告	本邦製品と競争せる歐米製品の需要状況「ハタタビヤ」	商業	
19	大正2年6月5日	909-13頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度競争線の商標	商業	
19	大正2年6月5日	942頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける米	商業	
20	大正2年6月9日	957頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける袋物輸入商賣に本邦賣業商店	紹介	
20	大正2年6月9日	957-58頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度錫鏡賣價格	商業	
22	大正2年6月16日	1071-72頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度シヤル麻輸出量	商業	
22	大正2年6月16日	1085頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度護照裁培面積	林業	
23	大正2年6月19日	1110頁	帝國領事浮田郷次報告	貝殼輸出入商「マカッサル」	紹介	
24	大正2年6月23日	1149-51頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇米作状況「四月中」	農業	
24	大正2年6月23日	1178頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける肥料需要状況	商業	
24	大正2年6月23日	1178頁	帝國領事浮田郷次報告	肥料輸入商「爪哇」	紹介	
第2巻						
大正2年7-9月						
(自第27號至第52號)						
号數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類	
28	大正2年7月7日	55-57頁	帝國領事浮田郷次報告	茶種子輸入取締法施行「爪哇」	關稅及諸法規	
30	大正2年7月14日	179-80頁	帝國領事浮田郷次報告	ハタタビヤ萬國議會議決及附屬共運會	博覧會各種會議	

31	大正2年7月17日	205-7頁	大正2年6月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇島スマラン市殖民地展覧會準備現況	博覽會各種會議
32	大正2年7月21日	246頁	大正2年6月16日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇米狀況【五月中】	農業
32	大正2年7月21日	25頁	大正2年6月18日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	基隆港傳染病流行地認定解除【蘭領印度】	檢疫並衛生
32	大正2年7月21日	278頁	大正2年6月26日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度官堂咖啡の就醫	雜報
33	大正2年7月24日	287-88頁	大正2年7月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇に於て鳴海澄治女の名要如何	農業
33	大正2年7月24日	288-89頁	大正2年6月16日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける梅花	農業
37	大正2年8月7日	467-70頁	大正2年7月6日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇に於ける臺灣茶需要狀況	商業
37	大正2年8月7日	498頁	大正2年7月7日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇に於ける臺灣茶販賣商	紹介
38	大正2年8月11日	536-37頁	大正2年7月10日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマトラ島議院栽培狀況	林業
39	大正2年8月14日	目次後	大正2年7月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇島スマラン市雜賣【其一】	挿画
39	大正2年8月14日	567-70頁	大正2年7月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマラン市展覧會出品會の成立	博覽會各種會議
40	大正2年8月18日	目次後	大正2年8月18日	瓜哇島スマラン市雜賣【其二】	挿画
40	大正2年8月18日	604頁	大正2年7月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇米作狀況【六月中】	農業
40	大正2年8月18日	627-28頁	大正2年7月18日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇阿非利加航路計畫	交通及通信
45	大正2年9月4日	806-7頁	大正2年8月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇に於ける爬島支取扱狀況	商業
46	大正2年9月8日	883-64頁	大正2年8月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇米作狀況【千九百十三年上半期】	農業
49	大正2年9月18日	983-84頁	大正2年8月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇稲作狀況【七月中】	農業
50	大正2年9月22日	1043-44頁	外務省通商局	瓜哇島スマラン市殖民地展覧會に就て	博覽會各種會議
第3巻					
大正2年10-12月					
(自第53號至第77號)					
号數	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類
56	大正2年10月13日	180-81頁	大正2年9月8日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於けるマニラ麻生産狀況	商業
56	大正2年10月13日	186頁	大正2年9月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇稲作狀況【八月中】	農業
56	大正2年10月13日	191頁	大正2年9月2日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマラン展覧會への内外各地参加狀況	博覽會各種會議
57	大正2年10月16日	目次2	大正2年10月10日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	横濱をベースとする流行地と認定（バタビヤにて）	電報
57	大正2年10月16日	208-100頁	大正2年9月3日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	バタビヤに於ける本邦茶葉功二重賣行狀況	商業
57	大正2年10月16日	211-12頁	大正2年9月8日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇に於ける絹製スレンゲン産要	商業
59	大正2年10月23日	286-87頁	大正2年9月13日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	本邦骨董品展覧會スレンゲン産要	商業
59	大正2年10月23日	300-06頁	大正2年8月28日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	藤瀨に關する著述日報	紹介
64	大正2年11月10日	490-500頁	大正2年9月27日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇大正元年貿易年報	商業
66	大正2年11月17日	583-85頁	大正2年10月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇タンガンランの製糖業	工業
66	大正2年11月17日	585頁	大正2年9月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	瓜哇稲作狀況【九月中】	農業

68	大正2年11月24日	651-52頁	大正2年10月17日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度産野生薬類商況 [千九百二十二年度]	商業
68	大正2年11月24日	652頁	大正2年10月16日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度官宮加群覽實破績	商業
68	大正2年11月24日	657頁	大正2年10月21日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇米作状況 [自一月至九月]	農業
70	大正2年12月1日	目次後	目次後	スラハヤ市雜景 (其一)	挿画
71	大正2年12月4日	目次後	目次後	スラハヤ市雜景 (其二)	挿画
72	大正2年12月8日	目次後	目次後	スラハヤ市雜景 (其三)	挿画
72	大正2年12月8日	843-44頁	大正2年11月4日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	本邦船業業者に注意	検査並衛生
73	大正2年12月11日	目次後	目次後	スラハヤ市土人の風俗	挿画
73	大正2年12月11日	894頁	大正2年11月5日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に新港稅制定の豫告	關稅及諸法規
75	大正2年12月18日	991頁	大正2年11月16日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況 [十月中]	農業
77	大正2年12月25日	1067-77頁	大正2年11月10日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	日本對蘭領印度貿易概況	商業
77	大正2年12月25日	1077-79頁	大正2年11月22日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	ハタビヤに於ける石炭輸入状況	商業
77	大正2年12月25日	1079頁	大正2年11月27日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度官宮加群覽實破績 (第二回)	商業
77	大正2年12月25日	1092頁	外務省通商局	ハタビヤ薬類共進會出品申込期日延期	博覽會各種會議
1914年 (大正3年)					
第4卷					
大正3年1-3月					
(目録78號至第101號)					
号數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
78	大正3年1月8日	45-8頁	大正2年11月22日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	模造ハナマ帽需要状況	商業
78	大正3年1月8日	55頁	大正2年11月22日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	模造ハナマ帽取放商	紹介
81	大正3年1月19日	目次後	目次後	スマトラ島雜景 (其一)	口絵
81	大正3年1月19日	178-90頁	大正2年11月18日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける日本品販路擴張の方法	商業
81	大正3年1月19日	209頁	大正2年12月9日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマラン展覽會出品物運賃	博覽會各種會議
82	大正3年1月22日	目次後	目次後	スマトラ島雜景 (其二)	口絵
82	大正3年1月22日	251頁	大正2年12月16日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況 [大正二年十一月中]	農業
83	大正3年1月26日	目次後	目次後	スマトラ島雜景 (其三)	口絵
85	大正3年2月2日	377-91頁	大正2年8月25日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	セレベス島の商業	商業
86	大正3年2月5日	436-42頁	大正2年12月12日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマラン展覽會「歐洲人向日本出品品に付て	博覽會各種會議
86	大正3年2月5日	446頁	大正2年8月25日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	主なる商店名『蘭蘭菓印度』	紹介
88	大正3年2月12日	507頁	大正2年1月13日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況 [大正二年十二月中]	農業
88	大正3年2月12日	531-32頁	大正3年1月6日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇島に於ける傳染病概説 [大正二年中]	検査並衛生
88	大正3年2月12日	532-34頁	大正3年1月9日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	葡籍チモール島概況	各地事情

89	大正3年2月16日	571-81頁	大正2年12月29日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマラン展覧會上へ入及支那人向日本出品に付て	博覧會各種會議
90	大正3年2月19日	591頁	大正3年1月20日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	セルロイド製品需要状況【スーラバヤ】	商業
90	大正3年2月19日	612頁	大正3年1月20日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	セルロイド製品輸入商【スーラバヤ】	紹介
92	大正3年2月26日	670-71頁	大正3年1月9日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	阿片輸入状況	商業
94	大正3年3月5日	806頁	大正3年1月29日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	寒天商況【スーラバヤ】	商業
98	大正3年3月19日	1002頁	大正3年2月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況【一月中】	農業
99	大正3年3月23日	1035頁	大正3年2月9日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	水砂糖製造状況【爪哇】	商業
100	大正3年3月26日	1087-92頁	大正3年2月17日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	日瓜貿易の大勢	商業
101	大正3年3月30日	1134-37頁	大正3年2月17日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇出入船舶状況【一九百十三年】	交通及通信
101	大正3年3月30日	1137頁	大正3年2月26日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	和蘭東印度地無線電信連絡計画	交通及通信
第5巻					
大正3年4-6月					
(自第102號至第126號)					
号數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
102	大正3年4月2日	27-8頁	大正3年2月20日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	日本産林檎の爪哇輸入に付	商業
106	大正3年4月16日	218-19頁	大正3年3月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況【二月中】	農業
108	大正3年4月23日	302-06頁	大正3年3月10日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	主なる貿易商【爪哇】	紹介
109	大正3年4月27日	321-35頁	大正3年3月10日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告 外務省通商局	南洋の水産【其一】蘭領東印度	水産業
110	大正3年4月30日	387-93頁	大正3年4月30日 外務省通商局	南洋の水産【其二】蘭領東印度	水産業
111	大正3年5月4日	435-38頁	大正3年5月4日 外務省通商局	南洋の水産【其三】蘭領東印度	水産業
112	大正3年5月7日	478-82頁	大正3年5月7日 外務省通商局	南洋の水産【其四】蘭領東印度	水産業
112	大正3年5月7日	491-504頁	大正3年3月20日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度方面出入船舶業者須知要項	交通及通信
113	大正3年5月11日	電報欄	大正3年5月6日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	臺灣をバスター流通地と認定【バタビヤにて】	電報
113	大正3年5月11日	516-20頁	大正3年5月11日 外務省通商局	南洋の水産【其五】蘭領東印度	水産業
113	大正3年5月11日	540-41頁	大正3年5月11日 外務省通商局	スマラン展覧會出品の商標に關する注意	博覧會各種會議
114	大正3年5月14日	571頁	大正3年4月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況【三月中】	農業
116	大正3年5月21日	655-61頁	大正3年5月21日 外務省通商局	南洋の水産【其七】蘭領東印度	水産業
117	大正3年5月28日	710頁	大正3年5月28日 外務省通商局	南洋の水産【其八】蘭領東印度	水産業
118	大正3年6月1日	電報欄	大正3年5月27日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	臺灣をバスター流通地認定の解除	電報
119	大正3年6月4日	784-800頁	大正3年6月4日 外務省通商局	南洋の水産【其九】	水産業
120	大正3年6月8日	820-23頁	大正3年4月27日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇米況【一九百十三年】	商業
120	大正3年6月8日	843頁	大正3年2月20日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	濠洲産果物検査規定【蘭領東印度】	關稅及諸法規
121	大正3年6月11日	870頁	大正3年5月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況【四月中】	農業

121	大正3年6月11日	870-86頁	外務省通商局	南洋の水産	南洋の水産	蘭領東印度	水産業
121	大正3年6月11日	883-95頁	大正3年5月9日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度開業医登録規則	爪哇米収穫豫想	爪哇米収穫豫想	検疫及衛生
122	大正3年6月15日	913頁	大正3年5月5日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇の水産	爪哇の水産	爪哇の水産	農業
122	大正3年6月15日	932-34頁	外務省通商局	爪哇の水産	爪哇の水産	爪哇の水産	農業
123	大正3年6月18日	972-79頁	外務省通商局	南洋の水産	南洋の水産	蘭領東印度	水産業
124	大正3年6月22日	1007-12頁	外務省通商局	南洋の水産	南洋の水産	蘭領東印度	水産業
第6巻							
大正3年7-9月							
(自第127號至第152號)							
号数	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目			分 類
128	大正3年7月6日	60-66頁	大正3年6月4日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇臘書き更紗の付て	爪哇臘書き更紗の付て	爪哇臘書き更紗の付て	商業
130	大正3年7月13日	157頁	大正3年6月12日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況	爪哇稲作状況	爪哇稲作状況	農業
134	大正3年7月27日	電報欄	大正3年7月22日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	マカッサル島レボン、ドノに於ける本邦人經營の養殖場	マカッサル島レボン、ドノに於ける本邦人經營の養殖場	マカッサル島レボン、ドノに於ける本邦人經營の養殖場	電報
134	大正3年7月27日	391-92頁	大正3年6月24日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける養蠶業	蘭領東印度に於ける養蠶業	蘭領東印度に於ける養蠶業	口絵
136	大正3年8月3日	458-60頁	大正3年6月24日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度新港稅制定	蘭領東印度新港稅制定	蘭領東印度新港稅制定	蘭税及諸法規
136	大正3年8月3日	466頁	大正3年5月11日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	大豆輸入商	大豆輸入商	大豆輸入商	紹介
138	大正3年8月10日	516頁	大正3年6月30日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度官管加藤の鏡寶	蘭領東印度官管加藤の鏡寶	蘭領東印度官管加藤の鏡寶	雜報
138	大正3年8月10日	電報欄	大正3年8月6日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇に於ける戰亂の影響	爪哇に於ける戰亂の影響	爪哇に於ける戰亂の影響	電報
139	大正3年8月13日	546-47頁	大正3年6月29日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける水先案内規則改正	蘭領東印度に於ける水先案内規則改正	蘭領東印度に於ける水先案内規則改正	蘭税及諸法規
140	大正3年8月17日	電報3頁	大正3年8月15日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	蘭領東印度に於ける暹洲時局影響	蘭領東印度に於ける暹洲時局影響	蘭領東印度に於ける暹洲時局影響	電報
140	大正3年8月17日	電報3頁	大正3年7月15日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	スマラン博覽會開會期	スマラン博覽會開會期	スマラン博覽會開會期	電報
140	大正3年8月17日	558-59頁	大正3年7月13日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況	爪哇稲作状況	爪哇稲作状況	農業
141	大正3年8月20日	電報2頁	大正3年8月15日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇の糖質暴騰	爪哇の糖質暴騰	爪哇の糖質暴騰	電報
141	大正3年8月20日	599-600頁	大正3年7月22日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇米作状況	爪哇米作状況	爪哇米作状況	農業
141	大正3年8月20日	607頁	大正3年7月21日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度大輸入規則	蘭領東印度大輸入規則	蘭領東印度大輸入規則	蘭税及諸法規
142	大正3年8月24日	電報2頁	大正3年8月20日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	ハタビヤ砂糖相場	ハタビヤ砂糖相場	ハタビヤ砂糖相場	電報
144	大正3年9月1日	附録欄	大正3年6月在ハタビヤ帝國領事館調査	蘭領東印度外國貿易附	蘭領東印度外國貿易附	蘭領東印度外國貿易附	商業
146	大正3年9月7日	電報2頁	大正3年9月4日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	ハタビヤ方面各航路安全	ハタビヤ方面各航路安全	ハタビヤ方面各航路安全	電報
147	大正3年9月10日	電報4頁	大正3年9月9日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇貿易有望品	爪哇貿易有望品	爪哇貿易有望品	電報
147	大正3年9月10日	目次後	在ハタビヤ帝國領事浮田郷次提出	スマラン博覽會日本特設館	スマラン博覽會日本特設館	スマラン博覽會日本特設館	口絵
148	大正3年9月14日	870-71頁	大正3年8月14日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇糖の買占	爪哇糖の買占	爪哇糖の買占	商業
148	大正3年9月14日	881頁	大正3年8月7日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	議院會議及共進會の延期	議院會議及共進會の延期	議院會議及共進會の延期	博覽會及各種會議

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
149	大正3年9月17日	883頁	大正3年8月7日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	歐洲戦乱の影響「バタビヤ」	商業
149	大正3年9月17日	911-15頁	大正3年7月24日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	重要貿易港と其商域「蘭領東インド」	商業
149	大正3年9月17日	918頁	大正3年8月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「七月中」	農業
151	大正3年9月25日	967-68頁	大正3年8月14日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	歐洲戦乱の影響「バタビヤ第二報」	商業
第7巻					
大正3年10-12月					
(頁153號至第178號)					
154	大正3年10月5日	44-49頁	大正3年8月26日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	歐洲戦乱の影響「バタビヤ第三報」	商業
155	大正3年10月8日	110頁	大正3年8月30日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇米況	商業
156	大正3年10月12日	電報2-3頁	大正3年10月8日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇糖の下落	電報
156	大正3年10月12日	151頁	大正3年9月12日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況（八月中）	博覧會及各種會議
156	大正3年10月12日	165頁	大正3年9月1日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	議會議決及共進會開催期	電報
157	大正3年10月15日	電報2頁	大正3年10月7日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	暹、英汽船載貨引取手續「バタビヤ」	電報
157	大正3年10月15日	171-78頁	大正3年9月4日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	歐洲戦乱の影響「爪哇」	商業
160	大正3年10月26日	電報3頁	大正3年10月22日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇砂糖商況	電報
160	大正3年10月26日	333-35頁	大正3年9月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける胸器輸出入状況	商業
160	大正3年10月26日	336頁	大正3年9月3日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	タビオカ其他輸出解禁「蘭領印度」	商業
161	大正3年10月29日	383-85頁	大正3年9月24日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度に於ける日本人の企業	各地事情
163	大正3年11月5日	471-72頁	大正3年9月26日及10月3日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度に於ける米輸出禁止に付て	商業
163	大正3年11月5日	476-77頁	大正3年9月26日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度に於ける石炭産額	工業
165	大正3年11月12日	566頁	大正3年10月10、18日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	英國政府の砂糖買収額	商業
165	大正3年11月12日	557頁	大正3年10月14日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「九月中」	電報
167	大正3年11月19日	電報1頁	大正3年11月14日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	戰時保険率	電報
168	大正3年11月24日	電報3頁	大正3年11月19日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇砂糖相場	電報
169	大正3年11月26日	714-16頁	大正3年10月23日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度に於ける薄荷玉需要状況	商業
169	大正3年11月26日	730頁	大正3年10月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	戰時保険率	財政及經濟
169	大正3年11月26日	743頁	大正3年10月15日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度官常關非稅費延期	雜報
170	大正3年11月30日	電報1頁	大正3年11月25日著在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	バタビヤ議院開會	電報
170	大正3年11月30日	761-62頁	大正3年10月29日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	マカッサルに於ける高欄貝市況	商業
171	大正3年12月3日	818頁	大正3年10月28日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭國議會議開會の状況「バタビヤ」	博覧會及各種會議
172	大正3年12月7日	879-80頁	大正3年11月6日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	スマトラ島に於ける梅花栽培状況	農業
173	大正3年12月10日	907-08頁	大正3年11月7日附在バタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇米況尙砂糖商況	商業

173	大正3年12月10日	908頁	大正3年11月7日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	マカッサル貿易状況「九月中」	商業
174	大正3年12月14日	954頁	大正3年11月1日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇に於ける葱蘭子輸入状況	商業
176	大正3年12月21日	1079頁	大正3年11月13日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇に於ける「十月」中	商業
177	大正3年12月24日	電報1頁	大正3年12月17日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	報告者	獨逸船載貨引取手續「蘭領サバン」	電報
177	大正3年12月24日	1099-100頁	大正3年11月17日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇に於ける糖蜜並酒精市況	商業
177	大正3年12月24日	1100-102頁	大正3年11月20日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	日本製鐵識計概況及識議箱蓋需要状況「スマトラ島」	商業
1915年(大正4年)						
第8巻						
大正4年1-3月						
(目録179號至201號)						
号數	発行日	ページ	報告者	報告者	報告題目	分類
179	大正4年1月11日	電報3頁	大正3年12月29日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	報告者	獨逸船載貨引取請求訴訟「蘭領サバン」	電報
179	大正4年1月11日	目次後	在ハタビヤ帝國領事浮田郷次提出	報告者	ハタビヤ識議共進會雜景	挿絵
179	大正4年1月11日	21-23頁	大正3年11月22日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	セメント輸入状況「蘭領印度」	商業
179	大正4年1月11日	50-51頁	大正3年11月24日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	スマラン博覧會及識議共進會閉會	博覧會及各種會議
180	大正4年1月14日	目次後	在ハタビヤ帝國領事浮田郷次提出	報告者	ハタビヤ護謨共進會雜景(其二)	挿絵
180	大正4年1月14日	74-77頁	大正3年11月23日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	本邦商品の販路擴張に付て「蘭領印度」	商業
181	大正4年1月18日	113-114頁	大正3年12月4日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	歐洲戰亂と蘭領印度鐵礦市況	商業
181	大正4年1月18日	164頁	大正3年12月4日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	護謨取引商「ハタビヤ」	紹介
182	大正4年1月21日	193頁	大正3年12月12日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇米作状況「大正三年十一月」中	農業
183	大正4年1月25日	電報2-3頁	大正4年1月25日 外務省通商局	報告者	在蘭領パタン及サバン港獨逸船載貨引取手續	電報
183	大正4年1月25日	223頁	大正3年12月19日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	戰時保險率「ハタビヤ」	商業
185	大正4年2月1日	電報1頁	大正4年2月1日 外務省通商局	報告者	在蘭領パタン及サバン港獨逸船載貨引取手續	電報
185	大正4年2月1日	369-70頁	大正3年12月21日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	歐洲行貨物運賃値上「ハタビヤ」	交通及通信
189	大正4年2月15日	572-73頁	大正4年1月5日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	本邦產海産物輸入状況「爪哇」	商業
189	大正4年2月15日	575頁	大正4年1月14日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇稲作状況「大正三年十二月」中	農業
189	大正4年2月15日	608頁	大正4年1月11日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	漆洲產果物検査一部免除「蘭領印度」	關稅及諸法規
189	大正4年2月15日	611-12頁	大正4年1月5日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	本邦海産物及藤子取扱商「爪哇」	紹介
189	大正4年2月15日	614頁	大正4年1月4日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	セメント輸入商「蘭領印度」	紹介
191	大正4年2月22日	689-90頁	大正4年1月18日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	スーラバヤに於ける各種商況	商業
192	大正4年2月25日	735-36頁	大正4年1月23日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	報告者	爪哇に於ける米產出状況「大正三年」	農業
195	大正4年3月8日	電報1頁	大正4年3月3日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	報告者	鐵輸出可能「蘭領印度」	電報
198	大正4年3月18日	電報2頁	大正4年3月15日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	報告者	本邦品發展の好機「蘭領印度」	電報

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
198	大正4年3月18日	電報3頁	帝領領事浮田郷次電報	蘭領政府セメント購買	電報
199	大正4年3月23日	1155-62頁	帝領領事浮田郷次電報	日爪貿易概況「大正三年」	商業
201	大正4年3月29日	電報1頁	帝領領事浮田郷次電報	在蘭領印度郵船載貨引取手續	電報
201	大正4年3月29日	1241頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇稲作状況（一月）	農業
第9巻					
大正4年4-6月					
(目録202號至第27號)					
203	大正4年4月5日	電報1頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇砂糖購買	電報
204	大正4年4月8日	104-05頁	帝領領事浮田郷次電報	蘭領印度産藤に付て	商業
205	大正4年4月12日	附録	帝領領事福壽	蘭領東印度外國貿易附	商業
206	大正4年4月15日	213-14頁	帝領領事浮田郷次電報	寒天商況「スラバヤ」	商業
206	大正4年4月15日	224-25頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇稻作状況「二月」	農業
206	大正4年4月15日	236頁	帝領領事浮田郷次電報	金物買取相場「スラバヤ」	紹介
207	大正4年4月19日	電報1頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇砂糖價格騰貴	電報
208	大正4年4月22日	電報1頁	帝領領事浮田郷次電報	在爪哇郵船載貨引取方	電報
209	大正4年4月26日	電報2頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇砂糖相場	電報
209	大正4年4月26日	354-56頁	帝領領事浮田郷次電報	茶箱及護蔵箱の需要「蘭領印度」	商業
209	大正4年4月26日	370-72頁	帝領領事浮田郷次電報	蘭領印度に於ける新公債募集	財政及經濟
209	大正4年4月26日	380-81頁	帝領領事浮田郷次電報	茶箱及護蔵箱取扱商「ハタビヤ、スラバヤ」	紹介
210	大正4年4月29日	409-11頁	帝領領事浮田郷次電報	護照引場新設「ハタビヤ」	商業
210	大正4年4月29日	430頁	帝領領事浮田郷次電報	本邦品輸入取扱希望者「ハタビヤ」	紹介
211	大正4年5月3日	電報1頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇砂糖相場	電報
211	大正4年5月3日	460-70頁	帝領領事浮田郷次電報	ハタビヤ護蔵會議討論の大要	商業
213	大正4年5月10日	目次後	帝領領事浮田郷次電報	バリクパパン石油工場地の全景	挿絵
213	大正4年5月10日	558-66頁	帝領領事浮田郷次電報	蘭領東印度の石油業	商業
215	大正4年5月17日	690-92頁	帝領領事浮田郷次電報	爪哇出入船狀況「一九一四年」	交通及通信
215	大正4年5月17日	694頁	帝領領事浮田郷次電報	米穀商「ハタビヤ」	紹介
216	大正4年5月20日	710-12頁	帝領領事浮田郷次電報	銅貨鑄及銅製製品需給狀況「爪哇」	商業
216	大正4年5月20日	736頁	帝領領事浮田郷次電報	敵貨差押に關する蘭英協議	財政及經濟
216	大正4年5月20日	741頁	帝領領事浮田郷次電報	蘭領印度馬巴輪輸出禁止	關稅諸法規
217	大正4年5月24日	787頁	帝領領事浮田郷次電報	乾電池及懐中電燈の需要	商業

217	大正4年4月5日24日	804頁	大正4年4月7日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	銅、真鍮、鋼鐵製品取扱商に廣告機關新聞開「ハタビヤ」	紹介	
217	大正4年4月24日	807頁	大正4年4月16日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	乾電池、礦中電燈、調帯、モートル取扱商	紹介	
218	大正4年4月27日	電報1頁	大正4年4月20日 著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇砂糖相場	電報	
219	大正4年4月31日	899頁	大正4年4月26日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「三月」	農業	
220	大正4年4月3日	956頁	大正4年4月20日及27日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	獨船載貨引取條件	財政及經濟	
222	大正4年4月10日	電報1頁	大正4年4月3日著在ハタビヤ帝國領事浮田郷次電報	爪哇砂糖相場沈静	電報	
223	大正4年4月14日	1087頁	大正4年4月27日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇に於ける曲木椅子の需要	商業	
223	大正4年4月14日	1087-88頁	大正4年4月6日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度に於ける自轉車の需要	商業	
223	大正4年4月14日	1131頁	大正4年4月27日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	曲木椅子輸入商「爪哇」	紹介	
223	大正4年4月14日	1132頁	大正4年4月6日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	自轉車輸入商「スラバヤ」	紹介	
224	大正4年4月17日	1150頁	大正4年4月15日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「四月」	農業	
224	大正4年4月17日	1158-59頁	大正4年4月17日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	日爪定期航路に付て	交通及通信	
227	大正4年4月28日	1330-32頁	大正4年4月20日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	獨船品輸入協定成立「蘭領印度」	關稅諸法規	
第10卷						
大正4年7-9月						
(自第228號至第254號)						
号数	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類	
231	大正4年7月12日	157頁	大正4年6月11日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「五月」	農業	
232	大正4年7月15日	225-29頁	大正4年6月11日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度外領地永借地規則	關稅及諸法規	
233	大正4年7月19日	266頁	大正4年6月15日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	錫鑛子シトロナ油輸出希望者「ハタビヤ」	紹介	
234	大正4年7月22日	309頁	大正4年4月7日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	手捲煙専用ライスバーバー取扱商「スラバヤ」	紹介	
236	大正4年7月29日	371-86頁	大正4年6月16日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	日爪貿易の趨勢	商業	
238	大正4年8月5日	493頁	大正4年6月28日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	ハタビヤの官宮珈琲純賣	雜報	
239	大正4年8月9日	521頁	大正4年7月9日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	ブルー、ラウト石炭産出	雜業	
243	大正4年8月23日	721頁	大正4年7月15日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「六月」	農業	
249	大正4年9月13日	1029頁	大正4年8月3日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇輸入の大豆に付て	商業	
251	大正4年9月20日	1139-40頁	大正4年8月9日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度船員雇止取締規則	關稅及諸法規	
251	大正4年9月20日	1140-41頁	大正4年8月10日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度齒科医術畢業試驗規則要領	關稅及諸法規	
252	大正4年9月23日	1177頁	大正4年8月19日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	爪哇船作状況「七月」	農業	
253	大正4年9月27日	1231頁	大正4年8月23日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度輸出禁止品	關稅及諸法規	
253	大正4年9月27日	1232頁	大正4年7月29日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	阿仙業ガロンビヤ輸出商「蘭領印度」	紹介	
254	大正4年9月30日	1275頁	大正4年8月18日附在ハタビヤ帝國領事浮田郷次報告	サバン港逃避獨船載貨引渡方	關稅及諸法規	

第11巻	号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類	
大正4年10-12月 (自第255號至第278號)	256	大正4年10月7日	83-85頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度小農借地規則要領	關稅及諸法規	
	257	大正4年10月11日	110-13頁	帝國領事浮田郷次報告	テノカワノ果實産出状況「蘭領東印度」	商業	
	257	大正4年10月11日	113-15頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける阿片に付て	商業	
	257	大正4年10月11日	136頁	帝國領事浮田郷次報告	テノカワノ果實取扱商	紹介	
	259	大正4年10月18日	232-33頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領印度茶會識及雜貨會開設計画	博覽會及各種會議	
	259	大正4年10月18日	236頁	帝國領事浮田郷次報告	ハタバヒヤ官加藤實落札	雜報	
	260	大正4年10月21日	261頁	帝國領事浮田郷次報告	規那皮及規尼程取引状況「蘭領東印度」	商業	
	260	大正4年10月21日	262頁	帝國領事浮田郷次報告	ヴェネスタ製造工場新設計画	工業	
	260	大正4年10月21日	265頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況「八月」	農業	
	263	大正4年11月1日	377-78頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度に於ける極樂島	商業	
	264	大正4年11月4日	420頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度染料輸出禁止	關稅及諸法規	
	264	大正4年11月4日	420-21頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇、太平洋航路開始	交通及通信	
	265	大正4年11月8日	463頁	帝國領事浮田郷次報告	藤藤箱及茶箱の輸入「爪哇」	商業	
	265	大正4年11月8日	463-64頁	帝國領事浮田郷次報告	藤藤液受腕取引値段「爪哇」	商業	
	265	大正4年11月8日	476-78頁	帝國領事浮田郷次報告	藤藤樹栽培面積採収見込高	農業	
	266	大正4年11月15日	544頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭船爪哇積出貨の増加	交通及通信	
	266	大正4年11月15日	544-45頁	帝國領事浮田郷次報告	工業調査會設置「爪哇」	雜報	
	268	大正4年11月22日	603頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況「九月」	農業	
	268	大正4年11月22日	608-09頁	帝國領事浮田郷次報告	大、船及蒙輸入禁止「蘭領東印度」	關稅及諸法規	
	269	大正4年11月25日	647頁	帝國領事浮田郷次報告	蘭領東印度諸港總改正	檢疫及衛生	
	274	大正4年12月13日	888頁	帝國領事浮田郷次報告	本邦商品取引希望者「ハタバヒヤ」	紹介	
	277	大正4年12月23日	992頁	帝國領事浮田郷次報告	爪哇稲作状況「十月」	農業	
	1916年（大正5年）						
	第12巻						
	大正5年1-3月						
	(自第279號至第302號)						

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
284	大正5年1月27日	241-42頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇船作状況「大正四年十一月」	農業
291	大正5年2月21日	587-88頁	帝國領事館浮田郷次報告	石盤需給状況「スラバヤ地方」	商業
291	大正5年2月21日	619-20頁	帝國領事館浮田郷次報告	石盤取扱商「スラバヤ地方」	紹介
292	大正5年2月24日	660頁	帝國領事館本幹之亮報告	和蘭汽船の希望條達	交通及通信
293	大正5年2月28日	704頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇船作状況「大正四年十二月」	農業
295	大正5年3月6日	816頁	帝國領事館本幹之亮報告	萬國茶業會議立位博覽會開催準備「バタビヤ」	各地事情
296	大正5年3月9日	834-35頁	帝國領事館本幹之亮報告	和蘭海外トラスト設立後の蘭領貿易	商業
297	大正5年3月13日	882頁	帝國領事館本幹之亮報告	染料需給状況「バタビヤ」	商業
299	大正5年3月20日	989-90頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇船作状況「一月」	農業
第13巻					
大正5年4-6月					
(自第303號至第328號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
304	大正5年4月6日	65-66頁	帝國領事館本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける米渡額	農業
305	大正5年4月10日	電報1頁	帝國領事館本幹之亮報告	薬劑及外科用器具輸出禁止「蘭領東印度」	電報
305	大正5年4月10日	88-89頁	帝國領事館本幹之亮報告	蘭領印度セメント輸入状況	商業
305	大正5年4月10日	117-18頁	帝國領事館本幹之亮報告	蘭領東印度爆發物輸出禁止	關稅及諸法規
309	大正5年4月24日	279-82頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇産砂糖簡況「大正四年」	商業
309	大正5年4月24日	289-90頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇船作状況「二月」	農業
315	大正5年5月15日	電報1頁	帝國領事館本幹之亮報告	外國人入國居住規則改正「蘭領東印度」	電報
318	大正5年5月25日	718頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇船作状況「三月」	農業
320	大正5年6月1日	797頁	帝國領事館本幹之亮報告	蘭領東印度釘及鐵線輸出禁止	關稅及諸法規
320	大正5年6月1日	816頁	帝國領事館本幹之亮報告	タンニン材料取扱商	紹介
321	大正5年6月5日	852-54頁	帝國領事館本幹之亮報告	爪哇出港船舶状況「大正四年」	交通及通信
328	大正5年6月29日	電報後	浮田郷次提出	スマランに於ける材木の運搬(チャイナボルネオ會社)	挿絵
328	大正5年6月29日	1184頁	帝國領事館本幹之亮報告	蘭領東印度輸出禁止外藥劑	關稅及諸法規
第14巻					
大正5年7-9月					
(自第329號至第354號)					

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
329	大正5年7月3日	10-19頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度貿易概況「大正四年」	商業
331	大正5年7月10日	106頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「四月」	農業
333	大正5年7月17日	191-93頁	帝國領事松本幹之亮報告	硝子及硝子製品需給状況「蘭領東印度」	商業
333	大正5年7月17日	198頁	帝國領事松本幹之亮報告	番音機需給状況「バタビヤ」	商業
333	大正5年7月17日	227頁	帝國領事松本幹之亮報告	番音機取扱函「バタビヤ」	紹介
335	大正5年7月24日	276-77頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度海陸需給状況	商業
335	大正5年7月24日	278頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度海陸需給状況	商業
335	大正5年7月24日	280-83頁	外務省通商局	爪哇に於ける本邦品需業者に對する注意	商業
335	大正5年7月24日	290-91頁	蘭帝國特命全權公使渡合謙太郎報告	蘭領東印度公債募集	財政及經濟
336	大正5年7月27日	333-50頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度入國令	關稅及諸法規
338	大正5年8月3日	409-10頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「五月」	農業
339	大正5年8月7日	466頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度公債募集成績	財政及經濟
341	大正5年8月14日	549頁	帝國領事松本幹之亮報告	麥粉輸入状況「蘭領東印度」	商業
341	大正5年8月14日	575-76頁	帝國領事松本幹之亮報告	麥粉取扱商	紹介
342	大正5年8月17日	620頁	帝國領事松本幹之亮報告	皮革取扱商「爪哇」	紹介
343	大正5年8月21日	649-50頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇輸入米近況	商業
346	大正5年9月1日	783-34頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「六月」	農業
346	大正5年9月1日	784-85頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度公債募集成績	財政及經濟
347	大正5年9月4日	804頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇に於ける糖寸輸入概況	商業
347	大正5年9月4日	805頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇に於ける本邦寒天	商業
347	大正5年9月4日	807-08頁	帝國領事松本幹之亮報告	スマトラ護謨及煙草栽培投資額	農業
349	大正5年9月11日	877-78頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇に於ける清凉飲料水需給状況	商業
349	大正5年9月11日	900頁	帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度渡航者に對する注意	關稅及諸法規
351	大正5年9月18日	962-63頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇茶輸出状況「一九一六年上半期」	商業
353	大正5年9月25日	1063頁	帝國領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「七月」	農業
353	大正5年9月25日	1075頁	帝國領事松本幹之亮報告	スラバヤに於ける蘭領東印度勸業共進會開設	博覽會及各種會議

第15巻

大正5年10-12月

(自第355號至第380號)

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
355	大正5年10月2日	45頁	帝國領事松本幹之亮報告	ブラックリスト記載諸社貨物運送拒絶「蘭領東印度」	交通及通信

第17巻	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
大正6年4-6月 (自第404號至第429號)					
404	大正6年4月2日	23-6頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇茶商況「大正五年」	商業
405	大正6年4月5日	79頁	帝領領事松本幹之亮報告	ハタビヤに於ける最近販賣硝子類商況	商業
405	大正6年4月5日	86頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「一月」	農業
406	大正6年4月9日	129-31頁	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける港灣の改築及擴張	交通及通信
406	大正6年4月9日	136頁	帝領領事松本幹之亮報告	硝子取扱商「ハタビヤ」	紹介
407	大正6年4月11日	180頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇外國貿易「一月」	商業
407	大正6年4月11日	180頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇和蘭間船舶航路變更	交通及通信
408	大正6年4月16日	196頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇茶の米販賣路開拓	商業
408	大正6年4月16日	196頁	帝領領事松本幹之亮報告	シネカツツ探礦會社營業成績「一九一六年度」	商業
411	大正6年4月26日	327-38頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇輸入大豆需給状況	商業
411	大正6年4月26日	327-38頁	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける專賣及官營業	財政及經濟
411	大正6年4月26日	365-67頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇出港船舶状況「大正五年」	交通及通信
411	大正6年4月26日	377頁	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度外國輸入品輸出禁止	關稅及諸法規
412	大正6年4月30日	423頁	帝領領事松本幹之亮報告	大豆取扱商「ハタビヤ」	紹介
413	大正6年5月3日	451-52頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「二月」	農業
413	大正6年5月3日	附録	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度外國貿易附	商業
414	大正6年5月7日	473-77頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇外國貿易「二月」	商業
418	大正6年5月21日	677-78頁	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於けるカボックの輸出及用途	商業
419	大正6年5月24日	733-34頁	帝領領事松本幹之亮報告	洗濯石鹼輸入状況「瓜哇」	商業
419	大正6年5月24日	758頁	帝領領事松本幹之亮報告	主要本邦商「蘭領東印度」	紹介
419	大正6年5月24日	759頁	帝領領事松本幹之亮報告	椰子珈琲及鐵製製造取扱商「蘭領東印度」	紹介
421	大正6年5月24日	837頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「三月」	農業
421	大正6年5月31日	844-46頁	帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度金融概況「大正五年」	財政及經濟
423	大正6年6月7日	電報1頁	帝領領事松本幹之亮報告	臺灣淡水をベス、通行地と指定「蘭領東印度」	電報
424	大正6年6月11日	981-82頁	帝領領事松本幹之亮報告	和蘭汽船會社米國鐵路貨物運賃	交通及通信
427	大正6年6月21日	1131頁	帝領領事松本幹之亮報告	本邦雜貨取扱商「セルベス、スマトラ」	紹介
428	大正6年6月25日	1143頁	帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「四月」	農業
第18巻					

大正6年7-9月 (目録430號至第455號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
431	大正6年7月5日	51-53頁	蘭領東印度事務本幹之亮報告	蘭領東印度輸出入概況「大正五年」	商業
432	大正6年7月9日	101-102頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	商業
437	大正6年7月28日	356頁	蘭領東印度事務本幹之亮報告	蘭領東印度輸出入品公定價格増率	關稅及諸法規
439	大正6年8月2日	457頁	蘭領東印度事務本幹之亮報告	蘭領東印度勸業未進開闢期間	博覽會及各種會議
440	大正6年8月6日	499頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「五月」	農業
449	大正6年9月6日	842-843頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「六月」	農業
451	大正6年9月13日	909頁	綿美大々小製品需給状況	綿美大々小製品需給状況「バタビヤ」	商業
454	大正6年9月25日	1035-36頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	商業
第19巻					
大正6年10-12月 (目録456號至第481號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
456	大正6年10月1日	16-25頁	蘭領東印度事務本幹之亮報告	蘭領東印度に於けるカボックに付て	農業
458	大正6年10月8日	113頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「七月」	農業
465	大正6年11月1日	422-28頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「七月」	農業
466	大正6年11月5日	454-63頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「七月」	農業
467	大正6年11月8日	492頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「七月」	農業
467	大正6年11月8日	511-12頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「七月」	農業
468	大正6年11月12日	558頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「八月」	農業
469	大正6年11月15日	575-78頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「八月」	農業
470	大正6年11月19日	電報之頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「八月」	電報
473	大正6年11月29日	788-90頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「八月」	工業
478	大正6年12月17日	1009頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「八月」	關稅及諸法規
480	大正6年12月24日	1082頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「九月」	農業
480	大正6年12月24日	1089-90頁	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況	爪哇に於ける放散アンモニア肥料需給状況「九月」	關稅及諸法規
1918年(大正7年) 第20巻					
大正7年1-3月					

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
483	大正7年1月14日	電報欄後		輸出日本品外装破損の状「爪哇」	捕画
484	大正7年1月14日	52頁	大正6年11月26日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇稲作状況「十月」	農業
489	大正7年2月14日	418頁	大正6年12月24日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇稲作状況「大正六年十一月」	農業
492	大正7年2月14日	430頁	大正7年1月12日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	スラハヤ産業博覧會延期	博覧會及各种會議
493	大正7年2月18日	463-64頁	大正6年12月13日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度入國令施行細則	關稅及諸法規
495	大正7年2月25日	523-24頁	大正7年1月19日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇稲作状況「大正六年十二月」	農業
495	大正7年2月25日	附録	大正7年1月21日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度外國貿易附	農業
500	大正7年3月14日	電報欄	大正7年2月6日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度に於ける玉蜀黍輸出禁止	電報
503	大正7年3月25日	電報欄	大正7年3月20日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	ハタビヤに於ける米價暴騰	電報
504	大正7年3月28日	826頁	大正7年2月16日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇稲作状況「一月」	農業
第21卷					
大正7年4-6月					
(自第505號至第530號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
505	大正7年4月1日	32-4頁	大正7年2月20日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	スマトラ島ジャンピ石油坑に就て	鑛業
506	大正7年4月4日	電報欄	大正7年3月31日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭船の航海停止及物價騰貴「爪哇」	電報
507	大正7年4月8日	電報欄	大正7年4月3日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度タバコ輸出禁止	電報
511	大正7年4月22日	電報欄	大正7年4月16日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度タバコ輸出追加	電報
511	大正7年4月22日	280頁	大正7年3月9日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇出水状況	電報
512	大正7年4月25日	電報欄	大正7年4月18日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度タバコ輸入禁止に就て	電報
513	大正7年4月29日	349-50頁	大正7年3月6日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇に於ける甘蔗耕作と其肥料	農業
514	大正7年5月2日	429頁	大正7年3月8日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度に於ける日本語研究生規則發布	雜報
515	大正7年5月6日	471-72頁	大正7年3月27日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇稲作状況「二月」	農業
515	大正7年5月6日	473-74頁	大正7年3月20日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇に於ける米價騰貴價格限定	關稅及外國諸法規
515	大正7年5月6日	474-75頁	大正7年3月20日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度關稅騰貴決定價格增率	關稅及外國諸法規
516	大正7年5月9日	電報欄	大正7年5月4日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度輸出禁止品	關稅及外國諸法規
516	大正7年5月9日	523-26頁	大正7年3月15日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	爪哇出港船舶概況「一九一七年」	交通及通信
518	大正7年5月16日	電報欄後		ハタビヤ出水の光景	捕画
519	大正7年5月20日	676-77頁	大正7年4月2日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度に於ける食料問題に就て	關稅及外國諸法規
521	大正7年5月27日	電報欄	大正7年5月17日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭船の米國に於ける積込許可と柔港航路再開	電報

521	大正7年4月4日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	736-37頁	大正7年4月4日附在ハタビヤ粉取設備「爪哇」	爪哇に於けるタバコ粉に就て	商業
521	大正7年5月27日	736-37頁	大正7年4月4日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	タバコ粉取設備「爪哇」	紹介
523	大正7年6月10日	873-73頁	大正7年4月25日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度商法	蘭税及外國諸法規
525	大正7年6月10日	935-37頁	大正7年3月16日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度商法	商業
526	大正7年6月13日	1011-12頁	大正7年5月11日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	爪哇輸出貿易通關概況	商業
527	大正7年6月17日	1042-45頁	大正7年5月15日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	爪哇輸出貿易概況「自一月至三月」	商業
527	大正7年6月17日	1068-69頁	大正7年5月15日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	爪哇輸出貿易概況「自一月至三月」	商業
527	大正7年6月17日	1073-74頁	大正7年5月13日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	爪哇輸出貿易概況「自一月至三月」	蘭税及外國諸法規
529	大正7年6月24日	電報1頁	外務省通商局	爪哇契約苦力英領北ボルネオ輸送に就て	移民及労働
530	大正7年6月27日	1198頁	大正7年5月27日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	セレベス島に於ける鐵鋼床發見	電報
第22卷					
大正7年7-9月					
(自第531號至第587號)					
號数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
535	大正7年7月15日	214頁	大正7年6月4日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度石油、蘇州輸出税率改正案	蘭税及外國諸法規
543	大正7年8月12日	516-17頁	大正7年6月29日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	セレベス島フェルベーク鐵礦山	鑛業
544	大正7年8月15日	530頁	大正7年7月10日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇茶の濠洲輸出に就て	商業
544	大正7年8月15日	554-55頁	大正7年7月10日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇輸出貿易概況「五月」	商業
545	大正7年8月19日	579-80頁	大正7年6月20日附在ハタビヤ帝國領事松本幹之亮報告	蘭領東印度棉花生産状況	農業
547	大正7年8月26日	電報3頁	大正7年8月22日著在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高電報	爪哇砂糖値上及其輸出許可方	電報
548	大正7年8月29日	電報欄	大正7年8月23日著在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高電報	爪哇茶輸出禁止	電報
551	大正7年9月9日	776頁	大正7年7月17日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇輸出貿易概況「六月」	農業
第23卷					
大正7年10-12月					
(自第588號至第582號)					
號数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
561	大正7年10月14日	154頁	大正7年8月26日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇輸出貿易概況「七月」	農業
563	大正7年10月21日	234-35頁	大正7年9月4日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	セレベス島米田經營に就て	農業
563	大正7年10月21日	237頁	大正7年8月24日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇茶濠洲輸出に就て	蘭税及外國諸法規
564	大正7年10月24日	電報欄	大正7年10月19日著在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高電報	爪哇茶濠洲輸出に就て	電報
566	大正7年11月1日	367-68頁	大正7年9月10日附在ハタビヤ帝國領事代理副領事岩越美高報告	爪哇茶輸出状況	商業

615	大正8年5月1日	397-98頁	大正8年3月27日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「二月」	農業
617	大正8年5月8日	514頁	大正8年3月24日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	茶箱及護蔵用材輸入商「蘭領東印度」	紹介
619	大正8年5月15日	附録	大正8年3月8日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度外國貿易覽	附録
623	大正8年5月29日	739-43頁	大正8年3月3日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度産茶概況「一九一八年度」	商業
623	大正8年5月29日	748-49頁	大正8年4月24日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「三月」	農業
623	大正8年5月29日	751-53頁	大正8年4月22日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇、パタヤ及マカッサ出港船舶概況「一九一八年度」	交通及通信
629	大正8年6月16日	電報3頁	大正8年6月10日著在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	瓜哇火山爆發被害	電報
629	大正8年6月16日	電報1頁	大正8年6月5日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	輸入重要本邦品荷造に就て「パタビヤ」	商業
631	大正8年6月23日	電報1頁	大正8年6月16日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	蘭領東印度に於ける外國茶輸入解禁	電報
632	大正8年6月26日	1092-93頁	大正8年5月19日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「四月」	農業
633	大正8年6月30日	1135-36頁	大正8年5月19日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度に於ける茶箱の需要並其製造會社の設立	商業
第26巻					
大正8年7-9月					
(自第634號至第660號)					
號數	發行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類
634	大正8年7月3日	39頁	外務省通商局	蘭領東印度に於ける茶業國際會議及同共進會	各種機關
638	大正8年7月17日	199頁	大正8年6月11日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度汽船南茶航路開始計画	交通及通信
642	大正8年7月31日	328頁	大正8年6月23日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「五月」	農業
650	大正8年8月28日	電報1頁	大正8年8月20日發在ハタビヤ帝國領事館本館之亮電報	大連を成列制流行地と認定「蘭領東印度」	電報
650	大正8年8月28日	647頁	大正8年7月18日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度に於ける實業類輸入手續	關稅及外國諸法規
659	大正8年9月25日	938頁	大正8年8月16日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度領海に於ける交戰艦艦船と無線電信に依る通信解禁	交通及通信
第27巻					
大正8年10-12月					
(自第661號至第686號)					
號數	發行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類
661	大正8年10月2日	17頁	大正8年8月28日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「六月」	農業
661	大正8年10月2日	27頁	大正8年8月18日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	蘭領東印度輸出制限解除	關稅及外國諸法規
666	大正8年11月20日	216-18頁	大正8年9月8日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇に於ける食糧運出高	農業
670	大正8年11月3日	368頁	大正8年9月26日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇に於ける蘭領東印度物産市開催計画	各種機關
672	大正8年11月10日	436-37頁	大正8年9月29日附在ハタビヤ帝國領事館本館之亮報告	瓜哇編作状況「七、六月」	農業

672	大正8年11月10日	438頁	大正8年10月1日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	ボルネオ・タラカン石油會社營業成績「一九一八年」	鑛業
685	大正8年12月22日	991頁	大正8年10月29日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける炭料輸出禁止令撤廢	關稅及外國諸法規
685	大正8年12月22日	993頁	大正8年10月29日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	スラバヤ産業共進會解散	各種機關
686	大正8年12月25日	1029-30頁	大正8年11月10日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける向佐權に付て	移民及労働
1920年（大正9年）					
第28巻					
大正9年1-3月					
（自第687號至第713號）					
號數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
687	大正9年1月8日	22頁	大正8年11月22日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	爪哇稲作状況「大正八年九月」	農業
695	大正9年2月2日	362-66頁	外務省通商局	蘭領東印度に於ける茶情況	商業
696	大正9年2月5日	413-14頁	外務省通商局	蘭領東印度貿易の概觀	商業
700	大正9年2月19日	604頁	大正9年1月6日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	爪哇稲作状況「大正八年十一月」	農業
701	大正9年2月23日	637頁	大正9年1月16日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	爪哇稲作状況「大正八年十二月」	農業
706	大正9年3月8日	810-11頁	大正9年1月12日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	蘭領東印度輸入本邦穀類毛に付て	商業
708	大正9年3月15日	951-52頁	大正9年2月4日附在バタビヤ帝國領事本幹之亮報告	蘭領東印度關稅率改正案	關稅及外國諸法規
第29巻					
大正9年4-6月					
（自第714號至第740號）					
號數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
716	大正9年4月8日	123-5頁	大正9年3月5日附在「バタビヤ」帝國總領事代理本幹之亮報告	蘭領東印度人口統計「一九一七年」	雜報
721	大正9年4月26日	330頁	大正9年3月19日附在バタビヤ帝國總領事本幹之亮報告	爪哇稲作状況「一月」	農業
729	大正9年5月24日	724-25頁	大正9年3月8日附在蘭帝國特命全權公使落合謙太郎報告	各地汽船會社ノ独逸東洋間航路開始計画	交通及保險
734	大正9年6月10日	990-91頁	大正9年4月27、28日附在バタビヤ帝國總領事本幹之亮報告	爪哇稲作状況「二、三月」	農業
737	大正9年6月21日	1129-35頁	大正9年5月4日附在「バタビヤ」帝國總領事代理領事本幹之亮報告	一九一九年蘭領東印度茶業商況	商業
第30巻					
大正9年7-9月					
（自第741號至第768號）					

742	大正9年7月5日	1294-95頁	大正9年5月25日附在スラバヤ帝國總領事越美高報告	報 告 者	スラバヤニ於ケル労働問題	報 告 題 目	移民、労働及社會	分類
745	大正9年7月15日	1392-138頁	大正9年5月31日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		爪哇稲作状況「四月」		農業	
746	大正9年7月19日	1417-18頁	大正9年6月10日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤ市場概況		商業	
749	大正9年7月29日	1524-36頁	大正9年6月15日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		蘭領東印度ニ於ケル海運状況		交通、保險、倉庫及港灣	
750	大正9年8月2日	1584-85頁	大正9年6月24日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		「スラバヤ」ニ於ケル本邦商況		商業	
750	大正9年8月2日	1585頁	大正9年6月24日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤ砂糖市場概況		商業	
750	大正9年8月2日	1587-90頁	大正9年6月24日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		蘭領東印度ニ於ケル水力及電氣事業		工業	
751	大正9年8月5日	1623頁	大正9年6月30日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		蘭領政廳ノ米田畝作		農業	
752	大正9年8月9日	1663頁	大正9年7月5日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		爪哇稲作状況「五月」		農業	
753	大正9年8月12日	1715-19頁	大正9年7月5日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		蘭領東印度ニ於ケル工業状況		工業	
754	大正9年8月16日	1729-30頁	大正9年8月16日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤ市及同市附近本邦輸入商近況		商業	
756	大正9年8月23日	1832-33頁	大正9年6月25日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		蘭領印度改正關稅		財政及經濟	
757	大正9年8月26日	1872-73頁	大正9年7月20日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		「スラバヤ」ニ於ケル土人労働組合賃銀値上要求		移民、労働及社會	
758	大正9年8月30日	1885頁	大正9年7月15日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤ市場概況並白人労働者側給料値上要求		商業	
763	大正9年9月16日	2095頁	大正9年8月5日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		大谷伯シトロネラ藍園買収		農業	
765	大正9年9月24日	2143-47頁	大正9年2月24日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		大正七年蘭領東印度外國貿易額表		商業	
767	大正9年9月27日	2170頁	大正9年8月11日附在スラバヤ帝國總領事松本幹之亮報告		スラバヤ砂糖綿布市況		商業	
768	大正9年9月30日	2200-01頁	大正9年8月14日附在ハタビヤ帝國總領事代理領事松本幹之亮報告		爪哇稲作状況「六月」		農業	
第31卷								
大正9年10-12月								
(自第769號至第795號)								
769	大正9年10月4日	電報1-2頁	大正9年9月25日著在蘭帝國臨時代理公使二見忠邦電報	報 告 者	蘭領印度關稅改正案	報 告 題 目	電報	分類
770	大正9年10月7日	2284-47頁	大正9年8月11日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤに於ける米價調節		財政及經濟	
771	大正9年10月11日	2317頁	大正9年8月23日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		爪哇稲作状況「七月」		農業	
771	大正9年10月11日	2329-30頁	大正9年8月15日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤに於ける同監罷工問題		移民、労働及社會	
772	大正9年10月14日	2367-68頁	大正9年8月20日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		和蘭航空會社設立		交通、保險、倉庫及港灣	
772	大正9年10月14日	2377-78頁	大正9年8月23日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		スラバヤに於ける同監罷工續報		移民、労働及社會	
772	大正9年10月14日	2378頁	大正9年8月20日附在ハタビヤ帝國總領事松本幹之亮報告		英蘭商業會議所設置		各種産業機關	
773	大正9年10月18日	2420-21頁	大正9年9月8日附在スラバヤ帝國總領事岩越美高報告		爪哇に於ける砂糖之労働問題		移民、労働及社會	

784	大正9年11月22日	2783-83頁	大正9年10月5日附在スラバヤ帝國領事出越美高報告	爪哇市場概況	商業
785	大正9年11月25日	2849頁	大正9年10月4日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	バタビヤに於ける革及革製品取扱商	紹介
788	大正9年12月6日	2962-63頁	大正9年10月5日附在スラバヤ帝國領事出越美高報告	スラバヤ及サマランに於ける革及革製品取扱商	紹介
790	大正9年12月13日	3044頁	大正9年10月14日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	爪哇稲作状況「九月」	農業
792	大正9年12月20日	電報1頁	大正9年12月12日著在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎電報	蘭領東印度ナーク材輸出禁止	電報
792	大正9年12月20日	3139-40頁	大正9年11月3日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	バタビヤ一般銅鑛商	紹介
792	大正9年12月20日	3141頁	大正9年10月13日附在スラバヤ帝國領事出越美高報告	爪哇島直輸入商	紹介
795	大正9年12月27日	3213頁	大正9年10月27日附在スラバヤ帝國領事出越美高報告	スラバヤ市況不振	商業
1921年(大正10年)					
第32巻					
大正10年1-3月					
(自第796號至第820號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
796	大正10年1月10日	13-14頁	大正9年11月16日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	スマトラ東岸綿絲布輸入概況	商業
798	大正10年1月17日	133-35頁	大正9年10月9日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	バタビヤに於ける直輸入商	紹介
799	大正10年1月20日	電報1頁	大正10年1月10日著在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎電報	蘭領東印度輸出解禁品	電報
800	大正10年1月24日	194頁	大正9年12月2日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	爪哇稲作状況「大正九年十月」	農業
801	大正10年1月27日	電報1頁	大正10年1月15日著在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎電報	蘭領東印度輸出解禁品	電報
801	大正10年1月27日	232頁	外務省通商局	蘭領東印度に於ける茶葉國際會議及共同米連會	各種産業機關
802	大正10年1月31日	245頁	大正9年12月2日附在スラバヤ帝國領事出越美高報告	スラバヤ砂糖市場	商業
804	大正10年2月7日	331-32頁	大正9年12月28日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	爪哇稲作状況「大正九年十一月」	農業
809	大正10年2月24日	542-43頁	外務省通商局	蘭領東印度に於ける高糖登録	外國法規
815	大正10年3月17日	822-24頁	大正10年1月15日附在バタビヤ帝國總領事代理領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度改正租稅案摘要	財政及經濟

817	大正10年 3月22日	858-59頁	大正10年1月28日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	報	ハタビヤに於ける本邦品消費	商業
819	大正10年 3月28日	982頁	大正10年2月1日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	告	爪哇稲作状況『大正九年十二月』	農業
第33巻						
大正10年 4-6月						
(自第821號至第847號)						
号數	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類	
821	大正10年 4月4日	22-25頁	大正10年2月10日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	スラバハヤに於ける綿糸、陶磁器及雜貨商況	商業	
823	大正10年 4月11日	121-22頁	大正10年2月24日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	企業地としての爪哇七メメントラ	財政及經濟	
824	大正10年 4月14日	147-52頁	大正10年1月10日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度七メント輸入概況	商業	
824	大正10年 4月14日	187-91頁	大正10年1月10日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度七メント輸入商	紹介	
828	大正10年 4月28日	440-47頁	大正10年2月26日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度來航日本船舶検査に對する諸注意	検査及衛生	
829	大正10年 5月2日	414-15頁	大正10年3月11日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	爪哇稲作状況『一月』	農業	
830	大正10年 5月5日	469-71頁	大正10年3月2日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	南洋方面に於ける麥酒需給状況	商業	
830	大正10年 5月5日	494-95頁	大正10年3月2日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	麥酒取致商 (南洋方面)	紹介	
831	大正10年 5月9日	511頁	大正10年3月20日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度外國貿易覽	商業	
833	大正10年 5月16日	電報1-2頁	大正10年5月3日發在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度輸出率改正	電報	
836	大正10年 5月26日	792頁	大正10年4月11日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	爪哇稲作状況『二月』	農業	
837	大正10年 5月30日	861頁	大正10年4月7日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	電氣工事務用諸材料及電燈附屬品等輸入商 (スラバハヤ)	紹介	
838	大正10年 6月2日	電報1頁	大正10年5月18日發在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	蘭領東印度に於ける蠟寸、石油及其副産物に對する消費 税改正	電報	
839	大正10年 6月6日	955-56頁	大正10年4月14日附在スラバハヤ帝國總領事官越美高報告	卷煙草製造業者及ライス・ペーパー取扱店 (スラバハヤ)	紹介	
844	大正10年 6月20日	1151-57頁	大正10年4月21日附在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	産物輸出商 (蘭領東印度)	紹介	
846	大正10年 6月27日	電報1頁	大正10年6月17日發在ハタビヤ帝國總領事官補井上留次郎報告	爪哇に於ける米輸出解禁	電報	
第34巻						

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
大正10年7-9月 (自第848號至第875號)					
849	大正10年7月7日	79頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況『三月』	農業
851	大正10年7月14日	146-49頁	帝國總領事岩越美高報告	スラバヤに於ける蔗糖製品需給状況	商業
851	大正10年7月14日	185頁	帝國總領事岩越美高報告	本邦蔗糖製品取扱商（スラバヤ）	紹介
854	大正10年7月25日	303-083頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度新舊輸出入税對照表	關稅
855	大正10年7月26日	38-76頁	帝國總領事代理領事岩井上智次郎報告	蘭領東印度に於ける織物其他各種輸入品状況『大正九年』	商業(増刊)
856	大正10年7月28日	363-64頁	帝國總領事岩越美高報告	農産物輸出商（スラバヤ）	紹介
857	大正10年8月1日	411-12頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける糖す石油及其副産物消費稅法改正	財政及經濟
860	大正10年8月11日	538-40頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	普通貿易港とせらるべきスマトラ島のレング	交通及港灣
861	大正10年8月15日	604頁	帝國總領事岩越美高報告	本邦紐銀輸入商（スラバヤ）	紹介
863	大正10年8月22日	697-96頁	大正10年5月31日附在スラバヤ帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況『四、五月』	農業
864	大正10年8月25日	745-51頁	帝國總領事岩越美高報告	蘭領東印度に於ける財政整理	財政及經濟
864	大正10年8月25日	754頁	帝國總領事岩越美高報告	爪哇に於ける蔗糖生産制限問題	財政及經濟
866	大正10年9月1日	841-45頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇及マツラ島輸入綿布の大勢	商業
868	大正10年9月8日	95頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況『六月』	農業
869	大正10年9月12日	1040頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況『六月』	衛生
873	大正10年9月24日	136-37頁	帝國總領事岩越美高報告(外務省通商局)	海外に於ける本邦セロロイド製品状況(臨時増刊)	商業
874	大正10年9月26日	1270頁	帝國總領事岩越美高報告(外務省通商局)	珈琲輸出商（スラバヤ）	紹介
第35巻					
大正10年10-12月					
(自第876號至第900號)					
第36巻					
大正10年10-12月					
(自第901號至第925號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
876	大正10年10月3日	電報2頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮電報	爪哇島に於けるペスト近況	電報
876	大正10年10月3日	47頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	英國商務官のバタゴニア来任	雜報
879	大正10年10月13日	電報1頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮電報	蘭領印度石油會社設立	電報
880	大正10年10月18日	5-6頁	帝國總領事岩越美高報告	スラバヤに於ける糖酸需状況	商業
880	大正10年10月18日	11頁	帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況『七月』	農業
881	大正10年10月20日	53-54頁	帝國總領事岩越美高報告	スラバヤに於ける荷物運搬能力の賃金値上要求	労働

882	大正10年10月24日	電報1-2頁	大正10年10月12日 著在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮電報	蘭領東印度公債募集	電報	
882	大正10年10月24日	14-15頁	大正10年9月1日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける酬酢需用状況	商業	
883	大正10年10月27日	53-57頁	大正10年9月12日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	本邦上半期バグヴィア市場主要商品物價表	商業	
884	大正10年11月1日	速5頁	大正10年9月20日附在スタヴイア松本總領事報告	ケー・ピー・エム汽船會社營業狀態	速報	
884	大正10年11月1日	速5-6頁	大正10年9月22日附在スタヴイア松本總領事報告	中国郵船社上海爪哇間定期航路開始	速報	
886	大正10年11月7日	6-9頁	大正10年9月22日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける油田	採掘業	
889	大正10年11月17日	速6頁	大正10年9月30日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度棉花栽培状況	商業	
889	大正10年11月17日	17-18頁	大正10年9月30日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇に於けるタイ輸入状況	商業	
889	大正10年11月17日	41-47頁	大正10年3月18日附在スタヴイア帝國總領事代理領事吉浦井上留治郎報告	蘭領東印度に於ける水備地権	外國法規	
889	大正10年11月17日	51-54頁	大正10年9月19日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	自動車自轉車立タイヤ取扱商「爪哇」	紹介	
890	大正10年11月21日	電報1頁	大正10年11月10日 著在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮電報	爪哇に於ける米輸出禁止	電報	
890	大正10年11月21日	40-41頁	大正10年9月19日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	スマトラ東海岸州に於ける農園労働者	労働	
891	大正10年11月24日	速5頁	大正10年10月8日附在スタヴイア松本總領事報告	蘭領東印度チーク材輸出解禁	速報	
891	大正10年11月24日	速5-6頁	大正10年10月12日附在スタヴイア松本總領事報告	スマトラ東海岸州輸入貿易近況	速報	
891	大正10年11月24日	29頁	大正10年9月27日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「八月」	商業	
891	大正10年11月24日	29-31頁	大正10年9月30日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける棉花栽培	農業	
894	大正10年12月5日	14頁	大正10年9月15日附在スラバヤ帝國總領事吉浦越美高報告	スラバヤ地方菓子需要状況	商業	
894	大正10年12月5日	32-33頁	大正10年10月15日附在スタヴイア帝國總領事代理領事松本幹之亮報告	第二次バンラ動業米進會情況	各種産業機關	
894	大正10年12月5日	39頁	大正10年9月15日附在スラバヤ帝國總領事吉浦越美高報告	菓子取扱商（スラバヤ、マカッカー）	紹介	
896	大正10年12月12日	速4頁	大正10年11月9日附在スタヴイア松本總領事報告	ホルネオ島タラカン石油會社石油產出状況	速報	
896	大正10年12月12日	12-13頁	大正10年11月1日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「九月」	農業	
896	大正10年12月12日	32-34頁	大正10年10月12日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭領東印度株式市場取引界況	經濟	
896	大正10年12月12日	35頁	大正10年11月4日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇鹽課輸出税及鹽課製品輸入税	關稅	
897	大正10年12月15日	速6頁	大正10年11月9日附在スタヴイア松本總領事報告	爪哇及支那各港間汽船航路開始	速報	
898	大正10年12月19日	速8頁	大正10年11月17日附在スタヴイア松本總領事報告	蘭領東印度に於ける甘蔗收穫及植付状況「九月」	速報	
898	大正10年12月19日	28-30頁	大正10年10月20日附在スラバヤ帝國總領事吉浦越美高報告	爪哇砂糖工業の發達	工業	
898	大正10年12月19日	33頁	大正10年11月17日附在スタヴイア帝國總領事報告	蘭領東印度甘蔗收穫及植付概況	農業	
899	大正10年12月22日	21-22頁	大正10年10月14日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭領東印度の木材	商業	
900	大正10年12月24日	30-48頁	大正10年8月17日附在スラバヤ帝國總領事吉浦越美高報告	大正九年度スラバヤ港貿易状況（臨時増刊）	商業（臨時増刊）	
1922年（大正11年）						
第36巻						
大正11年1-3月						
（目録901號至927號）						

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
902	大正10年1月9日	電報1頁	瓜哇島バスター帝領領事松本幹之亮電報	瓜哇島バスター患者「十一月」	電報
902	大正10年1月9日	60-61頁	大正10年10月14日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	木材取致商（蘭領印度）	紹介
903	大正11年1月12日	目次後		第二回ハンボン勸業共進會雜景	口絵
903	大正10年1月12日	30頁	大正10年11月17日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	在紐育和蘭商業會聯誼瓜哇支部開設	各種産業機關
904	大正10年1月16日	44-45頁	大正10年11月8日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	西部婆洲視察團の川哇行	雜録
905	大正10年1月19日	30頁	大正10年12月8日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「十月」	農業
905	大正10年1月19日	43-44頁	大正10年11月20日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	バタヴィヤ港米船運客に對する虎列刺檢査状況	検疫
905	大正10年1月19日	45-46頁	大正10年10月7日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	皮革類取致商（バタヴィヤ）	紹介
907	大正10年1月26日	速7頁	大正10年12月2日附在バスター帝領領事報告	第三回ハンボン勸業共進會	速報
907	大正10年1月26日	速7頁	大正10年12月21日附在スラバヤ岩越領事報告	中國郵船會社汽船航路變更	速報
908	大正10年1月30日	24-27頁	大正10年12月22日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	蘭領印度石炭輸出入状況	商業
910	大正10年2月2日	34-35頁	大正10年12月8日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	蘭領印度輸入額比較表（自一九一三年至一九二〇年）	商業
910	大正10年2月2日	38-40頁	大正10年12月3日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	蘭領印度新印紙稅法	財政及經濟
914	大正10年2月16日	22頁	大正10年12月20日附在スラバヤ帝領領事岩越美高報告	南洋方面に於ける木材	商業
917	大正10年2月27日	1-9頁	大正10年12月8日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	一九二〇年度瓜哇及マツラ貿易概況	商業
917	大正10年2月27日	24頁	大正11年1月18日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	瓜哇船作状況「十一月」	農業
918	大正10年3月2日	電報1頁	大正11年2月19日附在バスター帝領領事松本幹之亮電報	瓜哇バスター患者（一月）	電報
918	大正10年3月2日	11-14頁	大正11年1月18日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	一九二一年度瓜哇及マツラ島粉米生産豫想（第一回）	農業
918	大正10年3月2日	37-40頁	大正11年1月10日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度現行輸出入稅控消費稅等に對する附加稅課 法案	財政及經濟
920	大正10年3月9日	速7頁	大正11年1月21日附在バスター帝領領事報告	伊太利汽船會社の新航路開始	速報
924	大正10年3月23日	電報1頁	大正11年3月12日附在バスター帝領領事松本幹之亮電報	瓜哇バスター患者「二月」	電報
924	大正10年3月23日	附録1-22頁	大正11年2月10日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	蘭領東印度關稅法定率及關稅條約法規	附録
926	大正10年3月27日	14頁	大正11年2月9日附在スラバヤ帝領領事岩越美高報告	スラバヤに於ける靴下需要状況	商業
926	大正10年3月27日	15頁	大正11年2月15日附在スラバヤ帝領領事岩越美高報告	スラバヤ地方の砂糖需要状況	商業
926	大正10年3月27日	45頁	大正11年2月15日附在スラバヤ帝領領事岩越美高報告	丹麥取致商（スラバヤ）	紹介
927	大正10年3月30日	27-28頁	大正11年2月6日附在バスター帝領領事松本幹之亮報告	一九二一年瓜哇島米の輸出數量	商業

第37巻

大正11年4-6月

(自第928號至第955號)

号数	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類
928	大正11年4月4日	50頁	大正11年1月26日附在スラバヤ帝國領事官越美高報告	スラバヤに於ける陶磁器工業	商 業
929	大正11年4月6日	2-4頁	大正11年2月22日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	バタヴィアに於ける陶磁器輸入状況	商 業
929	大正11年4月6日	38-42頁	大正11年2月14日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	バタヴィアに於ける諸物質	經 済
931	大正11年4月13日	電報2頁	大正11年4月6日著在蘭帝國特命全權公使田付七太電報	蘭領印度輸出入増稅案否決	電 報
933	大正11年4月20日	電報3頁	大正11年4月13日著在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮電報	爪哇ペスト患者數「三月」	電 報
933	大正11年4月20日	24-26頁	大正11年2月28日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	バタヴィア市場に於ける稻穀下状況	商 業
933	大正11年4月20日	24-26頁	大正11年3月13日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領印度米況	商 業
934	大正11年4月24日	18-30頁	大正11年2月25日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領印度經濟果の危機	經 済
935	大正11年4月27日	24-25頁	大正11年3月20日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「一月」	農 業
936	大正11年5月1日	31-32頁	大正11年2月22日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける陶磁器輸入稅	關 稅
938	大正11年5月8日	50-51頁	大正11年3月18日附在スラバヤ帝國領事官松本幹之亮報告	雜貨商(スラバヤ)	紹介
941	大正11年5月15日	電報1頁	大正11年5月6日發在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮電報	バタヴィアに於ける人造肥料商況	電 報
943	大正11年5月22日	電報1-2頁	大正11年5月15日著在スラバヤ帝國領事官越美高電報	爪哇糖産出高並相場	電 報
944	大正11年5月25日	電報1頁	大正11年5月17日發在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮電報	爪哇島に於けるペスト(四月)	電 報
944	大正11年5月25日	28頁	大正11年4月6日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「二月」	農 業
945	大正11年5月29日	電報3頁	大正11年5月23日著在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮電報	蘭領東印度に於ける米輸出解禁	電 報
945	大正11年5月29日	21-22頁	大正11年4月26日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領東印度輸入噸寸状況	商 業
945	大正11年5月29日	35頁	大正11年4月4日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	バタヴィア市場米相場「三月下旬」	商 業
945	大正11年5月29日	52頁	大正11年4月4日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	噸寸取扱商(バタヴィア)	紹介
948	大正11年6月8日	49頁	大正11年4月13日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	陶磁器類輸入業者(バタヴィア)	紹介
949	大正11年6月9日	3-4頁	大正11年8月9日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告(外務省通商局)	海外に於ける本邦セロイド状況(臨時増刊)	商 業(臨時増刊)
950	大正11年6月12日	18頁	大正11年4月26日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領印度に對する對口英米貿易額	商 業
952	大正11年6月19日	電報1頁	大正11年6月10日著在スラバヤ帝國領事官代理副領事官中谷正造電報	爪哇糖市況	電 報
952	大正11年6月19日	電報3頁	大正11年6月11日著在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮電報	爪哇ペスト患者「五月」	電 報
952	大正11年6月19日	12-13頁	大正11年5月5日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	バタヴィア米市況「四月」	商 業
952	大正11年6月19日	13-14頁	大正11年5月9日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	蘭領東印度に於ける製綵業保護問題	工 業
952	大正11年6月19日	19頁	大正11年5月11日附在バタヴィア帝國領事官松本幹之亮報告	爪哇稲作状況「三月」	農 業
954	大正11年6月26日	8-9頁	大正11年5月13日附在スラバヤ帝國領事官越美高報告	蘭領東印度噸寸輸入状況	商 業

第38巻

大正11年7-9月

(自第956號至第985號)

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
956	大正11年7月3日	26-33頁	蘭領東印度	蘭領東印度の化学工業の将来	工業
956	大正11年7月3日	33-35頁	本年度爪哇糖産額	本年度爪哇糖産額	工業
959	大正11年7月10日	16-17頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況 [五月]	商業
959	大正11年7月10日	47頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況 [五月]	商業
962	大正11年7月20日	電報1頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
962	大正11年7月20日	26-28頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
962	大正11年7月20日	41-42頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
963	大正11年7月24日	電報1頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
968	大正11年8月7日	12-13頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
969	大正11年8月10日	12頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
969	大正11年8月10日	22-23頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
969	大正11年8月10日	17頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
970	大正11年8月14日	電報2頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
971	大正11年8月17日	電報2頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
971	大正11年8月17日	9頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
971	大正11年8月17日	20-21頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
972	大正11年8月21日	電報6頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
972	大正11年8月21日	6-7頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
973	大正11年8月24日	電報2頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
974	大正11年8月28日	速8-9頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
975	大正11年9月1日	速6-7頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
976	大正11年9月4日	速4-5頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
976	大正11年9月4日	23-26頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
978	大正11年9月7日	速5-6頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
982	大正11年9月21日	電報2頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	電報
984	大正11年9月25日	5-6頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	商業
985	大正11年9月28日	28-29頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	商業
第39巻					
大正11年10-12月					
(目録986號至1015號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
986	大正11年10月2日	速2-3頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	速報
986	大正11年10月2日	27-28頁	爪哇の米市況	爪哇の米市況	工業

986	大正11年10月2日	35-36頁	大正11年8月22日附在ハタヴィア帝國總領事代理副領事申中谷正造報告	中國郵船の航路延長	交通
988	大正11年10月9日	4-5頁	大正11年8月30日附在スラバヤ帝國總領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖市況週報(自八月十六日同二十二日)	商業
988	大正11年10月9日	16-17頁	大正11年7月28日附在蘭帝國特命全權公使田村七太郎報告	蘭領印度護照裁密状況	農業
988	大正11年10月9日	18-19頁	大正11年8月22日附在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇プレアアンガ州に於ける小麦作物	農業
989	大正11年10月11日	23-26頁	大正11年12月15日附在スラバヤ帝國領事若葉美高報告(外務省通商局)	海外に於けるセメント需給状況(臨時増刊)	商業(臨時増刊)
990	大正11年10月12日	電報2頁	大正11年10月4日著在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	爪哇島衛生局の指定せる本邦防疫流行地	電報
991	大正11年10月16日	12頁	大正11年9月5日及同年同月14日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖週報(自八月二十二日至九月五日)	商業
992	大正11年10月19日	速7頁	大正11年9月20日附在スラバヤ中谷領事代理報告	爪哇糖週報(自九月五日至同十二日)	速報
993	大正11年10月23日	24頁	大正11年9月13日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	大阪商船の爪哇盛谷間航路に新造船配置	交通
994	大正11年10月26日	19-20頁	大正11年9月21日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖週報(自九月五日至同十二日)	商業
997	大正11年11月6日	19-23頁	大正11年9月27日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖週報(自九月十二日至同十九日)	商業
1000	大正11年11月13日	速3-4頁	大正11年10月12日附在ハタヴィア松本總領事報告	爪哇輸入藤寸市況	速報
1000	大正11年11月13日	速4頁	大正11年9月30日附在スラバヤ中谷領事代理報告	スラバヤ藤寸市況(九月)	速報
1000	大正11年11月13日	22-24頁	大正11年9月26日附在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇に於ける莫大小商況	商業
1000	大正11年11月13日	36-37頁	大正11年9月25日附在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	東洋汽船の新船開始	交通
1001	大正11年11月16日	25頁	大正11年10月4日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖市況(自九月十九日同二十六日)	商業
1002	大正11年11月20日	電報1頁	大正11年11月12日著在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	爪哇に於ける黒死病	電報
1003	大正11年11月24日	電報4頁	大正11年11月15日著在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖補付面報	電報
1003	大正11年11月24日	14-15頁	大正11年10月18日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖週報(自九月二十八日至十月四日)	商業
1006	大正11年11月30日	速6頁	大正11年11月2日附在スラバヤ中谷領事代理報告	爪哇糖週報(自十月十九日同二十五日)	速報
1007	大正11年12月4日	12-15頁	大正11年12月26日及同日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖週報(自十月四日至同十八日)	商業
1007	大正11年12月4日	21頁	大正11年10月13日附在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	ハタヴィア米市況(十月)	商業
1008	大正11年12月7日	速9-10頁	外務省通商局	蘭領東印度護照生産制限問題	速報
1008	大正11年12月7日	41頁	大正11年10月26日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	日本品輸入本邦商(スラバヤ)	紹介
1008	大正11年12月7日	42頁	大正11年10月23日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	紙製輸入商(スラバヤ)	紹介
1011	大正11年12月14日	電報1頁	大正11年12月6日著在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造電報	爪哇糖産額豫想(十二年度)	電報
1011	大正11年12月14日	速6頁	大正11年11月2日附在ハタヴィア松本總領事報告	ハタビヤ藤寸市況	速報
1011	大正11年12月14日	速7-8頁	大正11年11月9日附在スラバヤ中谷領事代理報告	スラバヤ藤寸市況(十月)	速報
1011	大正11年12月14日	速8-9頁	大正11年11月9日附在スラバヤ中谷領事代理報告	爪哇糖市況(自十月二十六日至十一月一日)	速報
1012	大正11年12月18日	電報1頁	大正11年12月11日著在スラバヤ帝國領事代理申中谷正造電報	爪哇に於ける大豆輸入税減率	電報
1012	大正11年12月18日	電報1頁	大正11年12月10日著在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	爪哇島ベスト程廠	電報
1012	大正11年12月18日	19頁	大正11年11月1日附在ハタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇船作状況	商業
1013	大正11年12月21日	速7-8頁	大正11年11月23日附在スラバヤ中谷領事代理報告	爪哇糖市況週報(自十一月九日同十五日)	速報

1014	大正11年12月25日	9-13頁	大正11年11月2日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	瓜哇糖商況「十一年度」	商業
1015	大正11年12月28日	速4頁	大正11年11月10日附在スラバヤ中谷領事代理報告	蘭領と英國護照制改正	通報
1923年（大正12年）					
第40巻					
大正12年1-3月					
（自第1016號至第1041號）					
号數	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1017	大正12年1月8日	電報2頁	大正11年12月24日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造電報	瓜哇に於ける商標法規則施行	電報
1018	大正12年1月11日	電報1頁	大正11年12月23日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造電報	瓜哇輸入大豆公定評價改正	電報
1020	大正12年1月18日	速7-8頁	大正11年12月7日附在スラバヤ中谷領事代理報告	瓜哇糖市況（自十一月二十三日至同二十九日）	通報
1020	大正12年1月18日	1-9頁	大正11年12月1日附在スラバヤ帝國領事申谷正造報告	スラバヤに於ける本邦品市況	商業
1021	大正12年1月22日	速7-8頁	大正11年11月30日附在スラバヤ松本總領事報告	對蘭領東印度輸出業者注意事項	通報
1022	大正12年1月25日	電報3頁	大正11年1月16日著在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	瓜哇島ベスト流行	電報
1022	大正12年1月25日	15-17頁	大正11年12月14日及21日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	瓜哇糖市況週報（自十一月三十日至十二月十三日）	商業
1023	大正12年1月26日	129-29頁	大正11年10月9日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	國際的石油問題並蘭領東印度新營業法（臨時暫刊）	外國法規
1024	大正12年1月29日	速6頁	外務省通商局	瓜哇バンドンに於ける見本市開催	通報
1025	大正12年2月1日	48-50頁	大正11年11月27日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	瓜哇に於ける商標登録規定	外國法規
1028	大正12年2月12日	23-25頁	大正11年12月22日及同12年1月4日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	瓜哇糖週報（自十二月十四日至同二十七日）	商業
1028	大正12年2月12日	30-31頁	大正11年12月28日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	スラバヤ糖寸市況「十一月」	商業
1029	大正12年2月15日	43-44頁	大正12年1月2日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	蘭領印度關稅評價價格改正	關稅
1030	大正12年2月19日	8-10頁	大正12年1月18日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	砂糖市況「瓜哇」（自一月四日至同十日）	商業
1030	大正12年2月19日	43-45頁	大正11年12月6日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭領東印度財政狀況	財政及經濟
1031	大正12年2月22日	電報4頁	大正12年2月10日著在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	マカッサル悲ベスト流行	電報
1031	大正12年2月22日	11頁	大正11年12月5日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	南阿炭の南洋方面侵入	商業
1032	大正12年2月26日	電報1頁	大正12年2月16日著在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	瓜哇島ベスト帰廠	電報
1032	大正12年2月26日	電報3頁	大正12年2月15日著在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮電報	第四バンドン商品展覽會開催	電報
1032	大正12年2月26日	電報3-4頁	大正12年2月18日著在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	瓜哇糖好況	電報
1033	大正12年3月1日	15-16頁	大正12年1月11日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	砂糖週報「瓜哇」（自十二月二十八日至一月三日）	商業
1034	大正12年3月5日	14-15頁	大正12年1月26日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	糖寸市況（瓜哇マツラ）「十月」	商業
1034	大正12年3月5日	15-16頁	大正12年1月25日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	砂糖週報「瓜哇」（自一月十一日至同十七日）	商業
1035	大正12年3月8日	14-15頁	大正12年2月1日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申谷正造報告	砂糖週報「瓜哇」（自一月十八日至同二十四日）	商業

1035	大正12年3月8日	24-25頁	大正12年1月31日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	榛子市況 (スラバヤ)「十二月」	商業
1036	大正12年3月12日	電報4頁	大正12年3月2日著在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮電報	陶磁器輸出と蘭領印度	電報
1036	大正12年3月12日	30-31頁	大正12年1月24日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	重曹及び清涼飲料状況「スタヴイア」	商業
1037	大正12年3月15日	16-18頁	大正12年2月8日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自一月二十五日至同三十一日)	商業
1037	大正12年3月15日	41-43頁	大正12年1月10日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭領東印度經濟概況(一九二二年)	財政及經濟
1038	大正12年3月19日	8-9頁	大正12年2月15日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自二月一日至同七日)	商業
1038	大正12年3月19日	13頁	大正12年2月2日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	榛子輸入状況(爪哇)「十二月」	商業
1039	大正12年3月21日	電報1頁	大正12年3月12日著在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮電報	爪哇島バスター船	電報
1039	大正12年3月21日	15-16頁	大正12年2月10日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	炭酸水輸入状況「爪哇」	商業
1041	大正12年3月29日	36-39頁	大正12年1月22日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	爪哇糖中央組合	産業機關
第41巻					
大正12年4-6月					
(自第1042號至第1070號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1042	大正12年4月2日	8-9頁	大正12年2月22日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自二月八日至同十四日)	商品市況
1043	大正12年4月5日	電報1-2頁	大正12年3月28日著在スラバヤ中谷帝國領事代理電報	爪哇糖概況	電報
1043	大正12年4月5日	21-23頁	大正12年3月1日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自二月十五日至同二十一日)	商品市況
1043	大正12年4月5日	26頁	大正12年2月28日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	榛子市況 (スラバヤ)「一、二月」	商品市況
1044	大正12年4月9日	16-19頁	大正12年2月21日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	米輸出入数量(蘭領東印度)「一九二二年」	商品市況
1047	大正12年4月16日	1頁	大正12年2月28日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	南洋市場争奪状況	貿易一般
1047	大正12年4月16日	7頁	大正12年3月5日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	米市況「スタヴイア」	商品市況
1047	大正12年4月16日	8頁	大正12年3月8日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自二月二十二日至同二十八日)	商品市況
1047	大正12年4月16日	11-12頁	大正12年3月3日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	榛子市況「爪哇」	商品市況
1047	大正12年4月16日	42頁	大正12年3月6日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	マカッサール港バスター全減	衛生
1048	大正12年4月19日	電報5頁	大正12年4月13日著在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮電報	バスター患者(爪哇)	電報
1048	大正12年4月19日	13-14頁	大正12年3月7日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	淡度産苧輸出状況「蘭領東印度」	商品市況
1048	大正12年4月19日	51頁	大正12年3月7日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	淡度製業者(スラバヤ)	商品市況
1049	大正12年4月23日	6-7頁	大正12年3月15日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自三月一日至同七日)	紹介
1049	大正12年4月23日	20頁	大正12年2月28日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	錫状況「ハンカ島」	商品市況
1050	大正12年4月26日	6-11頁	大正12年3月6日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	ポルネオの貿易(一九一四年以後)	商品市況
1050	大正12年4月26日	37頁	大正12年3月2日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	スラバヤ共運會延期	貿易一般
1050	大正12年4月26日	47頁	大正12年3月22日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	バンカ錫ブローカー「スタヴイア」	産業機關
1051	大正12年4月30日	2頁	大正12年2月28日附在スタヴイア帝國總領事松本幹之亮報告	對蘭領印度貿易趨勢	紹介

1051	大正12年4月30日	11-12頁	大正12年3月15日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	茶産額「蘭領東印度」	商品市況
1051	大正12年4月30日	13-15頁	大正12年3月22日及28日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自三月八日至同二十一日)	商品市況
1051	大正12年4月30日	34-36頁	大正12年3月23日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	護政生産消費豫想「一九二三年」	商品市況
1052	大正12年5月3日	電報1頁	大正12年4月30日著在バタヴィア松本帝國領事代理副領事電報	蘭領印度之商標登録	電報
1052	大正12年5月3日	32頁	大正12年3月24日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	蘭領印度關稅評價之核正	電報
1052	大正12年5月3日	32-33頁	大正12年3月11日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	FOBの解説	外國法規
1054	大正12年5月10日	12頁	大正12年4月5日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自三月二十二日至同二十八日)	商品市況
1054	大正12年5月10日	30頁	大正12年4月13日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	綿布需要狀況「爪哇」	商品市況
1056	大正12年5月14日	45-46頁	大正12年4月11日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	輸出業者(スラバヤ)	紹介
1056	大正12年5月14日	47頁	大正12年3月30日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	茶及飲料取扱商(スラバヤ)	紹介
1057	大正12年5月17日	15-16頁	大正12年4月18日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自三月二十九日至四月十日)	商品市況
1057	大正12年5月17日	42-43頁	大正12年4月18日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	護政及現那輸出税措置「蘭領東印度」	電報
1058	大正12年5月21日	電報1頁	大正12年5月11日著在バタヴィア松本帝國總領事電報	ベスト流行(爪哇)	電報
1058	大正12年5月21日	11頁	大正12年4月1日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	輸出本邦品に對する評判「蘭領東印」	貿易一般
1059	大正12年5月24日	21-23頁	大正12年4月18日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	羊毛織物輸入盛況(爪哇及マヅラ島)	商品市況
1059	大正12年5月24日	27頁	大正12年4月14日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	鮮菓業狀況「蘭領東印」	工業
1059	大正12年5月24日	55頁	大正12年4月11日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	華銀取扱商(セレベス島)	紹介
1060	大正12年5月28日	10-11頁	大正12年4月25日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自四月十一日至同十七日)	商品市況
1060	大正12年5月28日	12頁	大正12年4月25日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	マツチ市況「スラバヤ」(三月)	商品市況
1060	大正12年5月28日	39-40頁	大正12年4月25日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	蘭領東印度關稅定率改正	關稅
1062	大正12年6月4日	10頁	大正12年4月29日及5月4日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	稲作狀況「爪哇」(二、三月)	商品市況
1062	大正12年6月4日	11-12頁	大正12年5月2日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自四月十八日至同二十四日)	商品市況
1064	大正12年6月7日	10頁	大正12年5月7日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	米市況「バタヴィア」(四月)	商品市況
1064	大正12年6月7日	11-12頁	大正12年5月9日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自四月二十五日至五月一日)	商品市況
1067	大正12年6月18日	電報2頁	大正12年6月12日著在バタヴィア松本帝國總領事電報	黒死病猖獗(爪哇)	電報
1068	大正12年6月21日	5頁	大正12年5月16日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自五月二日至同八日)	商品市況
1069	大正12年6月25日	18-19頁	大正12年5月23日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	砂糖運報「爪哇」(自五月九日至同十五日)	商品市況
1069	大正12年6月25日	22-23頁	大正12年5月12日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	蘇寸市況「爪哇」(三月)	商品市況
1069	大正12年6月25日	29-33頁	大正12年5月16日附在バタヴィア帝國總領事本幹之亮報告	雜織物輸入狀況「爪哇」	商品市況
1070	大正12年6月28日	電報2頁	大正12年6月20日著在スラバヤ中谷領事代理電報	スラバヤの非貨幣動向	電報
1070	大正12年6月28日	24-25頁	大正12年5月17日附在スラバヤ帝國領事代理副領事中谷正造報告	タカウル市況「スラバヤ」	商品市況

大正12年7-9月 (自第1071號至第1093號)									
号數	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類				
1071	大正12年7月2日	15頁	大正12年5月30日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』自五月十六日至同二十二日)	商品市況				
1071	大正12年7月2日	43-44頁	大正12年5月16日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭印同盟罷業取締法	労働				
1073	大正12年7月5日	40-41頁	大正12年5月28日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	稲穂付状況『爪哇』(四月)	農業				
1074	大正12年7月9日	9頁	大正12年5月6日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』自五月二十三日至同二十九日)	商品市況				
1077	大正12年7月19日	9-10頁	大正12年6月13日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』自五月三十日至六月五日)	商品市況				
1077	大正12年7月19日	10頁	大正12年6月13日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	藤守市況『スラバヤ』(四、五月)	商品市況				
1077	大正12年7月19日	10-11頁	大正12年6月9日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	藤守市況『スラバヤ』(四、五月)	商品市況				
1078	大正12年7月23日	電報3頁	大正12年6月13日著在バタヴィア帝國總領事電報	爪哇島ベスト減少	電報				
1078	大正12年7月23日	13-17頁	大正12年6月13日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	絹織物輸入状況『爪哇』(四月)	商品市況				
1078	大正12年7月23日	26-27頁	大正12年6月12日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭領東印度及伊國蘭貿易發展	財政及經濟				
1079	大正12年7月26日	電報2頁	大正12年7月14日及18日著在スラバヤ中谷領事代理電報	薩安市況 (蘭印)	電報				
1079	大正12年7月26日	21-22頁	大正12年6月20日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』自六月六日至同十二日)	商品市況				
1080	大正12年7月31日	42頁	大正12年6月20日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	綿黒鐵鑛産出状況『爪哇』(自六月十三日至同十九日)	商品市況				
1080	大正12年7月31日	46頁	大正12年6月20日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	綿黒鐵鑛産出状況『爪哇』(自六月十三日至同十九日)	商品市況				
1081	大正12年8月2日	21-24頁	大正12年6月20日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	綿黒鐵鑛産出状況『爪哇』(自六月十三日至同十九日)	商品市況				
1081	大正12年8月2日	24頁	大正12年6月20日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	綿黒鐵鑛産出状況『爪哇』(自六月十三日至同十九日)	商品市況				
1081	大正12年8月2日	42頁	大正12年6月26日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	重要輸出入品状況『バタヴィア』	貿易一般				
1081	大正12年8月2日	19頁	大正12年6月26日附在スラバヤ帝國領事代理副領事申中谷正造報告	英國蘭印間貿易發展	貿易一般				
1083	大正12年8月9日	19頁	大正12年7月2日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	蘭印改正關稅評價ノ格	關稅				
1083	大正12年8月9日	40-42頁	大正12年7月2日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』(自六月二十日至同二十六日)	商品市況				
1083	大正12年8月9日	43頁	大正12年6月22日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	蘭印の募債理由	財政及經濟				
1084	大正12年8月13日	電報2頁	大正12年8月4日著在スラバヤ中谷領事代理電報	蘭領油田と米國資本	財政及經濟				
1084	大正12年8月13日	電報3頁	大正12年8月6日著在バタヴィア帝國總領事電報	爪哇糖販賣市場混乱	電報				
1084	大正12年8月13日	19-20頁	大正12年7月6日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	爪哇ベスト状況 (七月)	電報				
1084	大正12年8月13日	33-35頁	大正12年7月6日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	藤守市況『爪哇』	商品市況				
1086	大正12年8月20日	11-12頁	大正12年7月9日及18日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	藤守市況『爪哇』	商品市況				
1087	大正12年8月23日	9-13頁	大正12年7月9日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	藤守市況『爪哇』(自六月二十七日至七月十日)	商品市況				
1088	大正12年8月27日	40-42頁	大正12年7月6日附在バタヴィア帝國總領事松本幹之亮報告	絹織物輸入状況『爪哇』(五月)	商品市況				
1089	大正12年8月30日	22-23頁	大正12年7月26日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	蘭印關稅法改正理由	關稅				
1089	大正12年8月30日	24頁	大正12年7月25日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』(自七月十一日至同十七日)	商品市況				
1090	大正12年9月3日	40頁	大正12年8月1日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	藤守市況『スラバヤ』(六月)	商品市況				
1090	大正12年9月3日	40頁	大正12年8月1日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖選報『爪哇』(自七月十八日至同二十三日)	商品市況				

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1091	大正12年9月6日	電報3頁	著在スラバハヤ中谷領事電報	森寸關稅公定價格	電報
1092	大正12年9月25日	53-61頁	大正12年1月9日附在スラバヤ帝國領事代理領事申中谷正造報告	スラバヤ港貿易年報「一九二一年」	貿易一般
1093	大正12年9月27日	2-3頁	大正12年8月8日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖市況「爪哇」(自七月二十四日至同三十一日)	商品市況
第43巻					
大正12年10-12月					
(自第1094號至第1120號)					
1094	大正12年10月1日	電報1頁	著在バタヴィア松本總領事電報	爪哇島ベスト	電報
1094	大正12年10月1日	30-33頁	大正12年8月7日附在バタヴィア帝國領事松本幹之亮報告	織物輸入状況(爪哇)「六月」	商品市況
1095	大正12年10月4日	33-35頁	大正12年8月4日附在バタヴィア帝國領事松本幹之亮報告	報告方法(蘭領東印)	雜録
1096	大正12年10月8日	電報3頁	大正12年9月29日著在スラバヤ本谷領事館事務代理電報	蘭印織物輸入税除減	電報
1096	大正12年10月8日	電報3頁	大正12年9月28日著在スラバヤ中谷領事電報	ベスト流行地(爪哇)	電報
1096	大正12年10月8日	41-42頁	大正12年5月10日附在バタヴィア帝國領事松本幹之亮報告	關稅評價改正(蘭印)	電報
1098	大正12年10月15日	電報3頁	大正12年10月7日著在バタヴィア中谷總領事代理電報	蘭印に於ける商標偽造防止法勸行	外國法規
1098	大正12年10月15日	11-12頁	大正12年8月15日及22日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	爪哇島ベスト	電報
1100	大正12年10月22日	15頁	大正12年8月29日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖選報「爪哇」(自八月一日至同十四日)	商品市況
1100	大正12年10月22日	45-46頁	大正12年8月9日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	砂糖選報「爪哇」(自八月二十九日至九月四日)	商品市況
1101	大正12年10月25日	35-36頁	大正12年8月27日附在スラバヤ帝國領事申中谷正造報告	日蘭告弁事業の必要(蘭印)	財政及經濟
1102	大正12年10月29日	15-16頁	大正12年9月17日附在バタヴィア帝國領事松本幹之亮報告	セメント需要状況(爪哇)	商品市況
1104	大正12年11月5日	15-16頁	大正12年9月26日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	織寸市況(爪哇)「七月」	商品市況
1104	大正12年11月5日	27-31頁	大正12年9月22日附在バタヴィア帝國領事代理領事申中谷正造報告	砂糖選報「爪哇」(自九月五日至同十八日)	商品市況
1105	大正12年11月8日	25頁	大正12年10月3日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	綿織物輸入状況(爪哇)「七月」	商品市況
1105	大正12年11月8日	52-53頁	大正12年10月1日附在バタヴィア帝國領事代理領事申中谷正造報告	砂糖選報「爪哇」(自九月十九日至同二十五日)	商品市況
1106	大正12年11月12日	23頁	大正12年10月10日附在スラバヤ帝國領事館事務代理領事申中谷正造報告	關稅評價改正(蘭印)	關稅
1106	大正12年11月12日	42頁	大正12年9月21日附在バタヴィア帝國領事松本幹之亮報告	砂糖選報「爪哇」(自九月二十六日至十月二日)	商品市況
1106	大正12年11月12日	43-44頁	大正12年9月30日附在バタヴィア帝國領事代理領事申中谷正造報告	茶業會議設立案去運付開羅(蘭領東印)	產業經濟
1107	大正12年11月15日	電報2頁	大正12年10月4日著在スラバヤ本谷領事館事務代理電報	列國投資状況(蘭領東印)	經濟
1107	大正12年11月15日	25-27頁	大正12年10月10日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	爪哇關稅取扱豫想	電報
1107	大正12年11月15日	電報3頁	大正12年11月9日著在バタヴィア中谷總領事代理電報	瑞典森寸輸入益增加(蘭東印)「七、八、九月」	商品市況
1108	大正12年11月19日	電報3頁	大正12年11月9日著在バタヴィア中谷總領事代理電報	ベスト流行地(爪哇)	電報

1108	大正12年10月17日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	25-26頁	大正12年10月17日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十月三日至同九日)	商品市況
1108	大正12年10月19日	31頁	大正12年10月6日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	榛子輸入状況(爪哇)『八月』	商品市況
1108	大正12年11月19日	33-37頁	大正12年10月12日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	絹織物輸入状況(爪哇)『八月』	商品市況
1111	大正12年11月29日	7-8頁	大正12年10月22日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	米作状況(爪哇)『九月』	商品市況
1111	大正12年11月29日	8-10頁	大正12年10月17日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	大豆需給状況(蘭東印)	商品市況
1111	大正12年11月29日	12-13頁	大正12年10月24日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十月十日至同十六日)	商品市況
1113	大正12年12月6日	37頁	大正12年10月17日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	酒精消費税引下(蘭東印)	財政及經濟
1113	大正12年12月6日	39-40頁	大正12年10月17日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	關稅定率法改正(蘭東印)	關稅
1114	大正12年12月10日	35頁	大正12年10月18日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	礦産輸入税免除規則(爪哇)	關稅
1115	大正12年12月13日	電報1頁	大正12年12月4日發同5日著在バタヴィア中谷總領事代理電報	ベスト流行地(セレス)	電報
1115	大正12年12月13日	13-14頁	大正12年10月29日及11月7日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十月十七日至同三十日)	商品市況
1118	大正12年12月20日	電報1頁	大正12年12月8日著在スラバヤ本合領事館事務代理電報	マカッサル港黒死病流行	電報
1118	大正12年12月20日	電報1頁	大正12年12月8日著在バタヴィア中谷總領事代理電報	爪哇島バスタ状況	電報
1118	大正12年12月20日	17-18頁	大正12年11月13日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正造報告	榛子市況(爪哇)『九月』	商品市況
1119	大正12年12月24日	4-5頁	大正12年11月13日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十月三十一日至十一月六日)	商品市況
1924年(大正13年)					
第44巻					
大正13年1-3月					
(自第1121號至第1147號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1121	大正13年1月7日	33-34頁	大正12年11月21日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十一月七日至同十三日)	商品市況
1121	大正13年1月7日	43-46頁	大正12年11月19日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	絹織物輸入状況(爪哇)『九月』	商品市況
1123	大正13年1月14日	13頁	大正12年11月28日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十一月十四日至同二十日)	商品市況
1124	大正13年1月17日	13-14頁	大正12年12月5日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』(自十一月二十一日至同二十八日)	商品市況
1125	大正13年1月21日	電報1頁	大正13年1月10日發同日著バタヴィア中谷總領事代理電報	黒死病流行(爪哇島)	電報

1125	大正13年1月21日	6-7頁	大正12年12月11日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自十一月二十九日至十二月六日）	商品市況
1125	大正13年1月21日	10頁	大正12年12月9日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	燐寸輸入状況（爪哇）『十月』	商品市況
1125	大正13年1月21日	27-31頁	大正12年12月28日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	綿織物輸入状況（爪哇）『十月』	商品市況
1126	大正13年1月24日	8頁	大正12年12月19日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自十二月七日至同十三日）	商品市況
1128	大正13年1月31日	43-45頁	大正12年12月10日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	東南ポルネオ親鐵鑛計画	企業
1131	大正13年2月12日	12-13頁	大正12年12月27日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自十二月十四日至同二十日）	商品市況
1131	大正13年2月12日	20-21頁	大正13年1月8日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	燐寸市況（スラバヤ）『十一月』	商品市況
1132	大正13年2月14日	10-14頁	大正12年12月27日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	蘭領東印貿易概況	貿易一般
1132	大正13年2月14日	29-30頁	大正13年1月4日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自一九二三年十二月二十日至一九二四年一月二日）	商品市況
1133	大正13年2月18日	12-13頁	大正13年1月7日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	小倉鐵礦輸入状況（爪哇）	商品市況
1134	大正13年2月21日	電報2頁	大正13年2月11日著在スラバヤ本合龍領事館事務代理電報	爪哇糖市況	電報
1134	大正13年2月21日	電報3頁	大正13年2月15日著在スラバヤ本合龍領事館事務代理電報	本年度糖取引開始（爪哇）	電報
1134	大正13年2月21日	12頁	大正13年1月16日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自一月三日至同九日）	商品市況
1135	大正13年2月25日	電報1頁	大正13年2月13日著在バタヴィア中谷正造領事代理電報	爪哇ベスト	電報
1135	大正13年2月25日	21頁	大正13年1月24日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	燐寸市況（爪哇）『十一月』	商品市況
1135	大正13年2月25日	21-22頁	大正13年1月22日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	燐寸市況（スラバヤ）『十二月』	商品市況
1137	大正13年2月28日	37頁	大正13年1月23日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自一月十日至同十六日）	商品市況
1137	大正13年2月28日	附録	大正13年1月21日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	蘭領東印度外國貿易要覽	附録
1139	大正13年3月6日	8頁	大正13年1月30日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自一月十七日至同二十三日）	商品市況
1140	大正13年3月10日	7-8頁	大正13年1月29日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	爪哇市況（自九月至十二月）	貿易一般
1140	大正13年3月10日	22-25頁	大正13年2月28日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	綿織物輸入状況（爪哇）『十一月』	商品市況
1142	大正13年3月17日	20-23頁	大正13年2月6日及13日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖週報『爪哇』（自一月二十四日至二月六日）	商品市況
1142	大正13年3月17日	23-24頁	大正13年2月12日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	燐寸輸入状況（爪哇）『十二月』	商品市況
1143	大正13年3月20日	31-32頁	大正13年2月13日附在バタヴィア帝國領事館代理領事の中谷正造報告	燐寸輸入年報（爪哇）『大正十二年』	商品市況

1144	大正13年3月24日	電報2頁	大正13年3月13日著在ハタヴィア中谷總領事代理電報	瓜哇島バスト(二月)	電報
1144	大正13年3月24日	26-28頁	大正13年2月20日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自二月七日至同十二日)	商品市況
1144	大正13年3月24日	31頁	大正12年2月20日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	榛子市況(スラバヤ)『一月』	商品市況
1144	大正13年3月24日	46頁	大正13年2月2日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	蘭東印關稅一部改正	關稅
1145	大正13年3月27日	21-25頁	大正13年2月16日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	綿織物輸入状況(爪哇)『十二月』	商品市況
第45巻					
大正13年4-6月					
(自第1148號至第1175號)					
号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1148	大正13年4月4日	電報1-2頁	大正13年3月25日著在スラバヤ本合龍領事館事務代理電報	商標法改正(スラバヤ)	電報
1148	大正13年4月4日	6-9頁	大正13年2月25日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	米輸出入状況(蘭東印)『一九二三年』	商品市況
1148	大正13年4月4日	16頁	大正12年2月27日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自二月十四日至同二十日)	商品市況
1149	大正13年4月7日	11-13頁	大正12年2月23日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	本邦對蘭東印貿易概況(一九二三年上半期)	貿易一般
1149	大正13年4月7日	21-22頁	大正12年3月5日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自二月二十一日至同二十七日)	商品市況
1149	大正13年4月7日	27-29頁	大正13年2月29日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	セメント需要状況(爪哇)	商品市況
1149	大正13年4月7日	49-50頁	大正13年2月29日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	セメント取扱業者(爪哇)	紹介
1151	大正13年4月14日	25頁	大正13年3月12日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	榛子市況(爪哇)『一月』	商品市況
1152	大正13年4月17日	39-41頁	大正13年3月13日附在ハタヴィア帝國總領事代理領事申谷正達報告	綿及絹織物輸入状況(爪哇)『一月』	商品市況
1153	大正13年4月21日	電報3頁	大正13年4月15日著在ハタヴィア中谷總領事代理電報	榛子消費稅額減說並傳(爪哇)	電報
1154	大正13年4月24日	9-10頁	大正13年3月10日及19日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自二月二十八日至三月十六日)	商品市況
1154	大正13年4月24日	12頁	大正13年3月19日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	榛子市況(スラバヤ)『二月』	商品市況
1155	大正13年4月28日	電報2-3頁	大正13年4月18日著在スラバヤ本合龍領事館事務代理電報	バスト流行地指定並傳(マカッサル港)	電報
1156	大正13年5月1日	11頁	大正13年3月26日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自三月十七日至同二十三日)	商品市況
1158	大正13年5月8日	9頁	大正13年4月2日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自三月二十四日至同三十日)	商品市況
1159	大正13年5月12日	34頁	大正13年4月9日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報『爪哇』(自三月三十一日至四月六日)	商品市況

1159	大正13年5月12日	46頁	大正13年3月30日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月5日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	商法偽造防止法一部改正（蘭印）【續報】 スラバヤ年市開催	外國法規
1160	大正13年5月15日	41頁	大正13年3月29日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月5日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	關稅評價々格改正（蘭印） ベスト流行地指定廢止（バタヴィア）	産業機關 關稅 電報
1161	大正13年5月22日	42-46頁	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月16日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自四月七日至同十三日）	商品市況
1162	大正13年5月22日	電報2頁	大正13年4月13日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	砂糖選報『爪哇』（自四月七日至同十三日）	商品市況
1163	大正13年5月22日	30頁	大正13年4月13日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	砂糖選報『爪哇』（自四月七日至同十三日）	商品市況
1164	大正13年5月22日	34-35頁	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月22日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	綿及絹織物輸入状況（爪哇）【二月】 アチエ燐寸工場設立難	商品市況 工業
1165	大正13年5月26日	33-35頁	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月22日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	砂糖選報『爪哇』（自四月十四日至同三十日）	商品市況
1166	大正13年5月26日	45頁	大正13年4月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年4月22日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	砂糖選報『爪哇』（自四月十四日至同三十日）	商品市況
1167	大正13年6月9日	30頁	大正13年5月6日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月6日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月一日至同十日）	商品市況
1168	大正13年6月9日	30頁	大正13年5月6日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月6日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月一日至同十日）	商品市況
1169	大正13年6月16日	6頁	大正13年5月14日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月14日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月一日至同十日）	商品市況
1170	大正13年6月16日	10頁	大正13年5月14日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月14日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	燐寸市況（スラバヤ）【三月】	商品市況
1171	大正13年6月16日	10-11頁	大正13年5月15日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年5月15日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	燐寸市況（爪哇）【三月】	商品市況
1172	大正13年6月26日	31頁	大正13年5月21日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月21日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月十一日至同十八日）	商品市況
1173	大正13年6月26日	31頁	大正13年5月21日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月21日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月十一日至同十八日）	商品市況
1174	大正13年6月30日	42-43頁	大正13年5月28日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	大正13年5月28日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	燐寸市況（スラバヤ）【四月】	商品市況
1175	大正13年6月30日	47-50頁	大正13年5月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	大正13年5月16日附在バタヴィア帝國總領事代理領事申谷正彦報告 男報告	綿及絹織物輸入状況（爪哇）【三月】	商品市況
第46巻						
大正13年7-9月						
（自第1176號至第1202號）						
号數	発行日	ページ	報 告 者	報 告 題 目	分 類	
1176	大正13年7月3日	20頁	大正13年5月28日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月十九日至同二十五日）	商品市況	
1177	大正13年7月7日	電報1頁	大正13年6月26日著在バタヴィア井田總領事代理電報	ベスト患者數（爪哇）	電報	
1178	大正13年7月7日	21頁	大正13年6月4日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自五月二十六日至六月一日）	商品市況	
1179	大正13年7月10日	11頁	大正13年6月11日附在スラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍 男報告	砂糖選報『爪哇』（自六月二日至同六日）	商品市況	
1180	大正13年7月14日	電報2頁	大正13年7月4日著在バタヴィア井田總領事代理電報	ベスト状況（爪哇）	電報	
1181	大正13年7月21日	電報1頁	大正13年7月1日著在スラバヤ中谷領事電報	ベスト流行地指定撤廢（スラバヤ）	電報	

号数	発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1203	大正13年10月2日	電報2頁	大正13年9月23日著在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	ベスト患者數【爪哇】『八月』	電報
1204	大正13年10月6日	18頁	大正13年8月20日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自八月四日至同十日）	商品市況
1204	大正13年10月6日	24-28頁	大正13年8月29日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	本邦絹織物需要状況（蘭東印）	商品市況
1205	大正13年10月9日	電報3頁	大正13年10月4日著在ハラバヤ本合領事館事務代理電報	自動點火器輸入税増課（蘭東印）	電報
1205	大正13年10月9日	11-12頁	大正13年9月3日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自八月十八日至同二十四日）	商品市況
1205	大正13年10月9日	25-28頁	大正13年8月22日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	石炭状況（蘭印）	商品市況
1206	大正13年10月13日	14頁	大正13年9月10日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自八月二十五日至同二十九日）	商品市況
1206	大正13年10月13日	17-18頁	大正13年9月6日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	糖寸市況【爪哇】『七月』	商品市況
1206	大正13年10月13日	20-23頁	大正13年9月8日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	絹及絹織物輸入状況【爪哇】『七月』	商品市況
1206	大正13年10月13日	30-35頁	大正13年8月20日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	蘭東印輸入税表中改正	關稅
1211	大正13年10月30日	15頁	大正13年9月17日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自八月三十日至九月七日）	商品市況
1212	大正13年11月3日	19-21頁	大正13年9月24日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自九月八日至同十四日）	商品市況
1212	大正13年11月3日	23頁	大正13年9月24日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	糖寸市況（スラバヤ）『八月』	商品市況
1215	大正13年11月13日	電報1頁	大正13年11月6日著在ハラバヤ本合領事館事務代理電報	ベスト流行（スラバヤ）	電報
1215	大正13年11月13日	電報2頁	大正13年11月8日著在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	マカッサール港ベスト流行地	電報
1215	大正13年11月13日	12-14頁	大正13年10月2日及4日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自九月十五日至同二十八日）	商品市況
1215	大正13年11月13日	17-18頁	大正13年10月6日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	糖寸市況【爪哇】『八月』	商品市況
1216	大正13年11月17日	25頁	大正13年10月8日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	糖寸市況【爪哇】『九月』	商品市況
1216	大正13年11月17日	42-43頁	大正13年9月16日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	蘭領東印度に於ける外國投資額	財政及經濟
1217	大正13年11月20日	15頁	大正13年10月15日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自九月二十九日至十月五日）	商品市況
1217	大正13年11月20日	30-34頁	大正13年10月15日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	絹及絹織物輸入状況【爪哇】『八月』	商品市況
1217	大正13年11月20日	45-46頁	大正13年10月15日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	電氣共運會に参加遊進【爪哇】	産業經濟
1218	大正13年11月24日	18-24頁	大正13年10月14日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	蔬菜及果實供給状況【爪哇】	商品市況
1220	大正13年11月27日	23-24頁	大正13年10月22日附在ハラバヤ帝國領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報【爪哇】（自十月六日至同十一日）	商品市況

1220	大正13年11月27日	47頁	大正13年10月22日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	物價の趨勢 (バタヴィア)	財政及經濟
1221	大正13年11月1日	電報2頁	大正13年11月25日著在スタヴイア井田總領事電報	ベスト流行 (爪哇)	電報
1221	大正13年12月1日	12-17頁	大正13年10月日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	石油産出状況 (蘭東印) [一九二二年]	商品市況
1222	大正13年12月4日	12頁	大正13年10月28日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報 『爪哇』 (自十月十二日同十九日)	商品市況
1223	大正13年12月8日	8頁	大正13年11月4日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報 『爪哇』 (自十月二十日同二十六日)	商品市況
1223	大正13年12月8日	12頁	大正13年11月4日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	榛子市況 (爪哇) 『九月』	商品市況
1223	大正13年12月8日	39頁	大正13年10月25日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	爪哇銀行利子引上事情	財政及經濟
1225	大正13年12月15日	電報1頁	大正13年11月25日著在スタヴイア井田總領事電報	ベスト患者 (爪哇) 『十月』	電報
1225	大正13年12月15日	電報1頁	大正13年12月8日著在スタヴイア井田總領事電報	貿易統計稅徵収法公布	電報
1226	大正13年12月18日	12頁	大正13年11月12日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報 『爪哇』 (自十月二十七日同十一月二日)	商品市況
1226	大正13年12月18日	21頁	大正13年11月11日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	榛子市況 (スラバヤ) 『十月』	商品市況
1226	大正13年12月18日	23-27頁	大正13年11月11日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	綿及絹織物輸入状況 (爪哇) 『九月』	商品市況
1226	大正13年12月18日	33頁	大正13年11月5日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	本邦製花菱及野草産量供給状況 (スラバヤ)	商品市況
1227	大正13年12月22日	13頁	大正13年11月19日附在スラバヤ帝國總領事館事務代理外務書記生本合龍男報告	砂糖選報 『爪哇』 (自十一月三日同九日)	商品市況
1227	大正13年12月22日	23-28頁	大正13年11月15日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	陶磁器輸入状況 (爪哇)	商品市況
1228	大正13年12月25日	1-17頁	大正13年11月10日附在スタヴイア帝國總領事井田守三報告	爪哇及マゾラ貿易年報 (一九二三年)	貿易一般

アジア通貨金融危機後のタイ金融システム改革 —FSMPの変遷過程—

布田 功治

Financial System Reform in Thailand after the Asian Currency and
Financial Crises
—the transition process of the Financial Sector Master Plan—

Koji FUDA

はしがき

1997年のタイを出発点としたアジア通貨金融危機後、アジアではASEAN + 3の枠組みでの国際的な金融危機対策が積極的に展開されてきた。危機後間もない2000年のチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative : CMI）、2003年のアジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative : ABMI）、CMIの進化版である2010年のCMIM（Chiang Mai Initiative Multi）、2011年のCMIM実施支援のためのAMRO（ASEAN + 3 Macroeconomic Research Office）設立そして2016年のAMROの国際機関化など、矢継ぎ早に展開するASEAN + 3の金融協力は大きな注目を集めてきた。

一方、一般的にはあまり注目されていないが、ASEANの枠組みでの金融連携も制度整備の面で進展している¹。たとえば、ASEAN諸国の2国

¹ ASEAN金融連携の詳細な特徴については、赤羽（2016）を参照。

間合意によって、①一定の条件を満たす相手国銀行に自国銀行と同水準の自由な営業を認める適格ASEAN銀行（Qualified ASEAN Banks：QABs）制度、②相手国で自国の現地通貨での電子マネー決済を可能とする相互運用QRコード決済制度（Interoperable QR Code for Payments）がそれぞれ2011年、2016年頃から整えられてきた。

ここで、国際金融史の分析視角に沿って危機後の金融システム改革の類型化を図る視点から、上記のASEAN + 3の金融協力とASEANの金融連携のそれぞれの特徴を指摘しておきたい。前者については、危機再発防止を目的とするリアクティブ（reactive）な対応であり、危機後間もなく開始している。後者については、金融の本来的な役割と言える経済成長促進を目的とするプロアクティブ（proactive）な対応であり、危機後10年以上経て開始している。

もちろん、ASEAN各国自身は、経済成長促進目的の金融システム改革を危機後10年以上も放置したわけではない。各国は危機再発防止策を危機後間もなく開始し、やがて不良債権問題に一定の目途が立った後、経済成長促進目的の金融システム改革に取り組んだ。その改革の進展する中で、中国経済の急成長に牽引される形でASEAN域内貿易投資の急増という経済金融構造の変化が生じた。この変化もあいまって、各国はさらなる経済成長促進のためにASEANの金融連携を重視するに至ったのである。

ただし、ASEANの金融連携を重視するに至るまでの金融システム改革の経緯は、ASEAN各国で当然異なるはずである。というのも、ASEAN各国の金融システムの発展度合いは大きく異なっているため、各国の金融システム改革の課題や設定目標も異なるからである。このことは、危機後の金融システム改革の類型化を図る際に重要な論点となる。

そこで本稿では、危機の出発点となった一方で近年のASEAN金融連携に積極的に取り組むタイに着目し、その金融システム改革の変遷過程を分析対象としてとりあげる。この分析に際して、タイ中銀とタイ財務省の共同作成によるタイ金融システム改革プラン、すなわち金融機関システム開

発プラン（Financial Sector Master Plan：FSMP）に注目し²、FSMPの第1段階（Phase I）から第3段階（Phase III）に至る変遷過程を分析する。

本稿の構成は、下記の通りである。第1節では、ASEAN + 3の金融協力とFSMPの目標の違いを踏まえながら、FSMPの全体像を本稿独自の視点で整理する。第2節では、タイ金融当局がいかなる意図を持ってFSMP Iの構想を練り上げたのか³、すなわちFSMP Iにおける目標の形成過程を示す。なお、国際金融史の分析視角に立つ本稿では、FSMPの起源に関心を強くもつため、この第2節の分析に多くの紙面を割きたい。

続く第3節と第4節では、それぞれFSMP IIおよびFSMP IIIで新設された目標に注目しその形成過程を簡潔に示す。各段階で新設された目標に焦点を当てるのは、新設目標がFSMPの各段階における特徴を色濃く反映すると考えるからである。以上の分析を通じて、構想の発端からASEAN金融連携重視に至るまでのFSMPの変遷過程を示しつつ、国際金融史の分析視角からその意義付けを試みることを本稿の目的とする。

第1節 FSMPの全体像

1. ASEAN + 3の金融協力

1997年のアジア通貨金融危機の原因をめぐっては、輸出競争力や投資効率性の低下、固定レート制への固執や情実融資といった各国経済内部に危機の原因を見出す内因説と海外投機家の自己実現的投機といった各国経済外部に危機の原因を見出す外因説との間で論争が展開された⁴。その後、直接的な原因としては外因説が主流となったとはいえ、より根本的な原因

² 英語表記を邦訳すると金融セクターマスタープランとなる。一方、タイ語表記を邦訳すると、金融機関システム開発プランとなる。一般的には前者を用いるが、本稿ではタイ金融当局の意図がより明確になる後者を用いる。

³ 本稿でのタイの金融当局は、財務省（the Ministry of Finance：MOF）とタイ中央銀行（the Bank of Thailand：BOT）を指す。

⁴ 内因説と外因説の論争については、布田（2008a）を参照。

をめぐって論争は深まった。

たとえば、外因説内部からは、直接的な原因は海外投機家の通貨投機だとしても、国内金融制度の未発達性も問題であるとの見解が提示された (Stiglitz, 1998など)。その未発達性の象徴として各国金融当局が問題視したのは、未発達の直接金融市場ならびに非効率的で不健全な金融機関であった⁵。そのため、①海外投機家による通貨投機への対策に加えて、②直接金融市場の育成策や③金融機関の効率化や健全性強化も重点目標となった。

はしがきで示したASEAN + 3の金融協力のうち、CMI、CMIMやAMROは①海外投機家による通貨投機への対策に、ABMIは②直接金融市場の育成策に該当する。そして、③金融機関の効率化や健全性強化は、各国の金融制度改革で講じられることとなった。

ここで、ASEAN + 3の主な金融協力としてCMI、CMIMそしてABMIの概要を簡潔に示しておこう。CMIとは、海外投機家などの通貨投機（各国通貨の大規模空売り）による各国通貨暴落すなわち通貨危機を防ぐために、各国通貨買い支えのための外貨をASEAN + 3の中央銀行同士で融通する取り組みを指す。CMIMとは、外貨融通発動のための中央銀行間の意思決定の手続きを共通化する取り組みである。これによって多額の外貨を即座に融通できるようになり、通貨危機防止効果が向上した。

⁵ 国内金融制度の未発達性に着目する議論はいずれも、アジア通貨金融危機以前のアジア各国金融市場は間接金融優位であったと通説的に理解している。一方、三重野 (2015) は、東南アジア諸国の企業金融の統計データに基づき、上場企業や非上場大企業に関しては危機以前においても銀行の金融仲介に必ずしも依存しておらず、自己資本依存度が高いという事実を明らかにした。この発見は通説的理解の実証度の弱さを鋭く指摘するものであり、通説的理解に沿って展開される金融システム改革の適切さに疑義を呈することにもなる。ただし、データの入手不可能性により、三重野 (同上) も企業数や被雇用者数の多くを占める中小企業の資金調達構造までは掘り下げておらず、金融市場全体として間接金融優位という通説的理解の誤りを実証するまでには至っていない。本稿では、金融システム改革の方向性の是非はとりあげない中立的な立場で、通説的理解に沿って展開されたFSMPの変遷過程を国際金融史の視点から分析したい。

そしてABMIとは、ASEAN + 3の中央銀行同士で協力しつつ、企業の長期借入に資する債券市場を育成する取り組みを指す。企業が銀行からの短期借入で長期の設備投資をしている場合にも銀行から再借入れできないと、保有する設備機械、不動産そして金融資産といった資産を投げ売りしてでも返済せざるを得ない。この資産の投げ売りが自己実現的にさらなる投げ売りを引き起こすと、資産価格の資源配分機能は破綻する⁶。価格の機能破綻を防ぐという意味で、債券市場育成による企業の長期借入拡大は、金融危機防止効果を高めることになる。

このように、ASEAN + 3の金融協力は、ASEAN + 3諸国全体で通貨危機や金融危機の再発を防止しようとする取り組みであると言える。

2. FSMPの起源と6つの目標

危機後のタイの国内金融制度改革のうち、喫緊の不良債権問題対策というリアクティブな対応ではなく⁷、プロアクティブな中長期改革として実施された改革プランをFSMP（金融機関システム開発プラン）と呼ぶ。第1表の示すように、FSMPは長期に渡る改革プランであり、現在まで3段階の中期プランとして実施されてきた。

ここで、FSMPの起源と目的を整理しておきたい。1999年の世銀勧告を踏まえて⁸、タイ金融当局は危機後の長期的な金融システム改革の基本方針を2000年には定めており⁹、10か年計画の金融システムマスタープラン（Financial System Master Plan（2002-2012））と仮称していた。この仮称

⁶ シン（2015）7ページ。シンは、金融危機を価格の資源配分機能が破綻する出来事と定義する。

⁷ 危機後のタイ金融システム改革全般の特徴を理解するためには、不良債権処理に加えて金融関連法改正の分析も併せて行うことが必須となろう。ただし紙面の制約から、本稿ではFSMPに焦点を当て、それらについては必要な範囲でとりあげるにとどめる。

⁸ BOT（2003）p.45

⁹ BOT（2001）pp.59-60

第1表 FSMPの各段階の課題と目標

	構想 開始時期	金融機関システムに対する 評価や課題	目標
FSMP I (2004-2008)	2000年6月-	○金融機関の大規模な不良債権問題 ○小規模金融機関の林立状態による 非効率性	○金融サービスへのアクセス改善 ○金融機関システムの効率性改善 ○消費者保護改善
FSMP II (2010-2014)	2007年7月-	○金融機関システム安定化 ○効率化必要 (コスト削減、金融アクセス改善、 金融インフラ開発)	○金融機関システム全般のコスト 改善 ○競争および金融アクセスの改善 ○金融インフラ強化
FSMP III (2016-2020)	2015年3月-	○金融機関システムの効率化および 安定化 ○中小企業(SMEs)や低所得層の金融 アクセス問題 ○外的要因に対する金融機関システム の課題 (新技術、ASEAN経済統合(AEC)、 都市化、国際規制の変化)	○デジタル化および効率性改善 ○ASEAN域内の貿易投資連結性 強化 ○金融アクセスの促進 ○金融インフラ強化

(注) FSMP IIIに関するタイ中銀内部のWG設立時期不明のため、当該WGがthe steering committee
にとりまとめ案を提出した2015年3月を構想開始時期とした。

(資料) BT (2004) FSMP I, p.5, pp.11-12, BOT (2010) "FSMP II Executive Summary", p.1, p.3, BOT
(2016) FSMP III, pp.1-3, p.8, BOT (2015) Annual Report 2014, p.21, から作成。

プランでは、海外金融機関との国際競争に備えて、金融市場改革と金融監督改革という2つの大きな目標を掲げており、それぞれ業務分断規制の緩和による金融再編や金融コングロマリットの監督改善を目指すものだった¹⁰。

一方、第1表に基づきFSMPのこれまでの各目標を整理統合すると、(1)金融機関システムの効率性、コストおよび競争の改善、(2)消費者保護の改善、(3)金融アクセスの改善、(4)金融インフラの強化、(5)ASEAN域内の貿易投資連結性の強化、(6)デジタル化の6つに大別できる。

上記の仮称プランとFSMPのそれぞれの目標を照らし合わせると、仮称プランの金融市場改革(金融再編)と金融監督改革(金融コングロマリットの監督改善)は、それぞれFSMPの(1)金融機関システムの効率性、

¹⁰ BOT (2001) pp.59-60。は、末廣は、日本の財閥と比べて金融業の比重が高いことから、タイの財閥を金融コングロマリットと定義した(Suehiro, 1989 : p.261)。

コストおよび競争の改善と(2)消費者保護の改善に対応している¹¹。言い換えれば、2000年の仮称プランの2つの目標は、FSMPの(1)と(2)の目標に引き継がれたと言える。

(4)金融インフラの強化についても、FSMPは従来の目標を引き継いでいる。というのも、仮称プラン（金融システムマスタープラン（2002-2012））の先代プランである5か年金融システムマスタープラン（1995-2000）の重点目標は、金融インフラである信用情報センターの設立だったからである¹²。

一方、(3)金融アクセスの改善、(5)ASEAN域内の貿易投資連結性の強化そして(6)デジタル化については、いずれも仮称プランやその先代プランでは言及されておらず、FSMPでの新設目標である。(3)の目標は2004年からのFSMP Iで、(5)と(6)は2016年からのFSMP IIIで新たに設定されている。

以上より、(1)と(2)の目標は2000年時点、(3)は2004年時点、(4)は1995年時点、(5)と(6)は2016年時点で明確に設定されていたと言える。それぞれの時点の時代背景を踏まえると、詳しくは後述するように、(1)と(2)の目標はIMF救済融資のコンディショナリティーの下、金融機関の整理統合や経営健全化に取り組んでいた時期に策定されたこと¹³、(3)は2001年に政権交

¹¹ 金融コングロマリットの監督改善は、金融機関のコーポレート・ガバナンスやリスク管理の強化を促す結果、金融機関の預金者などの顧客を間接的に保護することになる。なお、金融サービスを消費するという意味で、預金者等の顧客は消費者でもある。

¹² BOT (2001) p.26

¹³ IMFはタイ政府へ34か月間の39億ドルの救済融資（Stand-by Credit）を行なった。ただし、契約時に全額融資するのではなく、1997年8月に16億ドル、同年11月に8億1千万ドルなどのように3か月ごとの分割貸付として融資した。それにあわせて3か月ごとにタイ政府による構造改革の進展状況を審査し、もし不十分と判断する場合には融資を打ち切るという条件（Conditionality）を課していた。このとき、具体的な構造改革として、財政黒字化のための付加価値税（Value-Added Tax：VAT）の7%から10%への引き上げ、医療や教育に関する財政支出削減、国営企業の支出監督強化および民営化促進、交通料金を除く公共料金や石油価格の大幅引き上げなどであった。これらは、一般民衆に大きな経済的打撃を与えるものとなった。

代したタクシン政権時代に新設されたこと、(4)はバブル崩壊前に重点目標とされたことを指摘できる。また、(5)と(6)は2015年のアセアン経済共同体(ASEAN Economic Community : AEC) 創設や2016年の5か年国家デジタルエコノミー基本計画を見据えて新設されたことを指摘できよう。

上記のようなFSMPの起源を踏まえた目標の整理は、国際金融史の分析視角に沿って危機後の金融システム改革の類型化を図る際に有益な示唆を与える。というのも、タイ金融当局がいかなる文脈で各段階のFSMPの構想を練り上げたかを分析する際の重要な手がかりとなるからである。FSMPの起源を踏まえて本節で整理した6つの目標を手がかりとして、次節以降では各段階のFSMPに焦点を当て、それらの目標の形成過程を示す。

第2節 FSMP I における目標の形成過程

1. FSMP I の3つの特徴

2004年開始のFSMP I では、前節で整理した6つの目標のうち、(1)金融機関システムの効率性、コストおよび競争の改善、(2)消費者保護の改善、(3)金融アクセスの改善の3つを主な目標とした(第1表参照)。本節では、タイ金融当局がいかなる文脈でFSMP I の構想を練り上げ、それらの目標を設定するに至ったかを示す。

はじめに、FSMP I の際立つ特徴として、3点強調しておきたいことがある。第一に、経済成長促進を目的として、实体经济部門への資金供給円滑化のために金融機関の効率性や健全性の改善を図ったことである。プリディヤトーン中銀総裁も、2002年1月の「金融システムの現代化：新世紀の課題」会議の開会挨拶で、FSMP I は金融センターとなることや金融機関自体のための発展を意図するものではなく、实体经济に奉仕するための金融改革であると述べている¹⁴。

¹⁴ BOT (2006) p.33

第二に、間接金融の改革に集中したことである。たとえば、2001年7月に直接金融市場の育成はFSMP Iの論点から除かれた¹⁵。もちろん、タイ金融当局は直接金融の重要性を軽視したのではなく、FSMP IIの段階になってから再びとりあげようとしていた¹⁶。要するに、FSMP Iでは間接金融の立て直しに集中したわけである。

第三に、商業銀行（以下、商銀）を中心とする金融コングロマリットの立て直しを主眼としたことである。金融コングロマリットの親銀行から系列FC（Finance Company）への迂回融資は、不動産や株式の資産バブルを引き起こし、バブル崩壊によって海外投資家の信認を失いやがて通貨危機発生に至った。この経緯を鑑みると¹⁷、改革が金融コングロマリットの解体や弱体化へ向かわなかったのは興味深い。

これら3つの特徴を踏まえると、FSMP Iは、間接金融とりわけ商銀を中心とする金融コングロマリットの立て直しによって、実体経済部門への円滑な資金供給を図った改革プランであると整理できよう。次項以下では、FSMP Iの3つの目標の形成過程を順に示す。

2. 金融機関システムの効率性改善と消費者保護改善

FSMP Iでの3つの目標のうち、(1)金融機関システムの効率性、コストおよび競争の改善と(2)消費者保護の改善という2つの目標は、それぞれ金融システムマスタープラン（FSMPの仮称プラン）の金融市場改革（金融再編）と金融監督改革（金融コングロマリットの監督改善）という2つの目標を引き継ぐものであった。

仮称プラン策定時、タイ政府はIMFからの救済融資を受けており、それに紐づけされたコンディショナリティーを遵守する必要がある。コン

¹⁵ BOT (2006) p.iv

¹⁶ BOT (2006) p.16

¹⁷ 親銀行から系列FCへの迂回融資が不動産バブルを引き起こした資金経路については、布田（2008a）を参照

ディショナリティーには、不健全な地場金融機関の整理統合も含まれており、外資系金融機関によるM&Aの規制緩和も課題とされていた。

このこともあいまって、タイ金融当局は将来的な国際競争に備え、商銀と他の金融機関との業務分野を超えた競争促進によって、地場金融機関の競争力改善を図った¹⁸。その際、護送船団方式ではなく市場メカニズムに基づく金融市場改革を指向し、競争促進の結果としての金融機関の市場淘汰も容認する方針を決定した。一方、規模の経済性（Economy of Scale）を高めるため、金融機関同士の合併も推奨した¹⁹。このように、タイ金融当局は、競争力改善のための金融再編をFSMP Iの重点目標のひとつに設定した²⁰。

一方、仮称プランで金融コングロマリットの監督改善を目標設定した背景として、危機後の世銀勧告を指摘できる。1999年に世銀は、BIS（Bank for International Settlements）のバーゼル・コア・プリンシプルに基づき²¹、タイの銀行監督制度の評価を実施した。そして、タイの金融当局に関して、連結ベースの金融監督すなわち金融コングロマリットに対する銀行監督において国際基準を満たしていないと結論付けた²²。具体的には、1992年商業銀行法や1979年金融業法といった現行法では、金融コングロマリットの監督権限をタイ中央銀行（以下、タイ中銀）へ付与していないことを問題視した²³。

¹⁸ BOT (2001) p.59

¹⁹ BOT (2006) p.23。リテールバンクについては、次項を参照。

²⁰ タイ金融当局は、地場商銀、制限付き免許銀行（restricted-licensed banks）、オフショア銀行（International Banking Facilities：IBFs）、スーパーFCs、FCs、証券会社（Securities Companies：SCs）、クレジットフォンシエ（Credit Foncier companies：CFs）の業務分断規制緩和すなわちこれらの業態を超えた競争を促進していた（BOT, 2001：p.59）。

²¹ バーゼル・コア・プリンシプル（実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則）については、BISウェブサイト（<https://www.bis.org/press/p970409.htm>、2019年10月21日アクセス）を参照。

²² BOT (2003) p.45

²³ BOT (2003) p.46

世銀勧告を受けてタイ中銀とタイ財務省は、金融コングロマリットに対する銀行監督の国際基準を満たすべく、金融機関事業法（the Financial Institutions Business Act）の草案作成を開始した。こうして金融コングロマリットの監督改善も、金融システム改革の重点目標のひとつとなった。

ただし既述のように、仮称プランの2つの目標を引き継いだFSMP Iでは、金融コングロマリットという経営形態の弱体化ではなく、むしろその立て直しを主眼としていた。実際、金融コングロマリットは、金融再編によって規模の経済性のみならず後述するような範囲の経済性（Economy of scope）も享受するとともに、監督改善によって健全性を高めたと言える。

金融コングロマリットの立て直しを図った背景を理解するためには、2001年7月の改革対象範囲縮小決定に注目すべきであろう²⁴。タイ金融当局は、タイ中銀監督下の実質的な預金受入金融機関である商銀、FCs、CFsそしてIBFsのみにFSMP Iの改革対象範囲を縮小した。この縮小措置は、間接金融の主な担い手の改革を優先させることに他ならず、タイ金融当局の次の4つの認識に基づいて行われた。

第一に、国内資金調達における間接金融の比重は低下傾向にあるとはいえ、タイでは依然として商銀を中心とする間接金融優位の経済であること。第二に、商銀の利益は2000年以降黒字であり、遅々としている行内改革を進める好機であること。第三に、商銀は広大な支店網を保有しており、証券や保険を含む金融商品の販売機関として絶対的に優位であること。最後に、直接金融市場の育成は、タイ証券取引所（the Stock Exchange of Thailand：SET）の資本市場マスタープランですでに取り組みられていること。これら4つの認識の下でタイ金融当局は、FSMP Iで商銀を中心とする間接金融の立て直しを図ったのである。

FSMP Iの象徴的な政策として知られるワンプレゼンス・ポリシー

²⁴ BOT (2006) pp.3-4

(One-Presence Policy) も、金融コングロマリットの立て直しの特徴を色濃く持つ。これは、各金融コングロマリットの預金受入金融機関を1つのみに限定する政策である。金融グループ内の系列金融機関間の規制裁定 (regulatory arbitrage) を抑制することで、金融コングロマリット全体としての健全性を高める効果がある²⁵。

それまでタイ金融当局がバブル化を懸念し商銀の融資拡大を規制したとしても、金融コングロマリットは商銀と比べて規制の緩い系列金融機関経由で融資を拡大できた²⁶。この規制裁定とそれにとまなう融資競争の激化もあいまって、バブル崩壊後、FCsやCFsは多額の不良債権を抱えることになった。その影響を受けて、金融コングロマリット全体の経営状況も深刻化し、金融危機へとつながった。

上記の反省を踏まえてタイ金融当局は、金融コングロマリットの預金受入機能を系列商銀1行に集中させるワンプレゼンス・ポリシーを実施した。分かりやすく言い換えれば、他の系列金融機関の信用創造機能を停止させることで貸付能力に一定の歯止めをかけ²⁷、金融コングロマリット全体の健全性を高めたのである。

ただし、ワンプレゼンス・ポリシーに関して、タイ金融当局が金融コングロマリットの監督改善以外の意義付けもしていたことは注目に値する。ワンプレゼンス・ポリシーは必然的に同一グループ内の預金受入業務の重複を解消する金融再編策であり、範囲の経済性を最大化する手段としても

²⁵ BOT (2006) p.14, 22.

²⁶ 通貨金融危機前、タイ中銀は金融コングロマリットによる規制裁定を把握しており、系列FC経由での迂回融資を抑制する必要性を認識していた。ただし、タイ金融当局は地場金融機関間の競争を促進しており、寡占的な銀行市場を効率化するためにも、独立系大手FCの育成による商銀への転換を急務とし、FCに対しては商銀と比べて規制面で優遇する傾向にあった。また、独立系FCと系列FCに異なる規制を課すことは、逆に公正な競争を妨げることになるためできなかった。このタイ中銀の信用秩序維持政策の詳細については、布田 (2008b) を参照。

²⁷ 厳密に言えば、系列金融機関の貸付能力が全くなくなるわけではないため、ワンプレゼンス・ポリシーは規制裁定の完全防止策ではない。

意義付けできる²⁸。すなわち、タイ金融当局は、金融監督改善と金融再編の一挙両得を狙ったと言える。そして、それらはいずれも金融コングロマリットの立て直しに資するものであった。

本項で示したように、FSMP Iは、間接金融とりわけ商銀を中心とする金融コングロマリットの立て直しを図った改革プランであると特徴付けられる。次項では、FSMP Iは实体经济部門への円滑な資金供給を図った改革プランでもあることを示す。

3. 金融アクセスの改善

既述のように、FSMPの仮称プランは2002年施行予定であった。ただし実際には、金融機関システム開発プラン（FSMP）に改称されるとともに、予定より2年遅れて2004年の施行となった。この遅延の背景としては、2001年1月の総選挙で大勝したタクシン率いるタイ愛国党による政権交代の影響を指摘できる。

タクシンは、デュアル・トラック政策（Dual track policy）と呼ばれる、内需拡大と輸出部門のいっそうの振興によって経済成長を目指す新たな経済成長戦略を唱えていた。この政策スローガンの特徴は、伝統的な農村経済と近代的な都市経済の併存いわゆる二重経済をタイ経済の特徴とみなし、それら農村・都市間のバランスに腐心する点にある²⁹。

具体的には、農家の伝統的な知識や技術を活用し、新商品やそれを制作する中小企業（Small and Medium Enterprises：SMEs）を作り出すことを試みる。そうすることで、農業外の副業所得を増大させ、都市より貧しい傾向にある農村の低所得者の自立的発展を促そうとしたわけである³⁰。

一方、政権交代後の2001年8月にプリディヤトーン中銀総裁は、FMSP立案に関わる中銀内部の金融機関政策グループ（Financial Institutions

²⁸ BOT (2006) p.14

²⁹ 三重野・布田 (2010) p.226

³⁰ 辻井 (2004) p.12

Policy Group : FIPG) に対して、タイ同様に二重経済の特徴を持つ国々の金融制度の比較調査を行うよう求めている³¹。新政権の意向を踏まえたことを明示しているわけではないとはいえ、この時点でタイ金融当局が農村の低所得者支援という政権方針に沿った論点をFSMPに新たに加えようとしたことを推察できる。このように、2001年に新たな論点を加えられた改革プランは、当初予定の2002年実施を見送ることとなった。

その後も二重経済に関する様々な調査の過程で、農村のみならず都市においても低所得者の銀行借入困難という金融アクセス問題が浮き彫りとなった³²。また、FSMPの運営委員会 (the Steering Committee) によるCSN & Associates社への委託調査の結果、SMEsの資金調達困難という問題も明らかとなった³³。以上の経緯を経て、農村と都市の低所得層およびSMEsの資金調達問題に取り組むため、金融アクセスの改善もFSMP Iの重点目標に加わった。

金融アクセス改善の具体案として提示されたのは、リテールバンク (Retail Bank) という新しい種類の金融機関の創設であった³⁴。これは、FCsやCFsを正式な預金受入金融機関に改組して信用創造機能を持たせることで、農村や都市の低所得者あるいはSMEsの借入需要に柔軟に対応させることを意図したと言える。

ただし、FSMP I 施行後の2006年末時点で、いずれも金融コングロマリットである地場商銀14行に対して、リテールバンクはわずか2行のみであった (第2表)。この事実からも、FSMP I の政策効果を考慮する際には、(3)金融アクセスの改善よりも、(1)金融機関システムの効率性、コストおよ

³¹ BOT (2006) p.iv

³² BOT (2006) p.9

³³ BOT (2006) p.10。FSMPの運営委員会の委託を受けて、CSN & Associates社は家計 (4,800名対象) や企業 (1,190社対象) の金融サービスに対する満足度認識を調査した。

³⁴ BOT (2006) p.23

第2表 中銀監督下の主な金融機関数の推移

	2003年末	2006年末	2009年末	2012年末	2015年末	2018年末
地場商銀	13	14	14	14	14	14
外銀子会社	—	1	1	1	4	4
リテールバンク	—	2	2	1	1	1
外銀支店	18	17	15	15	12	11
FCs	18	6	3	2	2	2
CFs	5	4	3	3	3	3
合計	54	44	38	36	36	35

(資料) タイ中銀ウェブサイト Summary Statement of Assets and Liabilities
(<https://www.bot.or.th>、2019年10月25日アクセス) から作成

び競争の改善と(2)消費者保護の改善という目標により注目すべきであろう。

とはいえ、国際金融史の視点から危機後の金融システム改革の類型化を試みる際には、(3)金融アクセスの改善という目標設定も重要な意義を持つ。というのも、この目標設定を根拠として、FSMP I は実体経済部門への資金供給という本来の補佐的役割に金融機関を回帰させる試みでもあったと明確に意義づけられるからである。とりわけ、危機前にバブル化を助長したFCsやCFsを金融アクセス困難な低所得者層やSMEsへの貸付機関として活用しようとする試みは、その画期性を認められるだろう。

以上のFSMP I の目標の形成過程に関する分析を通じて、FSMP I は間接金融とりわけ商銀を中心とする金融コングロマリットの立て直しによって、実体経済部門への円滑な資金供給を図った改革プランであることを本節で示した。次節では、FSMP II で新設された目標の形成過程を分析する。

第3節 FSMP II における新設目標の形成過程

1. 金融関連情報の集中管理体制の形成

2010年開始のFSMP II で新たに設定された重点目標は、(4)金融インフラ

の強化である（第1表参照）。本節では、FSMPの変遷過程におけるFSMP IIの特徴に関心を持つため、この新設目標の形成過程に焦点を当てたい³⁵。とはいえ、(4)金融インフラの強化の必要性についてはFSMP Iでも言及されており³⁶、既述のように、その元をたどれば仮称プランの先代プランである金融システムマスタープラン（1995-2000）でも重点目標とされていた。

一般的には金融関連法制や決済システムを主な金融インフラとみなすが、タイではそれら同様に金融関連情報の集中管理も重要な金融インフラであると早くから認識してきた。国家信用報告機関によれば、その起源は1961年まで遡る。同年、タイ銀行協会（Thai Banker's Association：TBA）がタイ中銀と顧客の信用データセンター（credit data center）設立に関する議論を開始している³⁷。

1964年にタイ中銀は中央信用登録（the Central Credit Registration）を開始し、それ以降の長年にわたって、タイ財務省や証券取引委員会（the Securities and Exchange Commission：SEC）と協力しながら、信用データセンター設立を目指してきた。そして、FSMPの仮称プランの先代プラン（1995-2000）において、信用情報センターの設立構想を重点目標に設定した。

ただし、翌年1996年のバブル崩壊から始まった通貨金融危機の影響で上

³⁵ タイ金融当局は、FSMP IIの顕著な特徴を①金融システム全般の事業コスト削減、②競争と金融アクセスの促進、③金融インフラの強化の3点に整理している（BOT, 2009a：pp.4-10）。当然、FSMP IIにおいても(1)金融機関システムの効率性、コストおよび競争の改善という目標に沿った改革（外資系商銀に対する参入規制緩和など）は着実に強化しており、それ自体は重要な論点である。ただし本稿では、各段階のFSMP内容の情報提供ではなく、FSMPの変遷過程の分析を目的とする。ゆえに、上記のうち、金融アクセスの改善と金融インフラの強化の組み合わせ、すなわち金融アクセス改善のための信用情報システム活用促進の事例を掘り下げる。

³⁶ BOT（2006）p.15。

³⁷ 国家信用報告機関ウェブサイト（<https://www.ncb.co.th/about-us/history-en>、2019年10月26日アクセス）。

記の設立構想の実現はしばらく先送りされ、3年後の1999年にタイ中銀とTBAの共同出資で中央情報サービス会社（the Central Information Company）を設立した。その後のいくたびかの関連業種とのM&Aを経て、2005年には国家信用報告機関（the National Credit Bureau：NCB）へ改称した。このように、FSMP IIの構想開始の2007年までに金融関連情報の集中管理という意味での金融インフラを官民共同で既に整備していた³⁸。

2. 金融アクセス改善のためのNCB活用

FSMP IIの構想開始は2007年時点であり（第1表参照）、その時点でタイの金融関連情報の集中管理体制は、国家信用報告機関（NCB）のもとで一定程度整っていた。そこで、タイ金融当局は、農村や都市の低所得者層やSMEsの金融アクセス改善を推進するために、NCBの活用を図るとともに信用情報システムのさらなる改善に取り組むこととした³⁹。

具体的には、NCBに収集された債務者の信用情報に関して、データ開示形式の開発によって金融機関の簡単かつ迅速なデータ・アクセスを支援したり、データ・プーリング（Data pooling）・システム開発によって金融機関のリスク管理を支援したりした⁴⁰。これは、低所得者層やSMEsへの貸付の際に大きな負担となる金融機関の審査コストを削減する効果を持つ。このように、タイ金融当局はFSMP IIにおいて、(3)金融アクセスの改善のための(4)金融インフラの強化に積極的に取り組んだ。

上記の経緯を踏まえると、FSMP IIはFSMP Iの継承および強化を基本としつつ、(4)金融インフラの強化という新たな重点目標を通じて、農村や都市の低所得者層やSMEsの金融アクセス改善にさらに注力した改革プラン

³⁸ NCBは株式会社であり、地場商銀、政府系金融機関、民間企業が出資している。2019年10月27日時点の取締役会議長は、財務官僚のPrapas Kong-Led氏である。

³⁹ BOT (2009a) p.8

⁴⁰ BOT (2009b) p.34、BOT (2013a) p.25、BOT (2013b) p.10

であったと言えよう⁴¹。次節では、FSMPⅢで新たに設定された目標の形成過程を分析しつつ、3段階に渡るFSMPの変遷過程の特徴を整理する。

第4節 FSMPⅢにおける新設目標の形成過程

1. 中所得国の罠への危機意識の高まり

2016年開始のFSMPⅢでの新設目標は、(5)ASEAN域内の貿易投資連結性の強化と(6)デジタル化である(第1表参照)⁴²。タイ金融当局がFSMPⅢで上記の2つの新たな重点目標を設定した背景には、タイの持続的経済成長に関するかなりの危機意識がある。この危機感の元を辿ると、世銀の東アジア太平洋地域担当のチーフエコノミストであるギルとカラスの提唱した中所得国の罠(the middle income trap)という論点に行き着く⁴³。

中所得国の罠とは、新興国が高所得国までは発展できずに中所得国の段階にとどまってしまう傾向にあることを指す。ギルとカラスは、ラテンアメリカや中東の轍を踏まずにアジア新興国が高所得国へ移行するためには、規模の経済性を発揮する必要性を強く主張する⁴⁴。

具体的には、収穫逡増の生産関数と多様性嗜好の消費関数の仮定を置く

⁴¹ 紙面の制約のため本稿では省くが、2010年5月のバンコク騒乱、2011年7月のタクシンの妹であるインラック率いるタイ貢献党による政権奪取、同年10月の米担保融資制度、2012年4月と2013年1月の法定最低賃金引上げ、2014年5月の憲法裁判所の違憲判決によるインラック首相失職、軍によるクーデターなど、FSMPⅡの時期は大きな政治的混乱もあいまって、低所得層やSMEsへの経済的配慮を重視しなければならぬ事情もあった。

⁴² タイ金融当局は、FSMPⅢで4つの目標(①デジタル化と効率化(Digitization & Efficiency)、②地域化(Regionalization)、③金融アクセスの改善(Access)、④金融インフラ整備(Enablers))を設定した。そして、①と②の達成によって競争的(Competitive)、①と③の達成によって包摂的(Inclusive)、②と④の達成によって連結的(Connected)、③と④の達成によって持続可能的(Sustainable)なタイ金融システムに改革することを目的としている(BOT, 2016: p.4)。

⁴³ Gill, I., and H. Kharas (2007) pp.17-18

⁴⁴ Gill, I., and H. Kharas (2007) p.8

新貿易理論の観点から⁴⁵、自国特有の製品の生産および輸出に特化することで、生産量拡大にともなう平均費用の低下を通じた規模の経済性の発揮を提案する。また、知識を生産要素とする収穫逓増の生産関数の仮定を置く新成長理論の観点から、R&Dなどによるイノベーションを通じた規模の経済性の発揮も提案している。

ただし、ギルとカラスは、アジア新興国が規模の経済性を発揮できなければ、活発な持続的経済成長は途絶えて中所得国の罠に陥るとも警告した。この警鐘は、アジア新興国の政策担当者の危機意識を芽生えさせた。

その後、2000年代後半から2010年代前半にかけて、中国本土やASEAN全体の年平均名目GDP成長率は急減する（第3表参照）。同時期のタイでも、その値は10%から5%へと半減した。さらに、景気変化の実態をより表す年平均実質GDP成長率は、それまでと比較すると3%という低水準で停滞するようになった。こうして、タイの経済テクノクラートの中所得国の罠に対する危機感は切迫したものとなり、2010年代になるとさまざまな成長戦略の議論が盛んとなった⁴⁶。

2. ASEAN域内の貿易投資連結性の強化

2013年、タイ中銀は『年次報告書（Annual Report）2012年版』で初めて、

⁴⁵ 収穫逓増を直観的に説明すれば、働けば働くほど、仕事の効率性が増していくことを指す。つまり、もう1時間だけ働いて得られる生産量（労働の限界生産性）は、働くほど増えていく。視点を変えれば、生産量を増やすほど、もう1個だけ生産する際にかかる費用（限界費用）は減少していくということになる。この結果、生産量1個当たりの費用（平均費用）は低下していく。ゆえに、生産量を増やすほど平均費用は低下するので、規模の経済性が発揮される。また、多様性嗜好の消費関数を直観的に説明すれば、ある商品についてバラエティーに富んでいる方が消費者の満足度は高くなることを指す。たとえば、居酒屋で様々な種類の地酒を味わえると満足度が高くなる例をあげられよう。

⁴⁶ 中所得国の罠に関する国際的な議論ならびにタイ国内の議論（成長戦略含む）の推移や背景事情については、議論の詳細な過程を体系立てて整理している末廣（2018）を参照。

第3表 地域別GDPの年平均成長率

名目値	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2018
東アジア太平洋・南アジア	17%	11%	- 2%	4%	9%	7%	6%
中国本土	3%	12%	10%	13%	22%	14%	7%
日本	22%	12%	- 4%	0%	2%	- 4%	4%
ASEAN	6%	14%	- 4%	8%	13%	6%	7%
タイ	17%	14%	- 7%	8%	10%	5%	8%
CLMV	-19%	29%	7%	9%	19%	11%	8%
欧州・中央アジア	17%	2%	0%	12%	5%	3%	4%
北米	7%	5%	6%	5%	3%	4%	4%
ラテンアメリカ・カリブ海	7%	11%	2%	1%	11%	5%	2%
中東・アフリカおよびその他	1%	2%	4%	9%	11%	7%	3%
世界合計	12%	5%	1%	7%	6%	5%	5%

実質値	1985-1989	1990-1994	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2018
東アジア太平洋・南アジア	6%	4%	3%	4%	4%	5%	5%
中国本土	9%	13%	9%	9%	11%	8%	7%
日本	5%	1%	1%	1%	- 1%	1%	1%
ASEAN	7%	7%	2%	5%	5%	5%	5%
タイ	10%	8%	0%	6%	3%	3%	4%
CLMV	3%	9%	7%	8%	8%	6%	7%
欧州・中央アジア	3%	0%	3%	2%	1%	1%	2%
北米	4%	2%	4%	2%	1%	2%	2%
ラテンアメリカ・カリブ海	3%	4%	3%	2%	3%	3%	1%
中東・アフリカおよびその他	2%	2%	4%	4%	4%	4%	3%
世界合計	4%	2%	3%	3%	2%	3%	3%

(注) 実質GDPについては、2011年を基準年とし、ドル建て換算。

(資料) WB. World Development Indicators (<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>、2019年10月29日アクセス)、より筆者作成

中所得国の罨に陥っているとの認識を示した⁴⁷。この認識の下、当報告書では、2015年のASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community：AEC）設立を見据えて、ASEAN諸国とりわけCLMVとの協力による貿易投資の連携強化を提唱した⁴⁸。

中所得国の罨からの脱却策として、タイよりもGDP成長率の高い

⁴⁷ BOT (2013a) p.60

⁴⁸ BOT (2013a) p.8。AECの構想過程も含めた詳細な解説については、石川 (2016) を参照。

CLMVとの経済関係を深める狙いを読み取れる（第3表参照）。貿易面の連携強化政策は、輸出市場の拡大をもたらすため、新貿易理論に基づく規模の経済性発揮に有益な政策と言える。

ここで、AECの特筆すべき特徴は、貿易面より直接投資面の連携強化にあることを強調しておきたい。というのも、石川（2016）の指摘するように、2002年に提案されたAEC構想の元を辿ると、直接投資受入れ先としてのASEANの魅力が中国とインドの台頭によって希薄化してしまうというシンガポールの危機感に端を発するからである⁴⁹。

この流れを踏まえて、タイ金融当局はAEC設立に備えて、タイ企業の対外直接投資（海外進出）促進のための資本取引自由化を進めた⁵⁰。その際、自国への対内直接投資誘致ではなく、GDP成長率の高いCLMVを含む他のASEAN諸国への対外直接投資促進を重視した点が特徴的と言える。

同様に、タイの金融機関の活路についても、国内ではなくCLMVを含むASEAN地域に見出そうとした⁵¹。その際、注目したのが、本稿冒頭のはしがきで紹介した適格ASEAN銀行（Qualified ASEAN Banks：QABs）制度であった。当該制度は、AECにおけるASEAN金融連携の取り組みであり、実現に向けて2012年に大きな進展をみせた⁵²。

QABs制度とは、ASEAN諸国の2国間合意によって、一定の条件を満たす相手国銀行に自国銀行と同水準の自由な営業を認めることを指す。この取り組みは、ASEAN域内の貿易投資拡大のみならず、ASEAN諸国の金融機関同士の競争による効率性向上ももたらす。そこで、タイ金融当局はいち早く、QABs制度に合わせた自国の商銀ライセンス付与制度改革を考慮し始めた⁵³。そして、FSMPⅢの新設目標の(5)ASEAN域内の貿易投

⁴⁹ 石川（2016）26頁

⁵⁰ BOT（2013a）p.8

⁵¹ BOT（2016）p.25

⁵² BOT（2016）p.68

⁵³ BOT（2013a）p.8

資連結性の強化における柱としてQABs制度を提示したのだった。

3. デジタル化

FSMPⅢでのもうひとつの新設目標は、(6)デジタル化である。これは、2016年4月のデジタル経済社会開発計画を踏まえた案であり⁵⁴、中所得国の罫からの脱却策と位置付けているとみなせる。デジタル化はイノベーションをもたらすため、新成長理論に基づく規模の経済性発揮に有益な政策であると言える。

ここで、FSMPⅢにおけるデジタル化の代表例として、本稿冒頭のはしがきで紹介した相互運用QRコード決済制度（Interoperable Quick Response Code for Payments）に注目したい。これは、ASEAN諸国の2国間合意によって、相手国で自国の現地通貨での電子マネー決済を可能とする決済制度である。

QRコード決済の国際的活用は、(6)デジタル化のみならず、これまでのFSMPでの目標の多くを満たす（第1表参照）。(1)に関しては、従来の銀行振込と比べて決済コストが大幅に削減されるため、その効率性は大幅に改善される。また、金融機関以外の参入も容易であり、競争もかなり促進されることになる。(3)に関しては、スマートフォンさえあれば利用できる金融サービスでありその手数料もかなり低いため、低所得層やSMEsの金融アクセスは改善する。

(4)に関しては、決済システムの拡充という点で金融インフラ強化につながる。(5)に関しても、イノベーションを起こす可能性のあるベンチャー企業が、為替リスクを心配することなく国境を越えてASEAN域内の貿易や投資を活発に行うことにもつながる。このように、(6)デジタル化は、中所得国の罫からの脱却策として多様な効用をもたらすと言える。この点に注目して、タイ金融当局は(6)デジタル化もFSMPⅢの重要な新設目標に掲げ

⁵⁴ BOT (2016) p.29。タイのデジタル化戦略については、大泉 (2017) を参照。

たのだった。

以上のように、本稿ではFSMP I からⅢまでの各段階での新設目標に焦点を当てつつ、構想の発端からASEAN金融連携重視に至るまでのFSMPの変遷過程を分析した。分析の小括として、危機後の金融システム改革の類型化を図る国際金融史の視点から、FSMPの変遷過程の特徴として次の5点を指摘しておきたい。

第一に、リアクティブな危機再発防止策の後に、プロアクティブな金融システム改革に取り組んだこと。第二に、間接金融とりわけ商銀を中心とする金融コングロマリットの立て直しをはかったこと。第三に、金融業の再興ではなく実体経済部門への円滑な資金供給を目的としたこと。第四に、金融インフラとしての金融情報の集中管理に取り組んだこと。第五に、中所得国の罫からの脱却のため最新の経済理論に基づき、ASEAN域内の貿易投資の強化やデジタル化を推進するため、ASEAN金融連携を重視したことの5点である。

それゆえ、他のASEAN諸国の国内金融システム改革プランにおいて、上記の5点はいかなる様相を呈しているのかを今後の課題としたい。また、FSMPは最重要金融システム改革プランであるとはいえ、危機後の様々な金融システム改革の一部にすぎない。そのため、本稿では対象外とした金融法制度改革の分析も⁵⁵、今後の喫緊の課題としたい⁵⁶。

参考文献

- 赤羽裕 (2016) 「金融サービスと資本市場の統合」 石川幸一・清水一史・助川成也編著『ASEAN経済共同体の創設と日本』文真堂。
- 石川幸一 (2016) 「ASEAN経済共同体の創設とその意義」 石川幸一・清

⁵⁵ タイ通過金融危機後の金融法制改革に関しては、金子 (2004) や今泉 (2007) を参照。

⁵⁶ 本研究は、JSPS 科研費19K01774 (「金融危機の波及と金融センターの頑健性・脆弱性：ネットワーク理論適用と比較史的分析 (研究代表者：東北大学経済学研究科准教授 菅原歩)」) の助成を受けたものである。

- 水一史・助川成也編著『ASEAN経済共同体の創設と日本』文真堂。
- 今泉慎也（2007）「アジアの金融法則：金融自由化の新たな局面へ」（金融庁『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』所収）。
- 大泉啓一郎（2017）「[タイランド4.0] とは何か（前編）：高成長路線に舵を切るタイ」『環太平洋ビジネス情報RIM』、vol. 17、No. 66。
- 金子由芳（2004）『アジア危機と金融法制改革：法整備支援の実践的方法論をさぐって』信山社。
- 末廣昭（2018）「中所得国の罨」の克服：「タイランド4.0」とタイ大企業の対応能力、『経済志林』第85巻4号。
- 辻井博（2004）「タイのデュアル・トラック経済発展戦略の発展パラダイム転換と経済発展への好影響」（農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書』所収）。
- Hyun Song Shin（2010）, *Risk and Liquidity*, Oxford University Press, New York. [大橋和彦・服部正純訳,（2015）『リスクと流動性：金融安定性の新しい経済学』東洋経済新報社。
- 布田功治（2008a）「タイ金融構造分析：重化学工業化から通貨危機へ」『歴史と経済』第198号。
- 布田功治（2008b）「タイ中央銀行の信用秩序維持政策：金融3法改正から通貨危機直前まで」『アジア研究』第54巻第4号。
- 三重野文晴・布田功治（2010）「タイ金融システムの変容：国際経済環境の変化、成長戦略との相互関係」国宗浩三編『国際資金移動と東アジア新興国の経済構造変化』IDE-JETRO アジア経済研究所。
- 三重野文晴（2015）『金融システム改革と東南アジア：長期趨勢と企業記入の実証分析』勁草書房。
- BOT（2001）, *Supervision Report 2000*, BOT.
- BOT（2003）, *Supervision Report 2001-2002*, BOT.
- BOT（2006）, *Thailand's Financial Sector Master Plan Handbook*, BOT.
- BOT（2009a）, “The Financial Sector Master Plan Phase II（Executive

Summary)”。

BOT (2009b), *Supervision Report 2008*, BOT.

BOT (2013a), *Annual Report 2012*, BOT.

BOT (2013b), *Supervision Report 2012*, BOT.

BOT (2016), *Financial Sector Master III (2016-2020)*, BOT.

IMF (1997), “IMF Approves Stand-by Credit for Thailand”, Press Release No. 97/37 (August 20, 1997).

Gill, I., and H. Kharas (2007), “The Unfolding of a Renaissance”, in Gill, I., and H. Kharas et al., *An East Asian Renaissance : Ideas for Economic Growth*, the World Bank, Washington, DC.

Stiglitz, Joseph (1998), “The Role of International Financial Institutions in the Current Global Economy”, Council on Foreign Relations, Chicago, February 27th.

Suehiro, Akira (1989), *Capital Accumulation in Thailand, 1855-1985*, Tokyo : The Centre for East Asian Cultural Studies.

ウェブサイト

国家信用報告機関ウェブサイト

(<https://www.ncb.co.th/about-us/history-en>)

タイ中銀ウェブサイト (<https://www.bot.or.th/>)

執筆者紹介

石川 幸一	亜細亜大学	アジア研究所	特別研究員
藤森 浩樹	亜細亜大学	アジア研究所	特別研究員
玉村 千治	帝京大学	経済学部	教授
藤村 学	青山学院大学	経済学部	教授
助川 成也	国土舘大学	政経学部	准教授
春日 尚雄	都留文科大学	地域社会学科	教授
野沢 勝美	亜細亜大学	アジア研究所	特別研究員
赤羽 裕	亜細亜大学	都市創造学部	教授
南原 真	東京経済大学	経済学部	教授
布田 功治	亜細亜大学	経済学部	講師

(アジア研究所・アジア研究シリーズNo.101)

創設50周年を迎えたASEANの課題と展望

2020年3月15日 発行

発行者 亜細亜大学アジア研究所

〒180-8629 東京都武蔵野市境5-8 ☎0422(36)3415

e-mail:ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 (株)静和堂

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-39-4 ☎03(3370)7184

IAS Asian Research Paper No.101

The Institute for Asian Studies

ASIA UNIVERSITY

TOKYO JAPAN